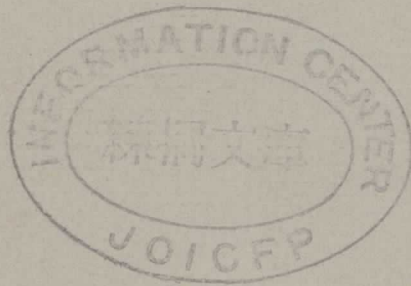


新生活運動の指針



人口問題研究会

本書は、昭和三十年七月財団法人人口問題研究会において開催の
第一回新生活指導幹部講習会の講義速記を集録発行したものである。

財団法人人口問題研究会
理事長 永井

享

新生活運動の指針

人口問題研究会

目 次

新生活運動の趣旨	人口問題研究会理事 長経済学博士	永	井	亨	1
新生活運動と人口問題	人口問題研究所 総務部長	館		稔	11
健康保険の現状と当面の諸 問題	厚生省保険局 健康保険課長補佐	岡	本	和夫	34
産業安全について	労働省労働基準局 安全課長補佐	松	沢	春雄	43
新生活運動と家庭問題	中央教育審議会委員 医学博士	山	本	杉	53
社会教育よりみたる新生活 運動	文部省社会教育局 社会教育課長	蒲	生	芳郎	66
現下の性問題	警視庁技師	小	野	常德	79
新生活運動と経済問題	国民経済研究協会 理事長	稲	葉	秀三	97
新生活運動と精神環境	最高裁判所家庭局 医学博士	土	井	正徳	109
新生活運動と社会道德	社会道德協会常任 理事 文学博士	原	富	男	119
母子福祉について	厚生省児童局 母子福祉課長	吉	見	静江	132
公衆衛生と家族計画	国立公衆衛生院長 医学博士	古	屋	芳雄	143
家庭と健康生活	文部省保健体育審 議会委員医学博士	渡	辺	定	149
優生保護法と薬事法	厚生省公衆衛生局 元庶務課長	小	沢	辰男	156
新生活運動と労働運動	慶応義塾大学教授 経済学博士	藤	林	敬三	167
受胎調節および人工妊娠中 絶	横浜市立大学教授 医学博士	森	山	豊	180
家族計画の理念	慶応義塾大学教授 経済学博士	寺	尾	琢磨	189
生活合理化について	早稲田大学教授	今	和	次郎	195
新生活運動の実践要領	人口問題研究所 調査部第四科長	篠	崎	信男	208
わが社の新生活運動の実際	日本鋼管株式会社 労務部厚生課長	朴	秀	雄	222

新生活運動の趣旨

人口問題研究会理事長 経済学博士 永 井 亨

今日まで新生活運動と云われますのは、第一に衣食住の生活改善運動でありました。これは生活の合理化生活の科学化と称して、従来から考えられていたのであります。今日では主婦連合会や地域婦人団体などで、この運動が展開されていますが、そうでなくとも、都道府県や公民館や青年団婦人会などが中心となつて行つている新生活運動も虚礼を廃すとか、無駄を省くとか、年中行事を廃すとか、因襲迷信を打破すとか、レクリエーションをすとか、生活を明るく豊かにすとか、主として消費生活を改善し生活様式を改善する運動であります。財界方面でも、すでに「新生活運動の会」というものを作つて居りますが、これは経済同友会、日経連、経団連、商工会議所の人々によつて作られています。これは主に経営者側の自粛の申し合せで、虚礼の廃止、無駄の排除、時間の厳守、貯蓄の奨励はもとより、自国の生産品を使うことなどでありますし、また最近、政府及び与党が中心になつて「新生活運動」と、しきりに申していますが、目下のところ文部省に於いても何ら成案がないということです。もつとも道義を昂揚したいという点に着眼しているようです。社会教育の一端として、青少年の団体訓練をキャンプ生活を通じて行いたいという計画は出来上つているようですが、新生活運動としては、具体的な点はまだきまらないようです。なるべくならば、超党派的に各党がみなこの運動を展開して貰いたいが、政府や政党の運動でなく、民間から盛り上がった運動にしたいのです。また最近では、厚生省が受胎調節、家族計画の運動を推進していますし、蚊や蠅の駆逐運動も大いに力を入れていますが、これも一つの新生活運動として取り上げられているようです。以上が日本の新生活運動の現状であります。私共はこの何れにも賛成であります。何れにも満足出来ないのです。苟も今日新生活運動というからには、敗戦後十年未だ経済の自立も出来ず、真の民族の独立さえも叶わず、この際何よりも日本の再建、いな新日本の建設を理想とし、目標とする運動で

なければならない。それには有機的な総合的な建設的な、永続的な、運動でなければならない。物心両面に亘つて生活態度を刷新する運動でなければならない。生産、分配、消費につながる生活態勢の刷新運動でなければならない、と私は考えるのであります。

先程、厚生大臣に代つて、木村次官がお話になつた中にありましたように、昨年人口問題研究会が決議をして、家族計画の普及によつて人口の増加を抑制しないと、如何に収容力を高める方策を講じても、人口自らを統制し調節して貰わなければ困るという決議をしたのです。これを参考にして、厚生省の人口問題審議会、これは官設の機関で、私もその委員の一人であります、その審議会に於いても、人口の量的調整をしなければならない、そのためには家族計画を推進しなければならないと決議したのであります。当時全国の新聞が社説に記事にこの決議をとり上げて異常の反響を呼んだのです。これらの決議に基づいて、本研究会は新生活指導委員会を作つて、三回ほど会議を開きました結果新生活運動指導要綱なるものを決議したのですが、これは、先程お配りした人口問題研究会要覧の中に載せてあります。大体、この講習会を開くに当つて、開催要綱中に述べました「趣旨」と大同小異であります。私共の考えでは、苟くも新生活運動というからには、唯今も申した通り、新しい日本を建設するための運動でなければならないと考えます。これを根底に考えていきたいのです。今までの新生活運動では、生活の合理化、科学化をしても、受胎調節による家族計画をしても、それだけでは足りない。そこに理想がなければならないのです。目標のない新生活運動では、永続きしない一時の流行に終つて、やがてしぼんでしまふであります。それではいけない。何か狙いどころがなければならない。私はかねてから考えています。日本の再建を妨げる二大難関は人口の重圧と道義の頽廢であろうと。そこで何よりも人口の重圧を緩和しなければならない。それから道義の頽廢を防止しなければならない。

まず、人口の重圧についてお話すると、最近の調べでは、人口は八千九百万になつて居り、昭和31年は九千万になると見られます。十五年後には、一億を突破するであります。しかし出産率も死亡率も最近著しく低下しまして、

出生率は昭和29年中、人口1,000に対し、20に下つております。それでもイギリス、ドイツ、オーストリアなどと比べれば、まだ高いのであります。これらの国々では大体15前後に減つていますが、死亡率の方は日本は人口1000につき8という数字を示しています。こういう低い国はオランダの7.3を除いてはあまり例がなく、他の欧州諸国は大体10以上です。恐らく将来も6以下に下ることはないでありましょう。昭和29年中の増加人口は、実数に直せば、104万人で、これからは、10年後に至るまでは、8,90万の人口が増えると考えられます。国土は喪失し、資源は不足し、貿易は不振であり、なかなか、輸出国としてイギリスのような立場になるには、容易なことではやつて行けないでしょう。そうすると、容易なことでは日本再建は出来ない。そこにもつて来て、人口の重圧があり、しかも人心は緩んでいるのです。一時は誰も口にした民主的な文化国家又は福祉国家を建てるということも、なかなか、出来ない有様で、一方に於いては、人口の重圧があり、他方では道義の頹廃がある。道義の頹廃といわんよりは寧ろ道義、なにかんずく社会道義が非常に遅れているという状態であります。なお人口の見地から見ましても、昭和29年104万人の増加に止まつたというのも、実は、生まれるべくして生れなかつた、即ち妊娠しながら生まなかつたわけで、妊娠中絶の数が114万件もあつたからです。優生保護法によつて、医者から届けられた数が、それでありましたから、闇から闇に葬られた墮胎の数は、恐らくこれと同じ位の数、少く見てもその半数位になるでありましょう。出生数を遙かに越えているか、少くともそれとおつつかつてあります。妊娠中絶が母体にどれだけ害を与えるかはよく知りませんが、必ずや何分かの悪い影響を与えるでありましょう。昭和27年時の閣議によつて決められたことは、母体を保護するために受胎調節を普及させるといつていましたが、受胎調節が普及すれば普及するほど人工妊娠中絶乃至墮胎が増えたのであります。こういうことが一体、人道上許さるべきことであるかどうか、とにかく、母体の中に育つた胎児を殺すわけです。いつぞや労働大臣の千葉三郎君と会つた時にそのおろした胎児、死んだ胎児を一つ一つ埋葬してやる会社が出来て資金の融通を頼まれたから尽力してやつた、一度現場にも行つて見たが、実に残酷なも

のであるとの事を聞きました。しかし妊娠中絶の大半の原因はみな、受胎調節をして失敗した結果で、もともと生みたくないのですから、妊娠すればおろしてしまうこととなります。だから、失敗しないように受胎調節を指導しなければ成果は上らないのです。政府は保健所や優生保護相談所を通じてやつていませうけれども、それではどうしても手が届かないのです。主婦の方から出かけて来て、受胎調節の方法を教わるといふことでは徹底しません。いな、むしろ、妊娠中絶の相談をもちかける方が多いとの事ですから、これでは何にもなりません。ですから、個別指導による受胎調節を行うことによつて成績を上げ、主婦たちが専門家の指導の下に合理的に計画的に受胎調節を行う、これだ即ち家族計画であります。

こういう運動が国民的に普及すれば、やがて人口の量的調整が行われ、人口問題解決の楔となると考えるのでありますが、しかし、人口を量的に調整しても質的に向上しなければ駄目です。将来の人口問題は量の問題でなく、質の問題であるとさえ申されています。では、如何にして人口の資質を向上させるか。それは心身共に健全な人口を作り上げる以外にないのであります。単に受胎調節による家族計画運動に止まつては、新生活運動の展開は大なる意味がないといふことが、我々の考え方であります。

成る程家族計画即ち計画産児によつて主婦の解放、生活の安定は或る程度期待せられるのでありましょう。しかしそれには生活の設計を立て、予算生活を励行して貯蓄の増強をはかり、衛生を重んじて身体を健康をはかり、育児教育に力を用いて子女の不良化を防ぎ、教養を高めて文化生活を送るのでなければ、折角の家族計画も実を結ばないのでありましょう。まだそれだけでは足りない。旧家族制度に代わる新家庭道徳を打ち立てて家庭の安定、家族の協力を期するのではなければ職場道徳も一般社会道徳も遂に発達しないのでありましょう。社会道徳又は社会道義の確立こそ日本再建の鍵であらうと存じます。しかるに、日本に於いては、その社会道義が顧みられていない。誰も社会人としての自覚すらもつていないのではないかと思われる。それでは、社会道義が進むわけがないのであります。しかし、これにも理由があります。明治の初め、明治8年福沢

論吉先生が「文明論之概略」の中に述べていますが、今までの我々の道德というものは、人の内心に關することであり、私徳であつて、公德ではない。公德即ち社会道德は顧みられなかつた。公德は行為に表われた社会生活の基準になるものでなければならぬ人事の輕重、本末を弁まえなければならぬ。これを弁えて行動するには、叡智が伴われなければならない。叡智すなわち思慮分別が伴わない道德的なものはあり得ない。近世初めのヨーロッパでは、当時の宗教家に悪人が揃つていたわけではなく、心の中は今の宗教家よりも、良かつたかも知れないが、平気でベルセキューション即ち異教徒を迫害し虐殺しておつた。それは叡智が欠けて居つたからである。今日の宗教家は当時の宗教家よりも善人でない人が多いであろうが、なお且つ異教徒を迫害したり、殺害したりしないではないか、というのは、それだけ叡智が進んで來たことを意味するわけで、叡智の伴わない徳義は本当の道德でないというわけです。今日、云われている公德心の、社会道義心の向上ということは、すでに明治10年前後に唱えられていたのです。明治20年前後にも西村茂樹という人が次の如く説いております。今日では、社会組織が一変してしまつたから、昔の忠孝一本の道德では通用しない。自分は考える。東洋の儒教と西洋の哲学、これらを結びつけて、取るものは取り、捨つるものは捨てて、そこに見出される天下の真理に道德の基準を求めて、国民道德を打建てるのでなければ日本の将来は憂慮に堪えないものがあるといつております。これが当時の新しい思想であつて、明治23年に教育勅語が發布された際にも、この新しい思想が採用されたのです即ち「古今ニ通シテ謬ラス、中外ニ施シテ悖ラス」という天下の真理、ここに国民道德の基礎を置こうと書いてあるのでありまして、時の薩長政府や曲学阿世の学者が、国家主義の道德だの、封建時代の忠孝一本の道德だのといつていますが、そういうものではなかつたのです。こう教育勅語を誤解し、曲解して国民に教え、今や当然これを廢止したものの、それに代わる何ものもない。もとより勅語によつて国民道德の基準を立てようなどは今から見れば時代錯誤の甚だしいものであることは云うまでもありません。さて社会道德、公德が発達しない原因は、社会を意識しない、社会人としての意識をもたないからであります。家庭

について見ても同じことで、家庭の意識、家庭人としての意識がないからです。家庭は一国の最小単位なる社会であり、生活共同体であり、共同社会であります。これが基盤とならなければ、到底、日本の再建は出来ません。というのが私の道德観であります。

個々の家庭を見れば、いい家庭もあり、悪い家庭もありましようが、今日では家庭道德の規準が立てられていない。従来は家庭制度がありました。これは封建時代の遺物でありました。しかしその封建時代には、それで家庭の秩序が保たれていました。即ち家長を中心として家庭生活を営んでおりました。家庭はその家長によつて代表されておりました。加うるに家系がどうの、家柄がどうの、門閥がどうのといつて、それで当時の家庭道德たらしめたわけです。しかし今や社会組織は一変しています。そのような家族制度を固守して居りましては、新しい道德は生れて来ません。それにはどうしたらいいか。この点、私の考えは極めて簡単であります。今日、男も女も同じ人間でありまして、能力に於いても何ら差別はありません。男女は平等であります。何人も平等の人格をもつています。それは何人も尊重し合わなければなりません。これは当然であります。人格の尊重、男女の平等の基盤の中に家庭の道德を作り上げることであります。何人も家庭人として自覚し、家庭を最も重しとする道德であります。主人は家長権をふりまわすことは出来ないし、主婦は男女同権をふりまわす訳にはゆきません。家庭に於いてはおのずから分があります。婦人が職場で働くこともいいのですが、家庭内に於いては、それぞれ、妻は妻、夫は夫の分があります。どちらも、重くも軽くもありません。夫婦が協力して責任を持たなければなりません。家族、子供はもとよりのことです。基本的人権などをふりまわす場ではありません。

近頃、新憲法制定以来というものは、ふた言目には自由々々といつて居ります。これは十六、七世紀の頃、主権国家、君主国家が神権をととなえ、君主は神から授かつた権力をもつて居るとして、それに伴われて貴族や僧侶が権力をふるつて居りました。十七、八世紀、特に十八世紀に入りますと、これはいけないとして、市民が勃興した時代ですから、極端な自由主義をととなえ、天賦、自

然の人権とか、自然権とかいつて、神授君権の思想に対抗したのであります。これは当時の個人主義の結晶であります。この人権思想が日本の新憲法に採用され、国民には基本的人権があり、天賦自然の人権をもつていたしたのであります。元来各人が権利をもつということは、社会に対して義務を負うということです。各人が自由をもつということは社会に対して責任を負うということです。責任や義務を忘れ、ルソーの「自然に帰れ」という古い思想を、今日採用しているのです。人権思想を濫用すると社会秩序にどれだけ害を与えるか知れません。いわんや、家庭内で人権をふりまわしては、どうなりますか。これでは家庭の道徳は立ちません。世間では娘を売つたり、売春を強要したりすることを人権のじゆうりんだといいますが、寧ろそれは人道のじゆうりん人格のじゆうりん、社会に対する責任義務のじゆうりんです。いつまでも民主々義を個人主義と考えてはいけません。同じようなことが職場でも云えるのでありましょう。今日の労働者や、経営者が、社会人として、また職場人として自覚していますか。労働者と経営者は互いに利害が違うのですから、闘争することは闘争してよろしいのです。また労資間には相いれない利害があるでしょうから、階級闘争も已むを得ません。しかしそれは合理的な合法的な闘争でなければなりません。その事よりも、元来階級がわかれるというのは、縁もゆかりもないもの同志が階級を作るのでないので、相対立する階級には必ずや共通の利益、共同の目的があります。それが、一つの職場ではありませんか。何よりも職場を重しとして、労働者も経営者も自分だけの階級利益を主張しないで、職場の利益を重しとして考えることです。こうしてこそ闘争が合理化されるのです。今日の闘争は職場はどうなつても、階級の利益を主張することが多いではありませんか。こういうことは、政界でも同じであります。どの政党も議会という自分の職場を思つて、社会国家の利益、国民の利益を中心に論争しなければなりません。ところが、今日ではみな、闘争のための闘争となつています。これを建て直すには、帰するところ家庭の再建以外にないと思います。家庭は消費の単位でもあれば生産の単位でもあり、分配につながっていることは言うまでもありません。家庭は物心両面の生活体であります。その家庭において生活の態

勢、生活の態度を刷新するのではありません、国民の新生活運動は展開しないではありません。それには、まず家庭の負担を軽くしてやることです。主婦が一番負担が重いのです。妊娠し、出産し、子供を教育しなければなりません。ですから主婦の負担を出来るだけ軽くして文化生活を送れるようにしなければならぬわけです。受胎調節によつて家族計画を立てていくということは、一家の経済を多少なりとも軽くして、余裕を作るためでありまして、ただ受胎調節だけをやり、家族の数だけを計画しても、一家の計画、生活の設計を作らなければ駄目でしょう。家計簿をつけて、予算生活をするることによつて、家庭経済を豊かにすることを同時に心掛ければ駄目でしょう。あまり受胎調節とか家族計画とかいつて、あとをかえり見ないでいますと、第一性道徳がゆるむ恐れがあります、この弊害が伴わないということを誰も保証出来ません、これを考えて見ますと、家族計画そのものが、道徳的のものでなければなりません。要するに、家族計画は新生活運動の、到達点ではなく、出発点なのです。目的ではなく手段なのです。目標はそこにはないのでありますから、新生活運動というのは、家族計画の運動に止つてはいけないのでありますし、といひましても、衣食住その他の生活改善乃至生活設計に止まつてもいけないのであります。結局、家庭を再建するより、道はないのであります。家庭の新道徳を打ち建てる、道徳といつても、倫理といつても、道義といつてもいい、秩序といつてもいい、家族の新秩序を打ち建てるのが根本であります。職場もまた然りであります。アメリカでさえ、各職場々々で、倫理綱領を作つて、その運動を行つています。すなわち今までの経営方針とか、労務管理とか、厚生施設とかいうものは、職場に限られて居りました。厚生施設はそうでもないけれども、主として労務管理といつたものは、職場だけに限られて居りました。職場と家庭というものは、直結して密接不可分のものであります。この密接不可分な家庭に対して、何らの手を施さず、労務管理をやりましても駄目であります。よろしく将来は右様に経営方針を一変すべきものと存じます。私共がこの運動に着手したのは、二年前でありまして、当時すでに日本鋼管の川崎製鉄所に於いては、新生活運動と銘うつて、この運動を起しておりました。私共はそこでは

いと教えられました。今では相談をうけてやつています。昭和28年来、受胎調節に於いて、実績をあげていますが、当時は千足らずの世帯を対象としたものですが、妊娠率は三分の一に減り、出生率は五分の一に減っています。一昨年以來は助産婦を二十人も依頼して、五千三百世帯を対象としてやつたのですが、出生率は半減し、妊娠中絶率は八割の減少を示しています。もうすでに成績は着々あがっていますが、今や家族計画から新生活運動へと発展する時であります。そのため昭和30年4月からは生活相談所を特設しまして、山本杉、山室民子、久米愛の三女史を聘して生活相談乃至法律相談を担当してもらっております。元來受胎調節は、国内諸所の企業体において行われて居りますが、それだけでは、新生活運動とは云えなのです。それなら、どうしたらいいかと申しますと、繰返して申上げた通りであります。結局は各会社、職場で、いろいろと行き方や伝統がお有りのことと思いますから、各会社で工夫して行くより仕方ありません。要は職場と家庭とを直結することです。それには主婦を組織化しなければなりません。日本鋼管でも完全に主婦の組織が出来上つて居ります。新生活の運動は主婦の組織を前提とする、これを作らなければ成果をあげることは出来ません。助産婦が家庭に個別指導をするにしても、主婦の組織が出来なければうまくいかないし、この運動の効果は上りません。すでに日本鋼管では、主人の欠勤率が減つて来ましたし、安全運動と相俟つて、罹災率も下つて来て居ります。これが大事な点です。職場の様相が變つて来ます。いままでの経営方針や労務管理のやり方では足りないのです。すでに炭鉱方面では主婦がストライキの時の別動隊となつて居ると聞いています。どんなものでしょうか。この運動はいささかも、労働者の不利益とならず、労働者の家族の幸福、福祉のための運動であります。労働組合の理解を得ることは必要であります。日本鋼管では、当初、労働組合と相談しないでやつたのですが、今では、労働組合も理解をもつて助けています。私が東芝に行きました時、労働組合の幹部の人々と会見しましたところ、「これは会社のためではないか、家族手当を節約するためではないか、賃上げを打切るこんたんではないか」と質問されたのです。そこで私は、立ちどころに返事をしました。「会

社は直接何等の利益をも得ようとするものでない。これで、家族手当が減ればこの運動にまわす、なお、余れば厚生施設へまわす、会社は間接に利益するだけであると。それで充分の理解を得たと思つています。ですから、この運動をやるうとする会社では、経営者の利益を得るためでなく、勿論、間接に於いて、その企業体の利益となることは当然でありますけれども、労働組合の運動を犠牲にしても、会社の利益をはかることではないということを明かにしないと大なる誤解を生じ易いのであります。私は、日本軽金属へ参り、労働組合の幹部の方々と会いましたが、この運動は、経営者の理解はもとより、労働組合の協力を得なければなりません。すなわち、経営者の理解と、労働組合の協力と、それに主婦の組織活動が必要です。今までに生活協同組合で主婦の組織が出来ているところは、誠に運動がやり易いのです。しかし、そうでないところは、準備に暇をとりますけれども、一旦準備が出来れば、どんどん運動が緒についてまいります。ここにおいて願いました幹部講習生は、鉄鋼金属では、日本鋼管、日本軽金属、富士製鉄、住友金属工業、川崎製作会社、それから電機関係では東芝、日立製作所、それから化学工業では、電気化学工業、田村製菓その他の工場方面では、日本陶器、本州製紙、トヨタ自動車、相模ゴム、東亜燃料、中部電力、鉾山関係では、常磐炭鉾、宇部興産、三菱金属鉾業、三井鉾山であります。鉄道方面では、国鉄、東武鉄道、京浜急行、日本通運ですが、全国四十数万の職員をもつ国鉄が卒先、垂範をしめせば、全国に蔓延するであろうと思います。造船関係では、日立造船所だけですが、播磨造船所は都合が出来ずに見合せたそうです。以上の工場、鉾山、鉄道、造船所は既にこの運動の実行中又は準備中と存じて居ります。その外鉄道弘済会、日本交通公社、三菱地所、私鉄経営者協会からも御出になり、主婦連合会からもお出になつています。主婦連合会というのは、新生活運動としては、もつとも、整いました地域団体です。すでに衣食住の生活改善、家計、家族計画の各部門を備えて居りまして、私も主婦連合会の会合に臨席しましたが、ただここで一つ欠けていることは、精神方面であります。精神方面だけを補えば我々の新生活運動とピッタリ合つて、相俟つて全国的に拡張してゆくことが出来ると思います。

新生活運動と人口問題

人口問題研究所常任理事 館 稔

“現代の狂気”

わが国の人口は現在どうなつているのか、そしてまた日本の人口は将来どうなつてゆくのか、新生活運動の中で、人口問題がどんな意義をもつているかといつたようなこととお話いたしまして、みなさんが各職場で実際の指導をなさる時の何等かの参考ともなれば幸いです。

日本の死亡率は高い高いといわれておりましたが現在では、文明国の中でほとんど最低のところまできておるのであります。わが国の出生率も、また現在、文明国の中では低い方であります。現在わが国では、これまでヨーロッパやアメリカで経験したことのないような急速度で人口変動が起つておるのであります。いうまでもなく、ヨーロッパの文明国の経験したこともないようなこうした大きな人口の変動がどうして起つたかと申しますと、その背後に、戦争を転期とする大きな社会生活全体の変動が起つているからです。新生活運動の出発点は2つの点にあります。その一つは人口の重圧であり、今一つは、われわれの家庭生活から職場へ、職場から社会へと連なる道義、モラルをたてることでもあります。きびしい人口の重圧の下に私達の社会生活が急激な変動を起しておるのでありますから、われわれは、とかく、人間関係を見失つておるのであります。たしか獅子文六先生だつたと思いますが、“現代の狂気”ということをおつしやつた。大変うまい言葉で、その意味するところも極めて深長広範ですが、こうした社会変動期における人間関係についての考え方の混迷をもよく現わしていると思うのであります。ややもすれば見失われそうな人間と人間との関係、家庭における人間関係、これらは今重大な危機にあるというも過言ではないのであります。

“壽命”の延長

“8千万これがブタなら持てる国。”戦後、8千万人口、8千万人口といわれてきましたが、現在では、8,000万どころか、9,000万になんなんとしておるのであります。

表1 大正9年以降わが国の人口増加

年 月 日	人 口	増 加 割 合	
		毎 5 年	毎 15 年
	百万人	%	%
大 正 9. 10. 1	55. 4	—	—
14. 10. 1	59. 2	6. 8	—
昭 和 5. 10. 1	63. 9	7. 9	—
10. 10. 1	68. 7	7. 5	24. 1
15. 10. 1	71. 4	3. 9	—
20. 11. 1	72. 2	1. 1	—
25. 10. 1	83. 2	15. 3	21. 6
30. 10. 1	89. 3	7. 3	—

昭和25年までは、総理府統計局、わが国年次別人口の推計。昭和28年による。人口調査、境域は昭和25年10月1日に換算統一、ただし昭和30年には奄美大島を含む。

A) 在外軍人、軍属を含む。

先刻、永井先生はわが国最近の死亡率は人口1,000について8であると申されましたが、今日の文明国の死亡率は大体10人前後で、アメリカが10、イギリスが11、フランスが13でありますから、見かけからは、わが国の死亡率は、これ等の文明国の死亡率よりも低くなつています。文明國中、ただ一つオランダを除けば、わが国が最低であります。渡辺定先生の“家庭と健康生活”のプリトの後に表が出ていますが、これを御覧下さい。これは男女年令別に俗にいう“平均寿命”すなわち、“平均余命”を表わしたものです。この中、0才の平均余命、あるいは、出生時の平均余命が俗にいう平均の寿命に当ります。この表で

表2 人口動態摘要表

年次	出生率	死亡率	自然増加率	死産率	死産中人工妊娠中絶割合
昭和 8—12	31‰	17‰	13‰	51‰	—%
22	34	15	20	44	—
23	33	12	22	51	22
24	33	12	22	67	39
25	28	11	17	84	50
26	26	10	16	92	54
27	23	9	14	93	54
28	21	9	13	94	54
29	20	8	12	96	54
30A)	19	8	11	96	54

出生率、死亡率、自然増加率は人口1,000につき、死産率は出産（出生+死産）1,000につき。

A) 1—10月の事実による推計。

みますと、大正10年から大正14年の間では、男子の出生時平均の余命は42年で、女子のそれは43年でありました。それが、昭和28年の計算によりますと、男子の出生時の平均余命が62.2年で、女子のそれは65.7年になっています。こうしてみますと、いかに平均の寿命がのびたかということがよく分るのであります。こんなに短い期間にこんなに平均の寿命が延びたことはほかの文明国に前例がありません。戦後わが国は生活が非常に苦しかつたにかかわらず、こんなに平均寿命がのびたことについては、いろいろな問題があるのですが、とにかく、大正10年から14年当時に比べて、20年も寿命が延びたということは、人間生れてから、義務教育をうける期間寿命が延びたというわけですからたいしたもの。機械なら耐久期間が延びたというわけですから、減価償却係数が下つたということです。また、言葉を換えれば平均での話ですが、一生涯における1年の価値が下つたわけですから、“昼はパチンコ夜は麻雀”ということに

なつたのかも知りません。いうまでもなく、もしそうだとしたらこれは一つの大きな社会問題であり、新生活運動でも取り上げなければならない問題であります。

さて、こんなに平均寿命が延びたのですが、一体、死亡率がどんな下り方をしたかと申しますと、まず第一重要なことは、子供の死亡率が非常に下つて、生れてから15才までの間の生存の確率が非常に高まつたということであります。昭和10年から11年までの戦前の状態をみますと、100人の赤ん坊が生れたといたしますと15才まで生存するものの割合は79でありました。ところが最近の昭和28年から29年までみますと、100人生まれた赤ん坊の92%が生存して15才に達するという状態です。これは死亡率が改善され、生存率が高くなつたことですが、毎年同数の赤ん坊が生れるといたしますと、それだけ子供の数が多くなつたのと同じことでもあります。

それから、15才以上59才まで、あるいは64才までの年令層は働き盛りの年令で、これ等の年令の人口が経済活動に従事して子供や働けない年寄りを養つてゆくわけですから、この年令を“生産年令”といつています。この生産年令期間を、仮りに65才までとしてみますと、戦前では、生れた子供100人について65才で生存する確率は36%に過ぎなかつたのですが、戦後の昭和28年には59%になつています。このことは、いうまでもなく、15才から65才までの生産年令層において、死亡によつて職場を退いてゆく人が非常に少なくなつたということの意味します。ある会社は、55才が停年だそうですが、近頃停年退職の人が増えてその処置に困つているということです。3,500人位の従業員のいる大きな会社ですが、これまで55才の停年退職者の数は毎年二、三十人だつたのに50人になり、60人になり、最近では100人を越えるようになって弱つているという話でした。

とにかく死亡率が下つて寿命が延びたことはまことにおめでたいことです。昔からよく“ツル千年カメ万年”といわれていますが、事實はそうではなくて、ツルの寿命は50年、カメが250年から300年だということです。もう、うかつに“ツル、カメ、ツル、カメ”ともいえないので、“カメ、カメ”といえはよ

ろしいということになります。“ツル、カメ”が“カメ、カメ”になつたということは、われわれの社会生活のいろんな方面で重要な影響を与えることを見逃してはならないのであります。

一昨年でしたが、ある地方にまいりまして座談会に出たのであります。受胎調節の座談会でした、直接受胎調節の必要がなさそうな年寄りの人が多かつたのです。こういうことはよくちよくあるので、わたしは余り驚かないのであります。初めはこれでいいので、おしゆうとさん方に解つてもらつて、あとからは必要な本人が集つてもらえるようになればいいわけなんです。特にわが国の現在の農村や漁村ではこうしたことが必要だとさえいえるのではないかと思います。いろいろお話しておりましたら、話の中に、現在では“生むな、生むな”といわれるが、自分達は無理をしても沢山の子供を生んで育てて置けば、老後の面倒をみてくれると思つていた。ところが、この頃、子供の頭の中も変わつてきて親のめんどろをみようなんていうのはいなくなつてきた。ひどいになると“50になつても子供が育てられんか”と親が子にどなられるといつた状態だ。産児制限で子供が少くなる。子供の頭の中からくりは変つてくる。寿命がのびて老後は長くなる。年寄りは一休どうなるのか？　こういう話でした。まことにごもつとも千万の話です。何分、現在の日本では、人口も急激に変るし、日本の社会自体が大きな変わり方をしておるのですから、こうした問題が現われることは当然であります。一方において、人口政策として受胎調節の普及政策をとるならば、人口政策としては老年人口の増えることについても適当な方策を考えてゆかなければなりません。老年人口の増加に対する適当な対策があつて、はじめて家族計画の普及も十分行われるというものです。人口問題研究会の人口対策委員会が総合的な、人口対策の一環として家族計画の普及政策が採らるべきことを決議いたしました趣旨もここにあるのかと思うのであります。

死亡率が下つたことについて、もう一つ考えなければならないことは、生れた子供が一人前になるまでに死ぬものが非常に少なくなつたということでありませう。昭和の初めの頃には、男女が平均して一生涯に3.3人の子供を産めば、人口が増えも減りもしないで保たれたのであります。死亡率が下つた今日では、

平均2.2人の子供を生めば、人口は増えも減りもしないで静止するという勘定であります。

死亡率が下つたということはいろの問題を起しておりますけれども、最も重要な問題の一つは、現在わが国の人口では15才未満の子供の人口が非常に多いということです。これらの子供達は今後10年間、絶えず生産年令に飛びこんでくるので、将来10年は生産年令人口の激増必至であるということでもあります。こうして年々職業戦線に飛びこんでくるものが非常に多くなつてきますし、また一方、生産年令期間における死亡率が下りましたので、死亡によつて職場から退いてゆく人の数が少なくなつてきたことと相まつて、職場の門がいよいよ狭くなつて参ります。こうした問題はわれわれの身近にすでにいろいろの兆候を現わしておるのであります。農村では“次男三男の問題”がやかましくいわれておりますが、今日では、次男三男どころか長男自体さへ問題になつてきておるのであります。農村における生産年令人口の激増ということがその全部ではないにしても、大きな要因の一つとなつておるとみられるのであります。まだ程度の高い学校は都会に集中しておりますが、都会では、学校卒業生の就職がすでに次第に困難になつてきております。労働力調査の結果でも、完全失業は増える傾向をみせておりますし、不完全雇用は増加しているのではないかと推測される状態であります。

わが国現下の人口問題の一番大きな、しかも困難な問題は、今後10年間激増する生産年令人口にどうして健全な就業のチャンスを作り出してゆくかということでもあります。昭和29年の暮、本会の人口対策委員会では“人口収容力に関する対策要綱決議”を行つてこの点に注意を促し、その対策の基本方向を指示したのであります。また昭和30年8月には厚生省の人口問題審議会が“人口収容力に関する決議”を行つたのであります。特にこの問題を強調してその対策の根本を定めたのであります。なおまた、“経済五カ年計画”も、今回は、その目標に、“完全雇用”を加えて、自立経済の達成とともに計画の二大目標といたしたのであります。

今後10年間、激増する生産年令人口はすでに生れてしまつておるのであります

から、受胎調節でどうしてもコントロールできるものではありません。そこで、生産年齢人口激増の問題は、家族計画、あるいは、受胎調節のラチ外にある問題かどうかということが問題となつて参ります。結論的に申しますならば、決してそれは家族計画のラチ外にある問題ではありません。生産年齢人口が激増すれば労働力が激増いたします。労働力が激増すれば、投資や蓄積がこれに対応して増加しなければなりません。そのためには、家庭生活における家族計画の実行が非常に重要な意義をもつてくるのであります。

“ベイビー・デフレイション”

出生率も戦前においては、わが国では、毎年、1年間に210万位の子供が生まれておりました。戦後には、いわゆる“ベイビー・ブーム”が起つて、昭和22年から同24年までは、毎年、270万位の赤坊が生まれまして出生率が非常に高さに上つたのであります〔—表2〕。すでに御承知のように、ここ二三年、小学校の一年生が急に増えて、校舎や教室が足りない、先生が足りないといったことが大変問題となつております。これはベイビー・ブームの波が小学校の1年生のところに押し寄せたからであります。

さて、昭和25年になりますと、ベイビー・ブームも下火になつて、その後、出生の数も出生率もえらい勢で下つて参りました。出生の数は昭和27年には、ついに200万を割らんばかりになりまして、昭和29年には170万といった次第であります。この出生率の減り方、下り方は、ほとんど前例がないほど急激なものであります。近代出生減退史上、その急激なことで記録的だといわれましたのは第1次大戦後のドイツであります。わが国ではベイビー・ブームの絶頂から年間に38%も出生率が下つていますが、ドイツでは23%しか下つておりません。こうしてみると、その急激な速度において、昭和25年以降のわが国出生減退は、ドイツの記録をはるかに破つたと申してよいのであります。

この激しい出生減退について特に注意しなければなりませんことは墮胎あるいは、人工妊娠中絶によるところがはなはだ多いということでもあります。昭和

24年には人工妊娠中絶件数は24万6千件、昭和28年には106万8千件に上つています。またもう一つの表でみますと、人工妊娠中絶件数は昭和29年（1954年）には114万3千件とあります。また優生保護法による優生手術実施件数を見ましても、昭和24年には6千に満たない状態でありましたが、昭和28年には、その5倍余の3万2千件余を数えておるのであります。

次に私の表2の人口動態摘要表に死産率が出ております。これは人口動態統計によるものでありまして、ここにいう死産は妊娠4カ月以後のもので、合法的に届出られたものだけであります。また、死産には、自然死産と人工妊娠中絶による死産との2つが含まれておるのであります。出生と死産とを加えて出産と呼んでおりますが、上述の死産を出産で割つた比率を死産率と申しております。表中の死産率とはこれでありまして、御覧の通り死産率は戦後グングンと昇つてきております。

それは、自然死産率が高まつたことを示すのでなく、人工妊娠中絶による死産率が増えているからに違いないのです。死産の中人工妊娠中絶による死産の割合を示したものがこの表の最後の欄の数字であります。昭和23年には死産の22%が人工妊娠中絶によるものでありました。それが昭和29年には54%、すなわち、死産の半分以上に上つているのです。

以上は主として死産率について申述べたのでありますが、死産胎数でみますと、昭和23年が14万余、それから増えて昭和25、26年には22万弱となりましたが、昭和27年は20万、同28年は19万、同29年も19万弱といったところで、死産胎数は大体横ばいないしは多少減る傾向をみせておるのであります。しかし、これらの数字だけ見まして、これで人工妊娠中絶増加のとうげが過ぎたのだとみることは非常に危険であります。それは人口動態統計の死産が妊娠4カ月以後のものだけであるということに注意を要します。優生保護法による人工妊娠中絶は妊娠4カ月未満のものも全部含んでいる件数です。人口動態統計の死産胎数は横ばいになつていますが、優生保護法による4カ月未満の件数はますます増えています。この事実をどうみるかということが、はなはだ重大であります。医学的な見地、あるいは技術的な見地からみますと、人工妊娠中絶が妊娠早

期に行われるようになってきたことは、あるいは、望ましいことであるかも知れませんが、社会的には大きな問題であると思われまゝです。戦後人工妊娠中絶が多くなつてきましたが、最初の頃は、生みたくないのに妊娠してしまつた。または受胎調節の失敗で生みたくない子供ができてしまつた。こうした場合、これをどう始末しようかと思案し、縁故の人々にも相談してやつと意を決した時は、もう妊娠月数が相当進んでいたといつたような状態であつたと推測されるのであります。ところが今日では生みたくない子供を妊娠したとなると何の躊躇もなく、直ぐ中絶するようになったからではないかとみられるのであります。昨年、九州のある農村で実際に聞いた話ですが、近頃では子供が大変利巧になつて、母親が妊娠してぐずぐずしているのをみて、近所の町の中学校へ自転車通つている子供が、“お母さん、何をぐずぐずしているのか、早く病院へ行つて始末してらつしやい”というのだそうです。全く“負うた児に教えられ”といつた状態であります。さすがに、これには、心ある人は心を痛めているようでありました。妊娠早期の人工中絶がふえたということは、人工妊娠中絶に対する社会心理的な抵抗が稀薄になつたのではないかと考えられるのであります。こうした風潮は、健全な家族計画、あるいは、受胎調節の普及にとつて大いに注意しなければならぬ傾向であります。何も面倒な受胎調節をしなくとも、妊娠すればおろしてしまえばいいということになりましては、社会的にゆゆしき問題であります。ある地域、または、職域において、下手に家族計画や受胎調節の指導をやりますと、受胎調節をやる人もふえるが、人工妊娠中絶もふえるという皮肉な結果をみることもあります。とにかく、こうした人工妊娠中絶に対する社会心理的な変化は、戦後におけるわれわれの社会生活の急激な変化の一つであるとみられるのであります。家族計画の普及に當つてはこうした社会風潮の変化に十二分の注意が必要であります。

わが国の医学水準を知らない外国人は、こんなに人工妊娠中絶がふえればずい分母親の生命が犠牲になつていのでないかと考える人もあります。外国人ばかりではなくて、この間、新聞に出ていたのですが、日本人が国際家族計画会議で“人工妊娠中絶のために5人に1人の母親”が生命を犠牲にしていると

いわれたそうです。こういう数字がどこから出たのか、はつきりした資料が見せてもらいたいものです。少くとも、私はこんな数字はわが国でみたことがないのであります。私達が取扱っている数字では、人工妊娠中絶の増加によつて母親の死亡率が高まつたと断定すべき材料はないのであります。わが国の医学は、人工妊娠中絶位で母親を殺すような劣等なものではなくて、非常に発達したものであります。もつとも専門でない医者が暗墮胎をやれば話は別ですが、合法的に行われる限り、わが国の医学の水準をもつてすれば、人工妊娠中絶による母の生命の犠牲は非常に少ないとみてよいと思います。したがつて、純粹に技術の見地に立つ限り、“墮胎公認論”の論拠は必ずしも間違つておるとはいえないと思います。問題は、技術の見地からだけで、墮胎公認の論拠を与えることができるかどうかということであります。

墮胎、あるいは人工妊娠中絶ということは、すでに人間として成熟した生命を処理することでありますから、人道上、あるいは、社会倫理といつた見地から、これを容認することはできないのであります。私はこんな話を聞きました。私の友達の奥さんが、人工妊娠中絶をやつてもらおうと意を決して婦人科医を訪れましたが、中絶した胎児を入れる“骨つぼ”をもつてくるようにといわれました。この奥さんはこれには“ギョツ”といたしまして、ついに生んでしまつたということであります。私は、こうした奥さんの気持を文化社会に住む人間は大いに尊重すべきだと思つております。生命の尊厳が失われた社会は技術的にどんなに進歩しても、人食人種の社会と選ぶところはないと考えるのであります。ついに、原子エネルギーを技術的に捕えた今日の文明社会においては、こうしたものの考え方を何としてもキモにめいじなければならないのであります。

以上で人工妊娠中絶、あるいは、墮胎の普及について一言いたしました。半面、健全な受胎調節が普及をみせていることも明らかであります。しかし、人工妊娠中絶と受胎調節がどういう割合になつてゐるか申しますと、まだまだ出生率の減退には受胎調節よりも人工妊娠中絶の普及の方が大きな比重をもつてゐるように思われるのであります。

1 億 人 口

わが国におきます最近の出生と死亡の動向は、概略、以上に申述べたところで、現在、見透されるところで、わが国の人口が将来どうなっていくかということが重要な問題であります。最近、人口問題研究所で発表されました将来人口を表にしたのが表3と4であります。この表でみまして、先づ第1に、出生率が相当下ることを仮定したのであります。これぐらい出生率が下ることを見込んでも、1億人口はどうも避け難いのではないかと思われます。これは将来の計画を樹てる場合に非常に重要なことでもあります。

9,000 万人口が1億になるといつたように、人口の大きさが変わるといふこと、人口が量においてふえるということも大変大きな問題ですが、人口の構造

表 3. 日本将来人口（厚生省人口問題研究所推計，中央の値）

年 次	人口総数	年 齢 構 成 係 数				推 計 出生率	推 計 死亡率	推計自然 増 加 率
		総 数	0—14才	15—59才	60才以上			
昭和35	83.2	100	35	57	8	%	%	%
30	89.3	100	33	59	8	23.1	9.4	13.7
35	93.2	100	29	62	9	16.9	8.2	8.7
40	96.3	100	24	67	10	14.6	7.9	6.7
45	99.8	100	21	68	11	15.2	8.2	7.0
50	103.1	100	21	68	12	15.4	8.8	6.5
55	105.6	100	21	67	12	14.2	9.4	4.8
60	106.9	100	20	67	13	12.7	10.1	2.6
65	107.1	100	18	66	15	11.3	11.0	0.3
70	106.4	100	17	66	18	10.7	12.0	-1.3
75	105.0	100	16	64	20	10.7	13.3	-2.6
80	103.0	100	16	62	22	10.7	14.7	-4.0
85	100.1	100	16	59	25	10.6	16.2	-5.6
90	96.5	100	16	58	26	10.2	17.5	7.3

この推計は昭和40年を目標として推計したものであつて、昭和45年以降は昭和40年に仮定した仮定をただ単に将来に延長したものに過ぎない。

表 4. 日本将来人口の年齢別人口 (表3と同様)

年 次	実 数 (単位百万人)			
	総 数	0 - 14 才	15 - 59 才	60 才 以 上
昭和25	83.2	29.4	47.4	6.4
30	89.3	29.7	52.4	7.2
35	93.2	27.3	57.7	8.2
40	96.3	22.9	64.1	6.4
45	99.8	21.0	68.2	10.6
50	103.1	21.2	70.0	11.9
55	105.6	21.8	70.9	12.9
60	106.9	21.1	71.6	14.3
65	107.1	19.5	71.1	16.5
70	106.4	17.8	69.7	18.9
75	105.0	16.8	67.4	20.8
80	103.0	16.4	63.9	22.8
85	100.1	16.0	58.9	25.2
90	96.5	15.4	55.7	25.5

表 3・注と同様。

が変わるということは一そう大きな問題であります。この表3の真中に年齢構成係数が出ていますし、表の4には実数が出ていますが、15歳未満の子供の人口と、15歳から59歳までの働き盛りの人口と、60歳以上の人口と比べて見ますと、15歳から59歳の出産年齢人口がどんどん近い将来において増えてゆくということであります。その理由は先程申述べました通りであります。要するに、出生率の高い時代に生れた沢山の子供に対して、下つた低い死亡率が適用されたので、現在、15歳未満の人口が非常に多いのでありまして、これ等の子供達が、今後10年間、毎年生産年齢に飛び込んでくるからであります。また、青壮年期の死亡率が下りまして、生産年齢期間内において、死亡によつて退場する人々の数が減つてきているからであります。昭和30年から昭和40年までの今後の10年間を見ますと、15歳から59歳まで生産年齢人口が、1,170万ふえるわけで、平均して、1年に117万の生産年齢人口がふえるということになりま

す。

また、昭和25年以後、出生が減つてきましたので、0歳から14歳までの人口は今後10年間に、680万から減ることになります。そして、60歳以上の老人の人口は今後、10年間に、220万からふえるということになります。これ等の数字は私達にとりまして、驚異的な数字であります。昭和4、5年頃、わが国の人口問題が非常にやかましく叫ばれたのでありまして、人口食糧問題調査会が内閣に設置されました。永井先生はその当時の委員の1人であられました。当時のわが国の人口問題の根本は、毎年、40万ないし50万の生産年齢人口が増えるので、どうしてこれ等の人口に職場を与えるかということだつたのであります。今日の眼からみればたつた40万ないし50万であります。しかも、今日では当時に比べて国土の半分近くが失われておるのであります。ただ、これだけのことを考えましても、近い将来に生産年齢人口が激増するということがどんなに重大な問題であるか、よくわかると思います。毎年ふえる117万の生産年齢人口の中、非労働力をのぞきまして、労働力人口は最少限度80万と推測せられるのであります。毎年増加する80万の労働人口に対して、資本の蓄積、投資を見まして、十分これを雇用することができるかとなりますと、遺憾ながら今日のわが国の経済は四苦八苦の状態であります。今回の経済5カ年計画にいたしましても、また以前の自立経済5カ年計画にいたしましても、この点について最も困難が感ぜられるのであります。今後10年間激増する一方の生産年齢人口をどう始末してゆくかということが、当面のわが国人口問題の根本であるといつても差支えないのであります。ところが昭和40年以後になりますと毎年ふえる生産年齢人口のふえ方はぐんぐん収縮してまいります。経済と人口との関係という点から、私達がさらに頭を悩まさなければならぬ時期は、今後10年間にあるのでありまして、この期間わが国の人口問題は危機にあると申しましても過言ではないと思われるのであります。要するに、最近、出生率は非常に下つて来ましたが、1億人口は、一応、避け難いとみた方が間違いなさそうであります。人口増加の速度を極力調整してゆく必要があることはいうまでもありません。これを調整するにはいろいろな問題があります。その一つは海外移住

であります、海外移住は、人口増加を調整する以上に、いろいろ重要な意義をもつものであります、現在のところ、人口問題を解決するほどの量的な規模を、これに過信してはならないのであります。

次に、死亡率は非常に下つてまいりましたが、死亡率が下るには限界点があり、どうも限界点に近いところまで下つてきているのではないかと思われまゝ。したがつてわが国将来の人口の増加を決定する要因は死亡率のいかんというよりも出生率のいかんにあるとみなければなりません。出生率を調整するために家族計画の普及が必要であることというまでもありません。

人口増加ということもさることながら、急激な人口構造の変化、特に生産年齢人口の激増が今後10年間続くということが問題であります。年間平均117万から増加する生産年齢人口に対して、雇用を与えるために、資本の蓄積や投資をどうして促進してこれとバランスをとつてゆくか、これが今後10年間のわが国の人口問題の中心課題であると同時に日本の経済問題の根本であります。そこで私達の日常生活において、おたがいに物やお金を合理的に計画して使うという生活の計画や、これまでのように物やお金の計画ばかりではなしに、家族の人員についても、計画するという家族計画が非常に重要な意味をもつてまいります。家族計画が生活運動の一環でなければならない理由の一つがここにあり、家族計画の人口問題に対する意味の一つもここにあるのであります。

次に、この人口構造の変化について、見逃してはならないことは老齢人口が増えるということでありまゝ。一般に生産年齢人口の激増期が終る頃になつて、老齢人口が非常に増えてくるのであります、わが国では、戦後の出生率や死亡率の変動が空前の激しいものでありますから、老齢人口の増加がすでに起つているということでありまゝ。老齢人口がふえ、かつ、人口が老齢化したしますことは、私達の生活に非常に重要な影響を与えます。極端に言えばオモチヤの生産はだんだん手控えて、老眼鏡の生産をふやさなければならないというわけでありまゝ。先きにもちよつと申述べましたように、どうして、これらの増加する老人が元気に幸せに生活してゆくことができるかということ、今から考えておかねばならないと思ひます。今日、文明国では、あげて老人の問題を非

常に重要視して、いろいろ研究もし対策もたつておるのであります。現に、昭和29年の夏には、ロンドン第3回の国際ジェントロジー〔年齢学〕学会の国際会議が開かれ、文明各国から集つた学者の間に、老人の問題に関する多彩な論議が行われたのであります。これ等の文明国の経験からみまして、いろいろ学ぶところがあるのでありますが、最も重要なことは、老人の人口がどんどん増えるようになってから、対策を考えるのでは遅過ぎるということでありまして。将来増加する老人が、働き盛りで働いている間に、老後の生活の安定を与えるような社会的な制度が設けられなければならないのであります。また、私達の生活においても、老後のことを考えて計画し設計しなければなりません。

世間には、ずい分、家族計画一本やりの議論がございます。この間もある会で、死亡率は下る出生率も下るといふことになれば人口は年を取りますが、それでよろしいのですかという質問がでました。ある講師の先生は“そんなことは先きの先きのことで今から心配する必要はない”という意味のことを申されました。私は決してそうではないと考えるものであります。すくなくとも人口政策としての家族計画の普及といふことは、一方、家族計画の普及を図るとともに、他方、人口が年を取ることをも考えに入れて、これに対する対策が準備されなければならないと信ずるものであります。また、前時代的な家族制度が長らく残存してまいりましたわが国では、老後の心配がなくなつてこそ、初めて、家族計画も普及し徹底するものだと考えるのであります。先きに申しました農村の一老人の言葉が、よくこの間の事情を物語るものと思われるのであります。

解決への途を求めて

さて政府においても、民間においても、日本の再建の根本問題が人口問題にあるといふところから、人口対策をたてる努力が行われておるのであります。戦後、いちちやく、この人口問題こそ、戦後のわが国の根本問題であるといつて、人口対策の促進にイニシアティブをとつたのがこの人口問題研究会であり

ます。これは人口問題研究会の宣伝でもなんでもないのでして、つとに昭和21年、人口対策委員会を設けまして、戦後の新しい人口対策の根本に注意を喚起したのであります。その後、昭和24年に、内閣に人口問題審議会が設置せられました。この審議会では熱心な討議が行われまして、一応、概論的な根本方針が決議されましたが、いよいよ各論に入ろうという時に、廃止されたのであります。“こんなことではいけない”という声が、人口問題研究会の内外で起つてまいりまして、昭和28年人口問題研究会は再び人口対策委員会を作つて、多数の専門家や各界の代表的な方々に委員をお願いいたしまして、熱心な審議を行つておるのであります。理事長の永井先生が非常に熱心な努力をいたされまして、私達はその意気に大いに感激いたしまして、お手伝をしているのであります。

つづいて政府は厚生省に厚生省の附属機関として人口問題審議会を設け、下村海南先生を会長とし、永井先生を会長代理として熱心な審議が行われておるのであります。人口問題研究会の人口対策委員会は、昭和29年7月、“人口対策としての家族計画普及に関する決議”を決議いたしまして、この激しい増加をたどるわが国の大きな人口を支えてゆくために、経済の回復発達を促進することが必要であることというまでもないが、わが国の膨大なこの人口が経済の回復発達の重荷になつて、これをさまたげていることを明らかにいたしまして、それゆえに人口政策として、家族計画普及政策がとられなければならないことを強調し、その政策にともなういろんな問題について、措置の概要を述べたのであります。また、昭和30年1月、この人口対策委員会は、“人口収容力に関する対策要綱決議”を決議いたしまして政府に建議したのであります。これは生産年齢人口の激増に対する対策の要点を指摘したもので、今後10年間、生産年齢人口の激増は必至であつて、調整することはほとんど不可能であるから、国民経済がこれに適應することが必要であることを明らかにいたしましたのであります。厚生省の人口問題審議会も活動しておりまして、昭和29年8月“人口の量的調整に関する決議を”行つたのであります。また、昭和30年8月、生産年齢人口の激増に関する問題を主眼として、“人口収容力に関する決議”を行つて

その対策の基本要綱を明らかにしたのであります。

さて、こうした人口政策、あるいは、人口対策の確立に当りまして、私達が痛感いたしましたことは、この重大な人口問題に対して、政府がいろいろな政策をたてて強力にこれを推進することが必要であるということまでもありませんが、どんな立派な政策でも、それが国民の一つ一つの家庭生活にとけ込んで浸みこんでゆかないならば、その効果が期待できないということでもあります。この点にかんがみまして、人口問題研究会では、昭和29年6月、各界の権威を集めて新生活指導委員会を設け、ここで審議検討されました基本方針にしたがつて、この運動に邁進している次第であります。

家 庭 生 活

現在、私達が当面しております人口問題がどんなにきびしいものであるかは、御想像がつくと思いますが、その要はわが国の人口を養うところの経済力と、このどえらい人口とのアンバランスということでもあります。1億人口を眼の先きに、一応これを覚悟しなければならない。生産年齢人口は今後10年間激増必至である。これに対して、どんな産業構造を描いて、どんな経済の循環を計画してゆくか、こうした対策の根本は、私達の家庭生活がこれにどうして適応してゆくかということに帰着いたします。すなわち、私達は、私達の家庭生活において、近代合理主義の立場に立つて、どうして、私達の家庭生活を合理的計画的に再編成して生活水準の維持、向上を実現してゆくかを考えなければなりません。これまでも、いい古るされてきたことですが、私達は物をできるだけ有効に使うことを心掛けなければなりません。何分わが国は資源に乏しいのですし、戦争によつて資源をずい分、乱用いたしました。山の木をきり過ぎて水が出るなどは最も身近かな一例であります。資源乱用の弊害はいろいろのところ、に現われておるのであります。物を使うのに、同じ1単位の物をより有効に使つて、より大きな効用を得ることに努めることが根本であります。ただ単に物を節約することばかりが能ではないのであります。また、お金についても

合理的な有効な使い方をして貯蓄に努めることが必要であります。それは、従来のように、“けちる”ことをいうものではありません。人口問題の解決に、貯蓄、したがって投資の増加がどんなに重要な意味をもっているかはすでに申述べた通りであります。

ここに計画的とか、合理的とか申しましたことについて、一言申添えておこうと思います。合理的に生活の計画をたてると申しますと、とかく、現状についてだけ考えるということでもあります。しかし、もう一そう高い立場からみますと、現在だけではなくて、一生の計画を考えてゆくことが必要であります。人生の一生を通じて、家族は循環いたします。結婚するまで、結婚してから子供をそだてる時代、子供が結婚して独立する時代、等々、こうした循環過程を“家族循環”と申しまして、近頃、その研究が非常に盛んになって参りました。計画的な合理的な生活を築いてゆく上に、こうした“家族循環”の考え方が大変必要であります。

私達の生活の要素になつてゐる物とお金とについて申述べましたが、もう一つ重要なことは、時間を有効に使うということでもあります。“寿命”が十数年も延びたということは、必ずしも人生における時間が延びただけだから、それだけ、時間をむだに費つてよいということの意味しておるのではないのであります。先き程も申しましたように、“寿命”が延びたということは、平均の“寿命”が延びたということであつて、誰れもが10年も15年も長生きするようになったということではありません。平均の“寿命”が延びたということは、生れて間もなく死んだり、子供の時代に死ぬ人が少なくなつたということでもあります。老人の“寿命”もたしかに延びてはおりますが、それは十何年といつたような長い時間ではありません。時間を合理的に有効に使うと申しますと、すぐ時間の励行とか厳守とかということがいわれます。それも大切なことですが、それよりも一そう大切なことは、私達の日常生活における“生活時間”のもり上りということでもあります。ことに主婦の方々の生活時間について大いに考えなければならぬことが多いと思われまゝです。主婦の方々の生活時間を合理的に再編成するということは、主婦の方々の健康という点から、ひいては、家庭の健

康ということに大切なことであります。もう一つ、時間の合理的な利用について考えなければなりませんことは、余暇をつくり出して、その余暇に私達の教養を高める工夫が大切だということでもあります。今日の生活運動は、近代合理主義と人道主義とに基く高い一般教養の上に築かれてゆかなければなりません。昔のように、夜の眼もねないで働き、爪に火をともして節約することが生活再編成ではないのであります。ほんとうの文化生活は、家族の人々の健康と高い教養の上に生活を高めることにあるのであります。

物とお金と時間とについて申述べましたが、新しい生活運動はただそれだけではありません。家族の人員、すなわち、子供の数と出生間隔についても合理的計画的であらねばならないのであります。これが“家族計画”であります。逆に申しますならば、“家族計画”は受胎調節の技術だけの問題ではありません。いくら技術が普及いたしましても、技術は目的に対する手段の系列でありますから、どうして私達の生活の向上のために、こうした技術が、どういう仕方、利用されなければならないかという根本的な私達の生活態度がつかわれなければ、技術乱用の弊害がいたるところに生じるに違ひはないのであります。家族計画は近代合理主義と人道主義に基く文化運動であります。現に、家族計画の幾多の弊害が指摘せられますが、それ等は概ね、家族計画を一片の技術の利用と考えることから出発していると思われるのであります。原子エネルギーは一つの技術であります。だから、うまくこれを使えば、新しい最も有効なエネルギー資源として人類の福祉を高めることができますのであります。けれども、一朝、その利用を誤つたならば、地球の人類を絶滅させてしまうのであります。

人の問題について、特に強調しなければなりませんことは、子供の数を調節すると同時に、生れた子供をますます立派に育て上げなければならないということでもあります。それは真に健康な立派な社会人に育てるということでもあります。量において人口の増加が歓迎せられない現在においては、ますます人口の質をよくしてゆかなければ、一部でいわれているような民族の衰退の危険がないとはいわれないのであります。人口の質の向上ということも大部分属するとこ

ろは家庭生活だということを忘れてはならないのであります。これは家庭の健康と教育の問題であります。

また、人の問題につきましては、家族の内部における人と人との関係が重要な問題であります。戦後のはげしい社会変動は、前時代的な家族制度を根底から近代化しつつあるのであります。家族の内部における人間関係はそのために空前の動揺混乱を生じておるのであります。それは家族の内部ばかりではなしに、職場において、あるいは、さらに広く社会全般において、新しい人と人との関係が生れて来なければならぬのであります。“現代の狂気”は正に人と人との関係の混迷にはい胎するのであります。先程、永井先生が指摘されました家庭生活の再編成とか、職場道徳、社会道徳、をうちたてるとかということの根本はここにあるのであります。

眞 珠 の 光

生活を論じてここに至りますれば、私達は二つのことを痛感するのであります。その一つは人口問題がことごとく私達の生活の中に連つているということ、生活は人口問題の結果であると同時に原因でもあるということでありませう。私達が人口問題の解決という見地から、生活運動をその根本として重要視するゆえんは正にここにあるのであります。今一つは、私達の家庭生活は経済、文化、あらゆる人間社会の要素をこん然と統合した一体であるということでありませう。それはまことに天衣無縫の珠にもたとうべきであります。はなはだ老婆心をもつてせん越でございますが、生活の指導者にとつて、私の考え方を一二付け加えて、私の講釈を終ることといたしたいと存じます。生活はあらゆる要素を統合した一体でありまして、物とお金と人との構成体であります。しかし、忘れてならないことは、物のための生活でもなければ、お金のための生活でもないということ、人が生活の主体であるということでありませう。そして、さらに人間の知と情と意との高く美しい調和こそ、家庭生活の光であるということでありませう。こうした私達の生活は無頭無尾、左右上下を分たぬ珠であり

ますが、珠はたつた一つの中心点によつて支えられていることを見逃してはならないと思うのであります。私はその中心点こそ人間の本質、ほんとうの人間性ということであつて、それこそ、新しくも古くもならない人間性をたずねてゆくべきだと思います。生活運動は、おたがいに、自主的にこの珠を磨いて真珠の光彩を高めてゆくことに外なりません。これこそ、“家づくり”であり、“家づくり”あつて“村づくり”あり、“村づくり”あつて“国づくり”があるというものであります。こうして、最も根本的なそして最も包括的な人口問題もその解決への光明を見出すこととなるのであります。

特に、職域における指導者の方々に申添えたいと存じますことは、従来、家庭生活は単に消費生活の単位であると理解されてきたということであり、家庭生活が消費生活単位であるといたしましても、それが、単なる消費体であつて生産的な側面をもたないとしたら、それが経済社会に無限の生命をもつて存立してゆくこと自体が私にはむしろ不思議なのであります。家庭生活は人の再生産の場であり、毎日の労働力再生産の場として、重要な生産機能をもつことを忘れてはならないのであります。工場安全、労働管理が、その職域だけの管理ではだめであつて、それが労働者の家庭生活に連らなつていられることを見出したことは工場安全運動や労働管理の進歩であることというまでもありませんが、この事実が、私が申述べました家庭生活が労働力再生産の場として、さらに広く人の再生産の場として生産的な側面と機能とをもつことをよく証明しておると考えるのであります。

また、次に、私達は、新生活運動の一環として家族計画の運動を取り上げたことについて、サンガーさんの運動に新生活運動という日本のきものを着せたものではないかという批評を耳にすることがあります。たしかに、サンガー運動は、世界の人口と資源との関係、“絶対的過剰人口”の課題をふたたび取り上げて、世界の低い開発地域に焦点をしぼつて、着々として国際組織を再編成してまいりました。“新マルサス主義の復興”といわれるのはそれであり、

1946年、スウェーデンのストックホルムで、イギリス、アメリカ、オランダおよびスウェーデンの四カ国の家族計画連盟の代表的な方々を中心となつて集

まりまして、国際家族計画連盟を創立して、戦争でこわされてしまつたこの運動の国際組織を再編成する相談をいたしました。これを戦後の第1回国際家族計画会議と呼んでおります。それから1948年イギリスのロンドンの近くのチェルテンハムというところで、第2回の国際会議が開かれまして、この時に国際家族計画連盟をつくる準備として国際家族計画委員会（I. P. P. C.）ができたのであります。1952年3月、I. P. P. C.は機関紙“産児調節世界情報”の発行を開始し、同年の終りにはボムベイにおいて、第3回の国際会議を開き、国際家族計画連盟（I. P. P. F.）の創立を決議したのであります。ふたたびストックホルムにおいて第4回国際会議が開かれまして、I. P. P. F.が結成され、日本もこれに参加したのであります。1955年、東京、芝の旧水交社、現在のマソニック・ビルディングで第5回の国際家族計画会議が開かれましたことはすでに御承知の通りであります。

これらの新マルサス主義運動も結構であります。新生活運動は、私達日本人として、自主的な運動として展開されているわけでありまして、形式的に何等の関係もないばかりか、盲従的な支部機関的な運動とは全く異つておるのであります。新生活運動は再建運動でありまして、新生活運動は家族計画の運動を含むべきであり、家族計画の運動もまた、技術の運動に終始しない限り、新生活運動の一環として、真にその意義を発揮し得ると考えるものであります。もとより、それはこうした国際運動に孤立無関係であるというのではなく、私達の趣旨とするところと矛盾しない限り、連絡協調するにやぶさかではないのであります。

またこの運動は階級的利害の立場に立つ運動ではありません。絶対に“貧乏人は子供を生むな”“労働者は子供を生むな”という運動であつてはならないのであります。人口問題の見地に立つ限り”どんな企業者や経営者も、労働者と同様、こうした家族計画の思想をもつべきなのであります。

新生活運動は、大きくいえば、民族将来の運命が分れるような社会変動の渦中にあり、しかも、空前の人口圧力に当面している日本民族の祖国再建の運動であります。それは単なる生活技術の運動でもなく、地に足のつかない理念の

抽象的な運動でもないのであります。人口問題と大きな社会変動に対処して起つた、正しい意味での愛国運動であります。愛国運動は一党一派の専売特許ではないのであります。

さて、最後に、指導者の方々に特に申述べたいことは、近代文化の特質は“個”の独立とその尊厳の認識であるということであります。真に近代文化の発達した社会では、各家族が自主的に、積極的に生活設計の指導機関や相談機関を探し求めて、相談に来るのであります。ところが、不幸にして、近代文化が十分に身につかない間に戦争に遭遇し、急激な社会変動に当面したわが国では、残念ながら、こうした意識は非常に低調であります。それどころかあまりの急激な変化に生活の希望を失つて、自ら命脈を絶つ不幸さえ少くはないのであります。生活指導は生活への干渉であつてはならないのであります。寢室のドアをトライするような、無作法があつてはならないのであります。生活指導の本義は、各家庭の自主的な、自発的な、新しい生活への意識をめざまし、おたがいに新しい生活へ誘いあつてゆくということであります。

およそ、現象的にみて、新生活運動が起るのは、いな、起らなければならないのは、社会の歴史的な転換期においてであります。したがつて、指導者の立場はいかにも困難であります。それは歴史の中に生きつつ、歴史の外に立つてこれを客観視することが度々必要であるからであります。まだ、転換期は混迷の暗雲を巻起しつつ、破壊や崩解が一つの流れとして自動的に起つておるのであります。こうした社会における生活の指導は、どこまでも明かるい積極的な建設的なものでなければなりません。“こうしてはいけない”“ああしてはいけない”じや聞く方はやり切れないのであります。私達が、生活運動に時として嫌悪を感じるのは、“あれもいけない”“これもいけない”といわれるからであります。そうではなくて、“こうしたらもつとよくなる”“ああすればいいんだ”という新鮮発らつとした積極的、建設的な呼びかけが必要なのであります。どうか高い指導精神と豊富な指導内容と精巧な指導技術とをもつて、新しい生活への“さそあい”の実を挙げられ、新生活運動の趣旨の達成に御努力下さることを切にお願いいたす次第であります。

健康保険の現状と当面の諸問題

厚生省保険局 健康保険課長補佐 岡 本 和 夫

本日は健康保険課長が、お話することになつて居りましたが、只今、国会で健康保険法の改正の問題で、委員会が開かれて居ります關係上、その方に出席することになりましたので、補佐の岡本が變つてお話し申し上げたいと思います。

健康保険は社会保障制度の一部門として、実施されている制度であります。その沿革から申しますならば、この健康保険は社会保障という言葉の出来るはるか以前から実施されて居りました。即ちこの法律は大正11年に公布され昭和2年から実施になつて居り約30年近くの歴史をもつているのであります。ところが戦争後、社会保障という問題が非常に重要になつて参りました。即ち新憲法の25条に於いて、社会保障制度は、政府が、その責任に於いて実施しなければならないことになり、健康保険もこの社会保障制度の一部門として新しい使命をもつて実施されることとなつたわけであります。社会保障制度は申すまでもなく国民が極度の貧困に落ち入らないようにこれを保護し、憲法25条にいう、健康にして文化的な生活を営む最低水準は、国家の責任に於いて保障するという制度であります。そこで国民が貧困に落ち入らないようにするためには、どのような場合貧困が起るかという原因が問題になります。その原因として通常考えられますのは疾病、負傷、老令、廢疾或いは、一家の中心として働いている人が死亡した場合、更に、このような肉体的な事故の他に、失業といつた経済的な事故、その他、多子、つまり子供の多いこと、これらが貧困になる主な原因として上げられます。健康保険はこの中疾病、負傷、死亡、それから分娩というような場合につきまして、そのような事故が、労働者に起つた場合に、その労働者の家庭が貧困に落ち入らないために、保険の組織で救済し、それによつて、社会保障制度の目的を遂行していく役割を果しているのであります。

なお老令、廢疾、死亡後の家族の面倒等につきましては厚生保険年金で、また失業の場合は、失業保険がそれぞれ保障の役割りを果しているわけでありませう。健康保険はこれらの保険と共に社会保障制度の中で、予防的な制度として考えられて居り、その事故の起つた場合に家族が、貧困に落ち入る前に、つまり事故が起つた時に直ちに、それに救いの手をのべることにあります。これに対して生活保護の制度は貧困に落ち入つたものに対して、これを救済することが目的となつて居ります。つまり救済的な立場があります。健康保険制度は、これと異り防貧的な性格をもつて居るわけではあります。

労働者の疾病、負傷に対する医療の保障は、この健康保険制度によつて保障されるわけですが、わが国に於いてはこのほか二三これに類似した制度があります。例えば先ず船員保険、これは船員について医療以外に年金、労働者の業務上の災害及び失業保険の關係を綜合した保険制度であります。また特殊な身分を有している、国家公務員、市町村職員につきましては、人事管理の面から共済組合が法律で組織されこれによつて医療保険が実施されています。なお私立学校の教職員についても、私立学校教職員共済組合が出来て居ります。それから、健康保険制度に加入できるものは、常時勤務する労働者に限られて居りますから、これと別個に日雇労働者について日雇労働者健康保険が設けられて居ります。以上何れも、賃金労働者を対象として行われているものであります。自営の業者、農林業や水産業者につきましては、職域の保険を適用し難いという観点から、地域的な保険として、国民健康保険が設けられて居ります。即ち医療保険につきましては、職域保険による六つの保険と、地域的な保険として、国民健康保険法の二本立になつて居るわけでありませう。健康保険の被保険者は、約830万でありまして、その内訳としましては、政府管掌の被保険者が449万人、組合管掌の被保険者が、331万人となつて居ります。船員保険につきましては15万人、共済組合は各組合全部を合わせまして260万、それから、国民健康保険につきましては、2,188万という数字になつて居る実情であります。被保険者本人について見ますと、3,497万という数字になります。職域保険には家族即ち被扶養者についても医療の給付があります。その家族数は政府管掌748

万、組合管掌650万、船員保険25万、共済組合749万、合せて2,175万という数になります。以上職域地域の本人家族全部で5,766万人がこれらの保険によつて医療給付を受け、大体全国民の八割程度の人々がこれによつて恩恵を受けていることになります。なおその他の国民の医療保護制度としては結核予防法による結核治療の公費負担、身体傷害者の更生のための医療、留学家族に対する援護或は生活保護法の医療扶助等の国の制度による医療があります。

さて健康保険につきましては、現在、政府管掌の健康保険と組合管掌の健康保険があります。すなわち、大きな企業体とか、事業所に於いては健康保険組合を作つて自主的に健康保険事業をやつていくことが認められて居りますが、このような組合の作れないような小さな事業所の被保険者は、政府が保険者になり、保険料を徴収し、被保険者がけがや病気をした場合は、その資金から給付するというやり方をとつて居り、そのためにこの会計は一般の国の会計から独立した特別会計によつて、運営されることになつて居ります。そして、この保険料は現在では、政府管掌におきましては、毎月俸給の千分の六十に相当する額について被保険者本人と、これを使用する事業主とが、各々半分ずつ負担することになつて居ります。組合管掌につきましては、それぞれの組合で料率を定め、また事業主の割合と保険者の割合は、事業主の方が多く負担することが出来るようになっております。それからこういう健康保険の事業を実施する時に事務費がかかるわけではありますが、この事務に要する費用は、国が負担することになつて居り、政府管掌については全額、また組合管掌については、政府管掌の健康保険に要する費用の総額を、政府管掌の被保険者数で頭割りにした額を組合員の数に応じて各組合に対して国が負担することになつて居ります。現在、健康保険の財政は赤字で、特にこの傾向は中小企業の労働者を対象にした政府管掌において著しいのであります。この赤字に対しても、国が財政負担をすべきでないかという意見があります。例えば現在でも医療保険中日雇労働者健康保険につきましては一割の国庫負担をやつて居りますがこれにならうべきであるという主張であります。次に健康保険の保険給付について申し上げます。健康保険の給付については、現物給付と現金給付との二種類に大別出来ま

す。すなわち被保険者が病気になつた場合、或いは、怪我した場合には保険医のところについてもらいますと、保険医がこれを無料で診療し、費用は保険者が後で、保険医の請求により、これを支払うといつた形をとつております。これを現物による給付、現物給付といつて居ります。さらに労働者が病気になりますと、医療費がかかる以外に病気で働けないために収入が入らないという、問題が出て参ります。そこで医療に要する費用を現物給付するとともに一方そういう場合はこの保険では本人の収入の6割までを、現金で支給することとして居ります。これを「傷病手当金」と云つて居りますが、こういう風にこの保険では現物給付と現金給付の二種類の給付があるわけです。

次に保険給付の種類を申し上げますと、先ず疾病や負傷の場合現物の給付として受けるころの医療即ち「療養の給付」、それから、「傷病手当金」すなわち、賃金の入つて来ない場合の給付があり、分娩については、現金をもつて、分娩に要する費用「分娩料」が給付され、また分娩のために休まなければならず賃金が入つて来ないという場合については「出産手当金」という制度があります。また子供を養う費用に関しては、「哺育手当金」があります。それから死亡した場合には、「埋葬料」によつて、埋葬に要する費用を給付します。本人に事故が起つた場合に、給付されるのは、以上の給付がありますが、家族に対しては、疾病、または負傷については「家族療養費」分娩の場合は「配偶者分娩費」及び「哺育手当金」の制度があり、死亡については「家族埋葬料」があります。以上が、保険給付の範囲をいうことになります。

なお病気やけがをした際に、保険医がいないとか、或いは、保険医はいるけれども、その病気が特殊なものであるために、その保険医に診てもらえないという場合、或いは病状が余りにも重くて、保険医を探す余裕がなく最も近いところの医者にかつぎ込んだような場合など、保険医にかかれないうろほの場合が考えられますが、このような場合は、現物給付の形をとることが出来ませんから、一応患者が費用を支払い、あとで保険者が現金を「療養費」として支給する場合があります。

次に、今申しました病気や怪我をした場合の「療養の給付」につきましては

その内容が問題となりますが、現在、法律で規定しているものは、第一に診察第二薬剤又は治療材料の支給、第三に処置、手術、その他の治療、第四に病院又は診療所への収容、第五看護、第六移送の六項目であり、病気やけがをした時にこれを手当するために必要なものは、すべて保険で見るということになっています。しかし医療と云いまして、実際に手当の方法には医者によつていろいろあるわけですが、医者が自分の個人的な意見で一般に採用されていないような治療方法を行うことは認められず、また、他の簡単な安価な費用で治療を行えるにも拘らず、医者の個人的意見で高価な特別な方法で治療することも制限されています。しかし一般に認められている普通の治療方法ならば、すべて保険診療として認められます。即ち「必要にして充分な医療」ということが健康保険の医療給付の基本的な方針であります。

以上保険給付の内容を申し上げましたが、疾病を直すと申しまして、実際に病気になつてからこれを直すのでは、費用がかかりますから、病気の起る前に、予防処置をすることがより効果的であるということが考えられます。即ち予防給付という問題があるわけです。例えば医者が定期的に被保険者の健康を診断するというようなことが実施できれば効果があるわけです。しかしながら現在これについてはまだ保険給付として認められて居ません。ただ現在の制度では保険者が給付以外に保健施設、福祉施設という形でいろいろの施設を行うことが出来るようになっていきます。予防の措置もこの保健施設によつて、実施出来るわけです。

それから現在、医療の現物給付を行う方法としては、保険医又は指定の病院診療所に被保険者が行つて診て貰うことになつて居ります。この保険医制度につきましてもいろいろと問題があります。たとえば、保険医が保険者に請求する医療の費用を実際の療養に要した費用以上に不正に請求する場合、或は実際には不必要な医療を行う不正診療というような問題があります。今後の健康保険に於いて、こういう医療制度をどのようにもつていくかということも大きな問題であります。先程申しましたが、現在健康保険に於いて、実際に必要なものでありましたならば、どしどし新しい薬も使うと云う方針で、抗生物質パス

・ストレプトマイシン等も給付して居ります。しかしその結果医療費の額も急激に上つて行くことが、問題となつて居ります。これが赤字の問題であります。この増大する医療費を保険制度を崩さずにどう補つて行くかの問題があります。保険医に費用を支払う計算方法は「点数単価方式」と申すやり方をとつて居ります。即ち医者をやつた診療の費用、薬代は、それぞれ点数で現わされて居り、これに単価をかけて医療費を計算することになつて居ります。単価は大都市とそれ以外の地域に二本立になつて居り、大都市の一点単価が十二円五十銭でそれ以外の地域は十一円五十銭であります。そして、この費用を、一々各保険者に個々の医者が請求することは面倒でありますから「社会保険診療報酬支払基金」という機関を通じて支払決済を行つて居ります。この医療費が次第に上つて行くことが数字に於いて表われて居りますが、これは保険経済を見る時、二つの面に分析して考へて居ります。先ず、一件当りの点数は一人の患者が一つの病気について或る月に医師にかかつたものを一件と見、その一件についてどれ位の費用がかかつたか、これを点数で表わして一件当りの平均点数を出します。これがだんだん上つてくることは、医療の内容が向上しているということを示しているわけでありませう。この一件当り点数の増加は昭和26年を100としますと、昭和29年度は146という指数になつて表れて居ります。26年に於いて給付された内容よりも五割程度高い水準で給付が行われていることになりませう。入院の場合は120で、歯科に於いて120です。第二に受診率、これは一人の被保険者がどれだけ医者に診てもらふかということ、即ちこの数字は健康保険がどの位被保険者に利用されているかということを表します。これを26年度100としますと、29年度には130ということになつて居ります。入院については158、それ以外に於いては130、歯科は145という数字でありませう、このように利用率が増えています。これは診てもらふ機会と同時にその期間ものびているということを表しています。受診率と一件当り点数と平均単価をかけ合わせると、年間に必要な医療の給付額が出てくるわけだ。もう一度申しますと医療費の増大ということ进行分析すると、その内容について一つの病気に対する給付費用も上つているし、被保険者が医者にかかるという率も非常に増えていることに

なつています。以上の実績の示していることは、健康保険が国民の医療に役立つという面では非常に喜ばしい事態であると思ひます。しかしながら今申しましたように医療に要する費用が非常に上昇を示している一方、これに見合う財源は増えていないわけです。すなわち昭和24年から25、6年までは、インフレーションの傾向もあり、医療費が上ると共にこれに見合うところの保険料収入も賃金水準の上昇に従つて上つて居りましたから、収支のバランスがとれて居りましたが、デフレーションの傾向になり、収入の増加が減少し、一方利用率の増大と、費用の増加によつて、収支の不均衡を生じここに赤字が生じて参つたのであります。更に医療費が増えて行く原因としては今申したようなものの他に、制度の面におきましても昭和28年に於いて、従来一つの病気に対する保険の給付期間が二年間となつていましたのを三年間に延長したこと、結核については抗生物質を採用したため費用が増加したこと等があり、また結核患者の死亡率が非常に減つて来たが、結核患者が完全になおるといふところにいつていないために、病気の期間が長くなり、従つて保険にかかる期間も長くなつていふような問題もあります。一方、国の政策としては、結核患者の病床を増設して居りますが、これも終局に於て保険の費用の増加となつて参つており、これも大きな問題の一つとなつております。かういふような原因がからみ合つて、29年度の政府管掌保険の財政は約40億の赤字を出している有様です。赤字の原因が今申しましたような内容でありますから、これを止めることは、非常に困難であります。これに対していろいろと行政対策を実施して居りますが、昭和30年度の予算については、さらにこれが70億の赤字が出るという状態にまでなつています。これをどういふ風にして解決していくべきかという点については現在人により見解が分れています。たとえば、結核医療というものがこの保険で大きな部面を占めているが、これを健康保険で見ないで、国で見ると健康保険から結核を除外するならば赤字を生ぜしめないことが出来る。また健康保険の内部で、赤字を解決することは、負担を大きくし、しかもその恩恵を受けるものは、病気にかかつていふものだけでもあるから医者にかかる場合は費用の一割、月に千円程度の一部負担制度を実施すれば、赤字は解

消されまた簡単な病気で医者にかかるといった弊害もなくなると思われる。さらにそういう赤字は現在の情勢に於いては誰の責任でもない。これについては国が健康保険の財政に対して国庫負担とすべきだという意見もあります。非常にいろいろな考え方がありますが、しかしどうしてもこの問題を解決しなければ、健康保険の財政は破たんし、将来は保険制度が無意味になってしまうということが考えられます。そこでこれは本腰を入れて研究する必要があるのですが、しかし仲々大きな問題であり、単に役人の頭の中だけで考えていてもどうにもならないということで、学識経験の深い七人の委員を選び七人委員会を作り現在ここで検討して居ります。一方30年の政府管掌の予算は、何とか一応の辻妻を合わす必要がありますので、30年に出る赤字の見積、約70億をいろいろな行政的な処置をとりまして、これを60億まで圧縮してその半分は、国が負担し、また29年の40億も、すでに発生した赤字でありますので、国が負担することにして、合せて70億は国がもち、残り30億は保険制度の中で考えるということになりました。その対策として先ず保険料率は現在定率の1,000分の60となつてのを、臨時に1,000分の65に引上げ、これによりまして、赤字の30億の内、25億をカバーすることとし、残りは法律の改正を行い標準報酬即ちこの保険において保険料計算の基礎となる月収額の最高額と最低額が現在最低3,000円、最高36,000円となつて居り、3,000円以下の報酬しかもらつていない労働者は、3,000円を基礎として計算し、最高はどんなに高い報酬を受けている者も、36,000円を標準にして計算して居りますが、これを改訂して、最低を4,000円に、最高を48,000円に上げて、保険料収入の増加を上げることを考えました。また被保険者についても、短期間しか被保険者でなかつたものには、退職後の保険給付を制限するということも考え、こういう点について国会に健康保険法の改正を提案したわけです。先程申しましたように保険料率を最高の1,000分の65まで上げることによつていますが、この料率の引上げにつきましては、30年6月21日の官報に告示して、7月に徴収す保険料から率が上がることになりました。なお、先程申しましたように、健康保険法の根本的な改正は大問題です。この際方針としては、なるべく給付費に対しても国庫で

負担することが必要であると考え、厚生省ではこの国庫負担を是非実現したいと望んで居ります。もう一つの大きな問題は結核の問題であります。これにつきましてはまだ何らの方針も決つていません。それから、こういう健康保険を将来、どうしていかねばならないかという問題もあります。現在は、まだ国民の二割以上が医療保険の恩恵を受けていないわけですが、これは大都市に於いて国民健康保険が実施されていないためであります。先進国のイギリス、ニュージーランド等に於いては、国民のすべてが、国の費用によつて医療を受けるようになって居りますが、わが国に於いても、そういう進歩した社会保障制度を是非実現しなければならぬわけです。これについては、社会保障制度審議会から昭和25年に勧告が出ています。政府もその意見についてはこれを尊重してその実現に努力することになつて居ります。現在の構想としては、勤労者については、すべて健康保険に統合し、一方一般の国民については、国民健康保険の適用範囲を次第に拡げていつて、やがては、国民をこの二つのいずれかの保険制度で被うようにすべきであると考え、その日が一日も早く来るようにと、努力を続けているわけでありませう。以上現在の健康保険の概略と、問題点について申し上げたわけでありませう。

産業安全について

労働省労働基準局安全課長補佐 松 沢 春 雄

1. 産業安全の意義

御紹介をいただいた松沢です。ただいまから産業安全という地味な問題について、お話申し上げて見たいと思います。

御承知のように、明後日から一週間にわたり、全国津々浦々の工場に、或は事業場において、全国安全週間が展開されるわけではありますが、この運動は、遠く大正の中頃、東京市及びその近郊において始められたものでありまして、その後、昭和三年から全国的に行われるようになりましたので、それから数えて、今年が第28回ということになるのであります。

思えば、満州事変、続いて大東亞戦争と、戦局が熾烈になるに伴つて、銃後の生産陣営も、次第に強化され、徴用令を始め国民の勤労働員によつて、多くの人々が慣れない軍需工場へ進出して参つたのですが、こういうことになると、産業災害というものは、益々発生の度を高め、幾多の事例を残したわけがあります。

このような、さなかにあつて、わが多くの安全運動家は敢然として、その防止対策に当つたわけではありますが、その証左として、この全国安全週間が、ただの一回も中止することなく、克く連綿として続いて来たことを以てしても、うなずけるものなのであります。

一家の働き手が、思いがけない産業災害によつて、尊い生命を喪い、又は身体傷害を受けて休業し、或は不具者となつて、元の職場に復帰することができなくなるというようなことは、個人及びその家庭にとつて、これほど不幸なことはありませんし、産業災害のために、生産設備が破壊し、原材料その他を徒らに損耗し、或は労働能率が低下したり、生産の減退を来たすということは、その企業は勿論のこと、延いては国家経済にとつて、これほど残念なことはな

い、といえるのであります。

すなわち、産業安全の問題は、ひとり人道的見地からばかりでなく、経済的見地から考えて見ましても、忽がせにできないものであるということができるのであります。

2. わが国における産業災害の現況

しからば、わが国における産業災害の現況はどうかというに、戦後における、わが国の労働死傷害の発生件数は、昭和27年において、近年中、もつとも低い数字を記録したのであります。しかしながら、28年以降、増加の傾向に変わって参り、昭和29年における、休業8日以上の中傷及び死亡の総件数は、およそ35万で、これを前年の発生件数にくらべますと、5.6%の増加率を示したのであります。殊に、死亡件数だけを取り上げて見ますと、およそ5,600件で、前年比実に11.7%の増加振りを示したのであります。

しかし、これは、すべての業種にわたって増加したというわけではありませんでして、業種によつては、むしろ、低下の傾向を示したものもあります。

先ず、死亡数ですが、製造工業は1030人で前年との比率は〇です。鉱業は962で前年比は9.8パーセントの増加、建設業は1936で15.9パーセントの増加、運輸業は322で11.8パーセントの減少、貨物取扱業は231で6.5パーセントの減少、農林業は449で11.4パーセントの減少、最後のその他というのは、商店関係、銀行関係といった業種で、669人の数字を出して、これが前年よりも116.5パーセントも増加しています。全体として、11.7パーセント増えています。鉱業を除きますと、12.1パーセントの増加となつています。次に、死亡数と休業8日以上の中傷を合せて、前年と比較しますと、製造工業は前年比〇で、増減なく、鉱業が9.5パーセントの減少、建設業が24.1パーセントの増加、運輸業が4.2パーセントの増加、貨物取扱業が9.5パーセントの減少、農林業が22.4パーセントの増加、その他は、25.1パーセントの増加となり、全体は、5.6パーセントの増加というのが、最近の実情であります。

いわゆる製造工業関係、工業的企業に於いて、殆んど増減がない有様ですが、しかしながら、最も問題とされるのは、建設業であります。電源開発工事

に於いて、多くの災害を出しているからです。北は北海道から、南は九州まで、佐久間とか、只見川が開発されつつありまして、これらが、一昨年から昨年当りは、突貫作業をやつたために、安全管理を一生懸命にやつては居りましても、大きな災害が増えていたのです。運輸業に於いては、11.8パーセントも減り、貨物取扱業も6.5パーセントの減少ですが、日通の社長早川さんが、全国安全週間の会長をやつている、そういう関係もありまして、自分のところの災害防止期間をもつて、日通関係のところ呼び掛けて、災害防止の運動を強力にすすめたため、ぐんぐん減つてきています。

厚生省の統計によりますと、29年1ケ年間でおよそ、34,000人の死亡件数があつたようですが、わけても、交通災害、つまり、トラック、自動車、オート三輪、電車、バス、列車というような交通機関に関する事故が多いようであります。毎日の新聞にはこういう記事が数多く出ています。災害の記事を切り抜いて居りまして、スクラップにして居りますが、こちらの方が手を上げてしまう程、交通事故が増えているのであります。全国民の間で、自動車関係の事故で死ぬ方が、毎年1,000人づつ増えているという統計が厚生省で出ています。29年は5,000人になつていると思いますが、急激な増加をしているわけです。戦後、交通量がとみに増加した結果によると思いますけれども、道路の整備が出来ていないためにも起つているのだと思います。

3. 産業災害の原因別分布

それから次は業種によつて、労働災害の発生を検討し、災害というものは、どのような原因に基いて起るか、産業災害の原因別分布表で研究して見たいと思います。これは全産業のもので、今日のお集りの方は、工場関係が多いと思います。休業災害というのは、怪我の為に一日以上休まねばならない大きさの怪我をいいますし、また不休傷害といつているものは、丸一日休まなくてもすむような、小さな怪我をいいます。これは昨年1年間に起つた災害を分類したもので、それをパーセンテージに分けて比較したものです。動力運転の中分類として、動力伝導装置がありますが、これはモーター、ガソリン・エンジンなどのような原動機、そしてシャフト、ベルト、プーリー、歯車のような種類を総

称して動力伝導装置といひます。動力揚重機、これは重い物を上げるクレーン関係、動力運搬機は貨車、トラック、オート三輪、それから、固定したものとしては工場にあるコンベアなどです。それから一般動力機というのは、動力機械と考えていいでしょう。旋盤、セーパー、鋸盤といった動力によつて動く凡ゆる機械です。これを見ますと、動力運搬機の死亡率が非常に多く、全産業が21.9パーセント、製造工業は22.8パーセントと出ています。それが休業傷害に出て来る比率は、ずつと減つて来ていますが、これは何故か、死亡率は21.9もあるのに、休業傷害は3.8というのは何故であらうか。これは、動力運搬事故は怪我をしたら大変だということを意味しています。触れるとえらいことになる致命的なものだということになります。それと反対に、一般動力機の方は、旋盤のある工場に多いのですが、20.8パーセントは、怪我をするけれども、死亡に至らないことが分ります。これがこういう別け方の特徴です。横と縦を比較して見ますと、安全管理の急所がどこにあるかということが、分つてくると思ひます。一人でも殺してはいかんという気持ちで、自分の工場を見て、そして、なるべく大きな傷害を出さないということ、小さい事故も出さないということが、大事であると思ひます。次に、作業行動ですが、この分類として、手動揚重運搬機、これはチェーン・ブロックや手押車などです。このような動力を全然使わない揚重装置、運搬設備、これらによつて起る傷害というものではずつと死亡率も、傷害率も減つています。手動機工具はやはり動力は使わない。つまり、スパナ、ハンマ、キリ、たがねなどいろいろあるわけです。取扱運搬というのは、そういった工具も道具も使わないで、殆んど素手でやる仕事です。また日本の産業では機械化され得ない面が多いので、現段階では、全然人間の手を触れないで加工されるということは少ない。パイプ、ラインを通つていろいろのものが出来る工場でも、人間がかつかねばならない仕事もあり、積み上げたりする仕事も相当あります。それは取扱運搬による死亡率が4.3でありますのに、傷害の方は32.6もあるということでも分ります。物の取扱運搬などにはモツコ、天秤などが使用されましようが、このようなことで、怪我が実に多いということが分ります。従つて一日以上休む人が多いわけです

から、生産能率が下つて来る。そこで、運搬する通路を広くする、コンベアに
するとか、重いものは機械化して扱うというように、いろいろ考えられる点が
あると思います。重い物をよく三人位で担いでいますが、その時にそれを下ろ
す場合に大きな事故を起しています。

話が飛びますけれども、私は絵が好きで、日展や二科展など欠かさず行つて
いますけれども、近来は取材が工場を対象としているものが、一室に二三枚は
あり、甚だしい時には、七・八枚もあることがあります。一般の傾向として、
工場を取材し、小さく工場の内容を取扱うものが多い。毎回工場関係の絵を画
いて日展に出しているある人が、製材工場を画いていましたが、人夫が木材を
担いでいるもので油絵で立派に画かれていました。ところが、木材を担いで
いる前の人には左肩に、後の人には右肩に担いで居りました。恐らく画家がうつかり
して画いたものと思いますけれども、これを見まして、「危い！」ということ
を直感しました。

次に飛来崩壊は、崩れるもので、荷くずれや落盤などです。刺突踏抜という
のは、古クギを踏んだりした場合のことで、墜落は墜落です。人間は木登りが
下手で、墜落を防ぐことが非常に下手です。猫などは高い所から墜落しても全
然怪我をしないけれども、人間はそういう点の機能が鈍感ですからちよつとし
たことで墜落して、直ぐ死んでしまいます。表を見て分りますように、100人
が墜落すると16人は死亡することになっています。特殊危険の中では、電気が
多く、やはり電気関係は恐いものということが分ります。死亡率も程度が高い
ようです。毒劇は、薬事法などにより、相当の資格がないと扱うことが許され
ていませんから、案外事故は少ないのです。大体表についてはこの辺で打ち切
りまして、安全管理の根本方策について話したいと思います。

4. 安全管理の根本方策

(1) 設備面の整備改善

何と云いまして、設備の整備改善が第一義であります。フル・プルーフ
(f o o l - p r o o f) という言葉があります。御承知のように water—
proof, fire—proof, rain—proof, shock—proof, といったような何々プル

ーフということばはアメリカでよく使われますが、すなわち、このフル・プ
ーフというのは特別に知識も熟練もいらぬように設備が安全化しているとい
うことを指しているのです。如何に注意して居りましてもわれわれは四
六時中緊張し、警戒ばかりしているわけにいきません。そういう人が職場で働
いているわけですから、多少の錯誤やゆるみがありましても、怪我をしないとい
うのが、安全管理の理想であります。よく怪我の原因を探求して、今後、注
意しろ、会社の規則を守れということが多いのですが、それよりも先に、先ず
会社側が災害を防ぐために如何にして設備を整備改善するかということが大切
です。階段が落ち易いところがあれば、その階段の交通量を研究して、その幅
が狭まいのかも考えなければならぬと思います。それは人間が悪いのでなく、
階段が悪い場合が多いのであります。急な階段を作つて置いて、「みな注
意して歩け」では駄目です。安全管理者は何とかして設備面を改善出来ないか
ということ、すべての障害発生の原因について調べて頂きたいものと思いま
す。ですから工場内、職場内は整理整頓をよくして、邪魔ものは置かず白線があ
る限り、絶対に事故がないというように交通する人が安心して、信頼して通れ
るということではなければなりません。また、理想としては、あまり神経を使わ
ないで安全にするために、交叉点は立体交叉にすることが望ましいことです。
そういった進め方が大事です。

(2) 安全規律の確立

この問題はなかなかこれを労働者諸君が守らないとか、こんな規律をいくら
作つて見たところで守つてくれないとか、管理の担当者が云つていますが、自
分だけの考えた規律を、皆んなに押しつけるものですから、受けとつた方も面
白くない。結局、どつかへ突込んでしまうことになります。安全管理者も規則
を配つてそのままにして置くのではなく、労働組合の安全関係と会社側とがお互
いに話し合つて納得のいくような規則を作ることです。その代り、これを守つ
てもらおうとして、実行しないものを罰することもいいと思います。労働組合の
執行部が労働者を首切るわけでないから、会社側に、労働組合から、解雇する
ように勧告するといった具合になりますと理想であります。作つた限りは守ら

せるようにし、例えばガソリンの持ち運びをすることで、煙草を吸つたりすれば厳罰にすることです。次に大事なことは、第三に安全教育の徹底強化です。

(3) 安全教育の徹底強化

つまり、物の安全の道理を話してきかす。こういうことについても、スライドや映画が出来ていますし、テキスト・ブックも出来ていますから、これらを利用することも安全教育を強化するためにいいと思います。

次に、労働者諸君が自分の家庭における心配ごとをなくするように働きかけることが必要ですが、その一つとして家庭に事故が起きないように、女房や子供が病気をしないように、努めさせることです。事故などがあると労働者は後髪をひかれる思いで出て来ることになるわけですから、ひよつと、怪我をすることがあります。ですから自分の家を一步出たら、家のことは忘れて仕事が出来るようにしなければならぬと思います。労働者諸君が家庭を持ちますならば、家長として、あらゆる面に於いて心配ないようにして出なければなりません。こうして、会社では安全管理に従つて安心して働けばいいのです。家庭に乳飲み子がペン先を飲み込みはしないか、二階から落ちはしないかというような心配があると、労働者は心配になつて、工場に来てても生産能率も上らず、ある時は、大きな災害を起すこともあると思います。何としても家庭は恙なく平安無事であればならないと思います。私は労働者に向つて、「君らは会社の安全管理に従つてやつていると思うが、家に帰れば、家の安全管理は君らがやらなければいけない。」と云つています。

私はこの仕事をやり始めてから臆病になりました。道を歩いていまして、横と前をよく見て、余程自動車がすかないと、私は横断しません。注意しなければならぬと思いますと、家を出てから帰るまで非常に危険が多いです。わが国では、不慮の災害で34,000人の人が一ケ年に死んでいます。不慮の災害といひますといろいろあります。薬を間違えて飲んで死んだり、車にはねられたり、ペンキを塗つていて屋根から落ちたりして、毎日100人ぐらい平均して死んでいるわけですから、この講義の一時間半にも6人死んでいることになります。会社にいる場合は会社側の管理にあるわけですからいいですけれども家の

中の安全その他は自分自身の管理によらなければなりません。出勤時もラッシュに出るより、5分ぐらいは早く出るということも安全な方法ですし、子供があつて、学校に行く途中、非常に交通の危いところがありましたら母親がそこまで送つてやるようにすることも一つの方法です。また一家には必ず交通の頻繁なところがあります。いわば東京の銀座当りがあるものです。そういうところではよく柱に膝をぶつつけることがありますから、家の中の交通量の多いところは、物を置かず、少ないところに邪魔物は置くようにするか、針仕事をする時は気をつけ、赤ちやんのいる家では、必ずそういうものを手の届かぬところに置くということなど、また、縁側でも踏み石などよく注意して配置して子供が墜落しても危なくないようにするか、こたつの火に足先を突込んだりしないように細かく網をすとか、いろいろあります。こういう実例もあります。東京の叔父さんから荷物が来たというので、田舎の子供兄弟が開けようとして、ナイフをもつて紐を切ろうとしましたが、兄弟二人がかがんで下から上に向けて切つているので、遂に勢い余つて弟の眼を切つてしまつたのです。これも日頃から、紐は解けるところから解くものだとか、紐を切る時は、紐を持ち上げて、刃物は上から下へおし切るのだということを教えるべきです。小学校の生徒は全く危い。少しも安全教育をやつていない。また大学を出たという人が工場に来て、機械のもつ危険性を知らないし、大学で教わつていても、理解する知識がないのです。職業学校を出ていても安全教育は、工場なり会社なりに入つてから、初めて受けるわけですから、経営者方がそれらの教育を負担しているわけです。大変です。今の実情では何と云いましても小学校から叩き上げなければなりません。日本の状態ではもう少し各学校でやらなければいけないと思います。早くから安全知識を子供に教育することが大切です。労働者諸君に皆さんから伝えて欲しいと思います。

それから、今後いろいろと安全管理等について尋ねて見たいということがありましたら港区に産業安全研究所がありますし、労働省には安全課がありますから、これを利用して欲しいと思います。そしていろいろと御意見を述べて頂いたりして研究して行きたいと思います。

〔質問A〕 新生活運動の一環として、安全を家庭と職場を通じて行うということになるが、人間の生活という家庭内のいざこざなどにより、心理的不安というものによつて起る災害の統計は出ていませんか。

〔答〕 それは大事なことですが統計をとつて見るが大変困難です。家庭内のことはプライベートのことで、正直に云いませんから、統計としてとることは無理です。家庭内部のそいつた不安が影響を与えていることは事実と思います。

〔質問B〕 家庭の安全指導について、われわれは時々家庭の主婦を集めて幻燈を使つて話をしていますけれども、奇抜な方法がないわけですが、その方法について。

〔答〕 それはどうですか、スライドだけでは実感がわいて来ませんから、グループを小さく、10人か8人として、ディスカスしてお互いに過去に自分の家で怪我をしたとか、失敗して事故を起したというような体験談を話させることによつて印象づける。こういう話し合う機会を同時に設けることが一番大切だと思います。例えば、湯たんぽを沸していたが、その蓋を上置いて届かぬようにすればよかつたのですが、それをうつかりして、よこに置いていたところ、四才の子供がそれを見つけて、湯たんぽに蓋をして、大変な大きな怪我をしたから、こういう時は気をつけて、蓋を棚の上にも置くようにしましようとか、私のところでも、先日女房が洗濯をしていますと急に痛い悲鳴を上げますのでどうしたかと思い、調べて見ましたら、子供のスポンを洗つている時、釣針がささつていて、抜こうとしても抜けないのです。そのまま医者に行つて抜いてもらったわけですが、子供が、釣に行くつもりで針をポケットに入れたままになつていたのが原因なのです。

昭和 29 年業種別死傷発生件数

死傷別 業種	死亡	前年比 (%)	休業8日以上	計	前年比 (%)
製造工業	1030	0	117.264	118.294	0
建設業	962	+ 9.8	53.792	54.754	- 9.5
運輸業	1936	+ 15.9	99.972	101.908	+ 24.1
貨物取扱業	322	- 11.8	15.666	15.988	+ 4.2
林業	231	- 6.5	32.076	32.307	- 9.5
その他	449	- 11.4	18.754	19.203	+ 22.4
計	669	+ 116.5	6.864	7.533	+ 25.1
計(除鉱業)	5599	+ 11.7	344.388	349.987	5.6
	4637	+ 12.1	290.596	295.233	9.0

死傷原因別分布(昭和 29 年)

原因別 (大分類)	原因別 (中分類)	死亡(%)		作業傷害(%)	
		全産業	製造工業	全産業	製造工業
動力運転	装置機	1.6	5.3	1.5	2.6
	導揚機	3.0	5.3	1.5	1.5
	搬重機	21.9	22.8	3.8	2.6
	力力一般	2.3	8.7	9.7	20.8
作業行動	手動機	4.3	2.0	5.2	2.5
	手取機	0.1	0.2	5.2	5.5
	飛来機	4.3	3.9	32.6	30.7
	撃突	20.8	9.1	17.0	12.2
	踏	2.3	2.0	7.7	6.3
	墜落	16.3	13.9	7.5	4.3
特殊危険	電毒爆高	6.0	3.4	0.6	0.7
	発破	0.8	2.1	0.7	1.4
	氣劇裂熱	3.5	7.5	0.6	0.6
		0.8	3.2	2.1	4.1
雑原因	火倒	0.4	0.5	0.0	0.1
	災	0.6	0.3	0.1	0.1
	雑	11.0	4.8	4.2	0.4

(註) 鉱業を除く全産業について集計されたものである。

新生活運動と家庭問題

中央教育審議会委員医学博士 山 本 杉

今の時代の新生活運動の取扱い方というものが、どういふものであるべきかということについて、私は、先頃、イギリスその他のヨーロッパ諸国の現状を見て参りまして改めて考えさせられました。また29年暮、ビルマにも行きまして、その方面の新生活運動を見るのが目的ではありませんでしたが、この運動が非常に活潑でありましたので、見る機会を得ましたけれども、そのやり方は、オンサンという開国の祖、つまり日本の明治天皇のように何処へ行つても尊敬される人がいますが、そのオンサン將軍の未亡人が中心になつて、新生活運動が展開されて居りました。各地方から、地方の指導者を集め、講習を行い、指導して居り、私が参りました時には、厚生大臣が来て話されているところでありました。ここで指導をうけた講習生は、自分の住んでいるところに帰つて、その地方で間接講習を実施しています。ビルマの生活改善は盛んに行われて居りました。私の経験ですが、終戦後、あるアメリカの指導者が、私に申した言葉の中に、君達は、婦人団体の年とつた人を相手にしても仕方がない。年とつた人々は、もう思想は変らないから、もつと若い人々を教育した方が、その望む効果が、将来出易いと申して居りました。しかし、この意見は、当時の日本の事情から、私共は採り上げませんでしたけれども、私はこの話を聞きながら、昔中国の蔣介石のやりましたことがそうだと思いました。新しい人に手をつけたということです。私の同級生の中にも中国人が七人ぐらい居りましたが、忽ちのうちに思想が變つてしまいました。新しい人が、革命運動の前線に出て来たわけで、そういう新生活運動もあるということを感じました。

そこで、日本では、戦後、新生活運動というものは、いろいろな面から、こういう言葉が使われなくても、考えられて来たと思います。生活の改善も唱えられて居ります。栃木県のある地域が、新生活改善に熱心だつたということな

ので、実態調査をして見ますと、改善のための改善という点がありまして、かまどの改善というと、かまどの改善のみに狭く走つてしまい、折角、台所を改善しても、依然として、料理法は昔のままといつたことで、新生活運動に魂が入らないということを、指導者の方が申して居りました。その通りです。

新生活運動は必然的に起つてくる問題であるとして、どういふ起り方をしなければならぬかと申しますと、物心両面の人類の向上、発展が通つてなければならぬと思います。あらゆる文明の発展がなければならぬと思います。永井先生もそのようにお考えになられていることと思います。そういうわけで、具体的な面もそこに出てまいりまして、個人生活の文化向上、生活の安定——安定と申しまして、経済的安定に加え、もうひとつは不安のない生活をしたいということ、それは病気にならない生活、合理的な生活、生命の合理化でありますから、それを裏付ける精神的な面、精神衛生が問題となります。これは盛んに使われる言葉ですけれども、物心生活をよい状態に置きませんと、精神の健康が保たれないということ、これを心理的に追求するのが精神衛生であります。物質方面の改善、精神衛生の改善は、ものの考え方です。これをしつかりしたところに置きませんとこの運動は本筋に進まないということです。例えば、道徳観念と申しまして、いろいろな要素があると思います。そこでこういう観点から、今の段階に於ける家庭問題を取扱つて見まして、それはどうである、これはこうであるということを分析することに意義があると考えます。御手許のプリントに出て居りますように、分類の仕方がありますけれども、家庭問題で、一番どういふ問題で相談をうけるか、どういふ点で一般の人が困つているかと申しますと、日本経済がうまくいつていないということです。経済さえ、うまくいつて居りますれば、片づくと思われるものが、非常に多いのです。次に人間の働く能力が充分でないということです。これは知能的な問題ですけれども、これが、日本全体の、社会全体を低めているということです。そういつた低い知能なのであります。或イギリス民族学者が、どこの民族でも上の10パーセントは立派で、下の10パーセントは低能であり、80パーセントは普通であり、この上の10パーセントが指導的立場に立つ人で、下の10

パーセントが社会悪の根源であると申して居ります。そういうことを改善するためには、意識が人々の観念として生きて来ました時に、改善されると思ひます。これは戦後、イギリスの婦人の口から聞いたことですが、イギリスという国は、過去50年の間というものは、人口が減りも増えもしないで、4,700万と申して居ります。これは、各家庭が抑さえているということです。それは、つまり、私達の求める生活のレヴェルというものを保つために必要な条件が、イギリス全体として必要だということを各々が自覚して居りまして、それ以上多くなれば、イギリスの経済力が支えられない、それより少なくともイギリスの国力を維持することも出来ない、また社会保障というものを個人に与えることが出来なくなる。だから私達は一人半という子供を生んでいる。国家が保障出来ないような子供を生むことは罪悪だから生まないとはつきり申しています。生むのならば、知能のしつかりしたものでなければなりません。社会に役立つ人間になれない子供は生むことが出来ない。生んだからには、立派にしなければならぬ。社会に役に立つ人間として育てる。役立つ人間は、年をとれば養老保険、健康保険があつて、その人の一生を保障することではなければならない。これは生命の合理化をした民主主義の根本であると思ひます。それには無駄はいけません。

今度、私はイギリスに参りました時に、イギリス婦人が、「子供をこういう風になると想定して育てると、そういうようになるものだ」と申して居りました。御参考までに申しますと、私達はエデンバラの医者の方に泊つたのですが、夕食の時に、一羽の鳥セキセイインコでしたが、私の肩に来て止まるのです。「これは家族の一人のピーターです」と紹介するのです。そしてこれが摺揆だということです。それから口に接吻する。パンを食べたり、勝手なことをするのです。何時もそうするというんです。「いやだというわけにもいけませんので、黙つて居りましたが、今度は私の隣の人に行つてお皿のパンを食べようとすると、その人は非常に神経質の人でしたから、お皿をそつととつて、「ノー」というんです。何回も「ノー」といつて、お皿に乗らないようにするものですから、諦めて、自分の主人の息子さんのところへ行きました。それから、自分の鳥かごに

入るんです。絶対に逃げないそうですから「よく馴れましたね」と申しますと、「そういう風に育つということで、そういう風にやつて来ましたからそうなつたのです」と申すのです。その家に犬が飼つてありましたが、ピーターをいじめず、無関心なのです。そういう風に育てれば、そうなるということを信じていると申していました。私は驚きましたけれども、ロンドンでは、鳥が全然人間を恐れないで、寄つて来て餌を食べますね。日本の鳥はみんな飛び立つてしまうのですが、何十年も、そうなるということを信じてやつて来たからでしょう。一人でもそういう心掛けのない人が居りましたら、こわれてしまうでしょうに、イギリスはそうでないのです。人間に対しても、そうかとたづねますと、人間はそのレベルに育てるつもりでやれば、必ず育つと申しました。そういう人間を作る一定のレベルまでもつていくように努力すれば、出来ると信じているのです。ひとつ私が失敗したことがあります。そこのお嬢さんに、「いい息子がいますから、世話をしましょう」と申しましたら、大変怒られました。「自分の結婚の相手は自分で決める」というのです。私はその時、たたきつけられた思いでした。日本の憲法にも、婚姻は当事者の合意によつてのみ成立するとありますけれども、当事者の合意によつて成立し、夫婦が同じ権利を有することを基本として、互いに協力するということは、民主主義的な考え方ですけれども、日本人はそこまで行つていない。娘のいる家庭を見ましても、母も娘もそういうものは他人に頼んでいます。そして、私がこうして売れ残るのは、母親に能力がないからだということを、娘は本当に考えているということです。そうですから、高い人間を作ろうという、意識がないのです。高い意識をもつて行けば、そういう高いところまで出来るといつたイギリス人の考え方が本当だと思えます。ある高さに於いて人間を作ろうと考えた時に、自分ができる能力に限度はありますけれども、さきほど申しましたように、イギリスの経済がこれだけの人しか、保障出来ないから、これ以上は生まない。自分の能力としてはこれだけしか出来ないといつた自覚も大事な要素となつていると思えます。イギリスでは、子供をやたらに生まないことが常識となつています。日本では、生活が困難でも食糧が足りなくとも、明日死ぬか分らん人も子供を生むんです。

戦後イギリスの婦人から云われましたが、どんだん子供を生んでいたのが、今度は、政府が妊娠中絶をやたらに許して、私達の想像もつかないことだといって居ります。イギリスの人から見れば、道徳観念もなく、人間としての自覚もないといった気持を持たせているのでないかということになります。イギリスの婦人達が子供の数を制限するということの考えの根底は、どこにあるかと、若い人に、どういう風に考えているか、聞いて見ました。日本の青年に結婚したら、何人子供を生むのが適当かとたづねれば、三人とか、二人でいいとか申しますが、ものの分つた青年だと思えます。イギリスの青年に同じことを聞いてみますと、驚きました。「それは、相手のあることですからお答え出来ません」というのです。そのことで、イギリスの男性が、子供の数をどれだけ持とうかという根本の問題を理解していることが分ると思えます。日本で、今日、家庭問題として出てくる問題の現われ方は、男性の無理解を訴えるものが非常に多いのです。例えば、夫に内証で、受胎調節をする方法はないかといつてくる人もいます。もしもそんなことが主人に知れると、大変だというのです。それでは、今何人子供があるのかとたづねますと、3人あるというのです。それに対して主人は充分だと思わないといつていて、受胎調節をすると、どんなに嫌らうか分らないというのです。これには男性と女性の協力がなければ、なんともならないと思えます。これが相談の現実です。さて今申したような働く能力の低くさは生活改善が出来れば或る程度解決されるということですが、イギリスに行きますと、老人には、ビッコの人、尙僕(せむし)の人が非常に多く、イギリスの婦人はあまり美しくないし、体が曲つている人が多いのですが、それに対して、ゼネレーションがズレてくると、そういう人がいないし、非常にスラツとして美しい。それというのは長い生活の中で、イギリス人のもつている合理主義の中で、悪条件を克服したのだと思えます。もうひとつは、東京で終戦後、イギリスの婦人から、神経痛になつて難儀したということを知りましたが、どうして歩けるようになったかとたづねましたら、こうしては悪いということを知ったからそれを生活の中に折り込んで養生したら、3年経つうちに病気がなおつたということですが、ですから、生活態度をよくしなければいけない

と云つて居りました。日本人も日本の状況に合う生活をしなければならぬと思います。日本では、医者に行くか、指圧、マツサージ、温泉ということになります。それは生活の改善によつて自然に直すということの受けとり方が足りないと思います。生活の合理的な考え方が、イギリスの若いゼネレーションには、不具者がいなくなつた原因だと思ひます。そういった資料は手に入らなかつたので残念ですけれども、イギリスの人達の生活条件の克服は合理化から来ていることに感心しています。

それから、イギリス人は上下の差なく、よく食べます。トーストか、固いコッペパンにバターをこつてりつけ、ジャムをつけて、両面を焼いたものを食べ、そして、牛乳を多量に飲みます。全く飲み放題です。その他に、トウモロコシを薄くしたものに、砂糖とミルクを入れたものを飲みます。それがいやな人は、オートミルを食べます。或は果実を食べます。それにベーコンといつたようによく食べます。それは新聞配達をする人も、工場労働者も同じなのです。ある夕食に、じゃがいもが出て、油で揚げたものや、蒸したものをいろいろと出しています。私は「ノーサンクス」というと、「何故食べないか」と云いますから、「私はじゃがいもが嫌いだ」と申しますと、「食べなければいけない。それを食べなければ糖尿病になる」と云つています。そういうように食べ物食べ方が、すべて合理的に出来ています。これだけのものを食べないと健康を保てないと云う考え方です。私は痩せた人と一緒に行きましたが、イギリス人に、「あなたは、帰るまでにきつと健康になりますよ」と云われて居りましたが、本当にその人は、肥えて帰つて来ました。ですから、賤しい気持を起させないということは本当だと思ひます。イギリスにいつて、食べ物話を聞かなかつたのですが、日本では、客がありますと、すぐ食べ物話が出ます。イギリスに於いては絶対にない。「スコットランドに行つたらサケが取れますね」と申しても、「そうですね」と云つたように軽く返事する程度で、全然興味的な話題を提供しないのです。私はイギリスに行く以前、日本の映画を見ましたが、おそばを食べる場面や、お茶漬けを食べる場面が多く出ます。しかしイギリスの方では、食べる場面が殆んど出ません。どんなに豪華な食卓が出て、食べる場

面は出ません。イギリス人が食べることに興味を示さない国民性を、あらゆる点に合理性を見出す国民性をもっていることにあると思いました。ある年齢になると不良青年の問題が、盛んに云われますけれども、そういう不良というのは、イギリスにいないということを考えたほどです。家庭の状況を見ましても、母の手伝いをよくしますし、呼鈴がなりますと飛んで出ます。そういう気持で結婚生活に入るわけですから、男の気持がそういうところにありますから、無理がないと思います。サービスということ、奥さんのために労力を提供することは当たり前ということです。ドクター・チェスターという人が、応接間でテレビを見ていますと、奥さんが来て皿を洗つたからしまつてくれというんです。そして、一緒にベツトを作りましょうというのです。「この家の主人公は、彼女ですよ」といつて、ユーモアに富んだものでありましたけれども、その人は青年のように純真です。そこで、私が夫人に「あなたの御主人は親切でいいですね」といつたら、「それは当然です」と云つて居りました。更に、私に説明しました。「私が主人のセクレタリーの仕事を助けることも当たり前だ」といつて居ります。珍しくも何んでもないと云つた態度です。とにかく、子供を何人作るかということも、すべて二人で協力してやつています。そうですから、自分の娘がどんな好きな人と結婚しても、どの男の人と結婚しても、幸福になるという安心感をもつてやつていけると思います。日本ももつと子供を生み、育てることに真剣でなければならぬということを痛感して帰つて参りました。結論は、計画出産であり、家族計画ということになりますけれども、イギリスでは常識になつています。男の人に聞いて見ましても、「相手のあることだから」ということで、チャンとやつて居ります。産児を制限する、調節することは常識であります。しかも人工妊娠中絶をするということとは、とんでもないことであると考えています。私は多くの医師会の方々と一緒にしたし、泊られた家も医者でしたから、受胎調節をやつている指導者から直接聞いてみましたが、駄目でした。「プライベートの問題です」と云うのです。公の問題でないからと云つて、とうとう聞き出すことは出来ません。それはイギリスで常識になつて居るので、私がガツカリして居りましたら、「どうしても知りたかつた

ら、患者になつていらつしやい。私はそうすれば、お答えする義務があります。これは一対一の問題でありますから」と云つて居られました。そういうことをあからさまに云うことは、悪いことだと思ひ、恥しい思ひをしました。イギリスのような先進国は、人間というものは調節しなければならないということが常識で、それを夫が理解してくれないとか、理解が出来ないからとか、或は、そういうことをしたけれども、失敗したとか、あの子も失敗児でありますとかいうことは、本当に文化の低いことを、晒け出していることだと考えています。日本も啓蒙の段階に入つたばかりでありますから、仕方がないと思ひますが、何れ、そういう方向に進むべきだということを教えられました。

それからデンマークに参りましたが、国民皆兵ですから徴兵検査をうけますけれども、兵役をすませば全部100万円ぐらいの貯金をするらしいのです。そして、家畜を買うなり家を建てるなりするんです。それに、地所を買う金と、家を建てる金を国から貸すそうですけれども、日本と違つて、長男、次男が、親の地所を譲り受けることはなく、親から買うのです。25才ぐらいで一人前で、28才ぐらいで結婚するそうですが、ここでも、生まないということは常識になつています。大体、二・三人というところで、こういうことは人間として、当り前の考えとしております。デンマークの人口は450万ですが、コペンハーゲンには78万人で、文化が高くなつて、人口を制限しています。人口も制限するということは、自分の子供を生むことを制限することですけれども、その反面、生命を大切にします。何でも世界で二番の長命国で、平均寿命が75才とか申して居りました。やたらに生ないことが、生命を大切にすることだということでした。ところがビルマに行きましたが、仏教大会で、ウー・チャンボンの奥さんが大きなお腹をして居ましたから、「子供さんは何人ですか」と聞きましたところ、「子供は8人です」というので、「それでは何人ぐらい生もうと思つて居ますか」とたずねますと、「この調子だと、12.3人は生まれるでしょう」と云つて居りました。死亡率の方はビルマに統計がないので答えられないと云つて居りましたが、何人生れ、何人死ぬかということは知らず、それだけ、社会形態が古いということが分ります。パス・コントロールということは、全然考えられ

ていないということです。ピルマも近代社会になろうと努力をしているようですが、バス・コントロールをしなければならぬと思いました。この点、イギリスの考え方と比較しますと面白いと思います。

日本では産児制限ということは、労働運動の中に取り入れられ、大正11年に、安倍・山本などを中心にして、社会運動として取り入れられましたことは、日本のために幸か不幸か知りませんが、そこまで社会意識がいつていなかったと思います。私は大正11年に結婚しましたが、近所の方は軍人さんで中將になる方や、技術部長といつた方、或は大学のプロフェサーの家などで、三人ぐらいいしか、子供を生んでいませんが、これが大正11年頃から勃興した日本の、そういう知識階級の状態であつたと思います。この人達は人工妊娠中絶をしなかつた人です。今日は、受胎調節は人工妊娠中絶をすることだと考えている人が多いようですが、こういう点はイギリスから忠告を受けたことに、充分注意しなければならぬと思います。新生活運動の目的がどこにあるか、をお話することより、家族計画に落ち着かねばならぬということになります。これはいわゆる労働運動でもなく、知識階級だけのものではなく、一般の人々が、これを受けとつて、生活を合理化し、社会文化を高めるためにどうしても、取り組まねばならぬことだと思つてます。しかし、こういう運動が起つたことは有難いことです。問題を具体的に申しますと、面白いのですが、時間がありませんから一つだけ申します。夫が不賛成であるということ、男の人がどうして理解がないかということですが、これは日本の特徴のある出方だと思つてます。これは、どうしても男中心、男性中心に考えるからで、そうした問題は女の犠牲によればいいのだと考えているからです。男性の精管というものは、元に戻そうとすれば、元に戻ると云われますが、女性の卵管をしばると、元に戻りません。それでも、手術は家内の方を結紮して貰いたいと云つています。結紮手術をして困つたという訴えがありましたが、それは不幸なこと何気なしに手術したのですが、子供が二人とも、ひとり火事で死に、もうひとり、湯ぶねで死んでしまつたのです。風呂屋さんでしたが、子供を無くしてから、後で欲しいと思つても、どうにもならないのです。「自分はどうして結紮してしまつたのか。

何とか元に戻りたい」と云つて泣いて居ました。これは結紮して、子供をなくした場合ですが、死ななければ、そういう問題は起らなかつたわけでしょうが、そのような家庭問題の現われたことを見まして、日本はそれだけ文化が高まつていない段階ですから、何とかして頂きたいと考えるのであります。それからもうひとつ、皆さんにお願いしておきたいことは、人工中絶の問題です。厚生省の調査によりますと、昭和27年度の中絶の数は、合法的なもので80万、昭和28年には106万、昭和29年度では114万ということです。これはつまり優生保護法が改められて、今までは優生保護委員によつて相談され決められましたものが、この委員の方の相談をする必要がなくなりまして、医者判断によつて簡単に出来るようになったと聞いています。イギリスの婦人に指摘されるところと思いますけれども、中絶するということは間違つたことです。

私が最近経験したことですけれども、高等学校の生徒が子供を生んで、誰も知らなかつたことがあります。学校も家庭も知らなかつたのです。ある町の助産婦さんのところに女子高校生が来て、「お産をお願いします」というので、「どちらさんですか」と聞いてみると、もうそこで、女生徒は子供を産み始めて居たということです。驚いて、仕度しお産をさせたのですが、翌朝、その部屋に入つて見ますと、赤ん坊も、その生徒もいない。茨城県の太田で起つた事件です。赤ん坊の口に脱脂綿をいれて窒息させ、みかん箱に入れていたということです。それで、助産婦は警察や学校に連絡した結果、身許が分りまして、つかまりました。そういう女というものは、精神的に変つているということで、しきりに議論されました。そのように自分の生んだ子を殺すことは、普通では出来ないだろうということです。しかし私は、彼女は普通だと申しました。精神異常者でないと申しました。それはどうしても普通だと思います。生みたいと思つた時に生むのが本当で、生みたくないという時に生むということは苦痛です。そして、生れ落ちますと、今度は、どうなることかと考えます。自分のためには、初めからいない方がいいと考えているわけですから、思い余つて、そういうことをしたのだと思います。こう申しますと、他の人はそうすること、それが変だと云うのです。しかし私はこう申しました。「皆さん方は子供を生め

る立場にあります、その生徒は子供を生める立場になかったのです。その途中に於いて中絶することも出来ると思います。それは生める立場にある人だから、平然と中絶することが出来るのです。しかし生める立場にない人は、生むところまで来てしまつてから、ようやく決断して、処理することになるのです。」と。

それとてにかく、その娘の精神異常ということはそのままにして、娘の命乞いをやりました。それでとうとう不起訴になりました。このように生めない立場に於いて、そういう形に於いて出てくることが分りました。

もうひとつ事例を申しますと、よし子という母親が自分の子供をマンホールに捨てて平然として居つた事件です。一般に母親の愛情というものは、自分の生命に替えて愛するものだと言われていながら、矛盾があると思いますけれども、そのよし子という女の人は、結婚の時に、すでに、考え方が間違つて居たのです。憲法のいう当事者の合意ということは大切であると、つくづく思いますが、その女の親が、「この人と結婚しろ」というので、何も愛情のない人と結婚したのです。ところが、その男の人が肺結核をわずらつていたので気がつきましたので、父親が「遠からず、お前の結婚を解消してやる」と云つたのです。それで、子供を生んでは離婚後、不利だと考えて、三度目の妊娠中絶をしたのです。たまたま、兄が医者であつたからですが、今度は体のために、中絶するとよくないからというわけで、生みなさいということになり、生んでしまつたのです。このため、よし子という女は、折があれば、この子を殺さなければならぬという意識が出来て、自分の離婚にもしも影響があつてはと考へたわけです。父親が離婚させるといいながら怠慢であつたこともあります。彼女の常識に於いても、近所交際にしても、常と変らなかつたと云われます。つまり子供に愛情が全く出来ないのです。最初の動機に大きな原因があります。このためにも、精神的、道徳観念というものが、チャンと確立しなければならない理由があると思います。こういう意味で、自分の生命、他人の生命も立派に大事にする、人類の向上、発展を考えなければならないと思います。

〔質問〕 常磐炭鉱の厚生課を担当しているものですが、昭和28年から、モデル地区を作り、716世帯の指導をやり、29年暮にその結果が出ました。その結果、30年は四月より、8,000世帯の指導に当たっていますが、男性の精管を結紮するということは、いろいろな弊害が起るといので嫌うという実例もありましたが、結論として、男性の精管を処置した場合、弊害はどうですか。例えば、セツクスの的に変つてしまふとか、或は、それに関連した問題が起るといことを聞きました。私のところでは、男性には処置していませんが、希望によつては実施してはどうかとも、考えています。また卵管を切つたために、その後、性的影響があるとすると、再考を要する問題であると考えますが、どうでしょうか。

（答） 私は男性ではありませんし、経験がありませんから、はつきり申し上げられませんが、その問題につきまして、私が聞きました範囲では、そういうことはないということです。性的な感じに影響もなく、精子が排出されないために、エネルギーと申しますか、エツセンスが体内に作用しますから最もいい若返り法だということです、これは金子（栄寿）先生の説です。もしも弊害があつたとしますと、それは、その人の気持からくるものではないかと思ひます。精子が出なくなつたから、男の性的道義が乱れ、乱行が多くなつたといことは、問題外だと思ひます。性という問題は家庭に於いてのみ、奉仕さるべきだと考えることが一番いいと云つて居りましたイギリスの考え方は耳を傾けるべきものがあると思ひます。折角結紮しても他所に行つて悪いことをするようでは果しがたい問題だと思ひます。

私はある千葉の宿屋に行きましたが、その家は、主人が代議士で、奥さんはなかなかのエラモノということで、丁度その日も、芸者が入つてさわいでいました。女中に「いつもそうか」とききますと、「お蔭さまで、年中忙しいのです」と云うのです。その女中が10何年もいるといひますから、「どういふ男の人が遊びにくるのか。高等学校の先生も来ますか」とききますと、「え、高校の先生方も来ます」といふことです。「それでは、ここに来る男の人がどのぐらひ女の

人を要求するか」と尋ねましたら、女中は一生懸命に考えていましたが、「10人のうち8人までは要求します」というのです。「高等学校の先生もそうか」といいましたら、「うちの奥さんはエラモノですから、来る客によつて、したらいけないと思つたら帰えしてしまうのです。その人自身もあとで非常に困るでしょうし」という説明でありましたから、それ以上私も追求しませんでした。また男が女を連れてくることもありましようし、ひとりの男が、毎回変つた女を連れてくるということもあるということです。私が何故こういう話を始めたかと申しますのは、性の問題が、そういう社会を作つているということです。性は家庭の中のみ奉仕されるものであるというように、もつて行けば日本は、非常によくなると思います。吉原や鳩の町に来る男性は、何と云いましても、未婚の男性が多いようですが、精液の処理に来るのは若い人で、年寄は遊びに来るのです。昔はそういうところで、性行為というものが教えられたということですが、今日では、お客さんの方が詳しく、こうしろという人が多いということで、混乱をよく反映していると思います。つまり、教育が悪く、道徳観念が育つていないからです。イギリスの人道はハツタリや虚栄がない。日本人のように物ほしさが無い。やつぱり、家庭の愛情の支え方に不満があり、間違いがあるということで、それは、子沢山ということと、貧乏からきているわけです。吉原のようなところへ、結婚までいかない30%の男の人に聞きますと、「性病が恐いから」「機会がないから」或は「行くべきでないから」という意見が多いようです。そういう風な面で、教育がすすんでいくにしても、家庭生活が整備されていて、子供に支える生活も十分に満されるものであれば、夫の妻に対する在り方につきましても、青年のように従順に奥さんにいろいろと手助けすると思います。どうしても、性生活を是正して、将来の運命をそこにかけて、高める必要があると思います。

社会教育よりみたる新生活運動

文部省社会教育局社会教育課長 蒲 生 芳 郎

実は、私は大体事務系統のものでありまして、こうした場所で話すことは至つて不得手ではありますが、社会教育という問題に携つている関係から、自分の見た経験したことを中心にお話ししたいと思います。この新生活運動とか、或いは国民運動というような、こうした運動が起つて来ます場合に、必ず必要とする社会的、国家的な理由なり、情勢なりがある筈です。明治以降からの日本の場合を見ますと、こうした新生活運動的な運動が数回行われていますが、今言つたように、その運動を必要とする条件がありました。最初の明治18年代に新生活運動と云つた、初めての運動が起つていますが、これは、皆さん御承知のように、鹿鳴館時代という時代に、条約改正の必要から、日本もいわゆる欧化主義政策をとらざるを得ない国家的な要請から現われたものです。この頃に西郷従道、板垣退助等が中心になつて、風俗矯正会が組織されました。この風俗矯正会が提唱したことは、主として衣服の改善で、女子の服装は洋装でなければならない。頭の髪も今までのような日本髪でなく束髪とすべきだということで全国的な運動が展開されました。ところが、やがて欧化主義に対して、反動が来まして、日本古来の服装を維持すべきだといつた国粹主義の運動が出ました。これが洋装束髪の明治17、8年の新生活運動でありました。次に第一次大戦の後、日本が世界の列強に伍して国際的な日本の立場から、いわゆる大正8年民力涵養に関する訓令が政府から出ました。これは要するに、列強としての、列強に加わつた日本の国民生活の改善を意図したものでこの国民生活改善の内容としては、貯金の奨励、時間の厳守、衣食住の改善、簡易生活、冠婚葬祭の悪習打破、こういうことを掲げて改善したものです。大正9年に、生活改善同盟会という会が組織され、そこで鹿鳴館時代に行われたような衣服運動が起り、婦人の服装は洋服式、職業婦人は洋服に改めなければならないという運

動が起りました。この時のエピソードとして、師範学校の女子部では、従来、袴で、日本髪でありましたものが、洋装にするというわけで、男子部の師範学校の生徒が集つて、われわれの敬愛する女子部を洋装にすることは、けしからん、といったストライキがあつたという一コマもありました。その次は、大正12年の関東大震災を契機として生活合理化の動きが、東京を中心にして起つて来ました。やがて昭和に入つて静岡県に大震災が起りましたが、農村が中心であつた関係から、農村の生活合理化運動が起つて来ました。そしてこの運動の中では、新興生活館、今の公民館みたいなものですが、これを建設する運動が起つています。これは文化的、社会的、経済的な事実を各地域に於いて、台所の改善、農繁期の託児所の設置、冠婚葬祭をもつと改善するといった、こういう新興生活館を造つて運動を展開しようという狙いでした。これが今日沢山造られている公民館みたいなもので、農村における新生活を中心にした公民館です。このように、明治の初期から、大正にかけて幾多の新生活運動が起つていますが、今云いましたように、それぞれの社会的背景をもつて、こうした運動が起つて来ました。これに注目する必要があると思います。敗戦日本の建直しのために新日本建設運動が提唱されましたが、これは、御存知のように、片山内閣が提唱しています。第一に勤労意欲の高揚、第二友愛精神、第三自立精神の養成、第四に社会正義の実現、第五合理的な民主的生活慣習の高揚、第六芸術、スポーツの向上、このように、新しい日本の生活運動を、自主的、自発的な熱情で、しなければならないということになりました。当時は敗戦直後の不安、経済の不安、道義の頹廢、占領統治下に於ける周囲の矛盾もありまして、この運動の方針という自主的、自立性というものを、求めることは極めて困難でありまして、上からの天降的な結果になりました。従つて非常に目標としては立派でありながら、初期の目的が得られなかつた結果に終わりました。しかしながら、この運動を契機として、生活運動の展開が若干見られ、そして、これが一つの社会的な刺激になつたということは、否定出来ない事実です。たとえば、この現れとして、北海道、神奈川県の一部には、この運動の流れを受け継いだものが現在なお行われています。現在新生活運動の実状はど

ういう風になつてゐるか、私の方でも、職場内で行われている運動についての具体的な資料をもつていないけれども、府県別に見ますと、今盛んに行われています。殆んどどの県がこうした運動を行つていますし、岩手県に於いては、新生活の目的は、総合開発推進のための科学と技術の活用、町村合併の村づくり運動の指導に、重点を置いて現在まで行われています。それから、神奈川県、静岡県ですが、衣食住の生活改善を運動の中心として行われています。滋賀県の場合は、精神運動、道義高揚運動を取り上げ、婦人団体の活動を中心にして、道義高揚運動を重点的に行つています。四国の徳島県の場合は家庭教育運動、新しい時代の家庭教育、私共の社会教育の面に於いても、社会教育の基盤は家庭教育にあるとしていますが、家庭教育運動を、新生活運動として取扱つて居り、家庭内のいろいろな関係、つまり、親子、夫婦、嫁と姑の問題を取扱つています。九州の宮崎県では、新興生活館運動と同じで、公民館を中心として、新生活運動の意識の確立、向上を計るため、一般婦人、青少年に連絡をとりながら、運動を展開することをやつています。只今、数県の例を挙げて見ましたけれども、必しも、岩手県は総合開発の促進のためにのみ、かけられているわけではなく、町や村では、それぞれ具体的な運動がなされているわけで、今云いましたことは、中心が何処にあるかを云つたわけです。

今度別の立場から見て、新生活運動の内容を見ますと、第一に生活の民主化と自主性の確立、人権の尊重、人間相互の關係の是正というものが、含まれてくるわけですが、これが、代表的なものと思います。それから第二に家庭生活及び社会生活の科学化ないしは、合理化です。この中には、衣食住の合理化も、人口問題の解決も含んでいると思います。これの問題例として、迷信の排除、迷信の打破ということ、これは新生活運動として取り扱うべき問題であるけれども、われわれの社会教育に於いても、大切な問題でありまして、これからの若い人々には迷信的な考え方は少なくなつていきたいと思いますけれども、私は、島根県出雲の国の出身ですが、一つ紹介しますと、極めて深刻な迷信があります。俗にキツネ持ち、キツネつきといひます。ある甲という家があり、それがキツネつきだとして。別にリストが出来ているわけではありませ

んけれども、こういうことが出雲の国では分らないことがないので、この家がキツネ持ちだというと、家庭同志が仲違いしたり、乙という家が非常に具合がよくて、円満で調子よくなると、甲の家の方が、乙の家を怨むということになり、そうなると、乙の家庭に病気が起つたり、医者に診てもらつても一向直らなかつたり、それで、祈禱してもらつと、キツネをお払いして、医者が注射しても効がなかつたものが、直つてしまうということなのです。これは、出雲の国では、極めて深刻なのです。キツネ持ちという家は、キツネ持ち以外の家と結婚もしない。若し結婚したとしても、親族、親戚付き合いをしない。こういう迷信の排除ということも、社会生活衣食住の物的面だけでなく、そうした精神面の変つた合理化ということも極く大切です。それから、第三に生産の向上と安定です。新生活運動として、ただ消費面だけの改善でなく、生産の向上という面をも、新生活運動に掲げることが必要であり、方々で起つていきます。農業経営の合理化、貯蓄運動などが内容に考えられています。第四に生活環境、生活道義の確立です。これが全国に行われている新生活の大きな項目でないかと思ひます。そこで新生活運動とは、何か？ ということです。今云いましたように、非常に新生活運動と云われるもの、包含されるものは、極めて広範囲で、従つて、新生活運動というものは、小さく限定したものでなく、本当に自分達の生活を高め、明るい幸福な生活の出来る家庭、社会、国家を作り上げるために、地域或いは職場、ないし家庭で、お互いが寄りあつて力を合せて生活一般を改善し、因習を打破し物的にも、精神的にも、豊かな生活をする総合的なもので、広く新生活運動と考えていいと思ひます。民衆全体が協力し合つて、組織的、継続的に生活の計画的合理化を計る、この実践運動が、新生活運動の定義付けと思ひます。民衆全体が協力し合う、個人が個人の考えでいろいろな実行をするということもありますけれども、しかしながら、関係者、すなわち、地域的、職能的に関係する人が協力し合う。それが組織的に、継続的に運動が行われるところに内容があり、狙いは生活の計画的合理化にあると思ひます。これが新生活運動の定義と考えていいと思ひます。もつと別な言葉でいいますと、要するに、文化性、民主性、科学性、生産性、これらのための民

衆の組織的実践活動であるとも云えるわけです。この内容については、今云いましたような定義について、項目を掲げて説明します。

新生活運動の終戦後の進展情況を見ますと、県単位に見て来ましたが、各県の全国的進展情況は、昭和22年には三県が実施しています。昭和24年には七県、昭和25年には十県となり、昭和26年には十一県、昭和27年には十三県と次第に増加し、昭和28年には十五県、29年度には二十三県と急激に増えています。次に、新生活運動と社会教育の関係、例えば、ある県で生活改善の部落を作つて、一律に竈の改善をやつたところがありましたけれども、農家のかまどだけが、台所だけが光つて居りまして、他の調度品、家庭内の人間関係というものは、旧態依然としているのです。しかも、そうした不調和について、何ら気が付かない。こういう点に新生活運動の問題があると思います。新生活運動というのは、先程、篠崎さんとお話した時には、人口問題と関連化して、バスコントロール運動に取扱れるけれども、日本の人口問題は、国家的に大きな問題で、家庭に於いても、直接ひびくもので、これを取り上げることは、入り易いけれども、只、これだけでは、却つて、逆用される恐れがあるということを知りましたが、全く同感です。竈の改善は労力の節約といつた点から有意義であつたと思ひますが、これに関係のある改善は、全然ソツボを向かされている現状です。かまどの改善の奥底にある、地方農村にある、いわゆる封建的な家族関係が改善されないということは、その方面の運動意識は運動としても薄いわけです。どういう形から入つていきましたも、次第に発展する。発展しようというその自覚が一番大事であると思います。意識と自覚を促すために、教育の重要性があると思います。かまどや台所を明るくすることは、一つの技術でありますし、たとえ、一つの技術から入つていくとしても、それを発展して何処までもつていかねばならないか。この改善の必要、考え方、自覚意識というものを促すところに、教育の必要性があります。基本的には、新生活運動は教育活動でなければならないと、私は考えています。新生活運動を実践化する働きが教育活動であります。この教育はこの新生活運動の基盤であり、源動力であります。またそうでなければならないのです。ですから

運動と教育の関係を取り上げて見ますと、運動というのは、具体的な運動として表われて来ると思いますが、運動として表われて来る基盤となつて、この運動の必要性といつた、運動を實踐する契機といつたものを動かすものが教育だと考えています。この運動は計画的、継続的でなければなりません。このためには、教育的要素が必要であります。これがなければ、一時的な、その場当りのことになつてしまう恐れが多分にあります。籠の改善運動も結構ですが、そういう運動が、何が故に必要かといつた、一歩進んだ意識が必要です。これは各地で云われていますが、蠅の撲滅運動、千葉県の新生活運動の一つとして、蠅の撲滅運動が取扱われていますが、この場合にも、ただ蠅を見たら殺してしまふということだけでなく、蠅撲滅運動の裏付けとなる教育的な面、別に基礎付ける理論はないでしょうけれども、こう云つた簡単なものを起すにしても、起さねばならない社会的条件、理由があるわけですから、そこから、發展する運動の方向というものゝ意識し、自覚しながらやらないと夏に蠅がなくなつてしまうと、これで新生活運動が終りであるということになる。そこに教育の必要があると思います。次に新生活運動の現況に於ける問題点ですが、問題点の一つとしては、上からの力が強く、民間運動としての盛り上りが弱いということですが、これは片山内閣の運動が竜頭蛇尾に終つたということも、先程云いました情熱があつたと思はれますけれども、上からの運動であつて、下からのものでなかつたことに問題があつたと思はれます。第二が今云いました基本的には、教育運動であるということです。教育的要素が無くてはならないという認識が足りないということです。今いわゆる継続性、計画性、協力性ということが必要である限り、道徳的、教育的要素が考えられなければならない。第三に、国民運動としてやる場合に、国としてこれに協力し、これのいろいろ世話をするのは当然必要であります。しかし關係する行政機関相互の調整、連絡が悪いために、同じ目的をかかげたものが、厚生省や農林省、或いは文部省から、それぞれの方針を述べたりして、不統一が起り、そのために実際に運動を起している人々に混乱と迷惑を起すことになります。第四としては、新生活運動に必要な資料が少いことと、また、指導者が乏しいということ

です。今日お集りになつた皆さんは、それぞれの職場、会社等に於いて、内部の指導者になれる方々だと思ひますけれども、社会教育の面に於きましては学校教育に比較して、社会教育が振わぬ大きな原因もここにあると思ひます。指導者の不足です。第五としては、地方公共団体、会社、工場で、これに必要な経費、予算が乏しいということも現情の問題点の一つとして挙げる事が出来ると思ひます。

それから、新生活運動がどうあるべきかについてお話ししたいと思います。先ず新生活運動に対する考え方です。この考え方としては、プリントの第一に、「戦時中の翼賛運動のような上意下達式な画一的なものでなく、ほんとうに国民一人一人の心の中から国民自身の力で盛り上げる建設的な明るいもの」であることです。つまり、これは国民一人々々が、国民自身の力で盛り上げるといつた本当に一般の人々から盛り上げる建設的な明るいものでなければ続かないし、国民がのつて来ないということです。先程云いましたように、戦時中の国家目的達成のための一つの運動として国民に教育する運動であつてはなりません。戦争目的、国家目的のための運動は、一つの教育運動でありまして、画一的な運動であつたわけですが、新しい意味の、これからの新生活運動に於いては、国民から盛り上つた多様なものでなければならぬのです。A県とB県の間で、それぞれ違つた具体的な目的がかかげられても、一向に差支えないのであります。それからあくまで明るいものでなければならぬ。従来のは、何々するべからず、いわゆる「べからず運動」で、積極的な運動を阻害するという点がありましたけれども、これからは、何々をしよう、お互いにしよう運動でなければならぬということです。従来は運動は頂点から底辺に下りて来るものであつたが、これからは、底辺から頂点に向つて来るものでなければならぬということです。民間から上つて政府を動かす運動でなければならぬということです。考え方之二として、「貯蓄をするとか、無駄をはぶくということだけでなく、進んで生産力の向上をめざして、積極的に生み出す力を養ひ合うもの」でなければならぬということです。このような積極面を生み出す点に意味があります。先般、北海道で、婦人大会がありました。

そこで貯蓄の議論がなされました。その時の報告ですが、大会の討議の時に貯蓄の運動が出まして、貧しい人が、そういった運動は反対だということを云い出したのです。貯蓄運動の大切なことは誰も分つていて、個人的に実行する、しないは別として反対であると云うのです。貧しい人が曰く、「われわれには、貯蓄する余裕がない。われわれの婦人運動として取り上げても、われわれのように、これ以上の冗費節約の余裕のないものは、参加出来ない」とこれはもつともなことでありまして、もつと積極的な運動として、生産生活を農業では多角的農業、副業兼業、俸給生活者なら進んで内職するといった問題、内職に対する従来の劣等意識をなくする運動、こういった面に積極性をもつ必要があると思います。栃木県では、各村でやっています。山口県の新庄村では、土地の交換、分譲を取り上げて土地経営についての合理化運動をしています。こういう問題に教育はどういうふうに参加していくかという点に関係が出て来ます。考え方の三として、「町や村が、職場や家庭で、ほんとうに自分や、自分たちが直面し、困っているもの、自分たちの必要を直接に充たすもの」でなければならないということです。これは極めて当り前のことでありまして、且つなかなか難しい問題であります。たとえば、仙台市のある部落町内の婦人会では、時間の胤行を取り上げていますけれども、これはどこでも云われていることではあります、実際に非常に行われ難いことではあります。これも実際に自分達が直面した問題です。静岡県のある農村では、農村の栄養の問題を取り上げています。昔から農村では一升メシといった具合で、沢山食べ、魚とか肉とか卵をとることはぜいたくだといった観念が、一般的な農村の生活意識でありまして、今でも、とにかく、栄養を摂るとか、衛生とか、睡眠時間を余計にとるとか、教育を身につけるために時間をとるということでは、嫁の資格は落第で、短時間休んで、朝早くから遅くまで働くことによつて、「うちの嫁はいい嫁だ」という、こういった問題の解決も、栄養問題から入っていくことが出来ると思います。次ぎに四として「大きな理想か目標を立てすぎて何をしてもいかに分らないのではなく、身のまりの手近な取りつき易いものから、解決できるもの」であることです。先程云いました、蠅や蚊をなくする運動が一つの

例として取り上げることが出来ます。そこから進展していくということを忘れてはならないのです。戦時中に祖国振興といった目標をかかげましたが、これも余り大き過ぎて何をしたいのか分からないことになり易いものです。今まで、青年会や婦人会で余り大きな目標を立てたために、活動の中心がボケて、会員が自分の会の目的すら分っていないということも多いのです。東京都に於いて調査した青年会や婦人会に於いても、自分の所属している会の目的について知らないものは、会員の約30パーセントといったものです。第五として、「カマドの改善や、結婚衣裳を簡素化するなど形だけの問題でなく、物の考え方を正しく広い視野からうちたてるもの」であることが大切です。これも先程云いましたカマド論に尽きますけれども、そこから出発して、新しい物の考え方も身につけるよう努めることです。公民館に結婚式場を設けてこれを利用することなど、経済的にも新しい運動として、方々の公民館でやっていますけれども、単なる節約運動になつています。たとえば、結婚は、角隠しで、振袖衣裳でなければならないといったようなこと、或は、親類、縁者、部落の人々の披露宴を二日も三日もやつて飲み明すといった点が一向に改正されないことです。私の親類が結婚した時の話ですが、私は親戚の一人として同席しました。新郎は陶器をやっている人で、新婦は東京で育つた女子美術大学を出た人ですが、案内に平服で来てくれというので、平服で行きましたが、新郎も新婦も平服でありました。仲人の人が紋付でありました。新郎が作ったコップを配り、新婦はレースをあんでわれわれにくれました。席は順序不同で、早く来たものの順で、本当に簡単な親類の祝辞があり、新夫婦が作ったコップに酒をついで飲み、後は、控え所に入つて四方山話をして解散しました。極めて簡単でありますけれども、こうした結婚様式の簡素化ということも結構ですが、もう一つこの上にあつて感心したことは、東京育ちの美術大学を出た娘が辺鄙な田舎によく行く気になつたものだけということです。結婚話があつてから、封建的な因習のある家庭ではつとまるまいと、皆が云つたそうですけれども、どういふところか実際に見に行こうといつて、自分で島根県の田舎まで行つて、一週間か、十日間暮らして見て、あれならば私はつとまりますと云つて

決心したことです。自分から、事実調査をやつて行くという考え方に意義があると思います。これが新生活運動と結びつくかどうか、分りませんけれども、意義があると思います。考え方の第六として、「町や村などの地域社会は勿論、一人々々の家庭や職場、政党や組合その他どこにでも実行することができるもの」であるということです。こうでなければ、運動は進展するものではありません。たとえば、主婦連合会は、家庭経済の改善、衣食住の改善など、地域青年団の連合である日青協は勤労青年を中心とした団体ですが、自分の生活を記録していく。そして、自分らの直面した問題のありかを、記録によつてそこから取り上げて先の解決を計つていくといった運動をしています。贈与虚礼の廃止などもありました。こういう運動は町や村を運動の場として考えるけれども、それだけでなく家庭で行われる目標をかかげることが、必要だと思いません。いろいろな職業の差とか、生活程度の違いとかで、一つの具体的な方法をする場合に、こちらをたてればあちらが立たないというわけがうまくいかないでしょうから、一つの職場運動としていく場合に実行力が上ると思います。

以上考え方について述べましたが、次に運動の進め方について簡単に述べて置きます。先ず第一に「家庭や職場での自分の生活を先ず反省してどこに問題があるかを、考えるところからはじまる」ものであります。要するに、ただこういう運動が始まるから自分らも参加しようということだけでなく、自分たちの家庭での生活、職場での生活、社会での生活の反省から、問題を取り上げて考えることで、そうでないと、この運動が、宙に浮いた運動になります。問題の在り方、その正体を確認することが第一に必要なことです。次に第二として「家庭や職場や地域の集会でお互いに考えていることを話し合い、自分の意見を正しく発表し他人の意見を傾聴する共同学習を重んずる」こと、こういった共同学習が必要であると思います。進め方の第一の問題と第二の問題とを通じて、お互いが問題について調査し、研究し、共同学習するに於いて、技術的な面も教育的な面も充実されなければならないところです。地域や職場の集会でお互いが語り合う、意見を交換することが、盛んになつてきて、現在、社会教育として行われています。青年学級、婦人学級、生活学級などの学級が非常に盛ん

になつています。新生活運動については、今年の一月に静岡県稲取町の婦人学級を文部省の受験学級として、100人位の婦人が集つて家庭の中で改めなければならない点は何か、今日一日をどうして暮したか、家庭内の無駄はないか、自分の家の経済生活について忌憚なく話し合うとか、また家庭内の間柄はどうなつているか、そしてどうしなければならないか、について語り合うことをやつています。初めは、自分の家庭の内部については、話したくないことですから、なかなか意見も出ませんが、次第に解け合つて来ますと、ボツボツ語り出して、皆んながそれについて考え合つて、そこに結論を見出すという一つの事例があります。それから第三番に、「先ずしつかりした目標をたてた上で、どのように進めてゆくか実態に即した計画方法をたてる」ことです。目標が確実に立つと、いろいろな関係をもたらず団体、組織、施設、或いは市町村、府県の関係する行政機関がどういう役割をもっているか、またもつかをはつきりさせる必要があります。こうしてから第四に「一人の力だけでやろうとせずに、皆んなで約束して集団の力で、他の集団と力を合せて進めてゆく」ことが大切です。新生活運動は先程云いましたように、一人でやる分もありますけれども、その目標を達成するためには、共同ですすめることで、自主的申し合せ、共同力が必要なわけです。地域の場合をみましても、婦人と青年の各団体が提携しないということになりますと、その地域内に於いて、考え方が違つて、それをすすめる方法が違つて来ますから、そこから地域内の運動が破綻をきたす結果を生ずることにもなります。ですから集団と集団の連携を密にすることが大切だと思います。第五として、この運動をすすめる場合に「指導的立場にたつ民主的な考え方、方法技術をよく体得している立派な人をお互いの中から発見してもらつていく」ことが大切です。皆さんが、職場に帰られて指導的な立場で運動を推進するに当つては一つの社会である職場で、指導的な立場に立つ人を養成し助け合つていくことが大切であります。団体にあつては自分の地位を利用するために、政治ボスがこれを利用するようなことがないように気をつけなければならないと思います。また、いわゆる指導的立場に立つ人は、自分が先頭に立つて引ばつて行くといった考え方でなく、人々の背後にあつて、

この運動が正しい方向に進んで行くように、後から注意したり、示唆を与えたりするといったことが、これからの新しい指導者の立場であると考えます。指導者は自分らの団体の外にあるという考え方や、外にある指導者がえらいのであつて、自分らの仲間にある指導者は程度が低いという考え方は改めなければなりません。外部から、何と云いますか、東京などの中央から大学の教授とか、名前のある役人に来てもらつて指導してもらい、講演してもらうのでなければ、はつきりと頭に入らないといった気持を捨てなければならないと思います。そして最後に六として、「常に反省評価を重ね、運動が充分の成果をあげているかを考えながら根気よく段階的にすすめる」ことです。自分たちに豊かな明るい生活を達成させるためのものから段階的にやつていくことで、決して飛躍的なことを求めてはいけません。継続的に根気よく積み重ねることが必要でありまして、早急にこうした運動の成果を得ることは不可能であります。すなわち眼の前に現れることを認めることは不可能です。これから十年、数十年と根気よくやらなければ、われわれの国家生活、国家生活を豊かにし、明るくすることはやつて来ないと考えます。

(質問) 関東地区で、この運動の成果を上げている県がありましたら御説明願います。

(答) 関東ブロックでは、神奈川県ですが、特に川崎市が中心で動いているようです。そして工場関係がありまして成人学校が盛んに行われ、新生活運動に含めた衣食住の改良運動、一般教養の教育などをやっています。多種多様な成人学校がありますけれども、その内容から云いまして、その規模から云いまして、日本一だと思えます。この他、静岡県は主として農村生活を中心にして、このような運動ないし集会が行われています。千葉県では、三つの目標を挙げてやっています。目標の一つは蠅と蚊の撲滅をかかげていますが、後はちよつと思ひ出しません。それから埼玉県では、官民一体講和独立国民運動という名称で、公民館を主体として運動していますが、特に、民主的意識の向

上、基本的な考え方の問題ですが、そうした運動を展開しています。先程申し落しましたが静岡県では農村運動の他に、県に郷土を良くする会が作られて居りまして、全県的に郷土をよくすることをやっています。では郷土をよくする場合の具体的な事柄として、どういう点を上げているかを見ますと、各町村に於いて、町の美化、衣食住の簡素化からはじめ、いろいろありますが、地域によつて違つているようです。関係団体ともよく連絡をとつてやつていようです。私ども関東の方では、今云いました県が熱心のようにです。

現下の性問題

警視庁技師 小野 常德

私は警視庁の保安課と鑑識課に籍を置き、細菌による犯罪とか、毒物に関連する事犯等を、主として技術的に担当致して居ります。保安課は料理店、芸者置屋、特殊区域の赤線、青線のことから、猥せつ文書、賭博、パチンコの取締、今問題となつています覚せい剤、売春、ニセ医者、インチキ薬、麻薬など、一寸挙げてみましても、ザツトこのぐらい賑やかな間口の日常生活に接触の多い色々なケースを取扱つて居る処でありまして、殺人であるとか、強盗事件のように、被疑者つまり犯罪を行つたと思われる人と、被害者がハッキリと分けられたものよりも、賭博にしろ、売春にしろ、例えゴツソリ金を捲き上げられても、また代価を支払つて女を求めた場合にしても、一見一方が被害者のように見えますけれども、これは被疑者ばかりの犯罪でありまして、共に被疑者の取扱いを受ける、まあこういった事犯を多く扱つて居りますから、勢い人情の機微に触れるものが多くあります。私は生来、物好きなせいもありまして、暇に任かせて、こういったケース中、特に性問題に関係あるものを若干蒐集整理などを行ひまして、17年を過して参りました関係もあり、日本性学会や、性問題研究会の末席を汚がさせて頂いて居りますが、本日『現下の性問題』という大きな課題を頂き、びつくりいたしました。しかしながら優生結婚とか、人口問題といった『現下の性問題』の中で、その占めるウエイトの大なる、重要な課題は、幸い諸先輩のお話がありますから私は先程云いました専門分野の警察的視野に焦点を絞ひまして、云わば、社会の断層に見られる性問題の中、異常な形で捉えられた社会現象としてのそれと、性に絡まる犯罪といった、日頃皆様方には御縁が遠い、陽の目を余り見ない種々の話題を、オムニバス式に申し上げたいと思つて居ります。

先ず最初に売春の問題について申し上げます。売春に関する世界各国の現行

法規の体系を大まかに分類しますと、売春行為自体を犯罪と見做す国にはアメリカ・イギリス・スイス・チェコスロバキアといった一群の国々があり、売春行為そのものはいわゆる刑罰の対象としないのにはフランス・イタリア・ドイツ・スペインなどの国々があります。日本はその後者に属しますが、なおそれぞれを具体的に検討してみますと、①売春宿は勿論のこと売春行為自体も全面的に禁止するという否認制度、②一般的には売春行為を禁止し、特定の区域又は特定の条件の下に売春を容認する公認制度、これは現在トルコなどで採用して居ります。次に③売春行為そのものは放任し、売春に附随する行為を禁止する黙認制度、それから④売春行為は法の対象とせず、専ら社会風教の向上、道德の發達に委ねるといふ放任制度の四つの在り方に区分されます。わが国に於いては、現在売春に対しては法律による規制を行つていませんが、地方条例によつて、東京都を始めとして11県、31市、7町5村の55地区で一応売春を取締りの対象としていますが、実情はバタフライなどと云われる散娼対策に主力を注いで居る様でありまして、専ら③番目に挙げました黙認制度に則つた変則的な取締りを行つて居る様であります。しかし、売春そのものを黙認している国でありまして、売春に附随します種々な問題、たとえば「淫行の勧誘」であるとか「客引」「斡旋」を始め、いわゆる「人身売買の防止」など「婦女子の人権確保」や「性病予防」の見地から、それぞれ国情に応じ、よしんば刑法で売春を容認しても、特別法を制定するなどの立法措置を講じて適宜取締つて居るように思われますが、まことに興味深いものがあります。

わが国に於きましては、去る昭和23年の第2国会に初めて、政府が売春立法案を提出しましたが審議未了となり、続いて昭和26年の第15国会に於いては、議員提出の「売春等処罰法案」が出されましたが、解散で流産となり、昭和28年の第19国会に於いて同じく議員提案となりましたが継続審議ということで繰越され、更に昭和29年の第20国会でも解散の浮目に遭いまたまた流産となる有様で、御承知のように30年の第22国会では否決という次第で、5回に亘り提出されています。そして此の度漸く議會を通過したのです。政府に於きましては、昭和28年の暮に「売春対策協議會」を設置して、これを諮問機關としました。

また売春立法による罰則の変遷をみますと、昭和23年の第2国会のものと、第22国会の昭和30年6月10日提案のものとを比べてみますが、売春行為に対しまして、これには、買った方も同じ罪で、6ヶ月以下の懲役若しくは5千円以下の罰金でしたが、今度の法案では1万円以下若しくは拘留となつています。常習の売春については、3年以下若しくは1万円の罰金が、今度の法案では6ヶ月以下若しくは3万円となつて居り、客引きは、5年以下若しくは5万円以下のものが、1年以下若しくは10万円以下となつて居ります。それから売春のための場所提供に対しましては、6ヶ月以下、5千円が、1年以下、10万円以下の罰金に、売淫契約については、3年以下、2万円以下でしたのが、5年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金とキツクなつて居ります。特に第20国会から、今度の場合は、売春業いわゆるパン宿への融資に於いて、3年若しくは10万円以下でありましたが、5年以下若しくは30万円以下となつていること、それから、ここで問題になりますことは、婦女子を欺き、困惑させ、対償を得させ、或いは要求し、拘束したものに対して、また施設を経営するものに対して、5年以下の懲役、20万円以下の罰金であつたものが、1年以上10年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金となつたことです。このように売春をする者よりも、売春をさせる者に対して罰則の重点を置いて来たことが注目されます。労働省の婦人少年層の調査によりますと、売春基地となる特飲街、駐留軍所在地、工業地帯、自衛隊所在地など、1,779ヶ所がありましてそれが群がる売春業者数は35,435人で、接客婦は124,353人という数に昇り、その他、セミパンといつた化粧代稼ぎなどで時折身を任す者は63,000人位と云われていますからそれを加えますと、売春をする女子は22万人となります。これらは何れも昭和30年5月現在の数であります。内訳を詳しく申しますと、次のようになります。

		(業者数)	(接客婦)
特 飲 街	1,032ヶ所	24,498人	68,042人
駐 留 軍 基 地	139	6,295	25,555
工 業 地	571	7,800	28,093
自 衛 隊 附 近	37	842	2,663

次に一昨年われわれが検挙致しました売春事犯及び売春に関する各種の法令違反について数字を申しますと、先程述べましたように売春自体に絡んだものは8,328名で、その内三多摩地区分は2,830名となつています。この内訳を参考までに申しますと、売春婦6,373名、ボン引748名、それから職安法違反400名、婦女管理291名、これは女を自分の手許に置いて操つりながら搾取る恐ろしい人々です。その他場所提供が261名となつて居ります。ボン引は盛り場、駐留軍施設附近を徘徊し、又、ホテルや飲食店の来客に売春の仲介をするもので、売春代価の30%から60%も搾取る徒輩で、不良、愚連隊に多く、中にはリntax屋くずれとかタクシー運転手にも見られヒモ（情夫）がボン引を兼ねているのも居ります。次に年令でありますけれども、約50%の3,209名は20才から25才で、25%の1,391名が25才から30才、21%の996名は30才以上となつて居ります。これは売春婦もそうですが20才未満は12%の777名、16才未満が13名もいるということは、表面的ではありますが前年度の2名と比較して見ましても、非常に年令が下つていることを意味し一応注目に値いしましょう。先頃外人相手に春をひさいでいた銀座の花売り娘も16才の少女でした。こうした売春婦の性病罹患率は外人相手4,055名中8%、邦人相手は2,318名中、13%となつて居ります。29年の12月、警視庁管内にどの位街娼がいるか色々の資料により推定してみました処、外人相手が約4,000名、邦人相手が約3,000名、両方が僅190名、計7,190名で、そのうち、三多摩地区は3,500名位でありました。赤線区域の売春婦は30年4月末現在で、都内に9,457名で、その他セミプロが7,000名以上いると云われていますから非常に多くいることとなります。街娼は場所の提供者やその他の置屋、婦女管理者に操つられ飲食店の女給、旅館の女中などの名儀で住込んで、売春をして居り、その収入の6割以上も搾取されていますが、彼女らは街頭で自ら客引をしてキャツチ（検挙）されるよりはピン劔ねがあつてもそういうところで働いた方が安全だと云つています。それから、売春場所提供者のリストに載つていゝゆる温泉マークは595軒、食品衛生法による飲食店113軒、風俗営業法の簡易料理店216軒、一般民家で669軒、計1,598軒と29年の統計から出ています。この他、新宿の青線など141

軒が性病の感染源として駐留軍筋からオフリミット(立入禁止)されています。リストに載せられたボン引536名中、リntax屋が285名、それから婦女管理者が1,370名で内、外人専門は669名、その傘下の売春婦は5,552名となつて居り、電話一つによつて旅館に馳せ参ずるコールガールの殆どは朝鮮人によつて管理されて居ります。

次に案外皆さんが御存知ないデーターを申し上げます。と申しますのは、検挙致します売春婦には、12%内外のものがいわゆる亭主持ちで居ると云うことです。一昨年全国で検挙されました25,374名中、2,563名つまり10.1%が亭主持ちでありました。亭主持ちの売春婦というのは、何も戦後の新しい現象ではありません。大正15年の「河向うの青春」玉の井653名中、127名つまり19.45%、亀戸の553名中、44名の7.96%が亭主持ちでありました。当時、酪酒屋に売られて行く女は一応雇主と連署で所轄署に就業届を出したのですが、その筋の取締内規には、「……親権者又は夫の承諾なき者は雇女になれぬ云々」とありましたこともそれを裏付け興味深いものです。先程申しました29年の検挙の1割強は亭主持ちであります。その年令別は、16才から18才まで3名、これはいわゆる夫婦ごつこの的なものでないかと思ひます。それから18才から20才まで17名、20才から25才が907名、25才から30才が931名で最も多く、30才以上は714名でした。昭和28年の春の警視庁の統計では、有夫の売春婦の9.4%つまり1割近い者が健全な夫をもつていたことです。これらを環境的に見ますと、生き別れを含む片親が43%と云つた数で、その父親は妄狂いとか、母親は若いつばめと駈落ちしたような者で、言葉を替えて云いますと、女の五体の中にそういった気の毒な宿命を背負つた呪いの血がまじつていたのでしょう。學歷を見ますと、女学校卒53%、旧制高小卒27%、小学卒11%で、インテリが非常に多い点は考えさせられます。夫の65%までは、妻のそういった行為を知らなかつたということですから、知らぬはホワイトカラーの亭主ばかりなり、でわれわれクラスの仲間に被害者が多かつた訳です。まことに油断がなりません。徳川時代についても、「妻に隠売女子類に出し候もの」に『商物をも出し、渡世致候者、妻同心せざるに売女に出し候ものは死罪、但し飢渴のもの、夫婦申合せ売女致

候までに、ぬすみ等の悪事これなき候ば糺明に及ばずのこと』と延享2年の記録に出ています。勿論納得づくでも家財は取上げられて居ります。またアメリカのニューヨーク刑法には「夫婦に関する罪」として、『暴行、詐欺、威嚇又は脅迫により妻を淫売屋に置き、若しくは放置し又は他人をして置かせ、若しくは放置させ、又は売淫生活に誘い入れさせる者は、重罪とし、有罪判決により10年以下の拘禁に処する』とあり、第1,148条には、『この他、売淫の収入により生活する男性』には浮浪者の烙印を押す珍しい規定もあります。

次に厚生省の性病に関する統計によりますと、妻から性病を罹された可弱い夫は24年度には罹患率のうち1.6%が、25年度は1.6%、26年度に1.3%、27年度、1.2%、28年度、0.7%、29年度はまだ統計が出て居りませんが、これは届けられたものだけですから統計として極めて低率なものであります。従いまして絶対数は相当あると考えられます。妻の感染源を見ますとボーイフレンドから罹つたと届出たのが24年度は4.2%、25年度に3.5%、26年度は2.0%、27年度年度1.8%、28年度0.8%となつて居ります。

勿論この統計を姦通の立証資料に供そうなどは毛頭考えては居りませんが、姦通ケースを検討致します場合全然これらを切り離して考えることは出来ないと思ひます。また女性が自分の意志によつて自体を任かす時期即ち年令的にまた一年を通じて、一体いつが一番多いかということ調べたことがありますが、只今こんな調査を致しますと人権蹂躪だとお叱りを蒙る虞れがありますが……昭和21年にアイゲル・パーカーの命令で全国一斉に売春婦の検挙をやつたことがあります、それ以前に私が全国各地で講演をしました時に、出来れば戦後に族生したパンパンは典型的な売春婦ではなく、云わばアマチュア的な者が多く、経済的理由で意志に反して身体をまかせた者よりも、初交は自己の意志により、売春は戦後の生活苦に追われて行つたと云つたのが多数であつたので、その様な女性を通じて調査をして見たいと、特に春の目覚めといひますか、彼女達の意思によつて接触した時期を調べましたところ、初交は私の統計では思い掛けない数字が出て参りました。年間どんな時期に初交がなされたかを見ますと、11月が一番高く17%強になつて居ることで、当初私は春の3、4

月が高いと思つて居りましたがそうでなく、全国的に11月が高い。これは何故かと云いますと、夏の暑さで弱つていた身体が10月から11月に掛け回復し、また心理的にも周囲の結婚話などを聞き、私も結婚したいと云つた気持ちが起つたわけでないかと思ひます。

さて売春に関して、世界各国の法規とわが国の現状について考へて参りましたが、特に注意すべき事柄があります。1946年の秋、フランスの社会党左派の代議士マルツ・リヒアール女史がフランスの公娼を廃止する運動を起して、その法案を作り、廃止してしまつたのであります。しかしながら、それによつてフランスの売春が無くなつてしまつたかと云いますとそうでなく、その後数年の経過を見ますと、フランスにはモグリ売春が増え、性病が猛烈の勢いで増え同性愛などの、アブノーマルな性關係が拮つて收拾がつかなくなつたのです。こういうわけで公娼を廃止したマルツ女史ですら、フランスに何とかして性の正しいリクレエーションの場と、衛生的な場所が必要になるのでないかと、今更復活とは云えないけれども、この必要性を洩らしていると云つたように、いろいろな示唆を与える問題を提供しています。われわれは、これについて充分考へてみなければならぬと思ひます。

次には、今盛んに云われています人身売買について申しますが、この言葉は何という嫌な言葉でありましょう。人権の尊重と個人の自由、幸福追求の権利が保証されている現行憲法の下で、人間を金銭によつて取引したり、拘束したり、またその意思に反した取扱いを受けるというような、人権を無視した行為が行われてよいものでしょうか。吾国に於きましては、古くから児童の特種な雇用慣習があり、いわゆる「年期奉公」と云われる長期契約による徒弟制度があり、商家などの丁稚奉公や、「女工哀史」に綴られた紡績女工の悲惨な物語りなどは、何れもその労働力の売買がその対象とされて来たものでした。更に悲惨なものは、これらの人身売買の典型的なものとされている公娼時代の遊女の廓勤めがありました。それも時代の推移によつて幾多の変遷を経て参りましたが、何れも半ば公然と行われて来たものであります。現在一般に行われていまず人身売買事犯は、表面上は非常に變つて表われて居りますが、内容的には往

年のそれと殆んど変らず、それが後を絶たないで依然今日も行われていることは悲しむべきことであります。昭和29年われわれの方で検挙致しました人身売買事犯は433名で、そのうち淫行に關係のありました事犯——つまり売春のための人身売買——は432名で本事犯の99%を占め、被害者939名中、女性は933名でありました。全国で検挙された違反者は5,511名で、内、女は2,710名であり、被害者は8,635名に上り、そのうち7,301名が接客婦となつています。人身売買の典型的需要者である風俗業者の中で、婦女子を使用し売春行為をさせている業者に対して、人身売買の中心的な存在はモグリ周旋業者が居ります。風俗業者は婦女を如何に確保するかに腐心し、その確保は営業の中心ともなつて居りますが、公然とそう云つた売春婦を募集することは法的に出来ませんから、こうしたモグリ周旋屋に依頼して居り、非常に巧妙な方法で集めます。周旋屋には「玉出し」と「玉抜き」と呼ばれる手口がありますが、前者は素人娘や売春などの経験はないが男を知っていると云つた婦女を業者に斡旋する方法で、後者は現在売春をしている女性を甘言や脅迫でその店をやめさせ、他の業者に周旋する方法で、自分が情夫といった立場に納まり、ダニの如く女に付きまとい、骨の髄までしゃぶるといつた仕組みのようです。これは博徒や与太者など不良徒輩に多く見られる手口です。モグリ周旋業者には、企業化しているアバン派と、副業的にやつているアプレ派があり、戦前派は私営職業紹介業者や貸座敷などの経営をしたことがあるとか、その従業員の前歴あるもの、また慰安婦募集の経験あつたもの、また公娼時代のやり手婆、娼妓の前歴があるものが多く、戦後派な、特飲街に於ける不良徒輩で、「玉抜き」をトライ廻し的にしているもの、また地方で飲食店や行商を営み、片手間に斡旋をやつているもの、それから、素人ではありますが、土地に顔の広いのを利用して、便利屋的に婦女を周旋したりするものがあります。私共はモグリ周旋屋の取締を今盛んに行つていますが、一人の周旋業者が挙ると、芋づる式に検挙されるので最近の業者は自分自身が「自引き」と云うのをやつています。それを、婦女の供給源といった地方で行商をやつている寡婦などに接近し、妾關係を作り、やがて募集手段を教えて、婦女を募集するといった手の込んだ方法を使つ

て集めています。その他、地方出身の従業婦中、しつかりしている者を、平素から可愛がつて置き、土地の婦女子を羨望させる目的で、土地の祭礼などには金を与えて晴着を着せてわざわざ帰らせ、就職の好条件を語させたりして、「面白おかしく遊べる」というので「私も行つて見たい」という者が出るといった具合です。また特飲業者が地方の親類縁者があると、これを利用するなど、千差万別です。とも角この種の婦女周旋が労少くして利の多いことが判ると常習化し職業化するものが多いのであります。

次に墮胎について申し上げますが、確か昭和7年3月頃の朝日新聞の「女性相談欄」に掲載された「悩める乙女」の質問は次のような内容で綴られていました。『私は来春大学を卒業するある男性と許婚の仲である処女でしたが、親一人子一人の父が偶々病に倒れ、二日二晩も不眠で看護をし、或る夜疲労してうとうとしている間に、窃盗が忍び込み、不覚にもその男のために強姦をされてしまいました。それもたつた一度の関係でしたが妊娠してしまい、悩み抜いた私は許婚者に賊に犯されたことのすべてを打明け了解を得ましたが、体内の子をこのまま育くむべきでしょうか、それともおろすべきでしょうか、迷っています。』当時の新聞は競つてこう云つた人生相談の欄を設け、専ら処女を奪われた話題を取り上げ読者のご機嫌を伺つていましたが、朝日ともなれば、一流紙のことですから、意外な反響を呼び、この回答は「悪遺伝を絶つために早く墮胎をなすべきである」「いや生れる子供には何の罪もないから産むべきである」と朝野の名士が道義的な、法規的な甲論、乙駁を戦わしたものです。注目すべきものに、墮胎を許すべきとする牧野博士の積極説があり、「刑法37条の緊急避難の法益として揚げた自己又は他人の生命、身体自由、財産は制限的なものでなく、単なる例示的のものだから、この中には名誉をも含むとされ、同35条の“正当の業務”とは単に業務行為のみならず情理上正当な行為一般を指すものと解せられ、この両規定は共に実質的違法を規定したもので、よろしく実質的に拡張して解釈すべし」という点です。つまりこの場合、超法律的な緊急状態として違法性を欠く正当行為と見做しました。これに対し穂積博士は墮胎を否とする消極説を唱え「妊娠中絶は母の生命と両立出来ない場合のみ、かつそれ

が医師の業務として行われる場合のみ刑法35条で許され、同37条の法益の比較という点から、墮胎は母体から見れば妊娠中絶であるが胎児にとっては生命中絶である。生命の発芽を人為で断つのは殺人だ。しかし殺人よりも容易にかつ秘密に行い得るのが墮胎であり、生命尊重の大義に悖る違法である」と積極説を反駁したのです。結局この問題は立ち消えになりましたけれども担当記者の仕上げた創作であつたという後日譚を読み、嘔然と致しました。墮胎と云えばすぐ不義の子をおろすといった不法流産の、墮胎罪を思い浮べるように、原則的に各国では何れも犯罪視していますが、それは嬰兒殺しの如く殺人ではなく、どちらか云えば善良な風俗を害する風俗犯の意義に於いて取扱う傾向を示し、社会通念と医師の良識の下に行われる母体の生命又は健康を護るために必要とする墮胎については、何れの国に於いても正当なる行為が緊急避難に合致し犯罪を構成しないとしています。ところで優生保護法を立案した人は、同法にうたわれている「姦淫」と刑法の「強姦」との関連について、その成立要件は刑法の犯罪構成要件とおおむねその範囲を同じくするが、ただ姦淫者の成立を要するものとせず責任無能力などの理由で、その者が処刑されない場合でも人工妊娠中絶は出来ると述べて居ります。次に墮胎の歴史的問題を少々申しますと、中条帯刀という豊臣秀吉の家臣が居りましたが、彼は武士でありながら産科手術に長け、墮胎をもつて身を立てるに至り、中条流と呼ぶ墮胎専門医として、泰平な江戸時代の淫蕩生活が齎らした私生児の処理——社会的必要性に応じて栄えたもので、手術の首尾から、命を落した妊婦も少くなかつたと云われています。しかし中条流を利用出来るものは武家や商工業の比較的生活に恵まれた階級に限られ、百姓は野菜の発育に間引きを行つたのと同様に、原始的な手段に依る墮胎か、嬰兒殺しを行い、それを「間引く」という言葉で表現し陰語として今に伝えています。この時代の墮胎は、道徳上の不倫行為とはしたものの、単に行政的取締りを行つた程度で、妊婦を致死させた不手際なそれを除き、墮胎罪として処罰するようなことはなかつたようです。中条流はさて置き、古来から如何なる方法で墮胎が行われて来たか、それを検討してみましよう。法医学に於いては、薬理及び生理学的作用から系統的に内用的墮胎法、外

用的墮胎法に分けて居ります。内用的墮胎法には、(イ)子宮の自律神経中枢等刺激さすか、他の臓器に作用させて炎症或は強度の下痢を誘発さす物質、(ロ)胎児に移行してそれに作用し、胎児を中毒死に導く物質、(ハ)卵膜や胎盤に出血を生ぜしめ流産させる物質、の三様に作用する薬物か毒物的物質が考えられています。そして植物性なものにして、葉角、サピナ、ストリキニーネ、キニーネ、蘆薈、ニコチン、樟腦、芥子や各種の香の強烈な植物性油類、テレピン油、ツエーデル油などがあります。戦前の新聞雑誌を賑わしていた「月やくの薬」と称するものは、蘆薈に鉄剤などを加味した緩下剤で(イ)の作用を期待したものです。動物性のそれは、カンタリヂン——つまり芙蓉蛇の日影干しが古來から賞用され、鉍物性物質としては、燐や水銀、砒素、鉛、沃度や鉄の化合物が用いられ、それも黄燐マツチの頭を集めたり、歯を染めるおはぐろや刀の研き汁を服むといった極めて非科学的な手法が行われていたのです。それらの中には、内服時に何らかの関係で偶発的に流産を催し、その墮胎的効果が誇大に宣伝された超学理的なものが多く、中にはある程度目的を達するものも無いでもないようですが、母体に障害を与えぬ程度の使用量では効果が望めず、効果あらしめる量まで用いると母体に相当な悪影響乃至は生命の危険すら伴うといった代物で、理想的な内服墮胎薬は未だ発見されていないのであります。又、外用的墮胎法に於きましては、昔から広く知られているものに、ほうすきの根、牛蒡の根、菊の莖、箬、唐傘の骨や薬などの異物を外子宮口から子宮内に挿入し、その刺激によつて陣痛を誘発させ、或は卵膜の剝離や出血を起させ流産を惹起せしむる方法が行われ、江戸時代の「さし婆」はそれを正業の如くしていた者と呼ばれ、公然の秘密の如く行われていたのであります。また物理的方法として腹部に強い震動若しくは強圧などの外力を作用させ、墮胎を計ることも行われ、いわゆる「もみ婆」「おろし婆」に腹部を揉ませ陣痛を誘発させ、胎盤の剝離を起さしめ、或は胎児を揉圧致死せしめるという按摩法もありました。また医師の好んで行う方法は、器械的墮胎法で妊娠3ヶ月まではラミナリア(温湿でポリウムを著しく増す木材)とか、沃度ホルムガーゼを子宮口に挿入し、子宮壁から卵膜の剝離を促し陣痛を起させる卵膜剝離法や、急に要する場合は金属性の

拡張器を使用して子宮口の拡大を計り、陣痛の促進或は卵膜搔爬手術を行い、4ヶ月以降は拡張器で卵膜穿刺を行い、羊水の一部を出させ陣痛を催さしめ、次いで頸管拡張法か、廻転牽出術で墮胎する。この他子宮頸管壁を切開する帝王切開法や、腔内や子宮内に液体を注入し、その水圧の刺戟で陣痛を促進させたり、妊娠初期にレントゲン線を熱射し目的を達する方法も採られています。

次に罪にならない墮胎的行為もありますが、墮胎罪は如何なる場合に成立するかから申し上げます。先づ第一に胎児の存在が必要です。つまり精子と卵子が結合し受胎した場合、胚胎は胎児と見做されるわけですから、それを人為的に分娩期以前に排出させれば理論上成立します。が、実際問題としては初期胚胎は生理的な排卵と区別が難しく、顕微鏡下でも鑑別は困難です。それで妊娠3ヶ月以前のものは証拠保全上からも捜査は至難とされており、受精した胎児も卵膜疾患から病的な「葡萄状鬼胎」や、外見上妊娠と同一徴候を示す「想像妊娠」などの場合は、当事者が胎児ありと誤つて認識して、墮胎行為をしても胎児の存在を欠くから、罪とはなりません。しかし正常妊娠の初期に墮胎をし、葡萄状鬼胎と詭弁を弄しても、胎児の心音問題（葡萄状では心音がない）から覆えされ有罪となつた例があります。次に墮胎当時、胎児が生存していることが必要です。いくら外形的に墮胎行為であつても、胎児が生活能力を保有していない場合は罪を構成しないわけで、医師はしばしば胎児の死を誤認して早産手術を行つたと抗弁することがありますが、医学通念上、通常胎児は死亡後数日遅くも2・3週間内に排出され、腫脹した乳房は弛緩し、初乳の分泌が止まるなど種々な徴候が見られ、胎児は墮胎手術以外の方法で自然死亡することは極めて稀であるという経験例から、当事者から死亡事実の特別反証がない限り、施術時に生きていたものと認定して差支えないでありましょう。母体内で生きていた胎児も施術により体外に排出されると、大部分は死んでしまうものです。中には生きて産まれる場合もあり、生きていても墮胎罪にならぬとは云えないし、生きて産まれた胎児の鼻口などを圧して窒息死させた場合は墮胎罪の外、殺人罪をも構成し、そういう事例もありました。折角薬事法も改正され、戦前は用いることを禁止されていた避妊薬も売出されたわけですが、使用

法の失敗とか、薬品自体の種々の欠陥もあつたようで、所期の目的が達せられない場合も少なくない。それがために敢えて墮胎を行つた悲劇もしばしば耳に致しましたが、亡くなられた浅田博士が説かれた『墮胎も月が早いほど文化的で、もつと文化的なものは避妊である』ということは、われわれはもう一度玩味して然るべき言葉であらうと思います。

次に少年の性犯罪について申し上げます。戦後の少年犯罪は昭和25年を山として、その後漸減して参りましたが、29年になつて再び増加を示して来ました。特にこの傾向は性犯罪の面に著しく表われ、単純強姦の場合を例にとつて見ますと、これまでも最高よりも10%近くも上廻つています。昭和20年を基準として戦前戦後の10年間の平均性犯罪少年を見ても、戦前は10人であつたものが、昨今では5倍を超えた53人であります。一体どうしてこのように少年の性犯罪が多くなつたのでありましょうか。私が扱つて来ましたケースから判断してみますと、少年はその特徴として、少年前期14.5才の頃、性への興味が出て、異性に対する感情が表われ始めますが、理性の発達にそれに伴わず、時に性的ないたずらをしたくなるものです。また少年後期18.9才になると、性的に非常に敏感になり、異性への関心が強まり、恋愛小説や性雑誌、それに関連する写真や絵画などにより、自ら性的刺戟を求めようになり、その結果、少年は前後の見境もなく、単純さから直ちに実行に移すようになり易い。こう云つた内面的な動きの他に、環境的にも、戦後は、男女平等の建前による性の解放とか、社会の異常な混乱と道義的觀念の頽廢などと、少年達に余りにも刺戟の強すぎる享樂面が物凄く発達し、かてて加えて覚せい剤の浸潤が拍車をかけ、心身共に未熟な少年達に吾々が想像する以上の悪影響を与えているのであります。アメリカに於いては、ガムプロブレムつまりサツクの問題が起つて居ります。と申しますのは青少年がアメリカに於ける生産の半数以上を性遊戯に使い、識者の囁しゆくを買つているということです。さて日本の少年性犯罪年度昭和21年を100として指数で説明しますと、22年129、23年448、24年705で、25年は1,185、26年538、27年533、28年490と下降し、29年は再び1,329といつたように増えています。しかも29年は25年の刑法犯のピークに比して減つていますけ

れども逆に性犯罪は増えています。勿論これは犯罪として補導送致したものの計りで、そうでない不良行為で婦女へのいたづらも相当あり、一步誤れば性犯罪に移る虞れのあるものも多いことを銘記して頂きたいと思います。これらの性犯罪の実態をかい摘んで申しますと、強姦が筆頭で44%、猥せつ38%、強姦未遂が18%、となつて居り、特に少年による性犯罪は輪姦が多いことです。発生を29年の月別に見ますと、特に陽春の4月が625件で目立っていますが、これは例の文京区元町小学校で発生した鏡子ちゃん殺し事件で、各警察署が捜査する一方、こうした犯罪防止のため学校に、家庭に啓蒙指導が行われた結果、被害者の積極的な協力が、従来ともすれば隠され勝ちな被害の届出をしたものと思われまゝ。また発生時刻区分を見ますと、午後6時から11時が39%、正午から午後6時が38%で、午前7時から正午までは12%、その他となつて居り、その被害者中は10才未満が何んと110名、つまり44%で子供を持つわれわれはリツ然とせざるを得ません。一方犯罪少年の年令を見ますと、17才が19%、19才が18%、18才が17%、16才が15%で、性に目醒めて来た少年後期で背かれる点もありますが、12才以下が8%も占めていることは考えさせられます。19才を厄年といいますが、昭和30年6月赤羽の東映を襲つた犯人は19才の男でしたし、吉原病院で調査した性病罹患率も殆んど毎年、19才がピークで22%を占め、また、吉原の売春婦の初交年令調査では、19才で処女を失つた者は22%（雪吹博士）また覚せい剤中毒者も19才の男子が33%で圧倒的に多いのであります。15才前の年令層の事犯は、性感情というよりも好奇心から出發したものが多く、「お医者ごつこ」などで陰部に物を入れたりする程度ですが、中には映画の帰り、接吻場面に興奮して、通行中の婦人に「キツスをさせてくれ」と迫つた少年も居ります。15,6才頃になりますと、身体の發育も大人びて、性感情も發達し、少しの性的刺激に対しても抑制する自制心が殆んどなく、手近な少女を対象としてホコ先を向けることが多いのですが、18,9才頃になりますと、單なる猥せつ事犯に終らず、強姦に發展し易いものです。なお檢挙された112名の学生、生徒の内容は、中学生が全体の21%、高校生15%、小学生4%、大学生2%で、大学生のパーセントの低い訳は20才以上は成年として扱うため含まれない

ためであります。これらの動機としましては不良出版物及び映画によるもの43% 114名、猥談に刺戟されて15%、39名、他人の性交を見て12%、32名、娼婦と関係して6%、15名、好奇心から5%、13名、発作的に4%、11名で、この他闇の女に刺戟されてとか、両親の性交を見てとか、飲酒の結果などがあります。夏の宵、夕涼みに大人が不用意に猥談の花を咲かせたり、少年を意識しながら卑猥な言動を弄する人が居りますが、このようなことは慎まねばなりません。他人の性交を見ては、空地、公園などで闇の女の青カン（野合）を見たものと思われます。勿論これらは何れも性犯罪取締の切っ掛けとなつたものですが、それ以前に本人の性格や環境などに原因があつたことは考えねばなりません。最後に如何にして少年の性犯罪を防ぐべきかについて述べたいと思います。元来性的な衝動は幼児の頃からあるといわれ「10代といつても11や12では、ホンの子供」などと軽く考えて居りますと、只今も申しましたように簡単に看過すわけにも行かない事を仕出かします。まして少年後期は春機発動の時期であり、性の犯罪は人間の本能的な欲求にあるものですから、予防対策は並大抵のことではなし得ないのであります。先ず第一に挙げなければならないものに環境浄化があります。性的犯罪は青少年の性感情を特に刺戟する社会環境が直接その原因となつていようであります。その性刺戟の環境は、一寸考えただけでも巷に氾濫する性的猥せつの出版物、性典映画のたぐい、ストリップショウ、青線区域、パンパンの横行、アベツクの傍若無人の嬌態、皆然りで、云い換えますと、青少年はその悪環境の中に立たされているような感じさえ致します。こうした環境に対しては、強力な指導により極力環境改善に努め、彼らをそうした刺戟から守らなければなりません。それには社会全体の協力が必要であることは多言を要しないところであります。次に性そのものについての正しい指導が必要であると思います。それは只、知らせるだけで納得させることが出来なければ、それは暴露したことと同じになつて、逆効果を生み行き過ぎになるものです。それには性教育により性の正しい認識を、幼時から植えつけ、真の人間を理解させ発見させ、そして男女が互に協力し合つて正常な社会生活をなす原動力とする“厳粛な現実”の意義を呑み込ませることに努めねばならない

と思います。云い換えますと、性が人間の幸福に最も重大な要素であり、社会的にどう振舞わねばならないかと云うことを教えることに他なりません。

最後に不良の出版物や映画が少年に如何に悪影響を与えているかについて、29年一ケ年間扱いました少年犯罪及び不良行事等の中から、明らかに不良出版物や映画等に起因していると推定された120例について調査しました結果を参考までに申し上げます。これは刑法犯として検挙しました80名と、不良行為で補導したものの40名で、出版物や映画を見たさに非行したものの8名、又、見たことにより非行したものの112名で、後者が93%を占めていることは注目に値します。そこでその112名について、出版物や映画の如何なる個所に魅せられたかを調べました処、出版物では、性交場面32、ヌード写真23、接吻抱擁13、性器図解3、盗み見、同性愛、冒険場面が夫々2で、映画では、接吻抱擁14、鬭争場面11、猥せつ場面が10、冒険場面5、強姦場面4、その他となつて居り、非行状況はこの脳裏に刻み込まれた感情を地で行くものが多く、出版物関係では80%の56名、映画関係では64%の27名という数字を占め如何にそれらの影響が大であるかを物語っています。その非行態様を分類してみますと、強制猥せつ32、不純異性交遊24、強姦17、窃盗16、家出、家財持出6、銃砲・刀剣類の所持4、放火・猥せつ文書所持・便所のぞき3、暴行2、その他特飲街出入や詐欺があり、年令層により若干の相違はありますが性関係が65%を占めて居ります。また非行少年とその保護者から不良出版物や映画のため変化した性格や言動を取りまとめました処、早熟になつたが27、性映画、性雑誌を好むようになつた18、不純な異性交遊をするようになつた11、拳銃・探偵遊びをするようになつた10、怠学・怠業・外泊をするようになつた9、のぞき見の癖がついた7、ヌードの蒐集を始めた5、猥談に興味を持ち始めた4、自洗行為をするようになつた4、特飲街に出入するようになつた4、夜遊びの癖がついた4、女性の肌著類の万引癖がついた4、その他で女性誘惑の自信をもつようになつた1という告白もありました。以上は少年の非行があくまでも、不良出版物・映画にその主要原因があるということを「前提としたものですが、次のこともまた原因として大なる要素をなくして居り、一般社会は元より私共も反省したく思います。先ず

悪友の感化23, 悪い家庭環境10, 住居地の悪環境7, 両親・雇主の素行不良6, 職場の悪環境3, 兄姉の素行不良6, 闇の女の性交目撃2, その他でありまして、こういう悪環境から少年達を保護し育成しようと全国では、種々な形式の条例を公布し努力していますが、その条例の内容は五十歩百歩でありまして、有害図書の販売の禁止, 有害興行の観覧禁止, 深夜外出の制限, 保護者の義務を骨子として、罰則も有害図書関係が特に重く岡山県の10万円以下の罰金, 拘留又は科料を筆頭に、香川, 北海道の5万円以下, 3万円以下神奈川県, 2万円以下愛知県, 3千円以下科料が福岡で、有害興行関係も5万円北海道, 3万円神奈川県などの規定がみられます。条例は全国で1道5県17市町村で千葉, 岡山, 和歌山, 香川, 神奈川, 北海道などがあります。ここで参考まで神奈川県で制定した「有害図書の販売等及び有害興行の観覧禁止に関する認定基準」を申し上げます。有害図書に関しては、(一)性的感情を刺戟するものとしての基準は(4)図書の編集・企画出版の意図が性関係を興味本位に取扱うことを主眼としたもの、(2)性行為の動作感情等を具体的に叙述描写してあるもの、(3)裸若しくは身体の一部を猥雑に又猥奇的に叙述描写してあるもの、(5)詐術, 誘惑若しくは弾圧によつて性関係を結ぶに至るまでの方法, 過程を猥雑に叙述描写してあるもの、(6)変態性慾を叙述描写してあるもの、(7)背德的男女関係に主体性を置き、殺人, 傷害, 暴行, 心中, 自殺, 闘争, 葛藤を、みだらな表現叙述描写してあるもの、(8)文学的, 医学的その他学術的内容であつても、性に関する叙述描写が青少年にとつて好ましくないもの、を挙げ、次に粗暴性を助長するものとしての基準は、(1)残忍陰惨な表現をもつて殺人, 傷害, 暴行を行うことを叙述描写してあるもの、(2)背徳若しくは非情を背景としての殺人, 傷害, 暴行を行うことを叙述描写してあるもの、(3)幼稚な英雄主義を鼓吹し、簡単に殺人, 暴行を行うことを叙述描写してあるもの、を挙げています。先程こうした環境から少年を守るために正しい指導の必要を申し上げましたが、文部省の純潔教育審議委員である大塚二郎氏は多年の御研究から、性教育のコツについて次のように申されて居ります。『性教育をするに当つては、先ず第一にその土地の特色である男女の慣習の調査を行い、郷土の性モラルが如何なる内容と強制力を持つて

權威づけられているかを分析して、これを啓蒙し指導するために、如何なる理念的な性モラルの内容を教示するか、そしてそれを実践させるために、生徒のみならず、父兄にも納得させ得るかの手段方法と組織を考えなければならないと思います。私はこれに対して学校、学年、学級、地区の親子協議会を開いて、性教育の理念、計画を理解させることが、最も効果ある方法だと考えました。勿論守るべき伝習美俗は大いにこれを推奨すると共に改善すべき点に対しては、極力説得することを忘れてはなりません。それには共学の理解と共学をなす上に於ける性教育を根本とするモラルの向上に対する理解を基礎としなければなりません』と含蓄あることを申されて居ります。

なお、最後に成人女子が襲われたケースについて調査してみますと、被害者側に全然隙がなかつたとは云い切れない場合があります。例えば不良の誘いに応じて何等の警戒もせず夜間淋しい場所に出向くなどがそれで好奇心が身の破滅を導いています。消極的ですが、この防犯対策を参考に申しますと、①夜間外出の際は同伴者を必ず作り、暗く淋しい人通りの少い道路は避け、遠廻りしても明るい人通りの多い道を選ぶこと、②は入浴又は用便中は外部から覗かれる場合がありますから注意すること、③は暑くなつて薄着になると痴漢を呼ぶ結果になることがあるから身嗜みに注意することなどで、兎も角、万一襲われた場合は冷静沈着、機を見て救いを求め、機智を以て難をのがれ、また事故に遭つた際は、実害の有無に拘らず事件を詳しく警察に連絡して、次の事故を未然に防いで頂きたいこととあります。ロバンは「むずかしい子の教育」の中で、“自分の子に異常があると思うことは親達の感情が許さない、その異常が親にそっくりであればある程、親の眼には至極当然の事としか映じない”と申して居り、この方面の教育の難しきは今更ながら考えさせられます。

新生活運動と経済問題

国民経済研究協会理事長 稲葉 秀三

本日は人口と経済問題についてお話したいと思います。御手許に配りましたプリント主要経済指標は、日本の人口と経済の指標がどういう動きをしていて、現に政府で取扱おうとしている経済六ヶ年計画は今後の人口の増加に対して経済をどういう風に適応させてゆこうとしているか、今後の展望について一表にしたものです。この表を手掛りとして私の話を進めてみたいと思います。

私個人は人口とわれわれの経済力の関係というものを次のように考えています。短期的にはいろいろと違った動きをするわけですが、長期的にみると世界に於いても、日本に於いても、こういう形で（グラフ人口の上昇線を示して）人口は増加しています。われわれの生活の基礎となつている国民所得は（グラフの国民所得の急上昇線を指して）こういう形で増加していく傾向があると思います。ところで、何がゆえに人口問題が起つて来るかといいますと、普通経済力の増加が、人口以上に増加する、そういう必然性が強いと考えます。両者のこの開きがわれわれの生活改善に向つて来るのです。しかしこのズレ間隔もなくなると、貧乏経済と出産超過問題、人口抑制の問題が起つてくるわけです。人間が多過ぎるということがそのまま人口問題というものを導くものでないと私は考えます。人口問題審議会に採択される筈になつている第一部会の山村基礎の人口問題の在り方といった建議案の執筆に参加した人間の一人として解説しますと、長期的に見た場合は人口の方は自由に動かすことは出来ないけれども、全然出来ないことではないのです。従いまして、われわれが一時生活を落とすとしても将来人口増加に対して、よい生活を与える基礎的経済力を如何に強く大きくするかにあると思うのであります。実はこれから短い時間で話すことは、戦後のこうした日本の人口と経済の特殊性、またその中で現実の政府機関に入つて仕事をしてみて私が感じた問題をお話しますと、お配

りしたグラフを見ますと、人口は昭和10年に対して、昭和22年には約15パーセントの増加を示しています。大体終戦時の日本の人口は7,200万人、昭和10年頃の日本の人口は大体6,900万人、われわれが政府にあつて仕事をやつて居りました頃が7,900万人から8,000万人に向きつつあつた時です。これに対して、経済力ですが、実質国民所得のカーヴを見て頂きたい。これは若干低過ぎると思いますけれども、昭和22年度は61.1ということになっています。そうしますと、人口が114で、経済力は60パーセントということになるわけですから、一人当りに還元すべき経済力、すなわち実質国民所得は昭和22年度では、戦前に対して50パーセント強にしかならないわけです。ところで、②の消費水準のところを見て頂きたい。ここでは都市に於ける人口一人当りの実質消費が、昭和10年に対して、56パーセントでありました。そうしますと、人口114と60パーセントの経済力と、国民一人当りの、実質消費水準の56パーセントの中に均衡関係があるかどうかが問題であります。大体昭和22年について云えますことは、戦争の結果、日本の経済力が非常に低下して、そのために、戦前と同じような暮らしを平均的に実現することが出来なくなつてきたことを意味していると思います。また、事実、あの頃にはそういう生活環境、経済環境にあつたと思います。それでは、どうしてわれわれの経済力、国民所得は、昭和22年度で60パーセント強にしかならなかつたかということが問題であります。この指標によると、⑦及び⑧の生産のところ、農林水産業の生産指数が戦争に比べて、80パーセントであつたと書いてあります。人口は増加したけれども、戦後の混乱、或は肥料が充分でない、農機具がない、作業着が足りない、或は漁網が充足されない、漁船がない、第一次産業でとれる収獲物が戦前の八割前後しかとれなかつたことを意味します。ただしこの数字が本当か、ウソか問題であります。もつと高かつたのでないかと思いますが、何しろ戦争に負け、人口は増加したけれども、われわれの食糧は戦前までにいかなかつたことは事実です。次にもつと大きな問題は、鉱工業生産で、昭和22年度は、年度で計算して、戦前に比べて四割、暦年で計算して35パーセント位しかならない。そうしますと、日本の全工業で生産された生産品、鉄鉱、貴金属、繊維、自転車、ゴ

ム、そういったものを全部合せたものが、戦前の40パーセントで、農林水産業の生産活動は戦前の八割で、それから交通、運輸、サービス産業に於ける事業活動は、大体それに右へ習いをやつている。これを総合して当時の経済力を戦前に比べれば、六割位になります。最初に私がいましたことは、この敗戦の直後に於ける人口と経済力の不均衡関係が非常に露骨に出て来たことが、物的関係のみならず、貨幣面に深刻な問題を起し、それが国民生産の上に大きな影響を与えたことであります。私は、昭和22年に招かれて、経済安定本部に入つて経済安定対策、日本の経済復興計画の推進の懸案の仕事に取りかかることになりました。この仕事に於いては、事務的な責任者の地位を二年ばかり務めて来ましたが、あの当時は長期に於ける日本の経済をどうこうするという解決だけでは充分でなく、短期に於いて、われわれの生活の困難を如何に克服し、将来に於いて、秩序ある経済を建てるかが問題でありました。戦後の混乱が鎮まりかけますと、長期的に見て、経済を建て直すということを、真剣に考えなければならぬと、われわれの中に意見が上つてきました。またその当時、日本を支配して居りました連合軍司令部の中にもそういう意見が出て来ていました。そこでこの経済を建て直していく、正常化していくという長期経済計画が取扱われ初めたわけで、人口と経済力、その他の長期的な調整を如何にしたらいいかという問題に直面したわけです。簡単にこの結論をいいたいと思います。仮りに昭和22年を取りますと、人口114で、日本の経済力は60パーセントになります。人口は加減数でありますから必ずしも、将来も同じ形でもつて進むことはないでしょう。しかし先程云いましたように、人口は経済ほど弾力的、可變的ではないのです。われわれは簡単に人口の方がどういう風に伸びたり、縮んだりするかという問題の検討に着手しました。いろいろと検討した結果、われわれの到達しました二回目の結論は、昭和28年の10月1日に日本人口は8,766万人になるだろうということになりました。実際はやや少く8,710万人でありましたから、私共は、50万人読み違つたのですが、これは割合に正しい人口推定と思つています。仮に昭和28年に人口と経済力の線が合致することが出来れば、国民経済に於ける、投資と消費の関係が戦前と同じだとしますと、戦

前と同じ給与が出来る経済状態ということが出来ます。そこで、今度は、これを合致させるための経済構想、経済の在り方は如何にすべきかということが、われわれの間で、問題になりました。昭和5年乃至9年の人口はこの国土でどの位であつたかと云いますと、6,633万でした。そうしますと、6,633万人が8,766万人になるということは、132パーセントということになります。そうしますとわれわれが戦前に比べて、132パーセントの実質国民所得を昭和28年度に実現出来れば、国民一人当りに於いて、実質的に昭和5~9年における消費水準を与える経済水準が出来るわけです。しかしもうひとつ条件が必要であります。つまりこの132パーセントの経済水準は同時に、国際収支の自立化が成立していくということ、はつきり云いますと、アメリカの援助、特需の援助に依存しないで、自分の経済力によつて、昭和5~9年の水準に出来上らなければならないということです。

第二の問題として、次のような問題が出て来るわけです。仮りに日本の産業を第二次産業、第三次産業に分けますと、第一次では、昭和5~9年に於いて100、昭和28年に於いては132となり、第二次では100と132、第三次に於いても100と132とになります。すなわち農林・水産・漁業・工業・商業・サービス業が、昭和28年に132パーセントになりますと、実現出来るわけです。しかし実際の経済の流れや、国民経済を形成する速度が、この構想を保証しないのであります。そうしますと、今後は、例えば組み合わせ方が問題になります。国内と世界を見まして、一番合理的な組み合わせは何かということが問題になります。御承知のように昨日、通産省に対して、われわれがやっています日本の将来の産業構想は、どうあらねばならないか、そのためにはどうしなければならぬかという中間報告が発表されましたが、そこでもこの問題を厳密にどうしたらいいかがなかなか保証出来ないわけです。経済の長期の流れ、特に近代の流れ、資本主義の流れを見ますと、第二次、第三次の産業にウエイトがかかつていくということが分ります。一次産業にウエイトをかけるということは難しいとしています。そこで132パーセントの力を上げようとしても、第一次は100パーセントしかいかない。鉦工業はその時点に於いてこんなに低いとこ

ろにありますけれども、将来鉦工業は拡大されなければならないという必然性が出て来るわけです。そこで仮りに農林業が110パーセントでありまして、鉦工業が三次産業でカバーして145パーセントに、昭和28年までに高まつていかなければならないということになりました。果して鉦工業は、145パーセントまで高める条件があるかということになりますと、それはなかなか難しいということで、われわれが作りました経済復興計画でも、自立を前提とした場合昭和28年人口と経済力とが合致することは難しいのでありまして、余程、努力をして国民所得が129パーセントまでになるだろうという結論に到達しました。ところが経済指標を御覧になつて頂けば分りますように、当時、われわれが書いて居りましたものよりも、遙かに国民経済の成長度は高まつています。昭和9~11年をベースとして実質国民所得と人口の線が昭和27年見当で合致していることになつています。昭和28年度になりますと、日本では、人口よりも、国民所得の線の方が、上まつているわけです。もしも昭和9~11年をベースにとらずに、昭和5年から9年平均としますと、大体昭和26年に人口と経済力の線がほぼ一致するということになつています。昭和28年に人口と経済力の線が合致することは難しいと考えられたものが、それより2年前の昭和26年に出来るということになりました。何故、当初考えたよりも早く実現したか、昭和21年、22年頃には6年後になつて、これだけ盛大に物を作るようになるとは、どなたも考えなかつたことでしょうか。婦人の方で、自分達は6年経つと、純綿の着物がどんどん着れるといった日本の経済の動きを想像もしなかつたことと思います。タクシーや映画も、6年間にこれだけ復興するとは考えなかつたと思います。これは一つの工場、一つの会社、一つの都市だけでなく日本経済全体として、これを可能ならしめる経済変化が、昭和22年後にあつたことを意味しています。われわれはどうして当初の予想以上に人口以上に、経済力が上つたか、表に出ています。それは鉦工業生産が、昭和22年から昭和28年の間に実に四倍以上の増加をしているのです。一つの工場の生産が四倍以上高くなるということはよくあるところであります。しかし一つの国の鉦工業の生産が、四年の間に二倍、四倍になるということは、極めて異常な現象であります。しかしこれ

が日本に於いては、可能になつたということです。農林水産業の生産も、昭和22年23年頃と比べますと、現在では五割弱見当、増大していると考えられます。農水産業の方が五割高まり、鉱工業方面が四倍以上の上昇を示した。更に商業、サービス業部門が遙かに予想よりも活気を提起してくれました。戦敗国で経済力が人口よりも高まつた大きな原因です。ここで、国民一人当りの消費水準は、昭和28年において、都市では一人当り95.7パーセント、昭和29年度は100パーセントです。農村に於ては、昭和28年133.6パーセント、昭和29年136.3パーセントで、一人当りの実質的消費水準は高まつていることとなります。これを見ますと、都市と農村が、戦前に対する回復度合が不均衡と云えます。このため戦前における都市と農村の生活水準に絶対的開きがあつたのに対し、現在の都市と農村を比べ、絶対的な開きはなくなつてきつつあるということが出来ます。(農村は都市に対して戦前47%程度戦後は73%程度です)。しかしもう一つ考えなければならない点は、これは平均の人口と、平均の所得が調整されたことでありまして、日本人の一人当りの経済力が平均化されたことにならないのです。ここに将来の問題が残っています。つまり、経済が回復するにつれて、所得の差が増大する傾向が出て来たということです。また所得の差だけでなく、人口と職業分布もアンバランスになり、攪乱される傾向があるということが出来ます。このように必しも問題は解決されたわけではありませんが、ともかくわれわれは、戦争による廃墟のなかから、増加する人口に対して、戦前に対する消費経済を与える力が、昭和28、29年に出来たということが出来ます。ところで、これは私の個人の意見で、日本の中で、そういうことにならないとする経済学者の方も沢山いることですから、この点充分御勘案の上、私の話の結論を聞いてもらいたいと思いますが、この私は昭和28年という年を転期としまして、今後は日本の経済の上昇は余り大きな速度で実現しないと申し上げたいのであります。復興の地ならしが出来たところで、われわれの経済は停滞するところに入つて来たということでもあります。これはどういうことかと云いますと、簡単に云つて、それは一番問題となる条件は国際収支、輸入物資の関係です。日本という国は、イギリス程でないのですが、極めて、国民生活の対外依

存量が多いのでありまして、経済が高まるにつれて、輸入量が高まる傾向をもつています。ところが戦前にくらべて対外的に存立する条件が悪くなりました。たとえば日本は60パーセントは、アジアに輸出して居りましたが、それが出来なくなりましたから、日本は経済水準、産業水準、生活水準の上昇は出来るだけ輸入をうまく使うことと、国内資源を出来るだけ利用してゆくことによつてギャップを克服してきたわけです。われわれの国民消費が高まるに従つて、輸入が増大しています。しかも遺憾ながら輸出はこれに追いつかない。たとえば、25年からの輸入と輸出の在り方を見ますと、輸入も輸出も伸びていますけれども、日本に入ってくる輸入量が輸出にくらべて増大していることが、このグラフに示されています。ところが、御存知のように、外貨バランスはわれわれが輸出輸入以外に、輸入増加を支えるような外貨輸入をもつて居りましても実現可能であります。それは何かと云いますと、一つはアメリカの経済援助、もう一つはアメリカから来る特需であります。この経済援助と特需によつて、ドル収入を得て、ギャップを埋めてきたわけです。昭和28年度のように、輸出が輸入の半分しかないということになりますと、昭和28年度に八億ドルの特別ドル収入がありましても、外貨不足になります。そこで政府は今まで溜めたドルを支払つて調節したということになります。ですから日本の経済の成長を鈍化させるために、デフレ政策をとつて、経済が余り大きくならないように政策を切り替えざるを得なかつたわけです。今後は今までの足掛りでありました特需収入が、昭和29年以降減つてくるとしますと、今までのような形で、輸入を拡大し、経済を拡大することは出来なくなります。こういう点を考えますと、やはり余程のことがない限り、従来以上のテンポでもつて、われわれの消費水準、工業生産を上げてゆくことは出来なくなつて来ました。そんな馬鹿なことはないと云う方もいますから、皆さん方も慎重に検討する必要がありますけれども、私はそう感ずるわけです。そこで、この指標が示めていますように、昭和29年度になりまして日本の経済には、今までと違つた動きが顕著に出て来たわけです。たとえば、今までは毎年毎年日本の工業生産は増大しておつたわけです。生産が増大するという事は、それだけ売れるとい

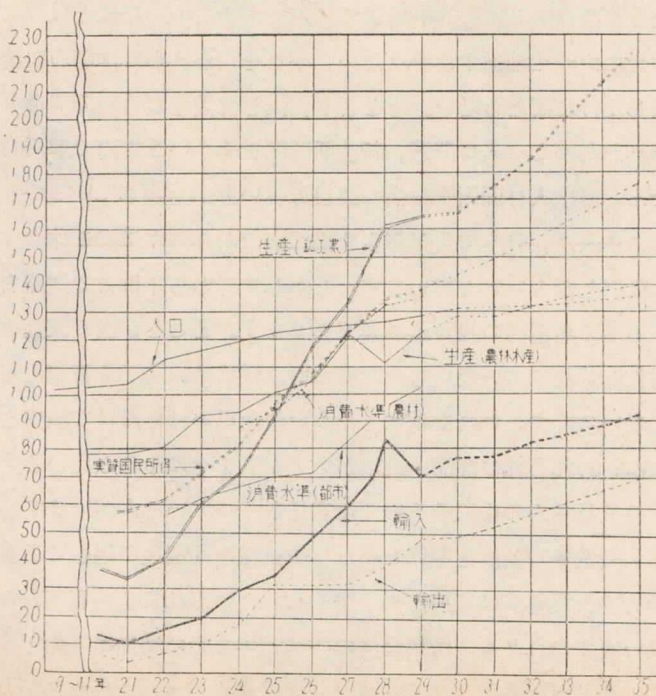
う前提があつて、こういうことが行われてきたわけです。ところが昭和29年度になりますと、今までは1年に四割、三割も鉱工業は増加して居りましたがけれども、昭和29年については、年間ではやや増大しましたがけれども29年の夏にかけては5パーセントも低下して来るといつた事実が出て来ました。生産が減る反面、工場の製品ストックの減少も出て来ました。しかし秋からはもち直して来まして、年間を通じて横バイということになつています。また農村の消費は上つて居り、所得は平均的には減少していないけれども、注意すべきは、消費水準が横バイになり始めたことです。特に消費購買力に停滞の傾向が出て来ました。今までは物資も増加して、それ以上に消費が増えたために、われわれの生活は好転して来たわけですがけれども、こうした新しい現象が出て来たわけです。また輸入が減つて、輸出が増えたことは、その輸入の減少が結局、日本に入つて来る食糧、鉱工業原料が減るということで、その皺よせが生産その他に及ぶ可能性があることです。そうしますと、これで分りますことは、国際収支が直る反面、われわれの消費テンポが弱くなり、将来の産業力が縮小されるということが云えます。ところで、経済にやや停滞という傾向が29年度で出て参りましたけれども、政府は経済六ヶ年計画を作りまして、前程のテンポではありませんが、鉱工業生産を上げ、農林水産業を上げ、輸出を上げ、輸入を増やし、石油、化学等の産業を大きくすることによつて国際収支を改善し、生産性を高めながら、経済の前途に処して行こうとしているわけです。これが経済六ヶ年計画の基本的な構想であります。私が云いたいことは、こういうことに対して、政府は何ら保証はしていないということです。やるという、善意ももっていないということです。たとえば、経済の自立、経済の地固めということは、口にする。将来日本経済はだんだん特需の減少と、国際経済の正常化に伍して、経済自立をしなければならぬといわれています。ところが政府は、現実には予算をそうした経済の健全な拡大の方に出さないで、政治的妥協のために、総花的に小さな消費的な予算項目を増大している。こうした選挙対策にしか使わないような地固めでは経済政策にはならないのであります。米も国際価格とはなれて、国内だけ高い買付けをしておいて、都市や、工業生産は国際物

価に皺寄せして、コストを下げよというのですから、本年度以降は破綻するより仕方がないと思います。六年先を見た政府でありながら、現実には、目のことしかやっていないのであります。そうしますと、現実には拡大の方向に向わないで、万年停滞型になることが考えられます。人口増加にともなつて青年人口が増大し、経済上昇期にも拘らず、雇傭は十分に解決されていない。経済はやや停滞する、青年人口は増大する。そして十分な将来の拡大均衡に期待できるような基礎が置かれないうで、消費的な支出が拡大しているということは、経済停滞と矛盾におちこまざるを得ないのです。こうした可能性を少なくするためには、第一にわれわれは出来るだけ投資を効果的に使う、第二に投資オンリーでなく、相当の部門を社会保障にもつていく、それから生産性の増大が、他の部門における雇傭を圧迫しないように輸出産業増大に主力を向けなければならない。日本は科学工業、機械工業を伸ばし、将来輸出産業として、この面で雇傭関係をうづめ、あとは過渡的財政でカバーするといったこと以外には将来の自立と拡大に向つて前進する手はない。今こそ、われわれは国の経済政策に強力に要請しなければならない。もとより、決して簡単なものではありません。しかしわれわれはこの人口問題、新生活問題をそういう方向で解決しなければなりません。私は人口問題審議会の委員で偉い方が講議しているのを聞いていますが、ある人は、日本に失業が多く出て来たから弾丸道路を作つて、そこに失業者を吸収したらいいと言います。しかし青森から下関まで道路を作るためには少くとも1兆億円の投資が必要であります。ところが国の設備投資総額が7千億円位しかなつていないし、政府の財政投資は、1千5百億円程度にしかなつていないのです。これをみてもそういつた思い付きだけの政策をやつて居りましたは、われわれの経済・政治がメチャメチャになると思います。皆さんが関係する社長さんの中にそういつた意見をもつている人がいます。政府は公債を出して失業者の救済をやれという。失業保険は国民の税金であります。「税金は負けよ」「失業救済は政府がやつてくれ」といわれます。青年人口の増加はあると思いますけれども、国民経済の昭和28年までの増加は平均年率10パーセントです。今後は昭和28年までの成長は出来なくとも、われわれが力を合わせ

れば物価通貨の安定の中に4パーセント程度の安定した増加は出来ると思います。そのなかから若干消費面に廻らす、機械工業、輸出産業に向つての努力をする。こういう体制が出来れば、充分でないけれども、民主主義的ペースによつて、今のベースを落さず次第に将来の規模に向つて前進すると思います。しかしながらこうした方向に導いてゆく実力のある実業家も、政治家もいない。政党もない。私は遺憾ながら、これが日本経済の実状ではないかと思ひます。しかしながら充分でないけれども、何とか努力すれば必ずしも出来ないことではないと思ひます。万年停滞型になる可能性が出て来たことは、これをお互いに防止することに、今後努めなければならないと思ひます。

主要経済指標 (年度計算)

(9-11年=100)

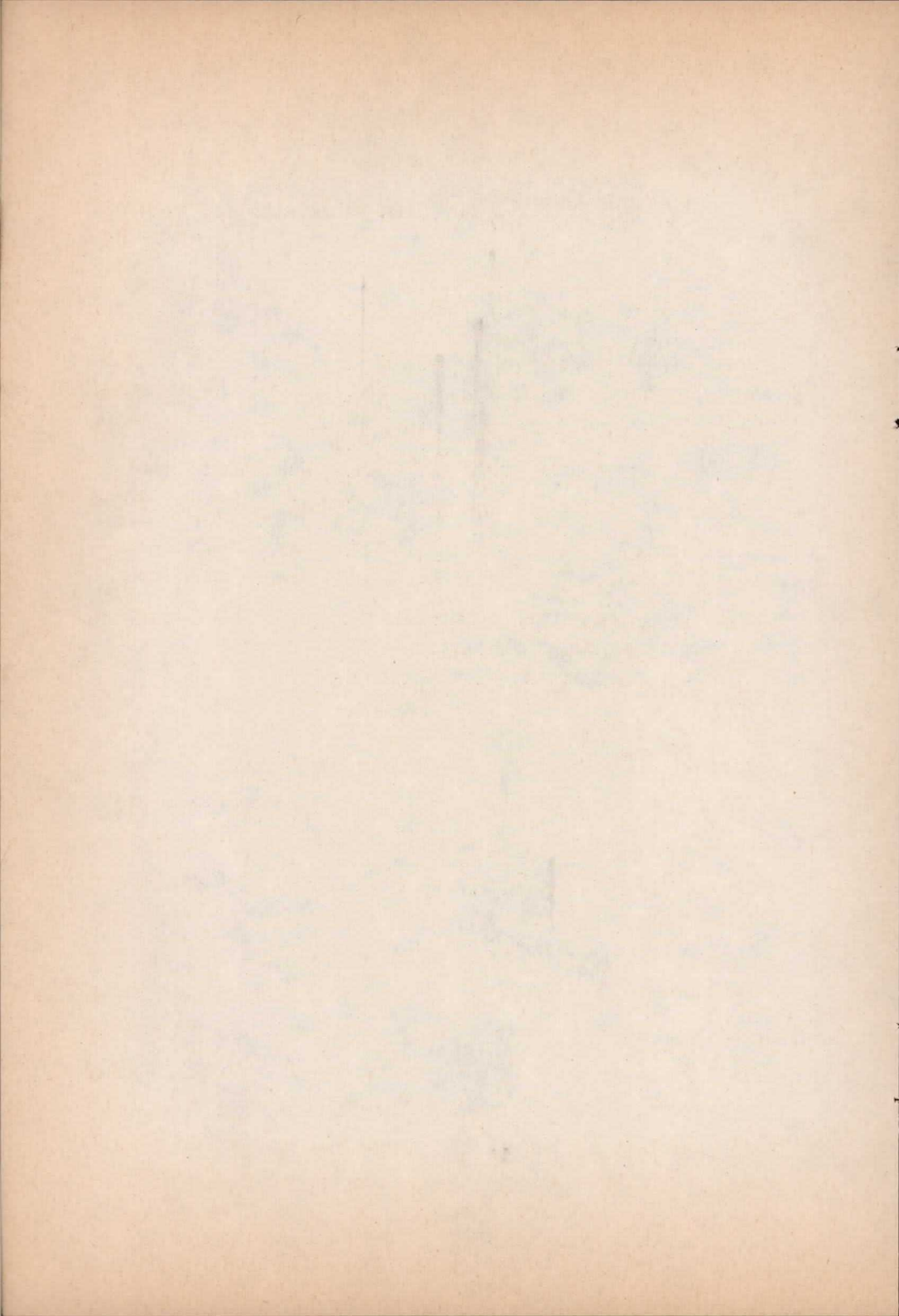


	① 實質国民所得	② 消費水準 (都市)	③ " (農村)	④ 総人口	⑤ 輸出	⑥ 輸入	⑦ 生産 (鉱工業)	⑧ " (農林水産)
21年度	57.6	—	—	104.9	3.9	8.8	33.0	78.1
22年度	61.1	56.0	—	113.8	6.6	15.1	40.3	80.0
23年度	71.5	62.0	—	116.9	9.8	19.7	60.4	92.0
24年度	82.6	66.0	88.9	119.1	17.5	29.0	71.3	93.1
25年度	97.9	69.5	95.8	121.2	31.1	33.9	93.3	100.3
26年度	108.3	70.0	106.8	123.2	30.7	49.0	118.4	105.9
27年度	122.9	83.6	123.8	125.1	31.1	58.9	130.6	122.1
28年度	134.0	95.7	133.6	126.8	36.2	81.3	161.4	111.0
29年度	137.9	101.0	136.3	128.6	48.1	70.8	164.3	123.1
30年度	143.3			130.1	49.6	75.3	165.8	127.5
31年度	148.9			131.3	52.9	77.6	175.7	128.5
32年度	155.4			132.5	57.1	81.1	186.3	132.1
35年度	176.8			135.7	70.9	92.6	228.0	140.2

〔註〕 * ①～⑦ 経済審議庁調 ⑧ 農林省調

* 30年度以降は経済六ヶ年計画による

* ⑤⑥ 数量指数なお 21年度 22年度は推計。



新生活運動と精神環境

最高裁判所家庭局 医学博士 土 井 正 徳

精神環境という言葉の定義は、非常に分り易く、しかも漠然として、取留めのないもので、精神環境といえは、誰にも分つたようですけれども、精神環境ということは、どういう定義があつてその実際はどのようなものかとなりますと曖昧になります。また「環境とは何ぞ」と難しいことを云いましては始まらないと思います。ともかく人間の周囲にあつて人間に影響を与えればみな環境です。それにしても人間を、個人として考える場合と集団として考える場合とは違つて来ます。人間集団全体としての人間を考えてますと、その対象となる自然というものは、環境としての性格をもつて来ます。しかし一人の個人を中心に考えますと、自然は勿論のことその個人以外の人間集団もみな環境として取り扱われます。この点理窟ぼく取り扱うとめんどろな問題になります。しかしそれは夏向きでありませんで、漠然として誰でも分つている点を取り扱い、問題点をお話したいと思ひます。われわれが一般に人間の周囲にあるものとして考へているのは、自然或は物であり、もう一つは社会としての人間の集団であります。そしてもう一つは心理的に取り扱う対象が考へられます。しかし心理的に取扱う場合には、広範囲になつてまいりまして、すべてのことやすべてのものや、すべての人が心理的に取り扱うことができます。そして個人及び集団の周囲にあるものはすべて心理的影響をその個人や集団に与え得るものであります。したがつて人間の周囲にあるものは、すべて心理的影響を与える環境であると云えるわけです。このような考へをだんだん発展させて行きますと精神的環境論になりますけれども、問題を具体的にとりまして、さらに新生活運動問題に直接に結びつけまして、新生活運動の精神環境を対象とする場合には新生活なのですから、改革、改善という意味が入つてゐるに違ひありません。

「改革、改善の対象としての精神環境」そして新生活の実行の場合には、それ

に寄与する精神環境も、あるいはまた、それを妨げる精神環境も考えられます。そこに問題があると思われます。そこで相当汗をかかねばならない問題ですけれども二、三のテーマを探して見ました。それで今度の講習会のプログラムについて私が考えたものと関連したテーマがあるかどうか見ますと、関連したものと考えられるのはマスコミュニケーションと新聞、ラジオ、テレビの問題で、これは新しい方で、古いものでは風俗慣習の問題などがあります。すべて新生活運動の対象になるものと思えますけれども、日本の場合には、当然日本の文化が問題であると思われます。このマスコミュニケーションのなかで小さなマスコミについては、皆さんの事業体で利用していただけると思えますけれども、今日触れることは、時間の関係から困難ですから、ここでは広い意味のわれわれの風俗慣習に問題をもつていつて考えて見たいと思えます。この他プログラムに直接見当らない、道徳というものについては、風俗慣習に関連して取り扱われると思えます。また休憩の時に伺いましたのですが、出発点を家族計画という点に先ずおいて、ということだそうですが、これは皆さんが充分御存知のことでしょう。今の日本に於いて家族計画ということは、率直に云いますと、受胎の調節、もつと行き過ぎた言葉を使えば、産児の調節、と考られたりしまして、これも風俗慣習が強くむすびついているということは御承知の通りです。つまりこれに対しても風俗慣習が大きな障壁を作っています。受胎の調節にしても都会では比較的活発であつて、農村方面では普及し難いという事は、都市は開放的であるのに対して、農村は閉鎖的で新しいものを取り上げるに障害があるからでありまして、つまり都会と農村の風俗慣習の違いであつて、広い意味の文化の問題を取り上げる必要が出て来ます。その中には当然モラルの影響や宗教的影響が入ってくることは御承知の通りです。そして直接間接に関係してくるのであります。したがつて受胎調節にしましても、あるいは他の新生活運動にしましても、慣習と結びつけていいという事を考慮に入れる必要があります。例えば無痛分娩の方法、薬を使わない中共、ソ連式の精神的無痛分娩法といわれるのは、以前のような不安と恐怖を与えない新しいテクニクの問題です。ここにいらつしやるご年配の方は、もうお子さんも何人かい

られすでに自分の家族計画をやつていられることと思いますけれども、結婚早々のものにとりましては、妻にとつても、夫にとつても分娩ということは大きな問題で、生みの悩みは文化社会といわれるところではどこに於いても、お産は恐いもの、間違えば死になるということは世界共通の考えであります。ところが現在の方法によると、麻酔しないでも、楽々と生み出せるということになつて来ました。これは女性にとつては切実な問題と思いますが、これに対して現在行われている医学的な心理指導というのは、相当巧みな技術として行われています。それについて行われている説明はロシア生理学者パブロフの条件反射の理論であります。一般にお産は女の大厄という思想が風俗慣習として伝えられていますから、ついその暗示にかかつて不安と恐怖とをひきおこし、感じなくともいい苦痛を心理的に引き起すわけであつて、分娩に於ける実際の苦痛そのものはそんなにひどいものでないというのです。これが一つ、是非妊婦にのみ込んでおいてもらわなければならない条件です。それから第二に分娩の際に指導する方針として、複式呼吸の深呼吸です。自分は實際体験したことはないけれども、指導者のお話によれば、大よそ理解ができます。それは女性だけでなく、われわれ男性も知つて置く必要があるかも知れません。妊娠をしてだんだんお腹がせり出してきて、肩で息するのはお腹が圧迫されるからで呼吸も浅くなつて胸式呼吸になつてまいります。ところが月が進んでも、お腹で呼吸するようにと指導されるのです。まず最初診察して頂いて、医師から必要な心得を充分聞いた後は、このトレーニングをつづけなければいけない。これは単純な心理的以上の方法です。ある新婚夫婦ではお産の時には細君よりも熱心なのはむしろ夫の方です。夕方勤先から帰つてくると、今日は練習はしたかとたずね、まだしないと細君が答えると「僕も一緒にするからやろう」というぐあい夫婦相和しの効果も上つて、さらに分娩の時の効果も期待していいものがあるそうです。分娩については簡単に云いますと、本当に妊婦が信頼に値する指導者がついて居つて、指導にあたることです。そして陣痛が始つて、だんだん苦痛を感じてきたら、呼吸を深く或は浅くと指導し、ちょうどオーケストラのタクトを振るような具合にやり、分娩の進行に応じてタクトの振り方も変り、

或いは軽く軽く、或は深く深く指導し、またいきみ方も同様にもつとも適当なリズムをとつて指導します。一方妊婦の方は、全力をあげて指導するタクトに自分の呼吸を合わせるために、すべての注意はすつかりそれに集注され、心理的に苦痛を軽減することに充分効果があります。ところがこれにも風俗習慣の問題が関係しているのです。調息法がそれです。これは東洋の健康法でありましてこれには精神修養、つまり精神的健康がついています。調息とは息呼吸を調えることであります。一般に知られている方法では静坐法にしても呼吸を調えることが加わっています。それから坐禅の場合も坐るだけでなく呼吸を安定させねばならないのです。生理的にいいましても息を充分吸いこんで、さらに緊張しますと、精神的にも、つまり心理的にも緊張して、不安な感情はないものです。ところが吐き出してしまつて、肺がすつかり空虚になると、肉体的な空虚は心理的な不安となつて来ます。これは呼吸の生理に伴う人間の心理であります。いまこの分娩法の場合には呼吸を調えるという方法について、そういうことを意識しているかどうかは知りませんが、非常にうまく利用しているといつていいでしょう。ここで私が云いたいことは、このソ連中共式の無痛分娩法の宣伝ではなく、この方法のなかに伝統の文化が使用されているということです。実際に指導し、また行つている人たちが果してこのことを意識しているかどうかは知りませんが、非常に面白いことです。つまり古い調息法ということとはつきりと正面に言葉に出さず、進歩的な新しい言葉と方法で行われているわけです。誰れでもいやな苦痛ということが古くから決つてゐるのに、これを改善していくという点に於いて新生活という立場からも非常に面白いと思います。われわれの新生活運動は、その出す旗印は新しいものでなければならぬけれども、古い伝統を生かして、しかも古いものを改めて行くところに大切な点があると思います。この無痛分娩法についてはまた風俗慣習ということから多少の不安があると考えられるのですが、それは私は各講習会や学校に関係がありまして方々に行きました際にこの薬を使わない無痛分娩法のことについて、いろいろと意見をききますと、実際の分娩を御覧にならない人は効果があるということに対して賛意を表する人は少ないのです。しかし実際に見た人で

は絶対に無痛かどうか知らないけれども、確かに効果があるという人が非常に多いのです。このことは、どのような事柄も現実にはぶつかつて見ないと分らないということを意味しています。われわれは誰でも現実には自分の眼で見るとは、古い因習にとらわれやすいのです。しかも古いその因習は伸々破りにくいものです。さきにも申しましたように文化国家と云われる社会ではどこでも分娩は大きな不安と恐怖を伴つて考えられることがあたりまえになつてしまつていますが、この因習ともいふべき考えは説教などによつて簡単にわれわれに植えつけられたものでなく、そこに強固な理由があります。お互いに子供の時を振り返つて見ますと、母親や女中さんたちからくりかえし聞き覚えたものです。児童は誰れでも一定の年齢に達すると、どうして子供が生れたかということが疑問になつてくるものです。それと同時に出産の苦しさについてそれらの人たちから聞くものです。話をしてくれる母親や年取つた女中は単なる知識でもつて話してくれるのでなく、その人たちの母親の体験や自分自身の体験として申し伝えてくれるのです。生んだ経験はなくとも、女性の切実な問題として深い感情をこめて述べられます。そのように話して聞かされるのが繰返し繰返し行われると、聞く方も真剣な感情で聞き入り、聞くものの身について行きます。かりに知識として否定されるようなことがあつても身についたものは、なかなか消し去ることは困難です。この場合にも、聴かされ、身につくには長い間のリズムが入つています。それは母と子との間だけでなく、幾世代を重ねて、繰返えされてきたものなのです。たとえば女の子が母親に聞きます。親戚に赤ちやんが生れたとします。赤ちやんを生む時とても苦しいのと聞きます。母親は針の手を止めず、「それはそれはとても苦しいものよ」と答えます。これは母の体験から真剣にいわれます。「以前は障子のさんがみえなくなるぐらいに苦しまなければ生れないといわれたもので昔は女の大役といつたものでね」と言葉をつぎます。「青竹をにぎりつぶすぐらいの力が入らないと生れないともいつたものよ」と力をこめてまたいいます。子供は「まあそう」と深刻な表情をして真剣な聞きかたをするわけです。このとき語るものは強い緊張をあたえ、聴くものは同じく強い緊張をもつてうけとります。「それでその時どう?」「日

本ではそういう場合に大きな声を出したり、騒いだりしては女の恥ということになつていたのです。だからそのときには、じつと歯をくいしばつてみつともない態度をとつてはいけないのです」。話す母親も緊張をつづけて喋りますし、聴く子供も息をつめて緊張して聞いています。これは緊張の持続です。「知っているでしょう。あのお姑さんからお母さんはほめられたものよ。あなたは弱々しうさだけれど、本当にしつかりしている。おちついたものだつて」「まあ」子供は溜息を静かに吐き出しながら思わず感歎します。「この辛抱さえすれば案ずるより産むが易いということになるんですよ」といつてきかせます。これは緊張の弛緩であり解放なのです。この産みの悩みに関する親から子へのうけつぎには伝統の強さがあります。理屈や知識をこえた信仰的な性格があり、それが風俗慣習として伝統の根強さなのです。これだけでなく、日本の文化にはすべてこれと共通の特質があるのであります。また分娩するためにはまず結婚しなければなりません。もちろん進歩的なばあいには、赤ちやんが出てからそのあとで結婚する場合がありますけれども、古い伝統の結婚では、一般には結婚が出産の前提になり、結婚にも一つの日本的な考え方、つまり伝統がありました。年を召された方は記憶がおありと思います。そこで女性が結婚したいという意志表示をする場合は、「あの人は顔はよくないけれども、本当に実がある頼母しい人だからあの人と一苦労して見たい」というのです。といつてこの場合、決して、あの人と苦労がして見たい、ぜひとも苦労してみよう、私は苦労が好きだという悪趣味をもっているわけではありません。苦しみを遂ぐればそのあとには老後の楽しみがまつているということがそこにはひそめられているのです。つまり始め、苦労という緊張、それからそれをしとげる緊張の持続、そしてそのあとで老後の安楽という緊張の弛緩によつて幸福が報いられるわけです。これはこのばあいのような特定のものだけにあるわけではなくて、他の日常の社会生活にも共通してあるもので心理的なリズムやテンポがすべて全く共通しているのです。その共通性によつて一つの社会、一つの国、一つの集団の一定の文化の型が出来上つてくるわけです。それでもし、そこにある別な一つの特定の型の生活形式をいきなりもつて来ますと、周囲との関連性から非

常な障害をうけることがあります。いいことや新しいことが実際やつて出来ないことがあるのは、長い伝統のある社会、古い文化形式をもつ国は、そういう積りでなくとも、知らず知らずのうちに、新しい形式のものを、それがいいものであつても排斥することがあるわけです。そればかりでなく大きな葛藤や悲劇すらひきおこすことがあります。それで新しい出産の仕方、たとえばいま述べました無痛分娩法というものを広めようとしたり、極端に新しい結婚の形式をとろうとすると、何とということなしに、理由はぬきにして排斥や葛藤がおきます。さて私は広い意味の文化と云つていますが、皆さんの職場の仕事の中にも、それぞれ個性のあるそこの特定の文化があるものです。また皆さんの家庭には、家族生活としての特殊の文化があります。文化というものは非常に高価な、特に進歩発達したものだけを指しているのではないのでありまして、日常の生活形式の中に表われ或いは表われない一定の型を指しているものを意味していると考えて欲しいと思います。そして職場に於いても、家族に於いても、小さな身の周りの集団に於いても伝統の文化と新しい文化の大小の摩擦があるものであります。新しい分娩法や結婚に関するものはその一例ですが家族の問題になりますと、随分いろいろの種類があるものです。今日の話の一つのテーマとして当然この家族の問題があるわけでありまして。もちろん皆さんの仕事の直接の関係から云いますと家族の軋轢は取り上げることはないと思われませんが、職場に働いているすべての人々は家族があります。家族がなければそれに代る寮生活その他をもつていると思います。職場生活の背景となつている家族生活は生産性の向上の問題と非常に密接な関係をしているものです。私は精神衛生普及会という団体と関係しておりますが、そこではいろいろな仕事の中で、産業関係の精神衛生を取り扱つています。そしてこの場合でも大きな問題となるものの一つはそういうことなのです。精神衛生というのは、狭い精神衛生、つまり精神病にならないといつたことを対象にしている仕事ばかりでなく、すべての感情問題や人間関係の調和ということを経営の対象にしていって、それには当然職場の、職場内の人間関係の調和や家庭内のお互いの調和も対象として考えられております。生産ということを対象として見る場合は直接には職場における人間関係

でありますけれども、間接には、むしろ深刻な面は家族に於ける相互の人間関係や個人の感情になつてくるのであります。そしてここにも古い伝統的文化と新しい文化との摩擦が取り上げられるわけです。しかもいつも取り上げられる家族の問題で最大なものの一つは、嫁と姑の問題であります。日本の家族葛藤の二大原則と云われるもの一つは嫁と姑の問題、次には継母と継子の問題であるともいわれています。本当にそうかどうか分かりませんが、一般に家族がどうもうまく行かないというときすぐ考えやすいのは、この二つであります。実の親子の間であつても、恋愛結婚をした間柄であつても、永い家族生活の間には、不和になつたり喧嘩をしたりすることは珍しくないことですし、そのばあい実の親子関係であれば、実の親子だから矢張り、不和なのだとか、表面はよさそうでも、矢張り実の親子はうまく行かないものだとはいいません。ところが嫁と姑と継母子関係であつて、たまたま不和がおこれば、「あれは継母だ」とか、「矢張り嫁と姑の間だから」といいたがります。これを新生活運動のテーマとして是非取り上げてもらいたいと思います。犬と猿のように、姑と嫁、継母と継子の間柄では、葛藤があるのが当然だ、またあるはずだという妄想を打破することは当然新生活運動の対象となると信じます。この不和や葛藤のばあいにも新旧の文化の問題が入ってくるのであります。家庭に於ける伝統文化の背負い手は姑であり、そこに新しい生活形式、新しい文化をもつて嫁さんが入つてくるところに摩擦が起るチャンスがあるわけで、この関係は継母と継子についても云えることです。つまり有形と無形の生活形式、物の考え方、過去の執着と新しいものとり入れや主張、そういうところについて気がつかないで、摩擦や衝突や葛藤がおきてくるのです。それはつい考えないで、嫁と姑だとか、継子と継母だとか、個人の責任のようにいいたがるのです。したがつて、古いものと新しいものとの間にはいろいろの種類の問題があり得るわけです。そういったことをはつきりとらえ、問題の本質を明かにすることが、新生活運動の仕事として取り上げられなければならないでしょうが、そのばあいにも新生活の改善運動を有効にするためには、改善運動の技術ということがまた考えられなければならないでしょう。それを本当に研究してかかることによつて効果を

あげることができると思います。

それについて一言述べてみたいと思います。誰でも自分が身につけているものは、全然気がつかないことが多いものです。たとえば私共の体臭みたいなものでありまして、日常生活の形式や習慣は、われわれの身につけているものであつて他の人と比較してはつきり考えて見れば分ることですが、そうでないと仲々気がつかないのです。もちろん、あるばあいには比較しなくとも、自分自身の体臭が感じられることがあります。たとえば、皆さんが懇親会でビールを飲み過ぎた翌朝の体臭は自分でもはつきりと強く感じられるでしょう。ほろりがく体臭が感じられるものです。経験のお有りの方はよくおわかりと思います。体臭には個人個人によりましていろいろの種類があるものです。小島政次郎さんの「甘肌」に書いてありますけれども、オツパイを飲んでいる時の母の肌の感触、柔い、本当に相手も、自分もとけこんでしまいたいような甘いオツパイの香りのする体臭もあると思います。またこれに対して苦肌といったものもあるかと思ひますし、また鮫肌といったものもありましよう。そしてそれぞれの体臭があることでしょう。「蓼食う虫も好き好き」で、南京虫が好きな体臭の肌もありましようし、虫が好かないナフタリン性の体臭の肌をもつた人もありましよう。このような人が、人から虫が好かぬ奴奴といわれるかも知れません。といつて、すぐこれを急激に改革なり、改善をすることは非常に困難でありましよう。改善や改革運動をするものは、そこのところをよく考えて、周到の注意と、よく研究した技術を考えるべきでしょう。

これらの問題をどうしたらいいかということになつて来ますと、あの合理的な無痛分娩ということもこれを成功させるためには、辛いことがあつても厭なことがあつても、ある呼吸法をともなつた訓練を繰り返えし、繰り返えしやらねばならないように、またある伝統の文化も長い世代に於いて繰り返えし、繰り返えし行つてでき上つたということを反省してみるべきです。われわれの新生活運動にしても、厭きないで繰り返えし繰り返し行うことによつてのみ、成功すると思ひます。御記憶の方もいられるかも知れませんが戦事中謀略戦術といつたものがありまして盛んに敵の放送があつて戦意を挫こうとしたのですが、

それがいんちき放送だと思つても、盛んに繰り返えし繰り返えし放送されますと、「若しや」ということになつて、次に「やつぱりそうか」ということになり、「そうだ」となつて、最後に「確かにそうだ」という確信になつてくるものです。こういうことは、実際に事実として存在する心理的原理であります。つまり、誰でも身につけたものは、それがいいものであつても、感心しないものであつても、ちょうど体臭同様あたりまえに感じ、それを急激に変えようとする大きな摩擦や葛藤があること、それを改善するためには、よいこと正しいことを、馬鹿の一つ覚えでもいいから、繰り返し、繰り返しやることが効果を上げることです。

新生活運動と社会道德

社会道德協会常任理事 文学博士 原 富 男

道德の話といいますと、ことばからして固いことを言うように考えるであります。けれども、わたくしは道德は、そんなにむずかしいことでもなく、固いことでもない。平凡な、なんでもないことでなければならぬと、考えています。プリントにも、要領を十項ほど書いて置きました。そのまゝに、わたくしの言いたいことがあります。よく学者が、倫理学概論とか、社会道德とかいうことを論じたり講義したりして人に教えます。けれども、それは、たいがいは他人が考えたことで、キルケゴールがこう言つた、ハイデツカーがこう言つた、というようなぐあいであります。ところがキルケゴールとかハイデツカーとかいうような人は一度も見たこともない、声を聞いたこともない。そういう人は、じつは、われわれとはちがつた環境とわれわれとはちがつた人倫関係において、ものを考えたのであります。そういうものが、何を言おうと、とにかくわたくしどもの日常生活には大した関係はないのであります。関係がうすいから話す方も、聞く方もよく分らない。そこで固くなるのではないでしようか。そこでわれわれが新生活運動を唱導するということは、どういうことになるのでしようか。わたくしどもはわたくしども自身の日常生活からどうあるべきかと考えなければならぬのであります。わたくしの学生は、今頃になつてやつと訴えてきます。ヘーゲルだ、カントだといわれても、何の足しにもならない、アルバイトしなければ学習が続けられないわれわれが、毎日当面していることとはほとんど全く関係がない。先生について、演習し先生から教えられることも、また実際の生活とは関係がないわけではないが、とにかくぴんとこない。このようにして、一回しかない一生を終つてしまうのかと思うと、いまさらながら、なんだか惜しいようなさびしいような気がしてならぬというのです。これは今日まじめな態度の表現で、いい傾向だと思ひます。みなさんも、

道徳についての講義というから、またカントやヘーゲルがでてくるのだらうと思つておられるかとも存じますけれども、わたくしはそんな話はいたしません。わが国の道徳、ひいてはわが国の学問の自主独立を考えるならば、政治的にはまだ属国の実情でもありましようが、われわれの思想はわれわれ自身の経験に即しわれわれ自身のものでなければなりません。馬は川端まで連れて行くことはできますが、その馬が飲む気にならなければ、水を飲ませることはできません。多くの日本人は、今まで、飲みたくもない水を、カブカブ飲んできました。われわれは、ひとがこう言つたということではなく、自分はこう考える、こう思う、こうでなければならぬ、というふうに、自分自身をもつてゆかなければならぬと存じます。今日のわたくしの話でも、お聞きになれるあなたがたは、原はなるほどそう考えるが、しかし自分はどうか、どう考えるべきかというふうにもつていつて欲しいのです。

プリントを見ていただきましょう。要項の1、『人生において苦勞しなければならぬ、という理由はどこにもない。けれども人々は現に苦勞している。人生は苦しい。苦しみ連続といつてもいい。』これはわたくしの『存在論』からみちびきだされるもので、話はここから発展いたします。わたくしどもは、実際、苦勞しています。どう考えて見ても、わたくしが苦勞しなければならぬ理由は、どこにもない。それが証拠には、みんなたのしみたので、たれも、苦勞したいとこいねがうものはない。いま貧乏だから、苦勞しなければならぬというのならわかる。けれども、だからといつて、われわれ生きている人間は、苦勞しなければならぬということにはならない。生きている限り、たのしく、おもしろく、樂をしたいものです。われわれは、じつは気がついてみたら、生きていたのでありまして、このように生きていることを、えらびとつたのではありません。自分で計画して生れてきたのではありません。ことばどおり気がついてみたら生きていたのであります。生きているという事実は、のつびきならぬ事実でありまして、“なぜ”と問うてみたところではじまらぬ事実であります。“なぜ”をきわめてゆくとニヒルに陥ります。無の底なき深淵にのぞんでおののきおそれなければなりません。なんの理由もないわけですけれ

ども生きていることだけは、なんとも疑いようのない事実であります。生きている限り、是が非でも生きなければなりません。だれも例外なく生きたいと思つています。生きてゆく、そこに事実として苦しみがあります。苦しみは愉快でない。だからなんとかして、苦しみはとり除かなければなりません。それは生きている限り、あたりまえのことです。事実、みんなそのとおりやつています。ただ、自覚的であるか、いなかの違いがあるだけではないでしょうか。

要項2. 『いろいろ理屈はあろうけれども、現にある苦しみを解消して、人々はとにかく幸福な日々を過ごしたいのである。』これはわたくしにとつても、みなさんにとつても、変りないことだと思います。そういうことは、聞かなくとも分つているということになりますが、実際には分つていないのではないのでしょうか。苦を除いて楽にしてゆこうとするには、苦の原因をとり除き、あるいは克服しなければならぬ。これもあたりまえのことですが、仏教でいいますと、苦は生きているからだ、生きているのは、生れたからだ、だから苦をとり除くには生れなければいいということになるのです。しかしわたくしどもはもう生きているのですから、これではなんの解決にもならない。わたくしどもは現にある事実に即して、解決しなければならぬ。いろいろな原因がありましようけれども、とにかくそれをとり除かなければならぬ。その方法は、自分自身で考え、それを実行しなければいけない。その多くある原因のなかで、今日われわれの人口問題研究会は新生活運動を展開して、人口が多過ぎることをとりあげています。物の生産は算術級数的であるけれども人口は幾何級数的である。わたくしは三十五、六才頃まで、主として西洋哲学をやりまして、ゆきつまり、自分が歴史的存在であることに気がついて、自分に直結する歴史にかんがみるべきであると深く考えるようになり、東洋およびわが国の歴史にふりかえり、その上に立つて、自己の發展を自由にしようとしたのであります。韓非子(B, C, 3世紀頃)という中国の古典のなかに、物は算術級数的にしか増えないが、人口は幾何級数的に増える、この事実に対してなんらかの処置を講ずるのでなければ、困まるのがあたりまえである、という意味のことを言つて

いる。人口の過剰は苦の原因の一つである。これを一つの例として、われわれはわれわれ自身の苦をとり除かなければならない。それは一般的に言つて生活を合理化することによつてひつくりくることが出来ます。わたくしはあえて、生活の科学化とは言いません。科学は、生活のあらゆる面に出入するわれわれの学問一般の、一方面に過ぎないからです。われわれの生活の苦は生活の科学化だけではとり除けません。理屈はなるほどそうだが、しかしオレはいやだ、これは日常よく聞くことばである。このオレはいやだということは、どこからでてきますか、理屈はそのとおり、しかしオレはいやだ、したくない。この“いやだ”と言わさないようにするのでなければ、合理化にはならないのであります。要項3. 『苦の原因の多いこの世のなかでは、その原因を解消し克服して行かねばならない。その方法をよくよく考えて実践してゆかなければならない』経験の組織としての論理をわたくしは提唱するのでありますが、それはわたくしが考えだしたのでもなんでもなく、昔からあることであります。たとえば日常つかいなれている道理，“無理が通れば道理がひつ込む”の道理であります。いわゆる学者によくあることですが、論理的であるということがただちに一般的であるとしてしまうことであります。けれども事実はかならずしもそうはいつてない。なぜかという、われわれは、みな個別的存在であるからです。あなたとわたくしはちがう。わたくしがわたくしである限り、わたくしの立場というものがああります。これは入れ替えるわけにいかないもので、いくらいわゆる客観的な議論をいたしましても、わたくしの立場に立っているのであります。みなさんにご家庭をもつておられますから、じゆうぶん経験があると思ひます。わたくしはそうではないなどと言うのはうそだと思ひます。夫婦喧嘩ほど始末におえないものはないでしょう。夫婦喧嘩はどうして起るか。わたくしもみなさんと同じ、いや同じ以上に経験があります。わたくしは他人に対しては、そうはらを立てずすむ場合でも、自分の女房には腹が立つのです。わたくしは考えました。そしてはら立ちの論理というものを立ててみました。それは要するに誤解にもとづいている。自分の女房は自分と同じ立場にある。同じ立場にあるべきだと思ひこんでいる。これがどだい誤解です。いくら自分の

女房といえども実際はそんなに簡単ではないのです。いま、わたくしは、みなさんにむかつて話をし、みなさんはそれを聞くという関係にあります。この講演をおえたら文部省に行つてある委員会に出席する。すると、そこでまた別の関係ができます。電車に乗ると、電車に乗っている人々と関係ができます。ここにこうして立つているわたくしというものは一見簡単のようではありますが、どういたしまして、たてよこともに無限の關係に結びつけられているのであります。女房とても同様であります。わたくしとわたくしの女房との關係はその背後においてそれぞれに結ばれている無限の關係によつて支えられているのであります。それぞれにちがう無限の關係に支えられているのであります。完全な同じ立場などというものはあり得ることではありません。共に考え、共にやることは、必要である。また事實そのようにしている。しかしそのいかなる場合でもわたしは誠意を尽しているのにおまえは何だ、とでたがることが、だいたひにおいてまちがつているのです。こういう話も、なんのことはない、わたくしの立場で言つているのであります。みなさんにおしつけようとするのではありません。わたくしが合理化と言つてあえて科学化と言わないのは、こういうような意味の合理化であるからです。わたくしがこのようにある。それにすなおであれ、いつばんに存在にすなおであれ、現にあるようにあれ、そしてあることはまさにあるべきでなければならぬ。こういうことが、新生活運動とか、われわれの苦を解決しようとする努力の根底になければならないと思います。ところで合理化するということは、そう提唱するには不合理の事實、合理化されない事實があるということでもあります。何々しなければならぬということとは、そうでない事實があるということです。これがなければ、そういう事實はないのです。ドイツ哲学でいうザインとゾルレンの關係であります。ザインは「ある」、ゾルレンは「べき」であります。「ある」と關係なしに、「あるべき」はでてこない。無から有はでてこない。性惡説にいたしましても、このような論理には従つてなければならぬのであります。ですから、新生活運動は、このように考えられる不合理の事實の上に立つて、生活を合理化しようとするのであります。そして、この合理化には諸方面があります。家族計画は

その重要な一例であります。これは、要項4. にあります。われわれが置かれている現実についてみて家族計画が重要な一例であるとするということです。さて新生活運動の専門家でも、人口問題研究会の会員でも研究員でもないわたくしであります。こういう運動をする場合、道徳について考えられなければならないと特に注意されるのは、この種の運動が、ややもすれば、科学的に流れがちだからであると存じます。科学的に流れるということは、人倫関係が軽視されて人倫が物の関係におきかえられてしまう、そうなりかねないということです。そこで何事にも人と人の関係が考えられなければならないということになるのであります。しかし合理化ということにおいて家族計画は重要な一つにちがひありませんが、それは（要項5）『しかしながらそれは一つの例外もなく、「おたがいつこ」のことでなければならぬ。』のであります。これから、わたくしの話の本題になります。そういう働きは例外なく「おたがいつこ」でなければならぬということです。わたくしがいいと思うことは、みなさんもいいと思うことでなければならぬということでもあります。「義」という字の意味は、われもよしとし、ひともよしとするというのであります。わたくしだけがいいのであつてはなりません。自分の言うことは正しいなどとはとても言いきれぬものではありません。言いきるのは自分を絶対化しているのではありませんが、絶対的な存在はあり得ないのであります。高いと言つても、絶対に高いものはないのですし、東西南北にしても、ここを真中にして言えばそうであつても、そちらに寄れば東になり、こちらに寄れば北になります。みな相待的ではないのです。われも、かれもよろしいというところでないとは事実はおちつきません。これは安易に流れぬと妥協になつてしまふが商取引きの妥協であつてはならない。わたくしはそれをあることにすなおになれということです。「わたくし」は“あなた”がなければあり得ない。話す人があつて聞く人がある。自分だけの合理化は意味をなさないのであります。わたくしの近所に、工学博士がおります。やはり早くから新生活を提唱しています。それでそのおくさんが聞きかじりの生活の科学化をしやべりちらしていばつて歩きまわつていました。わたくしもその話を聞いたことがあります。聞いていますと、そう言う人はえらい

人のようにみえますけれども、どうも、ただそれだけではぐあいがあるのではないのでしょうか。おしつけるということは、いつでもどこでもいけません。民主主義などと言わなくとも、このことについては日本語にいい言葉があります「おたがいつこ」ということです。そこで、要項6. になります。『そこで十分考えなければならぬことは、「およそものがあるありかた」である。そしてこれに「すなお」であることが、われわれの合理化の根本になければならない。およそ「あるもの」はすべて、たて（時間）にも、よこ（空間）にも相待的である。例 祖孫（たて） 社会（よこ）。生活は、およそ「支え合い」であり、かつ、あるべきである。』たては時間的、歴史的であり、よこは、空間的、社会的であります。親のない子はなく、子のない親はない。これはあたりまえのことです。わたくしの話は、あたりまえのことを話すのです。親のない子はないし、子のない親はない。孤児といつても、やはり親から生れたわけです。“ある”ものが何故あるかと問うてみたところでわかるものではない。いわゆる哲学がこの何故をきわめようとして、今日存在論は絶望におちいつている。なぜかわからなくとも、現に生きていることは事実で疑うことはできない。生きている以上生きなければならぬ。そこに“いかに”の問題がありこれだけは解決が可能でなければならぬ。それには現にあるありかたをきわめなければならぬ。ここにわたくしの現実観として相待論がある。存在はおよそ五分と五分の支え合いにおいて存在たり得る。親が八分で、子が二分ということはあり得ない。存在としては五分と五分で支え合っているのです。歴史的にも社会的にも、よこにも、たてにも、われわれの生活は「支え合い」であります。わたくしはいろいろの大学で話しますけれども、こんな話ははじめて聞くといわれています。相待論はレラティヴテイの翻譯である相対論とはちがいます。自分だけでは存在しないあなたがあつて、あなたに支えられてわたくしが存在する。またその逆も真という意味であります。要項7. 『相待的ということから、すぐ考えられることは、「善いこと」「正しいこと」のありかたである。善いこと、正しいことは、する場所に応じて「ごもつとも」でなければならぬ——してみればこれもまた相待的である。そこで問題は、一定不変の正善

といひ得る現実的事実があるか？ ということである。』善いとか、正しいとか、いうことは、時と場所に依じてちがいます。戦争前に善いとされたことと、戦後に善いとされることは、ご承知のように、たいへんちがうのであります。道徳学者や、年取つた先生がたが、よく道徳が頽廢したとなげかれます。

“道徳が頽廢した”とおつしやるが、何がどのように頽廢したかと聞いてみると、たれも答えられないのです。みなさんが、こういうことばをおつかいになる場合、どのような事実を心のうちに思ひかへますか。いつたい道徳が頽廢したというけれども、何が頽廢したか。どだい“道徳”ということばの意味が言う本人にはつきりしていない。いわゆる学者にきくと、エテイクだと言う。エテイクとは何だときくと、モレスだ、ジツテだと言う。それでおしまい。ことばの置き換えだけで誤魔化してしまいます。自分の経験に即して、自分自身を考えるとところまでもつていかない。他人のことを自分を絶対化する潜在意識からかれこれ世話をやくよりも、自分の生活を合理化して、新生活に切り代えるようにしたらいいのです。わたくしも年のせいかな不用意に道徳の頽廢を口にすることがあります。わたくしはわたくしなりに意味をはつきりさせています。つまり自分になじんでいることが薄れ自分に都合のいいことがだんだん少なくなつてゆくときに、こういうなげき起るのです。人はみなそれぞれある時空のわくのうちに住んで、そのなかのいろいろのこゝになれ親しんで、しつくりしているのですが、時と所の変化とともに、父の時空のわくと、子のわくとがズレてくる。そこで父のがわから近頃の若いものは……というなげき起る。自分にしつくりしない現実が悲しまれるのであります。わが国において敗戦前と敗戦後とを比較してみますと、前は忠君愛國が象徴する政治的壓力によつて國民はわくにはめこまれていたのです。忠君愛國のわくのなかに入れられていたのだから自由な人間教育ではないながらも、とにかく忠君愛國のわくなれていました。それでしつくりしていたような気がしていた。それが敗戦によつて急に外されたのですから途方にくれてしまい、そこで、道徳は頽廢したとなげかれたのです。

つぎにわが国の國民に社會性がないということはよく言われることですが、

わたくしは、存在である限り社会性がないなどということはあり得ないと思います。国民性として社会性が乏しいというのは、わくがあつたのを急に外したから社会性がないように感ぜられるわけで、可能性がないわけではないのです。わが国の国民に社会道徳、公衆道徳が実践できないということは決してない。上述のようなわくのために、忘れられていただけだと思います。閉じこめられていた豚が、急に放たれて何がなんだかわけがわからなくて狂いまわっているようなものでありましようか。しかしこれも、道徳が頽廢したときめつけるべきではなく、かわいそうなものといたわるべきもので、叱るべきではないのではないのでしょうか。善いこと、正しいことは、時と場所に即して「ごもつとも」のことでなければなりません。わたくしには八十いくつになる老母があります。親孝行といつてもその実践は一般的ではなく、わたくしが生みの親に対する孝行と、わたくしの女房が、わたくしの親に対する孝行とはちがう、ちがわなければらうそです。場所と時がちがうと、同一人でも、善いこと、正しいことがちがつてきます。人口問題についてみましても、今はなるほど減らさなければならぬのかも知れませんが、今にまた増やさなければならぬということになるかも知れません。この場合、この時において、減らした方が善いこと、正しいことであるということになる。その時とその場所においてちがつてきます。井伊大老が三月二日、その家来の松平信發から、「風当りがつよいようですから、明日のご登城は止められた方がよろしいでしょう」と忠言があつたとき、井伊大老は「常住の善もない、不断の悪もない、水戸の浪士は水戸の浪士で正しいと思つている。井伊は井伊で正しいと思つている。ミロクの出現がないかぎり……。」と言つています。政治的イデオロギーのちがいによる立場から、今はこうしなければならぬという理論は立つ。けれども、善悪をいう場合もまたこういう考え方にしがたつて相対的であります。一定不変の正善といひ得る現実的事実があるか、ということがよく論じられています。道徳的なものは、不変か、可変かということです。善そのものは、変らないといふことは言えるかも知れないが、そのようなものは認識の対象とはなり得ない。われわれは具体的にいかなることが善であるかを知りたいのである。それは時と場所

によつてちがうのであります。わたくしの存在を支えているものに即応していかなければならぬということです。それには、なんらの哲学も、なんらの科学もいらないとカントも言つています。与えられたものに満足せずそれを矯めなおして新しい価値を作りだしてゆくのが文化です。与えられてあるもの、これは極めて不合理なものであります。現在不合理の中で生きています。苦があります。この苦がないように生きてゆこう。これが文化で、与えられたままでいることは文化以前であります。道徳は文化に並行します。並行すべきであると信じます。

要項 8. 『一定不変の正善といひうる現実的事実はあり得ない。そこで考えねばならぬことは、例外なく時空の制約下にある現実に処するには、風俗と人情とに即して、つまり歴史的現実において、当為を具体的にしなければならぬ、ということである。』 われわれの行動は、新生活運動にしても、道徳教育運動にしても、それを勇敢に遂行し推進する勇氣がなければならぬ。ここにおいて、自由ということばがはじめて使われるのです。自由とは自分が自分に与えられてあるものに拘束されないということです。あるべきことに向つて忠実であることです。わたくしは、こういうことを学生に向つていいます。他人に向つては少々ウソを言つてもいい。言わざるを得ないような場合がないとも限らない。色気のある時にはウソも言うだろう。しかし自分自身には、こんりんざいウソを言うな。と。ここに自由があり、勇氣があります。ここにはじめて価値が問題になつてきます。現実に処するためには、風俗とか、人情とか、歴史的現実において、具体的にしなければならぬということです。アメリカでやつていることをもつてきて、われわれにやつてもむだなことです。博士だとか、大学教授だといつてみたところで、サルが江戸で踊つているようなもので、その博士、その大学教授も無知な母親の子であるということは否定できない。それは歴史的必然であります。これを無視してはわれわれの存在は考えられない。われわれの社会生活の歴史的必然は無視できません。もし無視するとすれば、すべては空中の樓閣になつてしまいます。われわれは日本人であるということを忘れてはいけぬ。われわれが、英語やドイツ語を習つても、女房

と話す場合は、ドイツ語で話すわけにいかない。どうしても、自分の心の真実を語る時には、自分の言葉でなければならぬのです。われわれの行動は、一度過ぎ去れば、とり返すことはできません。わたくしは今日渋谷からタクシーにのつてきましたが、この行動の順序をとり変えるわけにいきません。これが歴史的必然であります。けれどもこれから先はいつでも自由にできます。しかし自由は必然の上に立たなければ成りたちません。わたくしどもは戦争に負けたという日本人であることをどうしても否定できません。これも歴史的必然だからであります。否定するとすべてが宙に浮いてしまいます。必然の上に立つてこそ自由です。歴史的現実立つて具体的にしなければならぬことをする。そこに自由があります。カントがこう言つた、ヤスパースがこう言つたから、自分はこうするというのであつてはならぬ。われわれはみずからわが具体的事実をきわめなければならぬのです。自分のことを考えることです。「おたがいつこ」です。わたくしが、ここでこうして話すというのは、「おたがいつこ」だからです。あなたと、わたくしが同じようなものであると思つて、あなたがたは聞き、わたくしもそう思つて話しているわけです。みなさんには歴史的な必然の上に立つて、自分のなすべきことが分つているはずですから、それを他人のわたくしが触発してやればいいのです。似たり寄つたりですから分ります。こういうふうにやろうということには、なにもむずかしい理屈をこねまわす必要はありません。要項9. 『それは大してむずかしい理屈をこねまわす必要はない。正名と審分——要するに「らしく」することである。それがまたそのまま「およそのものありかた」にすなおであることである。』東洋流の言葉ですけれども、正名と審分、親は親らしく、子は子らしくすることです。親子というものは直接結びついていますけれども、親子というものは、われわれの認識の対象とならない。それは親と子が属する場である。この場において親も子もそれぞれ対象となります。この講演会場においても話がわかるのも同じ場にいるからです。物があるからには場所がなければなりません。人と人のありかたというものは、たてにも、よこにも、無限の場に立つています。親が親らしくするということは、親ということにおいてその属する親子という場

を証示すること、親ということを実際に証明し示すことです。こうすれば、存在にすなおであることになります。父、父たり。子、子たり。父と子は親子という場をそれぞれに証示する。例えていいますと、みなさんは話を聞く側、わたくしは話す側、ですから、わたくしは忠実にお話をする。みなさんは、忠実に聞くということで、この講演会が証示されるのです。成功するのです。ただ今、そういう具体的な、感覚的な例をあげましたけれども、わたくしの感覚的なものは、そういつた無限の場に即しているのです。「らしく」するということは分つたと思いますが、それぞれ「分」を弁えることが大切です。「らしく」するためには、どうしても、「分」を守らなければなりません。胃は胃のはたらき、腸は腸のはたらきをすることが健康であるのです。それだけのことをやればいい、それだけのことなのです。すなおということ。頭がいいということは、頭がするどいということがいいというのではない。もののありかたにすなおにあるということであります。

最後に要項10. 『道德とは、(道德は、社会道德でなければならぬ) およそもののありかたにすなおであること。生活を新にする運動は「道徳的」であれというのと一般でなければならぬ。』そこで、新生活運動と道德を関係づけなければなりません。“道德”の歴史的、社会的な意味には、社会という意味が当然ふくまれています。道德は本来、社会的でなければならぬのであります。もののありかたにすなおでなければならぬというのです。仏教のことにば色即是空というのがあります。これはみなさんも、度々聞かれていると思えますけれども、意味がはつきりしないと思います。「一陰一陽之謂道」の道は道德の道、そして道は空に当ります。モラリテイでも、ジツテでもありません。ものはなぜ存在するかわからないけれども、現にあるものは、あなたがあるからわたくしがある。善だから悪、高いから低い、といつたありかたをしています。そういうありかたのものが感覚の対象となつていっているのです。子は親子という場所にある。親子は空です。徳は、「得」わが身に得る、経験してわかるということです。聞くもの、話すものがそれぞれそれらしくすることが、道德の徳です。人々がそれぞれ社会を証示することが道德で、その場その場において

みずからの位置と関係をみずから規定してそれを充足することです。こうして話のはつきりわかつてみますと、道徳はじつはなんでもないことです。親は親らしく、子は子らしくする、ただそれだけのことです。われわれの新生活運動が“道徳的であれ”というのは、存在するものはどんな組み立てになつてゐるか、われらの構造はどのようであるか。このようにおよそ存在するものの構造を自覚して行動する、それを道徳的というのであります。このことをしつかり考えなければ、新生活運動をやつたところで、バースコントロールをやつたところで、ゲスな科学的に墮するだけです。ここで、自覚ということを行いましたけれども、自覚とは、つぎのように了解してもらいたい。すべてはわたくしがいまここにこのように存在することからはじまるのです。一切の原因は、わたくしが生きていることです。「おたがいつこ」のあり方において一切をそれぞれ自分に還元することは、無限に自分を拡大することです。自分は何故に生きているか、それは分らないけれども、社会に生きて文化を形成する、現にそうして、またそうしなければならぬ。文化といひましても、それは存在についての自覚の段階の進展であります。自覚の向上が文化の進展であります。ネオンサインはそれだけではまだ文化ではありません。銀座の真中のアスファルトの上にも原始林はあるのです。新生活運動とは生活を新にすることで、それはそのまま道徳的でなければなりません。物のあり方にすなおであり、自分が存在する構造を自覚する度を高めることであります。これができていない新生活運動も社会道徳運動もまつたく滑稽な茶番でしかないのです。

母子福祉について

厚生省児童局母子福祉課長 吉 見 静 江

母子福祉ということは、一般には余りお聞きにならない言葉であるかと思えますけれども、母と子の生活を幸せにしようということでもあります。母と子の福祉と申しますと、その出発点は、父と母と子供というものが家庭を営み、家庭の生活が健康に恵まれ安定のある生活であるということが一番子にとつても、又母にとりましては幸せな生活の出発点であると考えられます。殊に子供にとりましては、家庭が生活の本拠であると考えられます。大人になりますと家庭が余り満足なところでなくとも仕事に没頭するとか、友情によつて励まされるとか使命観によつて生きて行くということが考えられます。このようにして大人は家庭生活本来の姿に満たされないものがあるとしても、家を外にして満足して年中忙しくすごすことがあり得ますけれども、子供にとりましてはそういうことはあり得ないのであります。家庭というところがすべての出発点であり、そこに父母の理解と協力があつて始めてその家庭生活が磐石の砦のようになるのでありまして、このような不安のない家庭に根を下して、成長するという事が考えられるのです。児童福祉法や児童憲章にもこのような考え方が流れています。すなわち、すべての児童は家庭が与えられ、家庭において正しい愛情によつて育成されるということが云われています。そして児童の保護者とともに国も地方公共団体も、その子の育成につとめるということになつてゐるわけです。もしも家庭に恵まれぬ子供がある場合は、家庭に代るものとして児童福祉施設が考えられているわけです。或は又里親といつたものが考えられています。また家庭がありまして、その家庭の労働条件、家庭事情によつて子の保育を家庭において完うすることが出来ない場合も考えられているわけです。この場合には、子供は保育所に措置されて親は働く事が出来るようになってゐるのです。又不幸にして一家の支柱である父を失い、その上住居も不

適当である場合の母と子の為に母子寮が考えられていてそこに家庭の単位を崩すことなく、母子が生活出来るように考えられているのです。これ等はみな児童福祉法による児童福祉施設であります。このように、母子家庭というものを父の亡くなつた後にも出来るだけ分散させないで家庭が成り立つように考えられているわけです。今日考えられているところの母子福祉対策の一番の基本的な線もそこにあると思います。母子が安定ある家庭生活を営みその自立更生をさせる事が目標として考えられているのです。これには経済的援助と精神的援助の両方がなければなりません。そこで、この母子家庭の自立更生のために、母子福祉対策というものが考えられて居りまして、これは主として、戦後の生活全体が逼迫した状態にありました中で特に母親が生活の中心となつて、幼子をかかえているという家庭は困難な事情にあるものが、非常に多かつたために、やかましく母子福祉の対策の要望が叫ばれたわけです。しかし当時はようやく戦後の混乱状態が收拾されて来つた占領下にあつた時代で、無差別平等の線の指導が非常に強く母子家庭に対する福祉対策というものは却々むづかしかつたのであります。そこで母子福祉対策というものはいろいろな既存の制度施策の面においてさらに強調し徹底させるというような意味で取り上げられたわけでありました。これの対象となる母子家庭というものはどういう形のものかと申しますと先ず夫と死別した未亡人で、十八才未満の子をもつているもの、また、それと同じやうな事情にあるもの、つまり、離婚した人、或は夫の生死がはつきりしない人、夫から遺棄されている人、或はまた夫が海外にあるため、その援助をうけることが出来ない人、夫に肉体的或は精神的傷害があつて、子供を養うことが出来ない人、更にまた夫が法によつて長い間拘禁されているような場合や婚姻によらないで母となり、今も婚姻していない人達を対象としているのであります。そこで現在、母子福祉対策というものが関係各省や地方公共団体の協力によつて実施されているのでありますが、その主なるものを挙げてみますと次のようなものがあるのであります。即ち、生活に援助を必要とする母子家庭は生活保護法の対象となります。又住居もなく、困まる人には母子寮を提供し、働こうと思つていても子供があつて出来ない場合は、保育所に

子供を預けて働けるようにする、又授産場は母子家庭を優先的に利用させ又そういつた施設を作る。税については、所得税の控除、市町村民税の免除が考えられています。すなわち所得税の方では寡婦の税額控除というのが五千円、これが戦没者の援護法に該当する寡婦の場合は、年額七千円を税額から控除するということになっています。それから市町村民税ですが、これは地方税法によりまして十三万円までの収入の者は課税の対象にならないようになっています。それから、今行われています母子福祉資金の貸付等に関する法律は、その後昭和28年の4月1日から実施されました。この法律の制定が、昭和27年の暮にありまして、28年4月の実施時期までの間においては、国民金融公庫の手によつて、母子家庭に対して事業資金の貸付が行われたのであります。次に母子家庭は又住宅に非常に困難しています。特に収入の低い母子家庭に於いて、住宅を得ることがむづかしいのであります。こういう場合に、公営住宅法による第二種公営住宅が考えられました。そしてこれは母子家庭に対して優先的に入居できるような措置が講ぜられるようになったのであります。30年は8,300戸というものが、この第二種公営住宅（簡易耐火構造平家建）の枠に定められています。これらの経済的な援助、法的な援助のある他、どうしても精神的援助がなければ、これらの援助も活用されない状態なのであります。そこで、29年以来、母子家庭を明るくする運動が起つています。母子家庭の悩みの大きなものは、就職について非常に隘路があることです。母子家庭の子は就職出来ないということがたびたび叫ばれ、それらの問題を打開する目的で母子家庭後援会が各県に結成されつつあります。これは民間の運動でありまして、岡山県、宮城県といったように、だんだんとこの運動が盛んになりつつあります。母子家庭後援会はその地方々々の有力な人々が中心になりまして、有力な雇傭主関係の人やその他の方々の援助でもつて、組織しています。それは母子家庭の子が就職する場合に就職が可能にするためにその地方の有力者の方々に保証人になつて貰うとか、万一懸念されるような事態が起つた場合も保証人になつた個人の迷惑にならないようにその後援会が責任をとるといつたようなことや、その他いろいろな相談にのつたり、職場の開拓にも当つたりして貰うこと

が目的となつているのであります。この後援会の他「母子家庭を明るくする運動」の一つの事業として29年度は、母子家庭の母や子のためにのど自慢コンクールが、各県で行われました。それからさらに各県に於いてそれぞれコンクールに優勝した人が中央に集まりまして、中央でものど自慢コンクールの優勝大会が行われるということで、本年の五月でしたか、日比谷でもつて、NHKや新聞社の応援を得まして、楽しい一日を過ごしたこともありました。これは何でもないのですけれども、民間の努力によつて、母子家庭の人々に非常に明るく喜んで帰つて貰つたことは、意義あることであつたと思います。このようにして、なるべく母子家庭の人々が明るく、自分達の生活を切り開らく意欲を増進するようにしているわけでありまして。皆さんにも、すでにいろいろ援助して頂いている面もあると思いますけれども、どうか今後とも協力して頂きたいと思ひます。

次に28年と29年の二年間の母子福祉資金の貸付等に関する法律の実施状況ですが、これは母子家庭に資金を貸すもので、別表の終りに、貸付条件の一覧表が出て居りまして、資金の種類が挙げてあります。対象は先程云いましたものと同じですけれども、母の扶養する子の年齢が18才から20才まで引き上げられています。資金の種類は、生業資金、支度資金、技能習得資金、生活資金、事業継続資金、修学資金、修業資金の七つとなつています。生業資金は、何か仕事を始めようという場合に、資本が必要である場合で、母を対象として五万円以内の額を貸付けします。十万円まで貸付けてほしいという声も高くありますが、実施後わずか二年でありますから、現在のところ五万円以内でやつて居ります。実際のケースを聞きますと、これで小さな店を始めたり、お惣菜屋をやつたり、ミシンを買つて内職したり、また、豆腐や母子饅頭を作つて非常な好評を勝ち得たり、いろいろな工夫をして生活しているところが現われて居ります。それから支度資金ですが、就職に當つて必要な資金の貸付で一萬五千元以内です。次に技能習得資金は本人が技能を習得するまでの間、二年間を限つて貸すものです。それから技能を習得した後勤めるといふような場合に、母と子或は父母のない孤児に対して貸すのが、前項の支度資金です。それから生活資

金は、たとえば技能を習得する間は余り収入がありませんから、生活資金として母に貸すもので、本人の分として月額一千元以内、それから扶養の子には一人につき五百円以内となつています。事業継続資金は、もう少し資金を借りて、増資出来れば何とか目鼻がつきそうなという場合に貸付けることが出来るもので、三万円以内となつていましてこの資金は非常に償還もいい場合には何回にも借りることが出来ます。次に修学資金ですが、これは子を対象としたもので、高等学校、大学に行く場合の資金で、高等学校に対しては月額七百元以内、大学は二千元以内となつています。大学からひきつづき医師の実施修練のような場合にも貸してもらえます。これ等に対して二千元の貸与では足りないという声がありますのでこの額を引上げる為の努力はしていますけれども、今日の場合はこの限度の以内でやることになつています。

最後に修業資金ですが、これは母子家庭の子供と、父母のない児童を対象として、学校以外のところで修業するのに必要な資金を貸すわけです。これらの資金が現在支出されているわけですが、過去二年間の成績では、償還に対しても却々まじめで、償還の成績はいいと云われています。この事業は都道府県の仕事でありまして、府県が特別会計を設けて、これに都道府県自体の資金を繰入れると、それに対して、国が貸付けるというわけで、府県の資金が基礎となり、それと同額のものが国から貸付けられるということになつています。30年は五億円の資金が国の予算に組まれています。府県の資金の繰入状況が伸びないために、過去の実績では国の資金が余るというようなことになって来ますので、もつと伸びなければならぬと思つています。借りた方から見ますと、生業資金が一番多く、修学資金も沢山の人が希望しています。どちらにしても希望する数の全体を充たすことが出来ないということになりまして、29年の成績から云いまして、申請に対して貸付決定したものの率は50.5パーセントということ。計画がしつかりして居らないで、貸してもうまいかない場合は貸されないわけですから、そういつたことにならないように何とか母子家庭自身もしつかりした計画をし、また一方それを助けるために府県も指導することが必要だと思つています。

このような母子家庭の相談指導をするために、母子相談員が置かれています。母子家庭の人々の生活の相談を受けたり、子の就職、修学の指導をする等生活全般の相談相手になるケースワーカーです。全国に830人居りまして、都道府県の臨時職員であります。この人達は福祉事務所に配置され活動しています。それからもう一つは、母子福祉資金の貸付の他に売店の設置ということがあります。公共団体が建物を建て、売店を内部に設けるといふ場合に母子家庭より申し込みがあつた場合は優先的に取り上げるということです。理髪、パーマメント、食堂等そういったものに申請があつた場合も優先するということです。これは法的には公共団体に限つておりますけれども実際的にはその他の建物にも、お願い出来れば結構なことです。皆さんの関係でそういうことがありました時には、このことを考慮して頂ければ大変結構だと思います。このようにして、母子家庭が自立更生することが出来るように考えられています。昭和27年の調査では、母子家庭の数は694,660世帯ということです。そしてそれらの母子家庭の子で、十八才未満のものが1,598,780人ということで、四才以下の子は人180,040人ということで、非常に年少の子を沢山かかえているという状態です。統計によりますと一世帯の有子率は2.3人となつており、その困難さが察せられると思います。これらの家庭の収入を見ますと、四千円、五千円以下というのが非常に多いのでありまして、これが一ヶ月の収入です。そしてこれ等のものが六割という具合になつています。生活に余裕のある人は非常に少ないので、僅かな収入をもつて、生活保護を受けて何とかやつている人が多いのであります。内職はあくまで内職でありまして、本職ではありませんから、収入が低いのは無理がありませんので、七、八千円以上の収入をもっている人は極く僅かです。これを見ましても大部分の母子家庭の環境が、経済力のない頼りのないものであるということが察せられるわけです。何とかして、これらの人々に仕事を与えるように推進したいということは、労働省に於いても考えられているわけでありまして、一つの道としては、家政婦といった仕事が母子家庭の母には、いわゆる手に職のない人でも、家庭のやりくりには経験があるわけですから、家政婦が適当だということで、それを進めようといった案が出て

来て居ります。ところが子の生活を考えますと、夜も帰つて来られないということになりましては生活それ自体に問題が起りますから、屋だけ働く場があれば結構だと思います。母子家庭の母の職場についていろいろ考えられているわけですが、何といたしまして、非常に不安定な生活をしているということは、事実上何とも今日の状態では免れないことなのです。

それから母子寮のことですが、全国に578施設ありまして、そこに入っている人が、34,000人ということです。これは児童福祉法に取扱れている施設でありますから、子が十八才になりますと、母子寮の対象にならないわけですから、出来れば子が十八才になるまでの間に母が母子寮以外に出て、生活出来るように一家の生活自体を再建しなければならないということでもあります。その以後の生活の為には母子住宅というもののえの要望が強いわけです。これは建設省によつて建てられる公営住宅によるわけですから、子供が成長して母子寮にいる必要のなくなった母子家庭の生活の場所として転出できるところになれば結構な事と思つています。どうしても幼児が居りますと、その世話が何ともならないということで、子がポツンと一人であることが免れないこととなりますのでこのような場合は母子寮において子の世話もしてもらえろという事が必要なわけです。母子家庭の家賃から見ますと、精々二百円から三百円しか払えない状態で、どうしても、公営住宅になりますと、そういう低い家賃でありませんから、今後出来るものは最低七百円から八百円位で、こういう人々が入れるようなものでなければならぬと考えられますので、そうした住宅が出来ればよいと希望しています。このように母子家庭の援護対策といったものが、国全体の各省の連絡協力によりまして、今日まで進められているわけです。今後もこのような方法をなるべく母子家庭がよく知つて活用する努力が必要だと思われまゝです。いろいろ制度がありまして、対象となる人々が知らないで、または使い切れないものがありましては何にもなりません。どうか関係者の人々に徹底するように協力して頂ければ幸いです。この他に煙草の専売店も、母子福祉資金の貸付等の法の中に入つています。実情は非常に困難なことがあるようで、成功しているケースは、主として相談員、町村長さん、民生児童委員、未

亡人会などの協力と力強い運動で権利を獲得した場合でありましてそうでない場合は、易くないようです。母子家庭の自立の道が一つでも増えるようにと、私共願つていますが、それらの点につきましても一般社会の理解と協力を得たいと思つて居ります。こういうようないろいろなことをやりましても、母子家庭の経済は恵まれないことが察せられます。昨年度の暮の生活保護世帯の現状を見ますと、生活保護にかかつている被保護世帯数は651,126世帯であり、そのうち、304,820世帯、つまり46.8パーセントというものが女の世帯であるということです。これで大体、生活保護世帯の半数が女の世帯ということが分ります。ですから経済的援助について、先程云いましたようなことが行われていますけれども、どうしても精神的な援助が今後加えられなければならないと思います。いろいろな方法がありましても、しつかり立つていくという気持ちが出来ませんと生きぬいていけません。これらにつきましても、最初に云いましたように家庭というものは、父と母と子という建て前で、そこに根本的な自然な幸せな姿があると考えられているのです。経済的な基盤が非常に大きいとは云いましても、父親の価値は、単に経済力丈と云うわけではなく、父がいるということで、子の気持ち母の気持ちが非常に安定して力強く生活していくことが出来るもので、この状態が崩れることになりますと、大きな不安がくるからです。こう考えますと、何とか父と子の家庭の在り方を今後もう少し考えて見たいと思います。従来、父は叱る人であり又小遣い銭をくれるということで、その他の生活問題は母で間に合うと考えられていた傾向がありました。しかし幼い時は、母親によつて喜んで育つていくのですけれども、これは父親あつての母の存在であり、父が亡くなると、母子共に非常に大きなショックを受けます。父のない家庭ということはいまよく行つても、頼りなさが残りますし、その上経済的不安もあるわけです。これは母子家庭の援護について、皆さんが考えて欲しい点であります。母子相談員というものが、母の相談にのつて精神的援護をする点に役立っています。もう一つは、世の中全体の空気とか、雰囲気というもの母子家庭に対して厳しい。母子家庭ならば就職の間口も狭い。そして母子家庭については、ある種の不安をもつて迎えられています。この点を

何とか力強く打開して母子家庭の子についても、良ければ採用して貰い、「母子家庭だから」と云つたものの考え方でない明るい事実が世の中一般の常識になればいいと強く要望しています。事実、貸付金の償還状況を見ましても非常にまじめでありまして、母子家庭だから償還率がわるいだろうというような不安は、今日は無いと云われています。これは女のことですから、身最戻するわけでありませんが、母子家庭は真剣です。子供についても、全部いいと云えないにしても、母子家庭だからどうかというのではなく、子の実力によつてどうにでもなると云つた明るい見通しが出来ればと思つています。勉強さえすれば、健康であれば差別されないという点に明るい見通しを得たいものと母子後援会に大きな期待をかけています。どうか皆さんの方でも、そういった気持を汲みとつて頂き、精神的な明るい社会的なバツクになつて頂けることを願つて置きます。言葉の足りないこともありましたが、御質問がございましたらお答え出来る範囲でやつていきたいと思ひます。

(質問A) 今後の母子家庭の増減の傾向について御説明下さい。

〔答〕 母子家庭は69万世帯数ですけれども、普通の死別によるものが非常に多いので、いわゆる母子世帯というものは、いつもあると考えられます。69万の母子世帯の内容を申しますと、一方に心配されていることは離婚の率が非常に増えていることです。69万の内訳は、一般の病死によつて生じた母子家庭が43.3パーセントで、数にして299,840人、それから、戦傷病死によるものが33.5パーセントで、222,500人であります。徴傭中の戦災死が1.5パーセント、一般戦災死が2.7パーセント、引揚げ中の戦災死が0.4パーセントです。それからその他の死別によるものが3.7パーセント、それから行方不明1.2パーセント、遺棄が2.2パーセント、未婚の母つまり正式の婚姻によらずして母となつたものの1.6パーセント、その他1.9パーセント、離婚による数は7.6パーセントです。この離婚による数はその後、増えていると聞いています。全国的な統計をもつていませんが、余り喜ばしいことでないと考えています。

(質問B) この母子福祉資金の貸付については、貸付の種類がダブツでも借りることが出来ますか。

〔答〕 条件が揃えば出来るものもあります。例えば母と子とが別々の資金を借りられます。

(質問C) 先程の母子福祉資金の貸付について該当しないかどうかという査定はありますか。また全国共通のものはありませんか。

〔答〕 これは府県が児童福祉審議会をもつていてその審議会にかけて査定されます。

(質問D) 十八才とか二十才の点で貸付けているようですが母の年齢は若い方が多いと思いますが、再婚については考えていないのですか。

〔答〕 これは再婚せよと云いまして相手があることですから、はつきりした適当な対象がありました場合は、再婚をすすめても結構です。

(質問E) 世帯更生資金として予算をとつたということですが、厚生省の予算の決定した種類を見ますと、世帯厚生運動資金として予算をとつています。これは母子家庭援助に何か関連はないのですかどうですか。

〔答〕 私はその点は判つていません。社会局の厚生運動は聞いていますけれども。

(質問F) 母子家庭の就職の点ですが、どうしても片親の子は採用しないということの調査は。

〔答〕 調査はありませんが、いろいろ事例を聞いています。銀行だつたと思いますけれども、一番上の子が、父の生存中に採用されましたが、二番目の子が受験の際は、父の死んだ後でありまして、父がいないという書類だけで不採用になつたということです。そういったことで落されたことがあるというので、未亡人会が苦情を申し立てたために採用になつたということを知りました。

(質問G) 生活保護を受けているものが、食生活が出来ない場合、内職して収入を得た場合は、その分だけ控除されるといいますが、衣食住の最低の生活出来るように補助していますか。

〔答〕 生活保護法が充分でないということは、常識的にいわれているのですけれども、理論的には足りるということになつていようです。何故足りるような理論があつて、実際には足りないかといいますと、実生活と生活保護で決定される額は少し開きがあります。実際生活に必要であるとして費した額より下まわつています。そういった統計から見ますと、足りないということが、判るのです。子のある場合は、母子世帯について、飲食物の加算が少しありまして、母は三百円から五百円に於いて、地域差が考えられ支給されます。就学前の子のある場合は三十五円から五十円のものが加算されます。勤労により飲食物もその他の諸経費を必要とする者について四百円から、六百円に地域に応じて控除されます。この場合飲食物費の加算は行われません。

公衆衛生と家族計画

国立公衆衛生院長 医学博士 古 屋 芳 雄

緒 言

私の立場は公衆衛生の仕事として家族計画を考えることである。今日の公衆衛生の目標は究極的には死亡率の引下げである。少くとも国民の死亡率の低下によつて公衆衛生はこれを一つの指標として用いうる。

ところが死亡率の低下が、却つて公衆衛生向上の癌となりかねない場合もある。日本がその例である。特に終戦後の日本がそれである。敗戦によつて領土の殆どを失つた日本では死亡率の急低下が人口の激増を促す一つの要素となつてゐる。そしてその人口の激増は限られた資源にしばられてゐる国民生活の前途を昏らくし、そこに将来の公衆衛生の危機がひそんでいるからである。

換言すれば公衆衛生の進歩は却つて将来の公衆衛生の発達の邪魔になるという矛盾をふくんでいるのである。

さればといつてわれわれは公衆衛生の努力、死亡率低下への努力をやめるわけに行かない。然らばどうすればよいか。出生率を同時に引下げる外はない。

私が家族計画に着手しているのはこうした立場からである。

この目的から私は今日迄種々の実験をやつたが、ここに農村の例と常磐炭鉱の例を示そう。

三つの農村に於ける実験

我々が選定した農村でのモデル地域は、日本の農業にみられる典型的な3つの型、すなわち山間の畑作農村、米作の平地農村及び漁村であつた。これらの3つの村の人口の合計は、われわれがこの仕事を始めた1950年6月には6,978人(1,113世帯)であつた。

この仕事を始めてから2年へた1952年6月にわれわれの努力の結果として一

般報告が行われたが、そこにはすでに妊娠率（Stix-Notestein 法に依る）及び再生産率の著しい低下がみられた。これは日本人口学会記要、第1巻に発表せられ、その概要は1953年4月、New Yakで発刊されている「優生学ニュース」38巻1号に報導された。しかしながらそれにつづく1年間に得られた結果は未だ発表されておらず、今日が最初の報告である。

私はこの最後の1年間に得た結果に非常に興味と意義を感じる。なぜなら、この期間を通じてわれわれは村民の特別な要求があつた場合をのぞいては、実地指導に関する何等の積極的な努力も行わなかつたからである。（換言すれば、積極指導を打ち切つてもなおおつかれらは家族計画への努力をつづけるかどうかを見きわめようとしたのである。）

次に示すは、これらの村の妊娠率と再生産率の年次的傾向を表わす簡単な表である。

	1950年6月 1951年6月	1951年6月 1952年6月	1952年6月 1953年6月
妊 娠 率	28.6	21.0	17.8
再生産率(純)	1.35	0.86	0.82

甚だ意味深く思われるのは、これらの数字がわれわれの指導の

進行中に減少したばかりでなく、これを打ち切つた後でも持続的に減少しつづけているということである。

上の表にみられる妊娠率の急速な減少は、1954年1月になされた報告にみられる如く、受胎調節を必要とする人々の98.5%に当る人々がそれを実行しているという事実によつて裏づけられる。「受胎調節を必要とする」か「必要としない」かの判断はわれわれに依つてなされたのではなく、村民自身に依つてなされているということは注目に値する。例えば、これらの3村に於て3人以上子供をもちたいと希うものは全部で22世帯あるが、われわれはここで子供の数を制限すべきだなどと彼等を説得するようなことはしなかつたのである。

これら3村の妊娠率及び再生産率の低下を、日本の他の農村と比較してみることは興

	1950	1951	1952	1953
粗出生率(3村合計)	22.2	22.9	16.6	14.6
粗出生率(全日本)	28.3	25.6	24.3	21.3

味深いことであるが、遺憾なことにこのような比較に役立つ資料は今のところ私の手元にない。そこで私はその代りに日本全国と私たちの村の粗出生率の比較だけを示そう。

われわれの研究のかようなよろこばしい結果は、この問題に興味をもつ政府の人々に希望を与えた。すなわち日本政府がやつている家族計画の全国的な事業も、ここに採用されたと同様な方法で行われるならば、或る程度の成功を収めうるであろうという見込みがついたからである。

炭鉱地区に於ける実験

凡そ半世紀程前までの日本では、炭鉱労働者の大部分は農村で生活の手段を失つた農民たちから成つていた。そしてかれらの労働がしばしば生命の危険の上になされる關係上、生活は「その日暮し」になりがちで、少くとも「明日」のことを思いわずらうという習慣はかれらの間ではあまり育たなかつたのである。

この地区でも大体同じことで、彼等がいくらかでも子沢山について気をもみ始めたのは、ここ2・3年前からのことである。恰かもその頃、優生保護法の改正が行われ、国民は人工妊娠中絶をうけるにあつて従来への如きわずらわしい手続きをへることなしにすむよになつた。加うるにわれわれがこの仕事の対象地区として選定した常磐炭鉱の場合、すべての労働者は例外なく「健康保険」の特権をもつており（若し医学的に理由づけうるならば）人工妊娠中絶の手術は極めて安価（通常の中絶手術の費用の約5分の1位）で行えるのみならず、その上医療費の半額は会社が負担するという便宜があるために大多数のものがこれにたよろうとする傾向を生じたのである。

受胎調節に関する我々の指導が始つたのはこのような環境のもとにあつた時だつたので、その行手にある困難は十分に予想されていたのである。

さて本論に入るが、1953年6月の常磐炭鉱磐崎地区の総世帯数は716世帯であつた。そしてそのうち422世帯が受胎調節の実行を必要とするものとみられた。1953年の報告に依れば、この422世帯のうち368世帯、即ち87.2%は

実際に受胎調節の実行を希望しており、その他は態度未定のもの又は3人以上子供をもちたいと希むものたちであつた。またこの時まで既に実行していたものが106世帯、即ち全422世帯の25%を数えた。

なおわれわれがここで用いた指導の方法に関しては、3つの農村に於て行つたのと殆ど同様で、集団教育、個人指導の繰返し、そしてそれと共に避妊器具薬品を供給することにあつたのである。

しかし、もつとも重点をおいたのは、これらの人々に家族計画の重要性を徹底的に理解させるための努力であつた。この目的のためにわれわれは多くの实例をかれらの日常生活から取り上げて示すようにつとめた。例えばわれわれがこの仕事に着手した時、この地方の全妊娠数に対する乳幼児死亡率は2児世帯では7.8%であつたがそれに比べて5児家庭では11.2%、7児家庭では12.7%に上つているというような事実を示し主婦たちの一層の関心をよび起すようにつとめたのである。

このようにして指導は今日まで続けられており、私のスタッフである医師たちは、可能な限り度々訪問を行い、グループ指導や個人指導につとめたのである。またわれわれの実際の教育活動を助成するために会社側では、特にこの目的のために助産婦をやとつてくれ、戸別訪問に廻らせたのである。

今日では、子供の数を制限するの必要のある家庭のうち、受胎調節の実行を望むものは、前年の87.2%から92.7に上つている。われわれはこの地区の多くの主婦たちが自発的な家族計画に対して非常に興味をもち、且つ協力的になつて来たことに驚ろかされるのである。しかしわれわれはわれわれの効果を数字の上で知るためには今しばらく待たねばならぬ。ただ若しわれわれの指導の効果がすでに幾分かあらわれ始めているとするならば、それは妊娠率の傾向に見出されるであろう。そこでわれわれは1953年3月から1954年3月迄の1年間の妊娠率をしらべたのであるが、その結果は28.1となり、前年の38.6に比べて約25%減少となつていた。

しかしながらわれわれが非常に遺憾に思うのはこの期間中に、前にのべた健康保険制度の利用と中絶手術の医療費に対する会社の助成金を利用して、人工

妊娠中絶に走る婦人が 90 人に上つたという一事である。これはこの期間を通じての総出生数 87 を上廻っている。

私はこの 90 という数に驚ろき、その内容をつきとめるためにくわしい調査を行つた。その結果、これらの中絶のうち 65% は、われわれの活動が個別指導の段階に入つた年の 6 月以前に行われたものであること、即ちその妊娠は避妊法の個人教育をするまえにおこつたものであることがわかつた。又、6 月以後に報告された中絶の大部分は受胎調節の実行に失敗した結果であることもわかつた。

このような实例から察するに、かかる情勢は健康保険制度の適用をうけている全国の組織労働者の大部分の中に行きわたつているものとみて間違いなく、これこそ受胎調節の普及に関する政府の努力のもつとも重大な障害となつていると見てよからう。

私はわれわれのモデル地区を選定するにあつて、このような典型的な 1 つの例を示す炭鉱地区を選んだことをよろこんでいる。何故ならこの経験を通じてわれわれは国民に受胎調節の実施を指導するにあたり、もつとも手ごわい敵は国法に依つて支持されている大きなぬけ穴であること、すなわちそれが常にわれわれの陣営のかたわらに大きな口をあいている事実を見出したからである。

今私はこの事実について非常に慎重に考慮している。そしてわれわれは、われわれの今後の努力は如何にしてこれらの労働者たちをかかかる誘惑から救い、道徳的にも医学的にも弊害の少ない方向に導くかという点にあると確く信じている。

しかしながら一方、日本の一部の人々は、人工妊娠中絶の流行が日本の出生率を低下させることに大きな力があることを指摘している。しかし他により良い方法がある場合に道徳的にも医学的にも望ましくないこのような方法に依つて、これらの問題を解決しようと試みるのは決して好ましいことではない。

更に、全国的な出生率を低下させるための人工妊娠中絶の効果は、或る人々が考えている程大きいものではない。われわれは東京及び横浜を含む地方で少く

とも一回中絶を行つた1,382名の婦人について調査を行つたが、それに依ると、これらの婦人の49.1%が中絶後2年以内に再妊娠しており、その再妊娠した者のうち74.1%は手術後1年以内に妊娠しているという事実をみた。それ故に、若しも人工妊娠中絶を子供の間隔をあける目的で行うとすれば、かれらは中絶を非常に屢々繰返さねばならないことになる。このことは経済的に大きな損失であるばかりでなく母体の健康上にも甚だ憂慮すべき結果をまねくことになる。なおこの調査で全ての人工妊娠中絶の手術をうけたものの47.3%が何等かの身体的障害を伴つたこと、及びそれが中絶を繰返す毎に5%ずつ増加していることを示している。

勿論私は最近の日本にみられた出生率の急激な減少は、受胎調節の完全な普及に依つてもたらされたものとは見ず、むしろ人工妊娠中絶の大流行が大きな役割を果していることを認めるものである。しかし私はそれと同時にその影には、自己の健康を賭してたびたび中絶を繰返す非常に多くの婦人たちのいることをもみとめざるをえないのである。前に述べたわれわれの調査では、1年間に2回から3回まれには4回も中絶手術を繰返す婦人のあることを示した。

民族がその存続のために取る手段のうちには、屢々かなり悲劇的なものがあることは事実であるが、今日の日本は正にその好適例を呈供しつつあるものといつてよからう。

家庭と健康生活

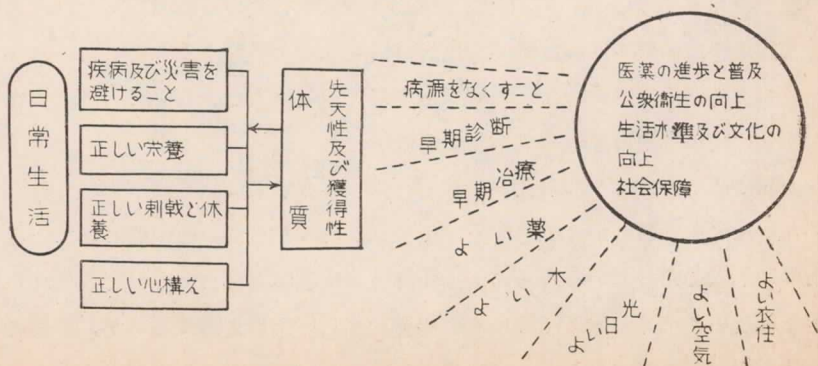
文部省保健体育審議会委員 医学博士 渡 辺 定

家庭は人間の生活の本拠であり、その生活はあくまで愛に満ち、朗かに、全員とも健康でなくてはならない。家庭内に一人の病人があつても、忽ちその明朗性は損われる許りでなくその重い場合は家庭経済の破たんを招く。古来貧困の原因の最も大きな部分を、疾病が占めていることは周知のことである。

現在、医学は非常に進歩し急性伝染病にも結核その他にも特効薬が出て、人間の寿命は世界的に驚異的にのびた。そして今や「がん」や脳卒中、心臓病等の慢性病の医療に重点をおく傾向になつて来た。しかし、医療費は著しい高騰を示して、健康保険の恩恵があつても尙且、非常の費用を要する現状であつて益々貧困の原因となつて来た。われわれは何としても家族一人残らず病気をせず、健康な生活を営むように努力をしなければならない。これに対してはわれわれは公衆衛生と医学の教える処に従い、家庭の環境とわれわれの生活を調整しなければならない。

ここで健康生活が如何にして得られるか、医学的見地から検討して図解して見よう。

健康長寿への途



この図で健康生活は自分個人の健康の生活許りで得られるのではなく社会の健康な環境が必要であることを示した。しかし何と云つても個人個人の生活が中核をなすものであり、それも自分の体質をよく知つてこれに適応した正しい生活をしなければならない。正しいと云うのは例えば同じ運動でも若い人には適当でも老年や少し心臓の弱つた人には過激となり過労となるので自分の年齢や体質、体の健康状況に適當せしめることを云うのである。また栄養の問題でも高血圧や肥満体の人とやせた人では蛋白質や脂肪類のとり方もちがえなければならぬ。総括的に云つて周知のように日本人の栄養は米の過食と蛋白質やビタミン殊にカルシウムの攝生の不足がある。これらについて主婦や家庭の調理をあずかる人々の栄養が大切である。またこの図で正しい刺戟と云つたのは運動の外に皮膚への刺戟が冷水まさつや乾布まさつで風邪になるのを防ぐこと、また年をとつても適当に頭脳神経への刺戟、読書思考で正しい刺戟の必要を現わしたのである。そして刺戟の後には必ず充分な休養、睡眠が必要である。年をとれば軽い刺戟に充分な休養が正しい訳である。

また、心配は早老のもととよく云われているが、どんな悲しみにも苦しみにも、朗かに幸福感で対処する心構えか健康長持には必要である。この心構えの根本となるものはその人々の持つ宇宙観と云うか人生観が正しくなければいけない。私はある大学で保健の講義をしているが、講義の始めに必ず一時間は「宇宙における人間の位置」をといて、宇宙に人間が生れた経緯、人間が宇宙の最上の芸術品であること、人間の生れた有難さ、この有難さから見れば人生の苦も大きな勇気で朗かな気持で生活の出来ることを説くことにしている。アインシュタインは宇宙の神秘と人間の尊厳の分らない人は、死んでいるのと大した変りはないと説いているが至言である。

人間は心のおきようで幸福も不幸に、苦しみも幸福に感じ得るものである。平凡なたとえであるが「泣き婆」の話は私は幼時から私の心の舵としている。雨傘と草履を売つてゐる婆さんが雨が降ると草履が売れないと泣き天気だと傘が売れないと泣くと云う話である。馬鹿馬鹿しいたとえ話であるが、心構えの真髓をついていると思う。この心構えがあつて宇宙における人間の位置えの理

解が後楯となれば、人生の苦、何者ぞと云う心構えも出来よう。

次に国民の健康を公衆衛生の立場から解析して見よう。つまり、どんな条件が国民の健康を左右するかの観察である。国民の健康は国民の体質と環境の良否で定まるが、環境を国民の健康増進の努力の方向に分けて考えて見たのが次の式である。つまり、色々の要素が互に関連しあつて、健康の良否を決することを表わした訳である。

$$\text{健康} = f \quad (\text{N. H. E. B})$$

N = 自然環境

H = 体質

F = 国の経済、文化及び
国民生活水準

B = 増健への努力

$$B = f \quad (\text{P. p. M. m. b.})$$

P = 公衆衛生学の水準

p = その実施

M = 医学の水準

m = その実施

b = 生活態度及び生活状態

個人の生活態度は衛生への知識とその実践によつて定まる。

日本人は文化人の中でどちらかといえば衛生知識はまだ低い。戦後「健康教育」の教科が学校において強化されたので将来は向上すると思われるが、健康生活は自分の体質とこれに適した生活への配慮が必要である。これには病気になつてからでなく、平素から家族一同が健康検査を時々行う可きである。殊に工場、銀行、会社等の集団では家族の各員に対する相談の外定期診断と健康管理の必要を考えている。けだし早期発見、早期治療が理想であるからである。これに附随して考えられることは一家を守る主婦の側から云つて夫並びに子女、その他の家族の健康を守る知識と心構への必要を思うものである。

なお、自分の年令で日本人として平均してどれ位生きられるかの知識並びに年令と死因の知識は健康生活には必要であるので第一表と第二表をかかげる。

第一表でこの示す平均生存の年数以下に死亡する人は「落第」の方で吾々はこの平均生存年数以上生きる努力をしなければならない。

また、第二表で自分の年令で年令を失う原因が第一位から七位まで示したが何を一番要心しなければならないか、自分の体質を参照して考えて頂きた

第1表 日本人の平均余命表

(昭和29年~昭和30年)

年令	男	子	年令	女	子	年令	男	子	年令	女	子
才	年	才	年	才	年	才	年	才	年	才	年
0	62.8	0	66.8	56	17.7	56	20.5				
1	64.7	1	68.5	57	17.0	57	19.7				
2	64.2	2	68.0	58	16.3	58	19.0				
3	63.5	3	67.3	59	15.6	59	18.2				
4	62.8	4	66.6	60	14.9	60	17.5				
5	62.0	5	65.8	61	14.3	61	16.8				
6	61.2	6	65.0	62	13.7	62	16.0				
7	60.3	7	64.1	63	13.0	63	15.3				
8	59.4	8	63.1	64	12.4	64	14.7				
9	58.4	9	62.2	65	11.8	65	14.0				
10	57.5	10	61.2	66	11.2	66	13.3				
11	56.5	11	60.3	67	10.7	67	12.7				
12	55.6	12	59.3	68	10.1	68	12.1				
13	54.6	13	58.3	69	9.6	69	11.5				
14	53.6	14	57.4	70	9.1	70	10.9				
15	52.7	15	56.4	71	8.6	71	10.3				
16	51.8	16	55.5	72	8.1	72	9.8				
17	50.8	17	54.5	73	7.7	73	9.2				
18	49.9	18	53.6	74	7.2	74	8.7				
19	49.0	19	52.7	75	6.7	75	8.2				
20	48.1	20	51.7	76	6.3	76	7.7				
21	47.2	21	50.8	77	6.0	77	7.2				
22	46.3	22	49.9	78	5.6	78	6.8				
22	45.4	23	49.0	79	5.2	79	6.4				
24	44.5	24	48.1	80	4.9	80	6.0				
25	43.7	25	47.2								

26	42.8	26	46.3	81	4.5	81	5.6
27	42.0	27	45.5	82	4.2	82	5.2
28	41.1	28	44.6	83	3.9	83	4.8
29	40.2	29	43.7	84	3.6	84	4.5
30	39.4	30	42.8	85	3.3	85	4.2
31	38.5	31	41.9	86	3.1	86	3.8
32	37.6	32	41.0	87	2.8	87	3.6
33	36.8	33	40.2	88	2.6	88	3.3
34	35.9	34	39.3	89	2.4	89	3.0
35	35.0	35	38.4	90	2.2	90	2.8
36	34.1	36	37.5	91	2.0	91	2.5
37	33.3	37	36.6	92	1.8	92	2.3
38	32.4	38	35.7	93	1.6	93	2.1
39	31.5	39	34.9	94	1.5	94	1.9
40	30.6	40	34.0	95	1.3	95	1.7
41	29.8	41	33.1	96	1.2	96	1.5
42	28.9	42	32.2	97	1.0	97	1.4
43	28.1	43	31.4	99	0.9	98	1.2
44	27.2	44	30.5	99	0.8	99	1.1
45	26.4	45	29.6	100	0.6	100	0.9
46	25.5	46	28.8	101	0.5	101	0.8
47	24.7	47	27.9	102	0.3	102	0.6
48	23.9	48	27.1	103	0.01	103	0.5
49	23.1	49	26.2			104	0.06
50	22.3	50	25.4			105	0.03
51	21.5	51	24.6				
52	20.7	52	23.7				
53	19.9	53	22.9				
54	19.2	54	22.1				
55	18.4	55	21.3				

註 平均余命と云うのはある年令例えば30才男子の日本人は、昭和29年～30年の死亡率で計算すると平均して39.4年
 生きると云うことである。直ぐ死ぬ人も80才まで生きる人の寿命も平均しての話である。

第 2 表 年 令 と 死 因

昭和 28 年

年令	死亡率 人口千対	一 位	二 位	三 位	四 位	五 位	六 位	七 位	
総数	男 9.4 女 8.4	脳 卒 中 15 中 16	悪性新生物 9 老 衰 11	肺 炎 8 悪性新生物 9	結 核 7 肺炎 8	心臓の疾患 7 心臓の疾患 8	老 衰 7 核 7	不慮の事故 6 下 痢 6	
乳 幼 児 期	0	52.9 46.2	乳児固有疾患 40 乳児固有疾患 40	肺 炎 23 肺 炎 24	下 痢 9 下 痢 9	先 天 奇 形 4 先 天 奇 形 4	麻 疹 2 麻 疹 3	脚 脚 1 脚 脚 1	百 日 咳 1 百 日 咳 1
	1	8.5 8.5	肺 炎 23 肺 炎 23	下 痢 18 下 痢 18	不慮の事故 14 麻 疹 12	麻 疹 10 不慮の事故 11	結 核 5 結 核 6	赤 痢 4 赤 痢 4	髓 膜 炎 2 髓 膜 炎 2
	2	6.5 6.5	下 痢 18 下 痢 21	不慮の事故 16 赤 痢 16	赤 痢 15 肺 炎 15	肺 炎 13 不慮の事故 13	結 核 5 結 核 5	麻 疹 4 麻 疹 5	髓 膜 炎 2 髓 膜 炎 2
	3	5.2 5.1	赤 痢 21 赤 痢 24	下 痢 18 下 痢 20	不慮の事故 14 肺 炎 11	肺 炎 10 不慮の事故 9	結 核 4 結 核 4	腎 炎 3 腎 炎 3	髓 膜 炎 2 髓 膜 炎 2
	4	3.6 3.5	赤 痢 21 赤 痢 25	不慮の事故 17 下 痢 19	下 痢 15 肺 炎 10	肺 炎 8 不慮の事故 9	結 核 5 結 核 5	腎 炎 4 腎 炎 2	髓 膜 炎 3 髓 膜 炎 2
	0~4	14.0 12.8	乳児固有疾患 26 乳児固有疾患 25	肺 炎 26 肺 炎 21	下 痢 12 下 痢 13	不慮の事故 6 赤 痢 6	赤 痢 5 不慮の事故 5	麻 疹 3 麻 疹 4	先 天 奇 形 3 先 天 奇 形 3
	少年 期	5~9	1.7 1.5	不慮の事故 21 赤 痢 18	赤 痢 12 下 痢 12	下 痢 9 不慮の事故 11	結 核 6 肺 炎 9	肺 炎 6 結 核 8	腎 炎 4 腎 炎 4
10~14	0.8 0.7	不慮の事故 24 結 核 16	結 核 9 心 臓 疾 患 13	心 臓 疾 患 9 不慮の事故 11	肺 炎 9 肺 炎 7	腎 炎 6 腎 炎 6	腎 炎 5 下 痢 6	下 痢 4 赤 痢 5	悪性新生物 4 赤 痢 5
青 年	15~19	1.6 1.3	不慮の事故 23 結 核 28	自 殺 15 自 殺 14	結 核 15 心 臓 疾 患 19	心 臓 疾 患 6 不慮の事故 7	肺 炎 4 肺 炎 4	悪性新生物 3 腎 炎 4	腎 炎 3 悪性新生物 3
	20~24	2.9 2.3	結 核 23 結 核 23	不慮の事故 22 自 殺 15	自 殺 14 心 臓 疾 患 7	心 臓 疾 患 4 妊 娠 7	肺 炎 2 不慮の事故 4	悪性新生物 2 肺 炎 3	腎 炎 2 腎 炎 2

期	25~29	3.1 2.8	結 結	核 核	33 37	不慮の事故 心臓の疾患	18 8	自 妊	殺 娠	13 8	心臓の疾患 自殺	5 8	悪性新生物 悪性新生物	3 4	肺 肺	炎 炎	2 4	胃 腎	カ イ ヨ ウ	炎 炎	2 3		
	30~34	3.3 3.1	結 結	核 核	34 31	不慮の事故 心臓の疾患	17 10	自 妊	殺 娠	9 9	心臓の疾患 悪性新核物	6 8	悪性新生物 自殺	5 5	胃 腎	カ イ ヨ ウ	炎 炎	3 3	胃 腎	カ イ ヨ ウ	炎 炎	3 3	
年	35~39	3.1 3.5	結 結	核 核	28 24	不慮の事故 悪性新生物	14 15	悪性新生物 心臓の疾患	8 11	心臓の疾患 妊	8 7	自殺 脳卒	5 5	脳 自	卒 中	4 5	胃 腎	カ イ ヨ ウ	炎 炎	4 4			
	40~44	5.1 4.4	結 悪性新生物	核 核	23 21	悪性新生物 結核	12 17	不慮の事故 心臓の疾患	12 10	脳 脳	卒 卒	中 中	9 9	心臓の疾患 腎	8 4	胃 自	カ イ ヨ ウ	炎 殺	5 3	自 肺	殺 炎	4 3	
向 老 期	45~49	7.7 6.0	結 悪性新生物	核 核	16 24	悪性新生物 脳卒中	16 17	脳 結	卒 核	中 中	15 12	心臓の疾患 心臓の疾患	8 10	不慮の事故 腎	8 4	胃 自	カ イ ヨ ウ	炎 殺	6 3	自 不慮の事故	殺 事故	4 2	
	50~54	11.8 8.6	脳 脳	卒 卒	中 中	19 24	悪性新生物 悪性新生物	19 24	結 心臓の疾患	核 核	12 10	心臓の疾患 結核	9 9	不慮の事故 腎	6 4	胃 肺	カ イ ヨ ウ	炎 炎	6 3	肺 胃	カ イ ヨ ウ	炎 炎	3 2
	55~59	18.7 12.8	脳 脳	卒 卒	中 中	23 26	悪性新生物 悪性新生物	19 22	心臓の疾患 心臓の疾患	10 10	結 結	核 核	9 7	胃 肺	カ イ ヨ ウ	炎 炎	5 3	不慮の事故 腎	4 3	肺 下	炎 痲	3 2	
老 年 期	60~64	29.4 19.7	脳 脳	卒 卒	中 中	25 28	悪性新生物 悪性新生物	19 18	心臓の疾患 心臓の疾患	10 11	結 結	核 核	7 5	胃 肺	カ イ ヨ ウ	炎 炎	5 4	肺 腎	炎 炎	4 4	腎 下	炎 痲	4 4
	65~69	47.9 32.9	脳 脳	卒 卒	中 中	26 29	悪性新生物 悪性新生物	16 15	心臓の疾患 心臓の疾患	11 11	肺 老	炎 衰	6 8	結 肺	核 炎	6 5	老 下	衰 痲	5 4	胃 腎	カ イ ヨ ウ	炎 炎	4 4
	70~74	77.7 55.7	脳 脳	卒 卒	中 中	25 27	悪性新生物 老衰	13 15	老 心臓の疾患	衰 心臓の疾患	11 10	心臓の疾患 悪性新生物	10 10	肺 肺	炎 炎	7 6	下 下	痲 痲	4 5	胃 腎	カ イ ヨ ウ	炎 炎	3 4
	75~79	119.4 89.4	脳 老	卒 衰	中 中	23 27	老 脳	衰 卒	22 23	心臓の疾患 心臓の疾患	9 8	肺 肺	炎 炎	9 7	悪性新生物 悪性新生物	7 6	下 下	痲 痲	4 6	腎 腎	炎 炎	3 3	
80~	201.2 165.8	老 老	衰 衰	41 46	脳 脳	卒 卒	中 中	16 15	肺 肺	炎 炎	8 7	心臓の疾患 下	6 6	下 心臓の疾患	痲 痲	5 6	悪性新生物 腎	3 2	腎 悪性新生物	炎 炎	2 2		

(註) ①死因第1位より第7位までの数字はその年令群で100人の死亡中人数即ち百分比。

②肺炎は気管支炎を含む。

優生保護法と薬事法

厚生省公衆衛生局元庶務課長 小 沢 辰 男

私は公衆衛生局の立場としまして、人口の量的調整の関係では、特に受胎調節を主管しています。この意味で、私の局で、人口の調整としての受胎調節を主管しています。本来、受胎調節を公衆衛生局で担当していると云いますのは、大体御存じの通り、一つにはやはり受胎という問題は出産という問題と関連し医学的な考え方を要しますから、衛生上の見地から取り上げられて来たという点であり、他方厚生省が、昭和26年の閣議において正式に取り上げたことによつてこの問題がクローズアップされたものですが、当時は人工妊娠中絶が母体に与える影響と弊害を考へて取り上げたものもあつて、閣議の了解は人口問題の見地からは取り上げていながつたのであります。たまたま優生保護法がありまして、この中に母体の保護を取扱つて居りましたので、この関係で人工妊娠中絶の弊害を考へて、その一つの対策として、受胎調節が取り上げられ、それが、だんだん人口問題の観点から、その量的調整の非常に良い方法として、受胎調節の理論的裏付けの家族計画が議論されるようになったのであります。この人口問題については、権威者の話があると思ひますけれども、議論がなかなか難しいのであります。一体人口問題の観点からして、受胎調節という方法が最もいいか、人間を減らす立場に立つならば、もつと緩和して、どんどん生まない方がいいということになり、又人口問題はその国の将来の経済構造にも関連するわけでありますので、いろいろな議論があり、非常に厚生省としましては、慎重な態度で當つたわけです。しかし一昨年人口問題審議会に於いて、専門家の計画による人口問題の便乗が最も急務であり、それは家族計画による受胎調節が必要であるということで厚生省も人口問題の観点からも大いにすすめるという態度をとるに至つたのであります。今日の議題は優生保護法の説明と、薬事法の説明という話ですから、先ず優生保護法から始めます。

優生保護法がそうした意味で人口問題と関連して、受胎調節との関連が出て来たわけですが、優生保護法はその前身は国民優生法でありましたわけで、いわゆる健民思想、生めよ増やせよで、民族の団結がからみあつて、出産の抑制を禁止し、或は不良子孫の出生を防止することにありました。終戦後、優生保護法に置き換えられるまでは、出来るだけ出生を防止し、不良子孫の防止についてのみ許したわけで、刑法の墮胎罪と関連して居りました。ところが、終戦後、国民優生法が廃止され、優生保護法が制定されたわけですが、同じく不良の子孫を防止する、すなわち悪質遺伝の防止といった観点から考えて居りました。その際に一方社会的な問題として引揚げ問題、朝鮮、満州、ソビエトから引揚げてくる人々に己むを得ず、強姦的な行為によつて妊娠してくる人が多かつたわけですが、合法的に墮胎することが出来なかつたために、そういうものを生ますことは民族の不幸であり、且つ婦人の不幸であるとして、いろいろと問題がありましたが、医師の教育の下に若干、行政的な処置に於いて引揚げの場所に於いて処置して居りました。一方を於いて、受胎調節の信奉者の意見も相当強く、世論として反響しておりましたし、社会的な反響から妊娠中絶の規定というものをある程度幅をもたせるべきだという意見もあり、そこで、優生保護法による優生手術の中にも、妊娠中絶の中にも、そうしたものが現れて来たわけです。たとえば、妊娠中絶にしましても、今までは悪質子孫の防止のみでありましたけれども、妊娠の継続分娩が母体の保護の観点から、生ませることはよくないと判断した場合は、勿論医師の判断ですが墮胎出来るようになったのであります。こうして、終戦後の経済困難を考慮して、経済的状況が非常に悪く、子供を生んだ場合に母体を著しく悪くし、又それに伴う栄養も不足し、一方母体に著しく弊害を与える場合は、墮胎を認めるということになつたのであります。そうしているうちに今日の拡充で統計が出るとは思いますけれども、昭和25年から人工妊娠中絶が多くなりまして、現在100万を突破している状況です。このような状況をふりかえつて見ますと、昔は10万から20万で、終戦後の特殊時代ですら、23万程度でありました。急激に増えてきたわけです。ところがやはり人工妊娠中絶は危険だ、母体の保護といいながらなお母体がそ

のために傷つくことが多いという声が叫ばれるようになりまして、人工妊娠中絶の規定、優生手術の考え方、受胎調節を普及しようということになりました。昭和26年10月に閣議が決定して、優生保護相談所を作つて活発に受胎調節の運動を始めるようになりました。優生保護法は本来悪質の遺伝の防止のために不良な子孫の出生を防止することとして、優生手術と妊娠中絶をもつて居り、これは法律上は一般的に禁止して、特定の場合だけ、これを許す目的をもつて悪質の遺伝を防止することを規定したのです。従つて、悪質の子孫の出生の防止と、それから家族計画の思想に裏付けられた受胎調節の実際の規定が二つながら混在しているというのが、今日の優生保護法の実情であります。優生保護法の解説をせよという議題でありますから、優生手術と人工妊娠中絶の規定について今申述べたいと思いますが、墮胎は刑法第二百十二条等にそのまま残っています。しかしながら、優生保護法による妊娠中絶の場合に限り、その違法性は阻却されることとなります。もちろん優生保護法に於いて、この法律に挙げた五つの場合にのみ許すことにしたのであります。本人又は配偶者又はそれらの四親等内の血族関係にあるものが、精神病、精神病質、遺伝性の身体疾患、或は遺伝性の奇型をもっている場合、それから癲患者、これは遺伝ではないのですが、伝染が家族から起るということが通説であるために、母親が癲病にかかっていると、父親が癲患者であることは10年後に癲病が子に発生することになつてゐるため、生みたくないものは墮胎を許してはいます。第四に先程云いましたような妊娠の継続又は分娩が母親が弱くて堪えられないと医師が認定した場合、第五に経済的な問題で母体の健康を著しく阻害する恐れのある場合はこれが許される規定であります。この結果、医師が認定すれば出来るわけで、その他の条件はないのです。医学は個人の判断に任せて、個人的な判断を重んじていますので、医師が認定して、そうだということになりますと、五つのどれかに当てはめることによつて、墮胎出来るようになったわけがありますが、経済的困難な場合を入れ又医師の認定にまかせているので野放しといわれるわけであります。昔は審査会に届けて、審査会の許しによつて、墮胎出来ることになつていましたけれども、それも取り止められたのであります。こ

のように妊娠したら、生みたくなければ大体いつでも下ろせることになっています。何を好んで受胎調節をやりますか。一方に於いて受胎調節を奨励しながら生みたくない場合はいつでも下ろしてやりますよ、と云つたひどい規定をしています。それで口の悪い人は、現在の厚生省のやり方は、国民が、大阪行きと思つて乗つて見たら、東北方面に走つて居たという批評をうけるわけです。墮胎の規定がこういうふうになつていゝことを考えますと、受胎調節の普及の点から見ますと、一応妊娠したら厳格にして生ませるということが順当であると、人道上、宗教上考えます。だから生みたくない人は出来るだけ生まないように工夫し努力すべきだと思います。それ以上、これをどう改正すべきだということは、云わないで、皆さんの議論、研究なり、関心をもたれる問題としてこれだけの説明に終りたいと思います。

それから優生手術ですか、勿論人工妊娠中絶の場合とよく似た一定の場合に限つてですが医師が認定しますと、本人及び配偶者の同意を得ることを原則として居り、それを得れば、優生手術とすることが出来るわけです。ただししかしこの中にも、やはりたとえば、私が配偶者と相談して、優生手術をやつてしまいますと、一つのオールマイティになつてしまいます。ですから徹底した人口の調整を考える人は、二、三人の子をもつている者は本人が希望するものは、こういうことを奨励すべきだという人もいますけれども、立法上、宗教上、医学上の反対意見もあるわけです。諸外国では余り見られない規定です。このように、認定した場合は優生手術が出来ると云つた規定は見られない規定です。国際的に問題にしているところもあるわけです。特に最近では、日本の優生保護法が、宗教的な見地から見て反対するといつた強い、外務省を通じての非難の声もきているわけです。本人又は配偶者の同意を得てやる手術は、医師の認定で出来るわけですが、優生手術にはその他、強制的な優生手術の規定があります。これは本人が精神病、精神薄弱にかかつている場合は、本人の同意を得られませんから、保護義務者が同意し、医師の申請に基き審査会にかけ、審査をうけることがあります。こうして悪質遺伝防止のために地方の優生審査会に於いて審査をうけることを要する手術がもう一つあるわけです。更に特に本人

が遺伝性の精神病、精神薄弱等で、法に規定されているものについては、医師が審査会にかけ、審査会が認定すると、強制的に手術することが出来るものがあります。この二つは本人の同意がありませんが強制的手術と云えましょうし、優生保護法には強制手術と任意手術の二つがあるわけです。

次に、優生保護法の規定に受胎調節の規定があります。これは受胎調節の普及をやる場合にあまり素人の人が間違つたことを教えてるといけまんから受胎調節の実地指導は、受胎調節実地指導員でなければならぬという規定ですが、三万六千人の人が実地指導の指定をうけています。大いに活躍して、受胎調節運動の活動をやっています。法律上に基く予算はないわけですが、大いに力を入れてやっています。30年度は優生保護相談所の経費を中心とする予算として生活困窮者に、器具薬品の無償配布等に関する補助が、約3,200万円が計上追加される予定であり、また指導も一段と進展することと思います。全国的にある地区を選定して集中的にやることになることと思います。

薬事法の方は私の主管でありませんので、受胎調節なりそれに関係する話をせよという話でありますから、この点だけ申したいと思います。受胎調節と関係のあるものは、避妊器具、薬品で、その販売及び製造の問題です。医薬品の方で重要なものは、国家の検定をやっているわけで、避妊用の医薬は検定をうけることになっています。それから避妊用具は国家検定はやっていますがいろいろなものが出たら困るので、品目毎に厚生大臣の許可を必要とすることになっています。避妊用のリングについては、委員会の専門家に集つて貰つて研究して居ります。30年度もやっています。用具としては、薬事法で、厚生大臣がリングを許可するかどうかについて、非常に研究して居り、現在認可用具の衛生サツク、スポンジ、ペツサリーが許されておりませんが、このリングが研究され、支障がないということになりますと、受胎調節の方法も相当効果が上ると思いますから、当然、今までの受胎調節方法が全面的に考え直されるということも考えられるのであります。ただ肉体的障害を与えるという医師の声もありますので、その方法の研究に、公衆衛生局に於いて研究を継続しています。これも一つの注目すべき問題として、皆さんの頭に入れて貰いたいと

思います。この次は避妊薬の販売ですが、これは現在の薬事法では、これに基づく医薬品販売業の登録をしていないものは出来ないことになっていきますから、実地指導員は効く薬品を売り捌くことも、配布することも出来ないことが問題になっていきます。避妊薬は自分で買って下さいと云いませしても、近所の薬屋で買えないのが人情で、効く薬品の販売権を、受胎調節の実地指導員にやつてはどうかということがあり、そういった動きがあるわけですが、これも薬屋との関係でいろいろと問題があるわけです。

大体、優生保護法と薬事法の概略を述べたわけですが、与えられた議題は法律上の説明ということですから、これを廻つて国の現在のやつているいろいろなことについて、皆さんの御意見を拝聴したい。又質問がありましたならば、残つた時間にお聴きしたいと思います。

なお、実地指導員が避妊薬の販売が出来ないという点については、厚生局と薬局とが出来ただけの便宜を計れという通牒を出しているわけですが、それは附近の薬局と連絡をとつて、それから委託をうけて販売するようであれば、眼をつぶつて販売出来るようにしようという通牒です。実地指導員が薬局と連携して、取りつきをする恰好でやつてよしいということで、実地指導員の要望する受胎調節の普及という点の要望を満足させていないのであります。もう一つの問題点は、実地指導員は、一回の指導をしたから、指導料金としてとることになつて居りませしても、料金まで払つて担当を受ける人はいないので、だから薬品の販売によるマージンによつていくことが考えられるわけです。しかし、これもそう大きなマージンは出て来ませんし、はつきりした解決になりません。そこですつきりしたものにしようという声もあります。こういうふうにすることは、又薬事法の立て前を崩すことになるわけで、なかなか問題があります。受胎調節が、そういった規定は、日本の受胎調節の問題に非常な行政的な支障を来たすという点で、薬事法の利害を認めたらうより他なく、今後の問題となつていきます。なおいろいろと議論している段階であります。

(質問A) 優生手術は悪質の遺伝を防止することにあるとしますと、そ

ういう親が、将来年老いた場合のことはどういうことになりますか。

〔答〕 その点ですが、そこまで法律上何らの考えも及ぼしていません。自分の老後のためだということは、非常に強いわけですが、これは今までの家族制度の下に出ているわけで、これを前提として子供を優生手術で失ったから、優生保護法で面倒を見るわけにいかない。それは別の社会保障制度によつて見るということになります。それがこういう点に於いて受胎調節、優生手術をなかなか受けないといったことにもなっているわけです。老人なりによく説得して手術しているといった現状で今御質問されたように、自分は手術して子供が持てない、老後はどうするかといった点まで及んでいません。

（質問B） 優生手術の方法に任意手術と強制手術と二つあると云われたけれども、強制の場合は、審査をうけるということですが、審査会は決定権があるか、単に届け出ですか。

〔答〕 これは決定です。裁判所の決定と同じです。勿論これは強制の場合で、任意の場合は、医師が認定しますと、配偶者と本人の同意で出来ます。

（質問C） 先程、リングの避妊器具の話が出ましたけれども、それによつて受胎調節の方法が変わるということでしたが、その研究の内容、受胎調節の方法はどのようなものかを説明願いたい。

〔答〕 それについては、どういうふうに避妊するようになっていたのか、午後の「受胎調節及び人工妊娠中絶」の話をされる森山先生に医学的に聴かれるといいと思います。

もしこのリングというものが、全く母体に影響なく、弊害を与えることがないということになりますと、決定的に、内部に精子が入ることを防ぐ道具ですから非常に結構ですがそれが何といいますか、相当の期間、中に入れて置いて

もいいか、どうかといった医学的な問題があると思います。森山先生が、反対の立場にあるか、賛成の立場にあるか知りませんが、この点の弊害について疑問を強くもたれる人とリング使用に賛成し、推薦する人もあるわけで、森山先生一人の意見で、判断してしまうことは危険でしょう。目下リングを中心に研究討論して、そこの答申をもつて許可するかどうかを決めることになっています。今のところ許可していいという空気が強いようですが、まだ、決定的な効果と弊害の面が皆無といったような認定に至っていないのであります。避妊器具の方では、コンドームにしてもその通りいけば、完全に遮断されるわけですからいいわけですが、中で破れることがなくとも、やはり精子が流れる場合があります。決定的なものがない。日本の家の構造的な問題もありまして、そこに若干の不安があつて普及しない現状だと思ひます。公衆衛生の立場で、ある薬品の研究をしています。これは飲み薬と、注射薬の両法ですけれども始めたばかりで、どういう結論になりますかまだ分りませんが、その原理は、継続してこの薬を飲み、或は注射することによつて、丁度、仮想妊娠状態に落とし入れ、御承知のように、いわゆる受胎となると、ずつと排卵が止つてしまいますから、これを仮想妊娠状態にして、排卵を、根本的なものを止めるわけで、薬を継続的に飲むことになれば、排卵がなくなるわけですから、受精しなくなるということです。これが成功すれば大きく影響します。これは相当の理論的根拠で考えられているわけですが、ホルモ剤を使つていますが、材料の関係から高くなりますので、如何に安くするか、そして弊害はないかどうか、なお完全な効果が果して出るかといった点が問題です。器具と薬品の両方を一諸に研究をすすめているわけです。そういつた進歩によつて受胎調節の方法も考えも変つてくると思ひます。妊娠中絶も生みたくないから下ろすのであり、悪質遺伝で下ろすのは、2パーセントか、3パーセント、多くとも5パーセントまでで、後は母体の保護といひますか皆生みたくないからということです。

(質問D) 公衆衛生局では、実地指導員の日当はどのぐらいの額を払つ

ていますか。企業体の人々ですが、指導員を呼ぶ場合、一日五百円と聞いています。

〔答〕 助産婦協会では、一回の指導料が百円です。われわれが予算を組んでいるのは、一軒当たり百円で、現に三千二百万円であり、これを出してやる場合は、優生保護法の嘱託法によつて支給します。指導員一名につき50世帯で、1ヶ月250円ということで、非常に安いこととなりますが、しかし常時指導するわけではなく、三ヶ月は濃厚指導し、後は三ヶ月に一回といった具合です。国の予算ですから非常に少ない。

（質問E） 優生保護法の規定によりますと、優生手術を行う場合は、本人及び配偶者の同意を得ることを原則としていますが、実際は同意を得ていない人が多いと聞いていますけれどもどうですか。

〔答〕 そういうことは余り聞いていません。

（質問F） 若し配偶者の同意、或は主人の同意を得てない場合はどうなりますか。

〔答〕 それは違法になりますから、この規定によつて、優生保護法の禁止に、第二十七条、何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行つてはならない。とありますが、これは指導当局の認定によると思います。同意があつたかどうかということは医師の問題というよりも、むしろ通例はやつて欲しいということで、夫婦間のことについては、それ以上疑うことは出来ないことです。

（質問G） 今の問題で、やはり地方でも夫の同意を求めるようにやつていっていると思いますが、この他、私のところでは、夫の同意をとつてはいるわけですが、夫がこの四月に放火罪で挙げたこともあつて、妻が事情を

細かく夫に話さなかつたという場合に、夫の同意を得なくともいいのですか。

〔答〕 優生保護法の第二章優生手術第三條三項に、第一項の同意は配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは、本人の同意だけで足りるという規定があります。所定の規定をふんでないことによつて、罪になるかどうかは、個々のケースによると思います。それから、配偶者が知れないということはあり得ないと考えられますし、意思表示が出来なかつたかどうかの認定をしなければならない。この三項の規定がありますから、その家族をどういふふうに解釈していくかで、夫と非常な争いがあり、利害関係があつて、正常なものとして、同意又は不同意を得られない場合もあるわけですから、私共の法律の書き方は、手術していけないと一般的に禁止されているものは、医師がやつてもよろしいという認定と審査会にゆだねているわけです。

（質問H） 経済的な問題ですが、現在の優生保護法に於いて、貧困の場合だけで、身体は健康である場合はどうですか。もう一つ、第三條五項の「現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する慮れのあるもの」ということは両方の解釈が出来ると思います。健康はいいけれども、子供がある場合は、法律改正の問題に於いてどう考えますか。

〔答〕 この規定の「数人の子を有し」とある「数人」というのは三人以上ということですが、それだけでは、許されません。医師が母体の健康に影響を与えると認定しなければならないのです。これは医師が決定する事項ですからやはり配偶者の同意がされて居れば違法とは云えないわけです。これは医師のオールマイティの思想からで、貧困のために、分娩の継続が母体に影響を及ぼす時に於いてのみ、合理的な許しがあるわけです。

(質問I) 現在の法律による実地指導員の薬品販売方法はなく、あつせんする程度ということですが、現在の市販の薬品は非常に高価です。この場合、現在の市販のもの以外に別の規格をもつて作り、更に安くし、企業体が使用出来るような簡便な方法を考えて欲しい。

[答] 企業体がやられる場合は一括してやつて頂ければいいわけですか、非常に高い。同じメーカーから出て居りましても、十何種類もあるということですが、実体はほぼ同じだということです。中央で登録を得て、何とか友の会で、ダース50円で世話しているそうですが、市販は150円です。これは何とか世論が出て来ないと、厚生省が強く要請するわけにいかないの、世論の高まるまで、現在のところ、避妊薬については無理です。避妊用具は方法によつては安くなることは出来ると思います。一般の業界との調整も必要です。民間全体からやつてもらいたいと思います。

(質問J) それに関連しますが、企業体がまとまって買える。市販のものとは別の形で同質のものを出せるということも聞きましたが。

[答] それは出来るわけです。ダース50円で、これを登録したものは二箇所だったと思います。

新生活運動と労働運動

慶応義塾大学教授 経済学博士 藤 林 敬 三

最初にわが国の雇用事情について、その概要を話す積りです。さて新生活運動についてはすでに永井先生からも説明されて居つたことと思ひますけれども、家族計画を中心にした運動であるという点から云ひまして、直接的には人口問題に連なつて居り、この問題は、雇用問題と裏腹の問題で、私は主として雇用事情について話して、新生活運動とそれがどう結びつくかといつた観点を説明したいと思ひます。わが国の雇用事情に関しては、(イ)の潜在失業者の問題と(ロ)の低賃金の問題、さらにこれは観方が違ふだけで、過剰人口の問題、これらは総て私の見たところでは、同じ事実のいろいろな面をとらえ、いろいろな表現をしたものであります。わが国の雇用問題なかんずく失業問題については、30年3月に完全失業者が84万に達した。これはこの数年来にない高い数字であり、しかもこの二、三年来失業者漸増傾向がみえていて、その最高を示したものとして、軽々には看過できません。しかし一般的にいいますと、この80万を超えたということは、昨年状態に較べて予想外に多いということ、即ち20万人も多いことを示しています。これは確かに注目すべき事実でありますけれども、80万がたとえ90万になりましても、わが国の全体の雇用量から云ひますと、それはまださほど重大な問題ではないのであります。政府の統計、統計局の「労働力調査報告書」によりますと、雇用労働者は大体1,500万人ぐらいあります。この他に、就業者としては家族就業者、業主があり、これらを合計しますと、就業者総数は約4,000万であります。失業者は、家族就業者の中からも、業主の中からも、出て参りますわけですから、失業者の発生する地盤として労働力全体の数を考えるとしますと、4,000万人の中で80万人は2%であつて、それは非常に少なく、これでは失業問題として取り上げる程の深刻な問題はなく、驚くに当らない。ただ勿論いうまでもないことは、政府は完全失業者が率

においてたとえ少くとも必ずこれに何らかの対策を講じていかねばならないことは当然であります。しかし昨年に較べて20万人増し、絶対数としては80万人位の失業者はそれほどの問題にはなりません。それよりはわが国の雇用問題としては潜在失業者というのが量にして多いことです。ですから、完全失業者が10万や20万増えたという問題よりも潜在失業者の問題の方が、更に深刻な問題であると思います。さてこの場合、潜在失業とは何であるか。これは理論でなく政府が実際に対策を講じようとする場合に、まず実態的に把握されていなければならないのであります。ところがこれを現実把握するためには、非常に困難なのであります。たとえば低収入者、或はまた完全に失業はしていないけれども一週間にたつた一日ぐらしか仕事がないとか、働く時間でいうと週48時間位働くのが普通だとしますと、その労働時間が僅か30時間に充たないことは、半分失業していると見てもいいとも考えられます。しかし短時間労働者が総て半失業者であるともいえないのです。また収入の方からみましても同様であります。即ち、客観的にみて、簡単にある程度以下の低賃金を以つて半失業だと判定することは、必ずしも正しいことではない。賃金は生活に直接結びついております。生活はその人が家族生活のなかで世帯主であるか、家族の一員に過ぎないのかによつても大いに違ふし、さらに主体的、習慣的にも人によつて生活は違ふし、社会環境、就中、生活をめぐる周辺の経済事情の相違、従つて地域的にも生活の様相は違ふ。このようにみて参りますと、短時間と低賃銀の状態にある労働者のなかに半失業者と見做される労働者がいることが明らかではあるが、これを明確に区分けして、しかも数字的に全体を把握することは仲々容易のことではありません。そこで結局潜在失業者数の認定は、所詮推測による他ありません。この結果労働省や農林省、人口問題研究所や内閣の失業対策審議会等々における推計に多少の相違がありますが、今日の状態では潜在失業者は大体700万人前後であると考えられます。そこで仮りに潜在失業者700万と推定するとしますと、わが国の労働人口を4,000万とし、これに対照して見ますと、700万は17.5%というように大きな数字になります。完全失業者だけなら数量的にいつてそれほど問題ではありませんが、しかし潜在失業者が

既にこのように多いとしますと、これは色々な意味において問題であります。潜在失業者は低収入で、半失業の状態であります。せつせと働き、現に働く状態にありましても、普通の一日の仕事を終えて、夜になると、夜なべをやつても僅かな収入しか得られず満足な生活が出来ない。また働こうと思つても、満身に働く仕事と与えられない、こういう人々も入つています。或は一応連続的に仕事にありつけるけれども、季節変化が大きく、ある時期には失業状態によつて、この収入を年間に平均すると半失業状態と考えられる人々もいる。これでは経済問題としても労働力が完全に利用されていない状態になります。物財が利用されないままであることは、経済的マイナスでありますように、人力、労働力が十分利用されないことは、その国にとりましても経済上遺憾なことであります。凡そこのような事態が、かなり重大問題であることについては、今日では既に多くの人々が知つてゐることであり、ただこれにどう対処すればいいのかという問題は非常に困難であります。政府の失業対策は単に完全失業者に対して一方では失業保険、他方では公共土木事業や失業対策事業その他によつて対処しようとしているに過ぎません。そして潜在失業に対しては、生活保護法による扶助が潜在失業者を一部救済しているという点を除いて、全く何の対策もないという他ありません。これでは根本的な解決にならないのであります。そこで、もともと過剰人口でありますから、この人口問題を家族計画によつて解決しようと考えざるを得ないものとされます。わが国の産業は、ある意味に於いては相当に雇用量を増して来ていますけれども、過剰人口に原因して潜在失業がかなりあるというのが、今日の実情であります。従つてこの過剰人口を家族計画によつて今後に向つて抑制して行かなければならないという結論に落ち着くわけですけれども、私はここで大工場労働者の労働状態、特に労働時間問題について、皆さんの御注意に訴えて置きたいと思ひます。私の意見が間違つて居りましたら、皆さんの意見を伺いたいと考えて居ります。

わが国の雇用事情の特質と云い得るのは、このように潜在失業が多いことです。過剰人口だ、労働力の供給が多いという状態が、所詮潜在失業を大量に存在せしめる基本的原因であるとすれば、今日世界各国の産業経済の発展とその

下における労働関係の推移を見て、われわれが云えることは、労働時間を短縮することを積極的に考えてしかるべきだということであり、極めて長期に考えまして、何れの国においても産業の発展とともに労働時間はだんだん短縮されて来ております。わが国に於いても亦ほぼ同様であります。戦後は御承知の通り、労働基準法の中に原則として8時間労働が決められ、今日労働省の調査によつて見ましても、労働時間は平均1日8.2時間ぐらゐで、週に49時間から50時間足らずまで来ています。これはわが国の戦時中を例外として、戦前に比べても相当に短縮されて来たことを明白に示すものであります。しかしながら、すでに欧米諸国では、なかならず産業の最大な発展を見て居りますアメリカでは、御承知のように一日8時間、週48時間労働というのは半世紀も前の話でありまして、現在は、原則として週40時間労働となつています。このように8時間労働が昔の夢であつたというのは、アメリカだけではなく、イギリス、フランスに於いても、もはや48時間でなく、44時間或は45時間ということです。イタリーや西ドイツは48時間ですが、最近、西ドイツの労働組合は、40時間労働制を要求しようとしています。このようにして労働時間の短縮はかつて最適限だと考えられた8時間を下廻り、産業の発展に対応してさらに短縮して行くというのが、世界史的な傾向であるといつていいのであります。

さて、このようにアメリカでは週40時間が実地されているのですが、その所以は何でありましょう。もしアメリカで今日週に48時間労働が実施されていたとすれば、現在働いている労働者をもつと少くてよい筈であり、反対にそれだけ失業者が多くならざるを得ないことになりましょう。かくして労働時間が短縮されていることは、雇用量をそれだけ減らさないようにしているのも同然でありまして従つてそこには完全雇用に近づこうとする努力の現れのあるのが見られるわけであり、勿論労働者が一日8時間以下の短時間労働ですまされることは国全体の産業がそれだけ生産力を伸ばしていなければ、可能とはならないわけですが、産業経済の発展を前提にして考えますと、労働時間を出来るだけ短縮して、出来るだけ多く失業者を出さないように、またこれと同時に潜在失業者も亦出来るだけ縮減して行くように具体的に処置していくべき

ではないかと思ひます。

次には大工場の労働者の時間問題についての問題として取り出したのでありますが、わが国の労働者、殊に大工場の労働者は、中小企業の労働者に比べて賃金も高く、色々の点で近代化されています。しかしこの大工場労働者の労働について見ても、労働時間の問題となりますと、これを短縮するという問題は今なお重要な問題になつていない。ただ労働者の要求としては、協定労働時間を短くしたいということがあります。それは、労働時間が實質上短かいことを決して欲しているわけではなく、協定時間を短かくすることによつて残業時間を有利に長くすることが出来るのを狙つているわけです。いい換へますと、協定時間を短かくすることは、それ以上は働かないということではなく、残業時間をふやし、残業手当を増したいという賃金問題であるわけです。従つてこの場合、時間問題は賃金計算単位としての、いわば計算時間問題であります。實際一日何時間働くのがいいか、労働者が一日何時間働くかによつて、全体の雇用量を維持し、増大することができるか、などという点が全然労働者に意識されていないことに今日の問題があると私は思ひます。賃金問題である労働争議の幹旋や調停に際して、私は大工場の労働組合幹部諸君と絶えずお目にかかつてゐるけれども、労働時間の短縮問題の雇用量に關連する意義を明確に意識してゐる幹部諸君は殆んどいない。しかし日本の大工場では確かにこのような問題がそろそろ考えられて然るべきでありましょう。ところがこれが今なお全く問題にならないという点に、残念ながら、日本の労働問題の特徴があると思ひます。これが第一の問題点であります。

第二に、わが国の今日、経営内の労働について色々な問題が指摘され、またこれらについては種々研究も重ねられて来ておりますが、実は一番大切なことが、見落されています。それは他でもありません。一般に労働者が工場の中で一体どのように働いているか。労働時間の観点から云いますと、実働時間が8時間にしろ、また7時間にしろ、孰れにしても、労働者が本当に働いているのは一体このうちの何時間であるのか、逆にいいますと、空費時間即ち、いわば空回りしている時間、失われていく時間が果して何%位になつてゐるでしょう。

か。これが問題であります。むろんこれは工場によつて違うでしょうけれども、一般的にいつて所謂所定の実働時間の半分も本当に働いている時間があればよい方であつて、あるところでは実際に実働時間の三分の一しか働いていないということもあります。これでは確かに問題だといわざるを得ません。ただ残念ながら今日これが全体としてどの程度に及んでいるかを知ることの出来る調査がありません。しかし凡そ工場の労働の実際をよく見聞している人々にとつてはこのような状態がかなり一般に存在していることが知られているといつていいのではないかと思います。勿論作業の現場では時に機械が思わざる故障をしたり、材料がうまい具合に流れて来ないなどという理由のために手待ちになることがある。このような手待ち時間は止むを得ない。しかしこれも生産工程の管理を十分にすることによつて極力これを少なくするよう努力されるべきであります。しかし今私がここで問題としようとするのは、この種の止むを得ないものを除き、労働者自身の故意、無思慮、不注意等によつて失われて行く時間があります。私はかつて京浜地方のある大工場に用事がありまして、参りましたところ、恰度夕方終業時間の5分程前にその工場の正門の内側のところに、10数人の労働者が煙草を吸つています。午後5時の終業時間の来るのを待つているわけです。その横にはタイム・レコーダーがあります。これでは一体何のためにタイム・レコーダーがあるのか。聊か滑稽であります。こんな状態では週40時間制など全然問題になりそうもありません。いい換えますと、8時間以下の短時間労働が問題となるような素地はわれわれの場合にはないといつてもいいでしょう。しかし皮肉なことにはこのような状態こそは実質上短時間の労働であるとみることができ、週40時間制というよりは、或はもつと短かい労働時間を労働者が働いているというのが、わが国の現状であるともいえます。しかもこのような状態がかなり一般的であるとしますと、これは一体どうして可能になるのでしょうか。卒直にいつて、ここに次ぎのような解釈がなりたちそうです。

わが国は過剰人口だといわれています。労働力は過剰であります。しかも完全失業者は僅少であります、これは全く辻妻の合わない話であります、しか

し以上のようにみて参りますと立派に辻妻が合つていようにみえます。即ち表面向き実働時間は八時間であつても、實際は労働者がその何分の一しか働いていないからこそ、完全失業者が少くて済まされ得るわけです。大工場労働者のこのような労働の実態に加えて、他方に潜在失業者が完全失業者の10倍も、さらに10数倍もいることが、結果過剰人口にもかかわらず完全失業者の少数という矛盾した事実を説明し得る根拠になりましょう。

實質上労働者が所定の実働時間の何分の一しか働いていないということは、さらに別の角度からいいますと、経営は過剰雇用の状態にあるともいえます。過剰雇用であるかどうかを判定することは、それ自体仲々容易なことではありません。しかし日本経営では概してロスト・タイムの研究、就中、以上に述べましたような状態を十分調査研究しようとしているところは少ないし、本当に定員を科学的に計算しているような経営が一体幾つあるだろうか、これも甚だ疑問であります。また時に問題が起きると人員整理が往々にして問題となる。しかも人員整理をして生産量がそれだけ減るのかと思うと、そうでではなくて人員整理が行われたにもかかわらず却つて経営の生産は増大し、労働の生産性が特別の技術的設備の改良案を伴わないでも実現しているという場合が屢々ある。凡そこのような諸事態があり得るのは過剰雇用の存在を示す以外の何ものでもありません。労働時間が水増しされ、過剰雇用状態が多くの経営にあればこそ、表面的には人口過剰の問題を糊塗し得ているのでありますが、しかしこのような、いわばいい加減な状態をいつまでも保持しては本当の意味での進歩にはなりません。私達は何んとかしてこのような状態から逃れ出ると同時に、過剰人口状態から抜け出て行かねばなりません。このためには、われわれは自ら省みて、このような不合理な状態に対してもつと合理的な眼を向けて行くべきだと思います。経済生活の理想としては、国の産業経済力が増大し、労働の生産性が増大し、従つて實質賃金の増大、国民所得の増大とすすみ、その上で必要な限度に労働時間を短縮して完全雇用にだんだん近づくことを、われわれの理想としなければならぬのであります。これは労働者のためだけでなく産業発展の理想でもあります。

このように話して参りますと、皆さんのなかにはお前の話つまり労働強化を押しつけようとしているかのように考えられる方もありましょう。しかし幸いにして今日は広い意味での労働科学的研究がかなり發展して来ておりまして、われわれは果して労働者を労働強化に追い込むことになつていのかどうかについては、それこそ慎重に調査研究もしなければなりません。私はこういう方面の努力を一方の裏付けとしながら、労働の実態の中に合理的なものを創り出すよう努力すべきだと思います。これは労働者の利益であり、企業の發展にとつても大切なことであり、労働者自体が、こういう事態の実現にもつと積極的に協力すべきだと思います。ところで、これを理論的にも實際的にも、ここに私に与えられた新生活運動と労働運動という題目に結びつけて結論を出しますと、こういうことになります。

今日の潜在失業の状態にしる、労働時間の実況にしる、これらは孰れも遺憾千萬な不始末な事態であります。凡そこのような事態から脱却して行くための第一条件は、これらの不始末、不合理な事態に対する批判的な見方、いい換えますと、万事辻妻の合つた合理的なものの考え方と態度と行動とが、何よりも各人について期待され得るといふ点にあります。このためには各個人、いうまでもなく働く人々は単に経営内においてだけでなく、各人の家庭生活のなかでも同様に合理的な態度で対処して行かねばなりません。職場の生活と、家庭の生活は、場所的には一応別であり、時間的にも別でありますけれども、われわれは決して別の二つの世界に生活しているわけではありません。新生活運動はこういう関連から、生産に、産業に結びつくところに、生産的意義を持ち得るのであつて、新生活運動はかくして一面産業問題として、同時に他面では労働問題としても、十分真面目にこれを取り挙げる価値があります。新生活運動は家族計画をその内容ととしておりますが、それは一般的にいえば、各人の家庭生活、産業上の雇用問題、わが国の人口問題に対して一つの明確な筋を通した社会的に合理的なものの考え方と態度とを含んでおります。私が新生活運動に期待した一面は正にここにあります。けだし過剰人口、先きに述べました潜在失業や経営内労働の実態などいふ状態は、人々が既にこれに慣つこになつて

了つていて、その不合理性に対する自省も批判もマヒして了つており、延いては、合理的なものの考え方、特に将来に対する計画的なものの見方、一国の産業や一国社会の全般的な状態に対する改進黨的な思慮を人々が持たないままでいるということになつて了つている。これでは民主主義が育つ地盤もないし、本當に好ましい社会進歩を産み出す大衆的素地もないということになります。

新生活運動がかくして産業問題と労働問題の解決に対して一石二鳥の役割を果し得るという意味では、働く人々は自分達の問題として当然のことではありますが、経営者にとつてもこれは軽々に看過し得ない問題であります。先きにも申しましたように労働者は家庭と職場という二つの空間的には違つたところで生活をし、労働に従事しておりますがしかし働く人そのものは二つの場所によつて違つてゐるわけではありません。そこで経営者は職場における労働者に対して、経営内の人間関係を通し、これを具体的にいいますと、特に経営の福利施設を通して、新生活運動を直接に、或は間接に支援すべきものでありましよう。特にさらにこの点で私の是非ここで期待したいことは、職場全体を通してその体制上新生活運動に水を差すような事態を細心の注意を払つて、経営者がこれを取り除けるように努力することです。いい換へますと、経営者は少くとも新生活運動のさまたげにならないように注意することが、新生活運動に対する経営者の協力の第一歩であります。そしていうまでもなく、単に消極的な態度ではなく、積極的に経営者が新生活運動に協力して頂けることを期待せざるを得ないのであります。

次ぎにしかし問題なのは労働組合と組合運動との関係であります。皆さんも御承知の通り、わが国には観念的、イデオロギー的には極左的な動き方をし勝ちな組合が一部にあります。新生活運動が産児制限、家族計画の実施という面に極めて狭く限定してかかる場合には、或はそれほど問題ではないということになるかも知れません。しかし既に私が先きに述べて参りましたような期待は、ヒネクレて考えられますと、それは労働強化を強いようとするものであるとか、或はまたそれは労使協力を狙いとするものであるとか、さらにそれは精神運動として労働組合の切りくずしを目標としているのではないか、などと考

えられそうであります。しかし先にも申上げて参りましたように、本当に組合運動が民主主義的組合運動であり、かつまたわが国の労働組合が将来に向つて労使関係を近代化し、合理化しつつ、同時に労働問題の正しく好ましい解決の途を求めようとするなら、組合はむしろ進んで新生活運動を自らの運動のなかに取り入れるべきものであるということが出来ます。私はこのような希望を卒直に容れてくれる組合のあるのを信じております。

(質問A) 私は生活改善運動を数年来やつていますが生活改善の側から近よりますと、それが組合活動を破壊するといった声がありまして、労働組合から非常に抗議されています。最近婦人団体がそういうものでないと云つた具合で、二つに分れて対立している恰好ですが、先生のお話を聞き、生活改善の問題、産業経済の問題が、今日のように混乱している原因は、経営活動、労働運動が経済的な関係に於いてのみ議論されているからであるということが分りました。それで経済面に於ける合理的な考え方と併行して、経営と労働の倫理面とは互に滲透していない。だから二つのものが、どの点かに於いて調和しなければうまく行かないと考えているわけですけれども、私個人として先生にお願いしたいことは、私は今日の状態に於いて、家庭生活、社会生活と云わず、経済的な研究と同時に経営者としての倫理、労働者としての倫理をもつと滲透させねばならないと思つています。しかし倫理問題といいますと、天降りの倫理道德で今の時代にあるべきでないといつて成果を得られないのです。藤林先生のような経済方面のオーソリテイの方が云われると、労働組合の人々も経営者も聞いてくれると思います。経済関係の学者の方はそういった指導的關係もあると思いますから、指導に倫理面は入り難い事情にあると思うのですけれども、物の面からの理論そういうものだけで、経済というものは実際に動くものでなくその裏に人間の倫理性がなければならぬと思います。若しこれに賛同を得られれば、一般から受け入れられ、先生方が倫理面の運動の推進力になつて頂きますと同時に、われわれも素直に受けられると思ひ

ます。新生活改善の活動に於いても、対抗意識がなく、親交の方向にもつていくものでないかと思ひますが――

(答) 倫理的な面がもつと透徹することを念願しておられます御意見に対しお答えをするというよりは、むしろ私の意見を卒直に申上げてみたいと存じます。昔から、貧すれば貪する、衣食足りて礼節を知る、と一方ではいわれ、しかしまた他方では渴しても盜泉の水を飲まず、ともいわして来ております。私達の生活の物質的な一面と精神的な面と、この孰れもが私達の日常行動を規定する重要な意義を持つておりまして、この孰れか一方に重点をおくことには賛成できません。しかし凡そこのような問題は哲学の問題で素人がやつても水掛け論になるわけですからこれに深入りすることは避けたいと思ひます。そしてただここで申上げたいのは倫理的な面に重点を置こうとされる態度に対しては、人は貧すれば貪するものであることを忘れられないように期待したいと存じます。さらに問題は、人をみて法を説け、ということもありますように、かつまた性急直裁に倫理道德問題を説くよりは、極めて具体的に身近な事実について道理を明らかにしてかかることがむしろ賢明であろうかと存じます。私はこの意味において労使双方に対して事実の認識を新たにしよう真面目な態度を期待しているわけでありませう。

(質問B) (イ)労働生産性の増大と(ロ)実質賃金の増大の二項目と、それと、(ハ)の完全雇用への接近という項目との関連性について御説明願ひます。

(答) 実質賃金の増大を実現して行くためには、国の生産力の増大が実現され産業活動の拡大発展がまず実現されている必要があります。そしてこの後者のためには、何よりも亦労働生産性の増大が必要である。さらに労働生産性の増大はそれ自体としては労働力を相対的にはそれだけ節約し、不用化し、従つて失業増大の可能性を創り出すといえます。これを完全雇用に近ずけるためには一方では産業の発展による産業活動の拡大によつて、同時に他方では先きに

も申上げて参りましたように、ここで労働時間の短縮による雇用量の維持増大を考えることによつて、格段の努力をする必要があるし、このような努力が特に第二次大戦後の、いわば世界史的方向であるといつていいのであります。

(質問C) 只今の問題に関連があると思ひますけれども、労働時間の短縮が完全雇用に向う途であるということになるとしますと、大工場の実態に即していいますと、次ぎのようなことになりはしないでしょうか。即ち労働時間は実際上半分位しかないというような状態を合理化するということは労働時間の延長ということにならざるを得ないのではないのでしょうか、果してそうだとしますとこのことと、労働時間を短縮するということとが矛盾することにもなります。この点について。

(答) 確かに労働時間の問題はここに二つあります。一つは実現の労働時間が実質上半分位でしかないという実情を合理化すれば、恐らくは今日の人員を相当に縮減することができます。そこで労働時間の短縮による雇用量維持の問題においては、まず一般にロスト・タイムが極力圧縮され、合理化されていることを必要な前提条件とします。そしてこのような状態が存在している上で、労働時間の短縮が雇用量との関係において問題となり得るのであります。しかしロスト・タイムが極力圧縮され、合理的な労働時間の消費が一般に行われているというような状態の実現を期待することは容易ではない。ただそれにしても次ぎのことが明白であります。即ち、実状のままで労働時間が漸次短縮されて行けば自らロスト・タイムが減少して行くのでありまして、この限りでは労働時間の短縮がまず労働時間の合理化の途でありますし、また事実問題としては、労働時間を漸次短縮して行きつつ、労働時間の合理化のために労働者を教育し、指導し、彼等に労働時間の合理化と時間短縮による雇用量の合理的な維持とについての彼等の自覚を得るようにしなければなりません。ただこの後に残された問題は国全体の産業経済の発展によつて労働時間の短縮による雇用量の維持増大、完全雇用への接近を実現して行くことであります。現政府は経済

六カ年計画を強力に実施しようとしているように思われますが、今の六ヶ年計画には労働時間の短縮による雇用維持という問題は全然はいつていませんが、国の産業の全般的な発展がやがて労働時間の短縮による雇用量維持の問題を実現して行く基礎であります。このように致しまして、問題は事実上そんな簡単なものでないことを知る必要がありますが、しかし問題の方向をまずお互によくこれを知つた上で、一歩一歩これに近づく努力をすることが必要であります。

受胎調節と人工妊娠中絶

横浜市立大学医学部教授 医博 森 山 豊

私の受持ちは、「受胎調節及び人工妊娠中絶」ですが、今日お集りの方は専門の方でないと思いますので、一時間位で全体を話すことになりますと、駆け足になりますので、不足のところは後で懇談の時間に補つてゆきたいと思ひます。受胎調節と人工妊娠中絶を理解するためには、先ず第一に妊娠はどうしてするかを知ることが大切です。

受 胎 調 節

I. 妊娠成立までの順序

妊娠するまでの順序をみますと次のようになります。

- 1) 男女の性腺(睾丸・卵巢)から、性細胞(精子と卵子)が産生される。
- 2) 性細胞が外部へ排出される。
- 3) 男女の性細胞が、女子の体内に於て相合する、即ち受精する。
- 4) 受精した卵子が、子宮内に附着する、即ち着床する、これを妊娠という。

1) 男女の性腺(睾丸・卵巢)から性細胞(精子と卵子)が作られることです。性腺は老人や子供にもありますが、性細胞が生産されてなければ子供は生れないのです。婦人が妊娠するのは、女子の性腺である卵巢から性細胞(卵子)が作られる年齢に限られているもので、この年齢は月経がありますから、はつきりしております。初潮がありまして、それから閉経するまでは、性細胞(卵子)が作られているわけです。初潮年齢は個人的に違いますが平均満14才10ヶ月と云われ、閉経年齢は、おそい人は54、55才早い人は42、3才ですが、平均48才となつております。しかし、月経のある間がずうつと妊娠可能というわけではなく、女子では満45才以後では、月経はあつても、妊娠することは稀です。し

かし、それまでの間は、月経一回について、大体1個の卵子が出されておるわけです。ただ男女の性細胞をみますと非常に大きな違いがあります。即ち一つは性細胞の数が著しく違うことです。女子は15才から50才まで月経があつたとしますと、35年間あるわけです。その間月経一回について、1個の卵子が作られると、30日型の月経の婦人は、一年に十二箇の卵子が作られますから、35年間には(12×35)個の卵子が作られることとなりますので、一生に作られる卵子の数は400ぐらいということになります。しかも卵巣は左右二個あるので片側の卵巣からは200前後となります。しかし、実際には、妊娠中は、卵子は作られませんし、お産後も六ヶ月から一年ぐらい卵子を作りませんから、婦人一生の間に作られる卵子の数は、ずつと少なくなるわけです。このように、女子の卵巣からつくられる卵子の数は非常に少ないものです。これに反して男子の性細胞である精子は莫大な数が作られます。これも人によつて多少違いますけれども、健康な男子の精液1CC中の精子数は、5,000万から6,000万で、中には1億ぐらいの人もいます。しかも一回に射精される精液量は3~5CCmですから、一回に射精される精液中の精子数は、1億5千万から、3億ぐらいという莫大な数に達します。これが一生涯を通じて、出される精子の数は天文学的な数字になります。何故こういう莫大な数の精子を出すかについては、何か生物学的な意味があるのでしょうか、まだはつきり判つていません。いくら多くても受精に必要なものは精子一つと卵子一つでいいわけで、男子の方は何億も出しながら結局は大部分は無駄になつていくわけです。結婚しても、妊娠しない夫婦がありますが、この欠陥は男子側に責任がある場合と、女子にある場合がおよそ半数ずつあります。不妊の男子側原因として最も多いのは精子の数が足りない場合です。精液1CCについて2,000万以下ですと、授精しにくくなります。精液1CC中に2,000万といても、精液5CCm中には1億の精子があるわけですが、それでも受精し難いのですがこの理由はまだわかりません。とにかく男女の性細胞の数が非常に違うことは確かですが、その意味はわかりません。受胎調節というのは、この莫大な精子が入らないようにしようというわけでありませぬ。

2) 妊娠する順序として、次に性細胞が外部へ排出されることです。女子の場合は卵巣卵管が左右にあり、この卵巣の大きさは大人の親指ぐらいです。卵子が卵巣の外に排出されることを排卵と云います。排卵された卵子は卵管という管に吸い込まれます。卵子自身には動く力がないので吸い込まれて卵管に入つて来ます。このように卵巣から卵子が排出される時期即ち「排卵期」は婦人では決つてゐるもので、これが「荻野学説」です。荻野学説によりますと、この排卵期は今度すんだ月経には関係なく、次回の月経の始まる前、12日から16日の五日間をいうことになつております。次にある月経を「予定月経」または、「次回月経」といいますが卵子が排出されるのは、今度出た月経に関係なく、次の月経の始まる前の日から運算して、12日から16日まで5日の間に排卵されるということです。たとえば、次の月経が七月一日から始まるとしますと、その始まる前日の六月三十日から逆算して、12日から16日前即ち6月15日から19日までの5日間の間に排卵します。これは月経の始まつた日ではなくて、その前の日から起算するわけです。この5日間のいずれかの日に排卵するので、この5日間以外の日には排卵しないというのが荻野学説です、この荻野学説は1924年に発表されたもので、爾來30年余になります、今までのところこれを否定するような学説、実験は出ておりません。

3) 次に、妊娠の成立する段階は、第三の男女の性細胞が相合することで、これを受精と云います。人によつて違いますが、卵管の長さは7~8Cmから10Cmぐらいで、この卵管の端の方で、卵子と精子が合うことになります。しかし卵巣から排出されて卵管に入つた卵子の生命は短かく、もし精子と合わねばせいぜい数時間、長くとも24時間で卵子は死ぬわけです。この卵子が卵管の中を輸送されるのは、卵管の内面の繊毛が、子宮の方にたえず動いてゐるのでこれにおし出されることと、もう一つは卵管の収縮運動の作用によつて子宮の方に輸送され、約一週間かかつて、子宮内へ送りこまれます。一方性交の際、膈内に射精された精液の中の精子は、全部が子宮の中に入つてゆくものではありません。もともと健康な婦人の膈の中は酸性反応を呈し、不健康なほどアルカリが強いものですが、精子は酸性に弱いものですから膈の中にいますと死んでし

まいます。ペツサリーやスポンジを使いますと、膣内の精子は数時間経てば酸で死んでしまいますから、性交後数時間後にペツサリーやスポンジをとればいいわけです。また、精子は熱に対しても大変弱いもので、冷い方は割合に強いのです。37度という人間の体温でも、二、三日しか生きない。37度の体温ですと最も活潑に運動し、自分のもっているエネルギーを出しつくして、3日くらいで死滅いたします。冷しますと運動は鈍くなりますけれども、長く生きています。女の方の卵巣は腰骨の一番真中に守られて冷えないようにしてあります。ところが睾丸は外部に出ています。これは、冷やすためです。冷蔵庫なんです。男子の場合は睾丸を温めるといけないけれども、女子の場合は、腰を冷やしてはいけない。冷やすと婦人病になるといわれます。こういうわけで、マラリアなどの高熱を発する病気をやつた人は、睾丸の中の精子が死んで無精子症になつていることがあります。精液はありますけれども精子はないわけです。こうして精子は、膣内の酸性のために相当死んでしまいますが、死ななかつた精子が、子宮の頸管を通つて又子宮腔内に入つて行きます。ところが、頸管の中には粘液がたまつていて、これの性質が時期によつてちがいます。これが排卵の時期になりますと、粘液の濃度が非常に薄くなるもので、この時期だけ、精子はその粘液の中を貫通して子宮腔へ入つてゆけます。それ以外の時は、頸管の粘液が非常に濃厚であるため精子は貫通出来ないのです。排卵の際に何故薄くなるかと云いますと、卵巣から分泌される卵胞ホルモンの影響です。ですから排卵の時期になりましても、ホルモン不足のために精子が通るような粘液の変化をしない婦人などは、妊娠しにくいのです。ですからこのような型の不妊症の婦人には卵胞ホルモンを毎月月経後に数回注射しますと妊娠するようになります。こうして、精子は子宮腔から左右の卵管に入つて行き、卵管の中の卵子と合うことになります。精子と卵子と相合するときには精子の頭だけが、卵子の中に入つてゆくことになります。頭というのは細胞の核に相当するもので、この中に男が子供に伝える遺伝物質が含まれております。こうして卵子の中に入つた精の核と卵子の核と合い、受精するわけです。

4) 受精卵の子宮内膜への着床。こういうようにして、卵管の端で、受精が

行われますと、この受精卵が卵管の中をおよそ一週間くらいかかつて輸送され子宮内膜へ附着いたします。受精卵が子宮内膜に附着します。これを着床すると云い、受胎したと云います。ここで初めて受精卵は母体との接触が出来るのでありまして、これで妊娠したというわけです。受精しただけでは妊娠したとは云いません。以上が妊娠するまでの順序です。こうして受胎した卵子は、子宮の中で四つ八つ、十六と細胞分裂をして、だんだん胎児が出来てゆくわけです。

II. 婦人の受胎期

次は婦人の受胎期について述べます。先程、排卵の時期は月経の前の12日から16日の間と云いましたが、この排卵の時期と受胎の時期の關係についてお話いたします。受胎の時期はいつかということを決めるには排卵の時期の他に、婦人の体内に入つた精子の生存期間が問題になるわけです。これは各人の体質やその時の身体の状況によつて違います。子宮の中に入つた精子は、普通3日間くらい生存します。ですから、排卵する三日前に精子が入つても、受胎します。ですから、排卵期は次の月経の12~16日前の5日間ですから、受胎期はそれに精子が生存期間3日を加えて、次回月経前12~19日の八日間となります。この受胎期の八日間と云いしても同じ意味でなく、この八日間のうち、排卵期の五日と精子の生存期間の三日をプラスした八日間であります。このうち排卵期の五日間というのは正しいものですが三日間というのは、必ずしも一定ではありません。精子の生存期間は男子のその時の健康状態によつて違つてきます。ですから、受胎期の8日間を正確に計算しましても、これだけで、避妊に利用するわけには、いかないのです。精子の生存期間が一日か二日ぐらいのびる可能性もあります。婦人には、この受胎期を中心として、今度の月経の後の不妊期（妊娠しにくい時期）と、次回の月経前の不妊期の二つの不妊期がありますが、この二つの不妊期は性質が違ふわけで、次の月経の前の11日間の不妊期の方は絶対に排卵しないわけですから妊娠はしません。しかし今度の月経後の不妊期は、正確だと云えないわけです。荻野学説を受胎調節に利用する際には、二つの点に注意する必要があります。一つは荻野学説では、排卵期というものを、事実あつた月経を基準とはせず、次に予定された月経から逆算す

るわけですから、その予定月経が、予期したようにこないこともあります。もう一つの点は精子の生存期間にも、個人差があるということです。この二つのことをよく理解しておけば、この受胎期も利用の価値はあります。婦人の月経周期を見ますと、その移動が分りますから、概算は出来ますし、受胎可能期間があるわけですし、また妊娠し易い時期としにくい時期がありますから、利用する価値は充分あるわけです。尙婦人の排卵期は婦人の基礎体温を計ることによつても分ります。婦人の体温は、二段の変化がありまして、月経後は低くて「低温期」ですが排卵すると体温は高くなつて、いわゆる「高温期」になります。ですから体温をつけてゆくと排卵日を知ることができます。低温期の最後の日が、排卵日です。排卵のあつた翌日から11日間は受胎しないわけですから、毎日体温を記録してゆきますと、受胎調節に利用できます。

Ⅲ. 受胎調節の意味

さて、次に受胎調節をするにはどうしたらよいか。これは今のべました妊娠するまでの順序を考え、これの逆をやればよいわけです。妊娠せぬようにすることを「避妊」といいます。これには二つの場合があつて、或る期間だけ妊娠せぬようにする「一時的避妊法」と一生涯妊娠せぬようにする「永久的避妊法」とがあります。「受胎調節」とか「計画出産」といわれるのはこの一時的避妊法のことです。このうち永久避妊法には、「不妊法」と「去勢法」の二つがあります。不妊法は卵管や精管を結紮する、縛つて一生涯妊娠しないようにする方法です。男子の場合は輸精管を縛ります。卵管結紮の不妊法をやりますと、月経が止つてしまつたり、男みたいになるといつて心配する人がありますが、そういうことは絶体にありません。この手術は卵巣の働きには無関係ですから月経に関係しません。もう一つの去勢法には手術とレントゲン照射法の二つがあります。これはいずれも卵巣の働きをなくしてしまうのですから、卵巣はありましても、卵子が出ませんから妊娠しないことになります。精管或は卵管の結紮の方は、卵巣の働きに関係ないのでありますから、子宮内膜もあり、月経に何ら変化も来ないし、性生活にも変化なく、女性ホルモンの分泌にも関係しませんし、精神的肉体的影響もないわけです。ただ受精させないだけのこと

です。この卵管結紮の方法にも二つありまして、お腹から開けてやる方法と、腔の方から手術をする方法と二つあります。前者は入院10日間、後者の方は一週間ぐらいです。これは共に簡単です。更に一時的避妊法即ち受胎調節法にもいろいろあります。第一に精子が腔内に入るのを防ぐ方法で、これには、コンドーム法と性交中絶法とがあります。第二に、精子が腔内に入っても子宮の中に入るのを防ぐ方法です。これには精子を殺す力のある化学薬品、いわゆる避妊薬を使用するものと、子宮口を塞ぐ方法によつて、精子が子宮内に入らないようにするものがあります。子宮口を塞ぐものとしては、スポンジ又はタンポン法、或はベツサリー法などがあります。次に月経周期の安全期を利用する方法がありますがこれが先程云いました狄野式避妊法です。第四に子宮内に器具或は薬品を入れて、受精卵が子宮内に着床するのを防ぎ或は精子が子宮内に進入するのを防ぐ方法があります。これらの方法には、それぞれ一長一短がありこれらの一つの方法だけでは絶対に安全確実というわけではありません。受胎調節、計画出産法として良い方法としては、次の条件が必要とされます。(1)避妊の効果が確実でなければならないこと(確実性)(2)男女の身体に無害であること(安全性)(3)方法が簡単で平易であること(簡単性)(4)性生活を不自然にしていけないということ(自然性)などです。この確実性、安全性、簡単性、自然性の四つが、受胎調節の必要な条件で、これらが全部充される避妊法が最も望ましいわけです。現在あるいろいろな避妊法では、一つだけでこの4つの条件を具えているものはないので、どうしても二つ以上の方法を併用するより仕方がないのです。例えば、A、婦人の排卵期、受胎期の利用法、それぞれの婦人の月経周期を、くわしく調べ、この人々の受胎期を計算します。

B、1) コンドームと避妊薬との併用、2) スポンジと避妊薬との併用、3) ベツサリーと避妊薬との併用。

このAとBのうちのどれか一つを併用させこれをえらぶには、それぞれの家庭の事情によつて、適当にきめてゆきます。以上で受胎調節に関する話を一応終りまして、人工妊娠中絶について述べることにします。

人工妊娠中絶

先ず人工妊娠中絶ということはどういうことかといいますと、これは先程云いましたように、受精卵が着床し、胎児がだんだんと大きくなりますが、この胎児を人工的に体外に出すことを人工妊娠中絶と云うわけです。人工妊娠中絶方法は、妊娠時期によつて違います。妊娠の初から三ヶ月以内と、四ヶ月以降とは方法が違います。妊娠3カ月くらいまでは、子宮の頸管を抜けて、機械を入れて胎児を出すわけです。これは精々妊娠四ヶ月の中頃までで胎児が更に大きく成長する時期になりますと、こういうことでは胎児は出ませんので普通のお産と同じで、子宮に陣痛をつけ、胎児を生み出させるわけです。この頃はなかなか陣痛がつきにくいので、かなり時間がかかり、2日も3日もかかることがあります。次に人工妊娠中絶というのは、安全で、簡単であるかということですが、これにも問題があります。人工妊娠中絶は必ずしも安全ではありません。人工中絶が母体に与える影響は、手術を行う時の「直接障碍」とその時は何ともなくて後から起つてくる「後障碍」とがあります。中絶のときに機械で子宮頸管を抜ける時に、頸管の裂傷をおこすことがあります。また子宮穿孔といつて、子宮を破ることもあります。それから手術のときに細菌が入つて感染することがあります。また手術のときや、その後に多量に出血することもあります。医師がこのような母体に与える直接障碍は、よく気をつけてやれば、避けることが出来ますけれども、もう一つの障碍である後障碍というものがあることが事実これが非常に多いのであります。炎症を起したり、月経不順となつたり、また不妊症になる人もあります。それから習慣性流早産といつて毎日も続いて流早産をしたり、気がいらいらしたり、非常に憂うつになつたりする人もあります。また次のお産のときの胎盤癒着とか子宮外妊娠の原因となることもあります。このように、人工中絶後には、いろいろの障害がありますので、出来るだけ人工中絶はさけねばなりません。昭和29年に届出られたものだけで、114万の中絶がありました。実数はこれよりもつと多いことでしょう。このように人工妊娠中絶は必しも無害ではありませんから、母体保護の点から見ましても中絶よりも受胎調節にいくべきです。

(質問A) 受胎調節については、われわれは二年前から指導をうけましたけれども、性の問題の悩みとか、そういつた問題があつても、指導員その者が相談をうけて解決困難な場合が甚だ多かつたのでありますが、これについて、われわれが考えましたことは、心理的なものをもつと指導すべきではないかと思うのですが如何でしょうか。

(答) その点の指導については篠崎先生からあると思います。

(質問B) 今問題となつていますリングについて御説明下さい。

(答) リングによる避妊法は、受精卵が子宮内に附着するのを防ぐためのものです。ビニール製のものもあり、金属製のリングもありまして、これを粘膜の柔いところに入れるわけですから、これを長く入れて置いた場合、子宮内膜を刺戟して出血させることもあります。またこれを入れておいても妊娠することがあります。これらについては目下研究中であります。また正式の製造、販売の許可は出ておりません。リングを入れてみますと、月経でない時に出血する場合があります。これをとり除けば、治りますけれども、しかし長く入れて置いた場合はどうなるかということです。現在は医師が研究的に使うのは差支えないという段階で一般に普及させるには、未だ尙早といえましょう。

(質問C) 受胎調節に失敗した場合に、どうしても中絶をする必要があつた場合の入院日数について御願ひします。

(答) 戦前は少くとも一週間は入院したのですが、戦後の特殊状態で入院施設の不足ということで今のような、やつてから、その日に帰すすということが普通になつてしまいました。しかし少くとも手術した日ぐらひは入院した方がいいと思います。また農村の場合は夫婦だけで相談して、姑とか、附近の人々に知らしたくないというわけで直ぐ働くということになつていけない場合もあるということです。人工中絶後は安静と清潔に注意するとともに、出血が長びいたり、発熱したり、帯下(おりもの)が多いとか、下腹が痛むような場合は、なるべく早く医師に診察をうけなければいけません。

家族計画の理念

慶応義塾大学教授 経済学博士 寺尾琢磨

永井先生を中心とするこの新生活運動が家族計画に重点を置いていることは御承知の通りですが、その家族計画というものがどういう思想的裏づけをもっているかについて申し上げます。私が特に指名されたのは、先般人口問題研究会の人口対策委員会で、家族計画を国が政策として推進する必要があると建言しましたが、私とその委員長を勤めている関係からだろうと思います。何分問題が大き過ぎるので充分のお話はできませんが、輪廓だけでも申し上げることにいたしましょう。

■最初に家族計画という思想の歴史を振り返つて見ましょう。十八世紀の終りにイギリスにマルサスという人が現われて、人口は食物よりも遙かに速かに増加する傾向があるから、何らかの方法で人口の増加を抑制しないと、人間は貧困から脱却することはできない。そしてそのためには妻子を充分養えるという見込がつくまで成るべく結婚をおくらせると説きました。彼はこれを道徳的抑制と名づけました。マルサスがこんな意見を述べたのは、当時一部の学者が、人間の貧困は社会制度が悪いからで、社会を改造すれば人間は幸福になれると言つたのに対し、マルサスは人口の増殖という自然的な力が貧困の原因だと考えたからで、どんなに知恵をしぼつて良い社会制度を作つて見たところで、人口が増加すれば、晩かれ早かれ貧困が襲つてくると言つたのです。大へん悲観的な意見ですが、しかし道徳的抑制さえ行へば、人口の圧力に圧倒されることはない、と言つて、ここに唯だ一つの逃げ道を発見したのです。ところがこの点でマルサスは直ちに反駁をうけました。道徳的抑制は、言うは易いが、行うことは極度に困難で、従つてこれでは解決にならないというのです。結婚が問題なのではなく、多産が問題なのだから、結婚してから余り多くの子供を作らぬようにすればよいわけで、いわゆる産児調節論が生れたのです。この主張を新

マルサス主義といいます。始めてこれを唱えたのは、イギリスのフランシス・ブレースという人で、1820年頃から運動を開始しました。しかしそれが本格的な社会運動となつたのは、ずつと後の1870年代以後のことです。それには面白い話があります。或る書店が産児調節に関する書物を出版したところ、当局にいらまれて処罰されました。ブラッドラフ及びベザント夫人という二人の自由主義者がこれをば言論の自由への挑戦だと憤慨し、勝手にその書物を出版してしまいました。当局はもちろん彼らを訴起し、ここに有名な裁判事件が起つたのです。結果は有罪と決りましたが、これによつて書物の内容が一举にして人々の注意をひき、新マルサス主義はイギリスだけでなく、他の文明国に浸透してしまいました。すなわちかような主義を葬ろうとした当局自体が、逆にその大宣伝をやつたわけで、奇妙な結果という外はありません。

このころから各国に産児調節の団体が結成され、パンフレットや雑誌を刊行して活潑な運動を開始しました。しかしその目的は今日の家族計画とは著しくちがつて、謂わば純然たる社会運動の性格をもつていました。産児調節を労働階級の間に広めることによつて、労働人口を制限し、これによつて賃銀の引上げを実現しようとしたものでこのことは当時の新マルサス連盟の雑誌にのせられた次の詩がよく物語つています。

Oh, married men, and boys!
If your wages you would raise,
Just start a laugh at Brother Hodge,
When the parson gives him praise
For rearing children ten
That he finds it hard to keep;
For when there's many to work, you know,
You must sell your labour cheap.

(大意。結婚した諸君。賃銀を上げたいと思つたらう、ろくに養うこともできない子供を十人も育てている仲間の太郎君を牧師が賞めるのを笑つてやりなさい。なぜならば人手が余り多ければ、労働は安いにきまつているから。)

この詩からも判るように、その頃の産児調節運動の目的は、個々の家庭の合理化ではなくて、労働人口の抑制にあつたわけです。そしてこの運動がどんなに広く行亘つたかは、ヨーロッパ諸国の出生率はその頃から急に下降し始めたという事実が、何より雄弁に物語っています。

ところが出生率が低下したといつても、それはむしろ有産階級や知識階級の間に於いてであつて、肝心の労働階級のことでなかつたのです。ベルティオンという有名な学者の書物によりますと、1897年頃のパリ、ロンドン、ベルリン及びウインにおける妊孕可能女子千人についての出産数は次表の通りで、貧富間の出生率の極めて甚だしいことがわかります。

貧 富 の 程 度		パ リ ー	ロ ン ド ン	ベ ル リ ン	ウ イ ン
極 貧	貧	108	147	157	200
中 流 の 下	困	95	140	129	164
中 流 の 上		72	107	114	155
富 裕		65	107	96	153
富 豪		53	87	63	107
		34	63	47	71

これは要するに無産階級の為の運動が、ちがつた性格のものとして発展したからで、わたし達はここに家族計画の芽生えを見ることができましょう。家族計画とは御承知の通り、夫婦が産児の数と間隔を適当に調節することによつて、母体を保護し、家計の安定を計り、また主婦がより自由を享受しようということ、一言で言えば、家庭生活の合理化に在るのです。これは個人の合理主義に合致した行為で、こういつた意欲は貧困者よりも富裕で知識の高い人々の間に却つて高いのを常とします。新マルサス主義の方法たる産児調節が、いわば別の目的に利用されたわけで、ここではもう社会運動としての性格は殆ど失われてしまつたのです。しかし欧米では社会の上層から始まつたこの運動も次第に下層に浸透してゆき、上下の階級間の出生率の差は時と共に小さくなつ

て参りました。こうした運動は上層階級だけに行き亘るから、いわゆる逆淘汰の現象が起ると心配する人がありますが、欧米の例を見ると、そうした心配は余りいらぬように思われます。

さて右のような状態で産児調節運動は今世紀に入つて来ましたが、たまたまアメリカにサンガー女史という女傑が現われて、この運動に大きな革命をもたらすことになりました。看護婦として働いていた女史は、貧民が多産に圧倒されて悲惨極まる生活に墮ちているのを見て、産児調節の必要を痛感し、当局の弾圧の下で大々的な活動を開始しました。資本主義が進展するにつれて、貧富の差は増大する一方です。どんなに富裕な社会にも貧民は必ずあるもので、これは人口が過剰であるとかないとかとは関係がないのです。従つてサンガー女史の運動は人口問題のためではなく、貧困問題のためのものとして発生したと申せましょう。ことに家族計画の目標は、単に経済的なものばかりではなく、前に述べました通り、主婦の健康や自由といった文化的なものを多分に含んでいますので、いわば近代的生活の在り方に関する原則とも申せます。この意味で家族計画は人口の多少とも国の貧富とも無関係に、世界到るところで通用する主張なのです。イギリスやスエーデンのような国々で一番盛んに行われていることが何よりの証拠でしょう。

ところがわが国では、最初に申しました通り、国が家族計画を人口政策の一環として推進すべきだとの意見が強く、事実ある程度までは既にその線に沿つて国の活動が行われています。これは家族計画をば過剰人口対策たらしめようということで、家族計画の本来の目的とはちがうのです。出生率が高すぎるから、家族計画を普及してこれを低くしろということですが、このことは一寸考えられるようには簡単に結びつかないのです。というのは、家族計画は夫婦が自分の健康や収入などを考えて子供を適当なところに決めるということですから、幾人にしたらよいかは個々別々の問題で、一般的な標準といったものは何もないのです。健康で豊かで子供が好きな夫婦なら五人も六人も持つてよいわけで、殊に「適当に調節する」という文字の中には、例えば子供のない夫婦が人工授精のような方法で人為的に子供を作る場合も含まれるかも知れませんか

ら、そうなれば、家族計画が普及しても一国の出産率が減るかどうか、たとえ減るとしても、どの程度に減るのか、一向に見当がつかないわけです。家族計画さえ普及すれば出生率は大いに下るだろうと考えるのは、少し甘すぎでしょう。その上、家族計画における産児調節はいわゆる受胎調節に限られています。ところが例えば今日のわが国では最も有力な効果を發揮しているのは墮胎と人工妊娠中絶（これは合法的墮胎という意味です）で年々二百万を超える有様です。家族計画が普及して受胎調節の盛んになることは結構ですが、そのさい余りに中絶を非難すると、それが急に減つてそのため出生率は却つて高まるかも知れません。ことにわが国では受胎調節に失敗した人の過半が中絶に訴えるという事実があります。これが圧迫されると、結局欲しくない子供を産まなければならなくなる道理で、欲しい子供だけ産むという家族計画の主旨にも反する結果となりましょう。すなわち出生率を下げるためには、少くとも現状では、中絶、そして時には断種まで、或る程度大目に見なければなりません、それが家族計画の主旨に反するというなら、家族計画をば人口政策としたところで、その効果は知れたものといえましょう。ここに文化運動としての家族計画と、人口政策としてのそれとの大きな相違があるわけで、それをどう調和させるかそこにむづかしい問題があるのです。しかし家族計画の本質は一つの文化運動であつて、従つて人口政策としての性格は、いわばわたし達が勝手につけ加えたもので、人口政策に利用しようというのは無理な相談かも知れません。

しかしそうは言つても、例えば永井先生の指導しておられる日本鋼管や古屋先生の指導しておられる常磐炭坑地区その他の家族計画実施状況を見ますと、受胎調節だけで出生率は激減しています。こうなると前に述べた二つの性格、すなわち家庭の合理化と一般出生率の低下とは、実際には一致するわけで、私の述べたような心配は無用と申せましょう。私は唯だ学者の立場から、両者の理論的な喰いちがいを指摘しただけです。

最後に家族計画に対する社会思想的反対について一言いたします。家族計画が普及するにつれて、いわゆる左翼陣営からの攻撃も盛んになつて参りまし

た。既に述べましたように、マルサスは貧困は社会制度の罪ではなく、人口原則という自然的力の結果だといいました。社会を改良すれば明るい世の中が来ると主張する社会主義者がこれに黙っているはずはなく、特にマルクスやエンゲルスは口を極めてマルサスを攻撃しました。今日の家族計画の思想がマルサス主義と同じでないことは上に述べた通りですが、しかし少からぬ関係をもっていることは事実です。そこで左翼論者はマルサス主義に対すると同じ態度で家族計画に対する傾きがあります。卒直に言つて家族計画論者のなかには人間の不幸や社会の歪みを総べて人口圧力の罪と断じ、当然行ふべき社会改善の努力に眼を閉じている人がないではありません。このような考え方が間違っていることはもちろんで、左翼論者を俟つまでもなく、一般識者から排撃されるのも当然です。わが国では大きな企業会社で雇主側が音頭をとつて家族計画に従業員に勧奨している例が乏しくありませんが、もしそれが雇主側の打算のみから提唱されたとすれば、忽ち反撃を喰うでしょう。また国家が中心となつて家族計画が推進される場合でも、それによつて政治の貧困をごまかす気配が見えるとすれば、その健全な発達はどうも望めません。雇主が音頭をとる場合には、それがどこ迄も従業員の厚生のためのものであることを認識しなければならず、また国家が音頭をとる場合には、それがどこ迄も国民の福祉のためのものであることを理念としなければなりません。そして同時に、家族計画以外に為すべき多くのことが残されていことを卒直に承認して、そのための努力を惜しまないことが、結局は家族計画の正しい進歩を促す所以となりましょう。

生活合理化について

早稲田大学教授 今 和 次 郎

生活の合理化ということは、現在の生活を、どういうふうに合理化したらいいかと考えて見ましても、いろいろと問題がありますけれども、現在の生活が何らの支障なしに運営されているということは、結局慣習の中に流れているということになります。現在の生活も、ある約束ごと、みんなの申し合せの中に、また慣習の中にあるのだと思います。従いまして、各国には、それぞれの国の生活慣習があり、そこに歴史的な、時代的な、みんなの申し合わせがありまして、それが、その国の慣習となり、型となつています。すなわち、生活様式と呼ばれるものなのです。現在の生活様式というのは、現在人としてのお互いの申し合わせと見たらいいと思います。日本の現在の生活様式は、ヨーロッパやアメリカと違つています。その違つている点と申しますと、日本には日本の伝統があつて、その古い時代の慣習を、未だに、今日の慣習の中に温存しているという点であります。こういうわけで、国家別に生活の様式が異つてくるわけです。日本の慣習の中に、どのような伝統的な点が指摘出来るかということについては、昔からの生活様式を考えて見なければならぬと思います。そして、はつきりした生活指導も、慣習に充分なるメスを入れないと、出来ないと申します。現在の生活の欠点や弱点を見当づけるためには、昔の伝統なり慣習なりを見通していく力がなければ出来ません。例えば、今日迷信があります。これらの迷信についても、これがどんな様式から生れたか、その由来を遡つて説明することが出来なければそうだつたのか、と云つて納得してもらふことは出来ないので。こういうことは、どういうきつかけから出来たものかという、その理由が分らないと、納得してもらえないのです。一番最初に古代社会の生活様式について考えて見ましょう。つまりずつと昔から平安朝までの生活様式というものは、今日のような科学は殆んどありませんし、今

日われわれがいろいろな喜びや、悲しみの事件を判断するに当つては、すべて科学的に、その因果関係を考える力をもつていますが、未開社会から古代の平安朝までの時代はそういうわけにいかなかつたのです。例えば誰れか病気になりましたも、医学的な知識がないものですから、これは何かの祟りであるといつた具合に考え、どちらかといいますと、詩人的な、芸術家的な物の考え方をしたのですが、無難な芸術家的判断をしてくれれば、罪がないのですが、芸術的な空想から出発した考えを、信仰的なものへともつていきますと、迷信といわれるものとなります。宗教を専門に研究している人に聞きましても、信仰と迷信を区別することは出来ないといつています。欲ばつた人は金とか、現実的な欲望のために、神を拜む。このような金とか、現実的な欲求に結びついた場合に、それは信仰より離れ、迷信となるわけです。かくれた何か大きな力があるというので、そこから出発することは信仰であると思います。われわれに信仰という宗教的なものが、全く欠けますと、互いに附合にくいことになりましようが、信仰が、日常生活の中に執着力をもつていながらも、個人としての欲心から、信仰するような場合は迷信となります。こういうことは、文化の発達しない時代には、こうなるのが必然のことでありまして、何もかも分らないことばかりですから、何もかも神様か、仏様の為されることだと考えるのも当り前のことです。今日考えますと、すべて迷信的な判断で、うそのようなことですが、平安政府の官庁の中に、占寮というものがありました。この寮というのは、局とか、課とか、いう意味でしょう。ここで国家試験がなされ、中国から渡つてきた占の学問を、官吏の採用資格試験に用いて、これに通つて官吏、つまり占博士が、この司寮におつて、分らないことは、みな八卦で占つて政府に答申したということです。例えば、高貴な方が病気にかかりますと、占寮の占博士に諮問します。占師は、それを八卦で占つて、その解釈を添えて答申したということです。このように占師は平安朝の堂々たる官吏だつたのでした。今では、この平安朝時代の占官吏は落ちぶれて、町で提燈を灯したうらにかくれたりしていますがあれを見るたびに、平安朝時代の生活そのものの姿が思われてなりません。今日、病気にかかりますと、医学の進歩に従つて、すぐ

病院へかけつけますが、そのかわりに、当時の人々は、占師のところへかけつけたわけです。また、その年の作物の豊作、凶作も、占官に諮問したといわれ、今日の農業資源庁の役割も、気象台の役割も、或は医者への役割も、ひとりでやっていたわけです。今日の科学を信用するか、占師のいうことを信用するかとありますが、今日なお、占師のいうことで自分の行動が、束縛されるということは、とんでもない因襲といわねばなりません。馬鹿なことだといわなければなりません。もうひとつ迷信の話ですが、その当時の仏教です。今、寺院でやっているのは真言宗だけですが、科学の進歩しない時代に真言宗の坊さん達は相当活躍したものです。祈禱によつて、悪魔の退散を行つたわけです。運勢の方を見るのは占師の仕事ですが、それによつて、禍いが起らないように、祈禱するのが、坊さんの役割だつたわけです。現在でも、真言宗のお寺では、お札を出してしまして、疫病払いとつたものをやっているようですが、これは、必しも迷信だ、ときめつけられないものがあります。例えば、自動車の運転手が、怪我をしないようにと、成田山のお守りを、車内につるしているのを見ますと、こういうものがあつた方が、気分的に落ち着きますし、あつても支障はないし、あつた方がいいとも思えます。ところが、何か呪いごとを書いて、それを神棚にそなえ、その紙切れを病氣の子供に飲ませる、そして子供の病氣を治すのだと信じるようなことは、いろいろと弊害もありますし、一層病氣をひどくするようなことにもなりますから、迷信はいけないと思うのです。ですから、ただ何とはなしに、神を信仰していることは、拒否出来ませんが、呪的なことをやりまして、病氣をますます悪化させるようなことは、非合理的な生活でありますし、こうした迷信は直ちに打破しなければならぬと思います。何としても、今日の科学を否定するような宗教は、否定しなければなりません。衣冠束帯や十二単衣をつけて、男性も女性も、極めてのんびりした生活を送つて居りましたことは、美しいものでしたでしょうけれども、今日のわれわれは、これを拒絶しなければならぬ点があるのと同じ事です。次ぎに、古代社会から封建社会の生活様式へと移りますが、これは、平家が滅亡してから源氏の世の中になつた時から、はつきり取り上げていよいよです。鎌倉の幕府は、

京都の都にあつて、公家さんのような、殿上人的生活をして居ては、武士としての元気がなくなつてしまい、兵力が衰えるという考えから、当時、全くの田舎であつた鎌倉に幕府を置いたのでありますから、今までの公家生活とは違つた生活環境を、ここに作り上げたわけです。このため、鎌倉幕府の下に新生活運動が起り、迷信も捨てられ、生活様式も切り替えられ、日本の歴史の中でも、新しい生活様式に切り替えられたものとして指摘していいのです。家の作り方が、先ず変りましたし、神様や、仏様のことについては、限度があると見極めをつけるようになって、武力であるとか、腕力であるとか、そういうものを尊ぶ考え方に變つて来たのです。神の代りに、人間の権力を認めるようになって来たのです。前の平安朝時代のように神仏の力にすがつた生活様式と違つて、人間の武力、或いは権力といったものに頼つた生活となり、この性格は、戦争に出て、勇敢に戦かえる人間が尊重されるようになったのです。ここでだんだんと、女性というものは、戦争に出しては、役に立たないものだということから、人間として、女性は地位が低いものだという考えが生れて来たわけです。こうして、弱いものは最下級とされ、力でもつて、人間的階級をつけ、つまり上下にわけたのです。これを実現するような生活様式がそこにとられたことは当然のことです。平安朝時代は、人間の坐る順序は、殿上人と殿上人でない人と境いを作つたぐらゐでありまして、ややこしくなつたのですが、今度は、人間に位取りが一層細くなつて、座敷にも、上位と下位が自から生れて、家の建て方も難しくなつたのです。一番最下級のものは、土下座をし、それから、地上にコモを敷いた上に坐り、次ぎは、板の間に坐つてもいいというもの、それから、板張りに薄板を敷いた所に坐つてもいいもの、それから、畳の部屋にどうぞという人がいて、そして、座敷にも、次の間上座敷の区別がありまして、それから、座布団が出されますが、これにも、せんべい布団とふつくらした座布団の区別があります。このように、礼儀作法が、封建社会や、武家社会の重点的なものとなりなした。今日はデモクラシーの世の中ですから、こういった武家時代の慣習を温存する必要はなからうと、当然考えていいと思います。家の造り方にしても、この礼儀作法を認めるか、否かによつて、随分變つてくる

わけでしょう。座敷の構造にしても、その歴史的な一面を調べて見ますと、日本の座敷に何故床の間がつけられたかという事も、そういった時代のイデオロギ-によつて生れたものであつて、それが今日まで、温存されているのです。それから、江戸時代になりますと、武家時代の慣習が、更にガツチリと固つた時代であり江戸時代の憲法を、私はこう解釈しています。旧慣墨守といつて、新しいことはやつてはいけなと禁止し、先祖がやつた通りにやるという、旧慣墨守が、江戸時代の憲法であつたといいたいのです。これで270年やつて来たわけです。明治維新まで、旧慣墨守の憲法でならされて来たわけです。こういうような妙な歴史をもっている国民です。しかも旧慣墨守の内容は、平安朝のように、神、仏を拜むこともあれば、鎌倉幕府の制定したのも残つているし、旧慣墨守でありますから、もろもろの作法が、もりもりと盛り上げられた生活慣習となつたわけです。それで、次に、あとで述べます、姑と嫁の慣習は、この旧慣墨守の考え方から出たものです。その家の古い慣習を守ることが、その当時の憲法であつたのです。新しく他所から来た嫁と、その家の慣習を指導する役目をうけ持つようになつた姑との関係が生じてくるわけです。

さて、次に、自由放任社会の生活様式へとなりますが、これは明治維新、つまり1868年、明治元年から1945年の第二次世界大戦が終つた時まで、即ち、新憲法が制定されたるまでだと、わたくし解釈しています。自由放任の社会は、ヨーロッパでいいますと、フランス革命の1889年から、第一次世界大戦までであります。

日本 封建社会 → 1868 自由放任社会 → 1945 民主主義社会 →

欧州 " → 1789 " → 1918 " →

このように、幾分年代はずれますが、時代の性格上から分けますと、こうなります。今日は、1945年以後の切りかえた社会でありまして、民主主義的社会ですが、自由放任の社会というのは、ダーウインの学説が代表的であります。自由競争であり、生存競争であります。つまり、金を儲けたい人は、うんと儲けるがいいだろうし、自分が儲けた金だから、消費も自由でよかろうというわ

けです。ですから、金を儲けられる人、運のいい人は、それで幸福な生活をした時代です。今から考えて見ますと、いくら働いても、金が得られない運命の人でも出来てきますし、ここで貧富の大小が問題となつてきました。貧富の度によつて、上流社会、中流社会、下層階級といった、収入による階級の段階が出来てきたのでありますが、これによつて、いろいろな社会関係が起つてきたことは御承知の通りです。このような社会の現象を克明に研究したのがマルクスであります。自由競争の時代は、しようがないことは、しようがないといった時代で、ヨーロッパに於いても、100年余りそうであつたし、日本に於いても、明治から以後は、どんどんやれといった時代でした。このような生活様式によつて、従来の家と、身分は解消されましたけれども、一方、いくらいくら収入のある家庭は、これこれの生活をしてよかろうといった家政が出来まして、いくらいくら生活の家庭は、着物の費用にいくら、食物の費用にいくら、払つてもよかろうといったことが出来たのです。エンゲルの原則といわれるものです。エンゲル生計の統計をとつて、上・中・下の生計調査を行い、上流の家庭の会計は、住居費がいくら、食物費がいくら、着物にいくら、その他がいくらといった、各々の費用を、全体の収入から何%の割合で出されているかを調べたのです。社会を現象として説明するのでしたら、これでいいわけですし、社会学者として至当なことですが、家政学、生活学というもの、生活の設計学ですから、今日こういう現象をしているからわが家の生計も、この線に沿つてということは生活の設計となりません。今日、学校に、家庭科と、社会科という科目が併行して行われていますけれども、共に同じ対象をとり、同じ現象をとらえるのでありますが、社会科の方は、研究して、それを説明するものであります。他方家庭科にあつては、それを如何に改善し、創造していくか、また創造していかねばならないかといったものを学ぶのであると思います。こういうわけであるにもかかわらず、今日の家政学は依然として、19世紀型の生活の考え方を、今日も教えているのだと、私はいうのです。日本の家庭が合理化出来難い大きな原因は、既成の家庭科の教師に責任があるといいたいのです。そう教わつた人が奥さんになるのですから、わが家の家計はいくら収入だから、着

物をこれだけ買つていいでしょうということになります。家庭の不健康は、男性達の責任というよりも、奥さんの罪、特に家庭科の先生たちの罪であると、私はいつて戦つています。私のところでは、チャンと切り替えて家に帰つても、背広は一着もありません。そういった無駄なものを買つては、もつと欲しいと思う必要なものを買うことが出来ないのです。家計には限度があるわけですから、どういうふうに使つたら今日に生きるのに、卑屈でなく、生きて行けるかというのが、民主主義社会においける生活になるわけです。お互いの自由競争の中に於いて、当然生い立つたのが、立身出世主義であり、そして、学校に切角入つて、アルバイトにつかれ果て、卒業の時には身体を弱めてしまうという、自由放任主義の大きな欠陥です。またもうひとつの欠点で虚栄心だともいえるのです。そもそも、三越は、明治時代には、虚栄心をとらえて商買をしようというのが、経営目的でありました。虚栄心というものを人間からとつてしまうと、困るわけでしょう。多少とも虚栄心がないと仕事が出来ませんが、この虚栄心によつて、心までくさらされては困りものです。自分と、隣の奥さんと、どちらが高い着物を着ているかといったような比較も虚栄心です。とかく日本の着物は虚栄心をそそのめるものがあると私は指摘しています。何故かといいますと、日本の着物の裁断法は1000年来、変りなく、旧慣墨守であるからです。これは平安朝時代からで、創意工夫が許されない。一反の反物から前と後と、おくみと付け襟をとつて、残つたら肩あてと尻あてに使うという。全く幼稚な裁断法で、人間の身体がどうであろうと着物というものはこうして作るといったこと、型を工夫していくといったことが少しも許されない。どの恰好も同じです。というわけで、着物によつて人より優越感を感じるためには、帯とか、着物の布地が高価なものとするようになるのです。ですから、婦人会の集りでは、他人の着物が、私のより少し高いようだとか、そういった方面に興味もたれるわけです。このような素質をもっている日本の着物ですから、私は、婦人の着物爆撃をひとつの旗じるしとしています。洋服の方は、1ヤールいくらかの生地を買つて来て、襟の具合を、まるくしたり、三角にしたり、或は背中にボタンをつけたり、お尻のところまで、ボタンをとめてあつたりしますが、これ

は、彼女達のリクレーションであります。デザインの競争ですから、創意工夫の競争になり、その布地の高下よりも、型の良さにあるわけです。専ら虚栄心はデザインにあるわけです。まあ、自由放任社会の生活様式はこれぐらいにしまして、次ぎに、民主主義社会の生活様式ということに移ります。

この民主主義社会の生活様式を、くだいていきますと、民主主義の生活体制が、どうし出来たかについて申したい。それは、国民総力戦を体験したものに於いてのみ、生れるものだと思います。日清戦争や日露戦争に於いては、戦争の苦痛を国民はそれほどうけて居らず、武士である軍人だけでありました。しかし、今度の大戦に於いては、老人、子供病人以外の人は、男女共すべて何らかの形に於いて、戦争にかり出され、すなわち、国民総力戦でありました。こういう次第ですから、婦人参政権、弱い国民層を健康にしようといつた、社会保障制度などの法津的、或いは政治的な事が具体的に現われてくるわけです。こういうことは、十九世紀の時代にも、議論としてはありましたけれども、各国の国民生活に具体性として生れて来ませんで、単に思想として生れたわけです。もしも今度、戦争するのでしたら、みんなに働いて貰わねばならないでしょう。そのためには、国民全部を健康にしなければならないということになります。あらゆる人々が、国家の政治に連がつて来て国家の政治が国民の生活内容として連がつてきたのです。これが民主主義的な生活体制です。ヨーロッパは、民主主義体制の先輩であります。婦人参政権、普通参政権、社会保障制度の予算の確立する状態になりました。そういう点から、われわれは衣食住の新しい設計が、今までの因習にとらわれないものによつて、成育してこなければならぬと思います。

それから、第二段の生活合理化の要点ということになりますが、これは、いろいろあることと思いますが、私が考えていますことで、今日最も重点的に考えねばならない事項は、プリントに揚げましたものであります。

先ず“a”の、礼法観念の改革であります。礼法観念には三つの系統がありますが、その一つは東洋の儒教的礼法、孔子から流れている礼法観念です。これは、私たちが無条件で受け入れさせられたところであり、ところが、

これをよく考えて見ますと、儒教のいう礼は、身分の上下関係を前提としない
と、あの礼法は成立しないのでありまして、長幼の序、君臣の序といった考え
があつて、身分の段階を認めているのです。そこで下の者の、上の者に対する
礼が強調され、仲間同志に対しての礼も少しはありますけれども、大体は、上
の者に対するものでありました。文部省が今なお、これを教育に取り入れる観
があります。こうした上下の礼法観念の他に第二のものとして、ヨーロッパの
近世の宮廷から流れました礼法、すなわちエチケツトがあります。勿論、身分
の上下はありましたけれども、上の人好み、下の人が真以ることが、作法
にかなうとされましたから、一般の通念としての社交技術が、ここに生れたわ
けです。具体的にいいますと、ある身分の高い人、例えば、女王が自分の好み
で、胸にすばらしいブローチを輝かして宮廷の場にお臨みになるとしますと、
多勢の婦人たちは、何とかして、女王様の好みの、あのようなブローチを胸に
つけようと努力して同じブローチをみんなつけて出るので。すると、それを見
て、女王は満足するといったものなのです。ところが孔子の礼法は少し違う
わけで、身分の違う者が、同じものを着ては無礼となります。女中の身分のく
せに、そういった着物を着てはいけないといったように、ところが、ヨーロッ
パでは、上のものの真以をするんです。会社でも社長さんや課長さんの好みに合
うようなネクタイを真以するという傾向がありますのは、ヨーロッパ的な考え方
でありまして、孔子の作法ではない。これが、明治維新の文明開化時代に輸入
されたのです。そしてこの国粹主義の孔子の作法と、ルイ何世下に育つた礼義と
を、繩であんで、教えているのが、今日の日本の礼義作法なのです。そして、
「こうしなさい」、「ああしなさい」と云つています。こういう社会は、働きを
認めてもらう社会でなく、オベツカを使つて、ごまかせるならば、といったも
のであります。何も、礼法だからといって、絶対に尊重しなければならない
ということはありません。この礼法によつて、家の建て方も変り、着物の着方
も変つてくるので、経済的に大きく影響し、労働能力に大きく影響するの
です。私は、秋口はジャンパーです。世界大事典を編集する際に、アロハシャツ
という言葉を入れるかどうかで問題があつた時、私は、アロハシャツを入れな

ければ古いといいました。それで、大事典にアロハシャツの項を入れてもらいました。開襟シャツは20年前のことです。社長などの関係上、まだ礼法の観念でこの暑さにもかかわらず背広やネクタイをつけたりしています。これでは作業力も下がるわけです。アロハシャツは後5年か6年で定型づけられてきましょう。それに面白いことはアロハが出たために、余り顧みられなかつた開襟シャツが興隆してきたと見ていいでしょう。アロハは下品なものであるから、それよりは少しいという開襟シャツが興隆したわけです。生活の刷新というものは、複雑な関係がありまして、なかなか一片の科学的合理化では出来ないわけです。このような状態の中で、合理的なものを、如何に生かしていくか、生活改善をしていくかという、生活指導するのにも、新しいものへと移していく過程があります。それを如何にして、ひとつの習慣から、新しい習慣に移転させるか、その場合に、どういう過程を通らせたらいいかという考えがいろいろあります。高級な考えをもたねばならないのです。如何に植えつけるかが、大きな問題です。それから、もうひとつの礼法は、プロテスタント的の礼法であります。これらは、偶像破壊が大きな目標であります。大体に、神とか、仏とかの姿は、行儀よく作らなければ仏らしくないということですが、これもひとつの偶像です。これを破壊することが、プロテスタントの目標でもあり、意図でもありました。そして、アメリカ大陸へ渡り、新しい生活を開拓したわけです。現在でもアメリカの一部の人々の間には、プロテスタント的な礼法が伝つているわけです。ですから、こういう自覚のある人は、着物の着方がたとえどうであつても、失礼と思わないのです。着物の着方とか、御馳走の出し方とか、そういう偶像によつて人を裁くものでないとするのです。既成の礼法観念を改善することでありましたから、新生活運動であります。あのローマの昔、キリスト教徒が素朴な生活をやつてきたことが、新生活運動というえましよう。

私はある関係から、アメリカ大使よりお茶の会の招待状をもらいましたが、私は革靴も、背広も、モーニングも、ネクタイもないのです。相手がアメリカさんで国際的ですから、これは、隣の人の背広を借りようかと思いましたが、革靴を履き、背広を着たところを、電車の中などで、知つている人に見つかり

でもしますと、日頃、そういうものは待たないことを唱道しています関係から、私の信用がガタ落ちになります。こうゆうわけもありまして、アメリカの礼法に対する観念を、テストして見ようと思ひまして、そのまま出かけました。受付が私の恰好を見たと思ひます。夏でなく寒い時です。堂々たる茶の会でした。それで、廊下を上つて、会場に案内されましたが、正面にアリソン大使が居られて、奥さんもみな名前を呼ばれて、握手するのです。私は、大使の表情に、当惑の色が出ないかと思つて、探偵のように見ていましたが、しかし、いやな表情は少しもされなかつた。私の大学の学長も来ていましたが、私の方を見て、「やつ、やつたなあ」といつた表情で、ニツコリとされていましたが、私はこの時、こう考えました。その当時は、自由党内閣でありました。吉田ワンマン内閣でしたから、もしもワンマンの正式の招待を、このような恰好で出たとしたら、どうであろうかと、また、天皇陛下がマツカーサー元師にお会いに行つた時に、天皇はモーニングを着て居りましたし、勿論、革の靴を履いていましたが、マツカーサー元師は作業服みたいなものでありました。新聞写真でみな御存知のことと思ひます。マツカーサーという奴は失礼な奴だ、と思つた人が多かつたと思ひます。というわけで、私が天皇陛下の仇をとつたわけです。プロテスタントなら、服装という偶像は、何ものでもないといつています。更に私がその日の会場の実情を確め、そのままの感じを新聞に書きましたところ、翻訳官がこの記事を翻訳して、大使館一同に廻覧したそうです。みんな手をたたいて喜んだそうです。日本人というものは、12才的な人ばかりかと思つていたが、もののわかつた生き方を、地でやつている者がいるかといつて、喜んだということです。ですから、物は考え方です。なお、生活の合理化については、礼法についてもどンドンと爆撃することが、問題のひとつであると思ひます。冠婚葬祭の問題ですが、これには儀礼と社交と娯楽が混合しています。日本には娯楽施設がなかつたために、エチケツトの場をレクリエーションの場と混同して考へていたのです。

次ぎに、娯楽の量と質とについての無自覚の是正や、労働と娯楽との関係が考へられますが娯楽というものは、科学的に突詰め難いものでありますから、レ

クリエーションの設計を、どういふ風に、科学的に作るかが問題であります。ところで、筋肉労働者に対するレクリエーションの問題、知的労働者、または心的労働者に対するレクリエーションの問題があります。心的労働者とは、すなわち、社長や重役で、首切りの心配、借金の心配をしますから、精神労働です。感情のからまつた精神労働者、これらの人々が、労働の場から離れた時に、どういふ種類のレクリエーションをとつたらいいか、またその分量はどのくらいが適当か、ということが考えられなければなりません。労働科学研究の人に聞いて見ましても、それは掴まえ難いといつていました。筋肉労働者の多勢いる工場の専門のところには、飲み屋が出来、大学のある周囲には、喫茶店が出来るのが何故か。自然發展させるだけでなく、こゝういふ施設も更生施設として組み替えられる筈です。丸ビルに勤めている人たちが、ラツシュ・アワーに帰ります。サラリーマンにとつては丸ビルの中は仕事の場であり、家庭はレクリエーションの場ですが、サラリーマンの労働能力はどうであるか、ラツシュ・アワーに帰るサラリーマンは、すぐ家路につかず、職場から出るとホツトして銀座裏のような賑やかなところで、しばらく時間を経過してから腰を上げ、わが家に帰る人が多いようです。家庭がレクリエーションの場であるが、家庭のレクリエーションは、それだけで足りないから、そゝいつたことをやつているので、ひとつの都会現象として指摘できるのです。職場と住宅の在り方の中間にあるレクリエーションという点に問題があります。これは、自然現象的に扱われているわけですが、これを設計にうつしたならば、何処にどういふ分量の配分をして、などと考へて見る必要があります。更にもうひとつ家庭貧困があります。家庭生活を重視して、生活改善をやれば、いいと思ひます。町が賑やかになるといふことは、家庭は欠陥があるということになると思ひます。職場職場によつて、違ふわけで、たとえば人絹工場に行つて見ますと、真暗なところで、糸をくつて、女工達が働いていますが、休息時間の取らせ方に問題がありますし、如何にレクリエーションを与えればいいか、ということになります。例えば10分間の休みに、ピンポンをやらせた方がいいと思ひましたが、ここの女工達は、暗いところで働いていますから、急に太陽の光を浴した

りしますと刺激が強過ぎるのだそうです。最初は暗いところで音楽を聞かせてやつた方が、彼女達は喜ぶというのです。それから、外に出て、太陽の下で軽い運動をする方がいいということでした。ですから、職場の環境や仕事の内容によつて、レクリエーションの与え方に順序がありますし、その分量の科学的適正化が必要であります。そうでないと娯楽過多症になつたり、娯楽欠乏症になつたりするわけです。

生計費の分類法について、少々お話します。エンゲルという学者のやつた集計を根本としている現在の家計指導を直さねばならないと思います。家計は、必要費と娯楽文化費の二つの柱でやってみます。

	必要費	文化・娯楽費	計
おさしみ	¥ 10 —	¥ 20 —	30
さば	¥ 10 —	0 —	10
映画	0	100	100
お父さんのズボン	¥1,000—	¥2,500—	3,500

おさしみ¥30のものをかう栄養価は、さば¥10ですむわけですし、私のズボンはトロピカですから¥3,500位ですが、こうして集計することによつて、国民生活の水準と能力給与の仕掛けがわかる。文化・娯楽費はその人の幸福基準となるわけで、こうして絶えず生活を反省させるのです。国民生活水準より切れるような場合は、社会保障制度が待っているわけです。現在の家庭科の先生たちの家計論は、自由放任主義時代の家計論でありますから、文部省に反省してもらわなければならないと思うのです。農林大臣、厚生大臣、労働大臣、文部大臣が、互いによく話し合わねばならないという考えをもっています。

新生活運動の実践要領

人口問題研究所 調査部第四科長 篠崎 信男

六日間に亘り私もここで皆様と勉強させて頂きましたので、これから御一緒に具体的な問題について研究して行きたいと思ひます。一応今までの諸先生方のお話を復習的に要約してみたいと思ひます。

先ず最初に、永井先生のお話は、新生活運動の本質と云いますか、理想と云いますか、その総論的なものでありまして、76才の御老休が、どこまでもこの新生活運動を貫徹しなければ止まいという御氣力に対しわれわれ若いものは、ボヤボヤしていることは出来ないと思ひ致したわけですから。そういう点でこの趣旨を十分御理解して頂ければと思ひます。

次には「新生活運動と人口問題」ですが、これは大きな問題であります。然しわれわれの新生活運動は、先ず家庭というものを根本に留意して運動を展開するわけでありまして、この家庭が今や大きな人口問題に連なつてゐるのであります。従つて人間を中心として展開されるという意味が入つており、それぞれのグループの統計といつたものを参考にして考へなければならぬと思ひます。死亡の実情、或は出生の実情そして出生と死亡のアンバランスの問題、総人口の推移、又雇傭の問題等、これ等を年齢層から見ると、生産年齢人口の悩みといつた問題、その悩みは更に労働問題にもなりそして又老人人口の扶養の問題にもなつて参ります。これが大きな人口問題と云われるものだと思います。今後これらの諸々の問題をどういふ点に於いて緩和して行くか、そのためには具体的にどう働きかけていければいいか。それには家庭生活の再検討が必要であり、これが合理的な生活に向わせる道だと思います。この重要性を人口問題的に要約しその全貌が述べられたのであります。

第三は「健康保険一般」と題しましたが、これは、この運動を展開する關係上問題になると思ひます。よきにつけ、悪しきにつけ案外この問題は等閑にさせら

れていたのであります。健康保険の金を融通して貰う、或は活用して貰うという点において福祉施設の活用によつてこれを補うという問題、こういうことは保険給付の形で法律的にはどうであろうかということ等今後色々検討して戴きたい点だと存じます。

第四は「産業安全について」、これは大きな意味に於いて、具体的な実践に連らなる問題であると思います。安全というのは、思想の面からも、習慣性の面からも家庭に於いて幼児の時から育て上げなければならないということ、大人になつてから職場だけでやつても、他人の安全も、自分自身の安全も完うすることは出来ないのではないかということを知らされたのであります。この運動は大正末期から、「安全週間」運動として、これまで行われて来たわけがあります。新生活運動が、これらの安全運動とも合致し、包含することは当然のことで、今後、安全運動と相俟つて、家庭からも、職場からもどういう方向に持つていくかということが重要であると思うのであります。これが大体お話の要点であつたかと思ひます。

第五に「新生活運動と家庭問題」、これは山本 杉先生のお話でありましたが、イギリスに於ける合理主義の普及性とその実例について具体的に述べられました。そして家庭問題は、社会の他の問題と切り離せない問題であることを強調しておられました。とかく合理主義は冷たいものだと思いますけれども、そういうことが徹底することによつて、円滑に行くといつたことで、これはわれわれ新生活運動の中に十分織り込んで行く可きものと思ひます。従つて家庭問題も疎かには出来ないということを考えさせられたわけです。勿論各講師とも家庭の主婦についての問題を説明されては居りますが、特にわれわれの新生活には、家庭を生かすことが最も必要であると考えられたのであります。

第六は「社会教育よりみたる新生活運動」でこの点については、文部省が扱つている社会教育よりみた新生活運動の問題、或は地域に於ける問題、生活反省の問題、協同学習の問題など、示変に富む話をされたのであります。これらは企業体に於いてもかなり採用すべきものがあると思ひます。例えば協同学習形態ということなどはかえつて企業体における方がやり易いのではないかという

気が致しました。従つて、各地域に於ける实例、たとえば、静岡県、千葉県、神奈川県等でやつている好い例からよい点はどしどし採用出来ると思います。お話の中に指導者は陰にかくれていた方がよいということがあつたと思いますが、新しい運動はお互が指導者でありお互が指導されるようなものでなければならぬと存じます。

第七番目は「現下の性問題について」の話ですが、家庭の問題の中に重要な位置を占めるものが性問題なのであります。特に家族計画を出発点として本運動が展開される関係上、どうしても性問題に直面するのであります。警視庁に挙げた問題だけでも、青少年の性問題、性教育の問題、人身売買とその表裏をなす売春の問題など極めて無視出来ないものが実は家庭の不調家庭の混乱から起きているものが多いのであります。これを頭に入れて家族生活の具体的指導を考えねばなりません。特に助産婦等に対するマネイジメントも十分慎重にやり十分再教育しませんが、かえつて誤解を招くおそれさえあります。性問題の解決ということも忘れられてはならないものであると考えさせられたわけです。

第八は「新生活運動と経済問題」、これは人口問題と同様に日本国民八千八百万の経済力を支える目標、或はその現実について述べられた大きな課題だと思ひます。皆さんに直接の関係を与えるかどうかは分かりませんが、化学工業、輸出産業を伸ばさねばならないということ、今後の経済は横バイになるといつたことが現実の客観的な情勢分析から述べられ更にこの場合にわれわれの新生活運動はどうあるべきか、家庭はどうなるか、この中でどうすべきかについて、日本全体の経済力に關する、問題を色々と話されたわけです。これについては皆さんの問題として、それぞれの企業体の問題として参考になつたことと思ひます。

それから第九番目には「新生活運動と精神環境」でありましたが、これはアメリカ当りで非常に發達している學問でありますけれども、マスコミュニケーションの問題、風俗慣習の問題が、新しいことをやる時には如何に陰に陽に大切な要素となつてゐるかということ、精神の持ち方等自覺と緊張という点か

ら具体的に興味深く述べられたと思います。このような精神問題については、精神分析学があると思いますけれども、刺激と緊張の持続と弛緩、こういつたものの調和が如何に精神生活には重大であるかを知らされた訳です。ノイローゼということが盛んに云われている今日、精神過労で倒れるということも無視出来ません。こういつた問題について考えさせられる点が多々ありました。また嫁と姑との問題、継母と継子との問題についてもいろいろと云われて居りましたが、ともあれ自分自身の精神環境をコントロールしなければならないことを痛感させられた次第です。

次は「新生活運動と社会道徳」でありましたが、講師がかなり御自分の上下（かみしも）を脱いで話され、今までの道義論とは違つた一つの存在論として述べられたようであります。われわれは、あるものを認識するが、それを自分の鏡で歪めてはいないか、その場に於いて、その場を出発点として、われわれが、こうなつているといつた歴史的必然に立つ、ということ、いろいろな形で説明されたと思います。過去の古い道徳論でなく新しい、しかも思索的な面が非常にありまして、考えさせられました。存在にすなおであれということを生新生活運動でどう具現して行くかが今後の問題です。

十一番目の「母子福祉について」は、皆さんが御記憶に止めて頂かねばならない点があつたのではないかと思います。母子家庭に対する暖い相談、又所得税の控除とか、市町村民税の免除とか云つた母子家庭への保護、また、母子福祉資金の貸付に關することなど、皆さんがこれから先、御指導されるに當つての具体的なやり方や認識について述べられ、今後そういう人々を指導される場合に皆さんの御協力をよろしくお願ひしたいということでありました。むしろ新生活運動は母子を中心にして居りますし、家庭の母と子を中心にして居ることから考え合せて見ても、母子家庭の厚生についてわれわれは認識を新にした次第であります。

十二番目のお話は「公衆衛生と家族計画」で、講師は御自分の具体的な体験談を話されて、皆さんの御質問に答えられました。死亡率の低下より始めて、公衆衛生の面からも新生活運動が考えられなければならないと云われ、

現在公衆衛生は生活から離れて居るように見えますが、家庭と結びつかねばならないということ、そして過去の因習打破についても努力して当らねばならないということを感じさせられたのであります。

十三番目の「家庭と健康生活」については、事前の家庭の健康診断の問題、一家の主婦の役目など、先程、主婦の社会性の無さについて話が出ましたが、これも考えるべき問題であります。それから、われわれの肉体の組織の微妙な構造を説明され、気管支などの細胞の偉大な細胞組織に驚異の眼を向け、人間は驚きを持たねばならないということでした。われわれが知らない未知の世界は沢山あるとし、何か写真みたいなお札みたいなもので皆さんに廻したようですけれども、30才以上の方は新しいものに対する驚きを失っているように思います。新鮮な驚異というものの感覚が麻痺した時進歩は止まります。心の転換をお互に持ちましょう。

続いて十四番目の「優生保護法と薬事法」について参考になります点はいわゆる人工妊娠中絶のあり方とその法律的関連、不妊手術による諸々の問題、実地指導員の問題等について説明されて居りましたが、皆さん方の会社なり、企業体で実地指導員を雇つて、この運動を行う場合はどうでありましょうか、実地指導員の報酬の問題ですが一般に一人当たり二百円程度しかとれないということですが政府に於いては指導料は一回百円位であるとか、年間三千元であるとか言われました。然し大体五百円位が妥当ではないかと私は思うのですがたくさん出して頂ければ助産婦さんも喜ぶと思います。また企業体に於いて助産婦が動く場合に、避妊薬などの取扱については薬事法及び優生保護法の規定を引用して話され、これらを実践する場合にひつかかる不合理な点は、解決されつつあるということを伺つたわけであります。

十五番目の「新生活運動と労働運動」ですが、これは皆さんが、これからこの運動を行う場合に、必ず一度は直面する問題でありまして、申すまでもなく、労働組合との問題であります。往々にして、労働組合は一つのイデオロギーの色彩が強くと、誤解され易いのであります。こうした問題は、運動を進める上にも、何かと摩擦が起り易く、障害となるものであります。しかもこれは

どうしても乗り切らねばならない。避けていたのでは、運動を完遂出来ない重要な問題でもあるわけです。その点、講師は日本全体に於ける雇用問題を中心に絞ってお話になり、現在の事情でどうあるべきかについてお話になりました。講師は中労委の藤林先生でありましたが、ただ一つ鋭い問題を挙げて居られたようです。それは、実動労働時間と形式的な労働時間の問題でありました。8時間労働といつてはいるが、果して実動時間8時間と云えるかどうか、またこの労働時間の中で、各自、自分なりのレクリエーションをやっているのではないかといつた問題、又は却つて過重労働になつていないのではないかといつた問題につきましても、新生活運動の中で調査してみたい問題でもあります。この点、出来るだけ会社の方々を協力をお願いしまして、調査し、私の方としまして調査表を作成しまして、何か合理的な労働時間の解決策を見出したいと思つて居ります。皆さんも、労務管理と関連していろいろ考えられたことと思ひます。

次の十六番目は「受胎調節及び人工妊娠中絶」です。テーマの如く、これは極めて、医学的な専門的なお話でありましたが人工妊娠中絶の実例などを加味しまして、お話して頂きました。一般に人工妊娠中絶の実態を話すことは、いやがるものでありますけれども、人工中絶による弊害や、手術後の悪い影響などかなり明確に皆さんの耳に入つたことと思ひます。深く専門的なことを徹底的に理解する必要はないのでありますが、こうした医学的な面も一応耳に入れて置きますと、何かと御指導の際生きて来るものであると思ひます。

十七番目は「家族計画の理念」、これを大きな観点から話されたのであります。即ち、経済学の理論から言うマルクス、エンゲルスに対決するミックの主張を採つて分析され、一方的な批判に対する理論的な解答が試みられたと思ひます。マルサス理論と新マルサス主義の変貌など、誤解を指摘してお話を進められました。何事によらず誤解とか一方的な批判や、勝手な非難をうけることは、この運動を進める上にスムーズに行かないことになりますので、こうした批判に対して、理論的な裏付を得ましたことは、今後運動に当られた場合に、有力な根拠ともなり、非常に有益であつたと思ひます。

最後に、「生活合理化について」と題して今先生がお話されたのでありますが、これは先生の実際の御体験を中心としておりました。これらは、現実の新生活運動と密接な関係にあるのでありますが、それを古い慣習や生活様式の由来から説き起し、われわれは毎日々々生活を実践的に繰り返して行つてはいるけれども、古い生活様式を破るものも、やはり、われわれ生活の実践を置いて外にないということでもあります。先生は自からそれを実践して居られることは皆さんもお聞きになつた通りであります。

さて以上、各講師のお話を、要約して見ましたが、これらを実践という観点から今度は絞つてみて、皆さんと共に検討したいと思います。夫々の各企業体に於いて、どのように運び、実践し、発展させていつたらよいか。いろいろのことについて、私の乏しい経験から御参考に供したいと存じます。更に具体的な話については、午後、皆さんの御時間が許されれば、一つ実践実務について話し合つてみたいと思つて居ります。それで只今は、実践に当つてはどういう方法があるかといつたことを中心にして体系的に要点を述べさせて頂きます。

(A) 基本觀念の確立ということは、講師間の意見が一見矛盾したように思われると困りますので、決して左様でなく、講師のお話はいろいろの面から新生活運動の一環として話されたのであるということを一統して頂きたい。今までの家庭と職場を直結した考え方、つまり夫々の先生の話された考え方を一元化して、それを活かす管理に切り替えられたらと思います。そこで(B)の指導方針の統一ですが、各企業体と云いまして、ここに集つていますのは、製鉄業、交通業、炭鉄それぞれ業種別に違つていますから一様には参りませんが皆さん方はこの目的を実現したいとお考えのことと思います。従つて各企業体内だけで統一するばかりでなく、各企業体の地域的特殊性、たとえば日本鋼管は広島、大阪、清水にも工場や出張場があり、東芝にしても各地に分工場があるわけであります。そこで各企業体に於いて中心になる場所を作ると共に、各地域的特殊性と立地条件をも考慮して各企業体の間でも統一した指導目標をもつて協力しなければならないと思います。若しこれがなければ成功しないし、効

果が上らないと思います。グループチェーン企画が必要となつて来るわけです。勿論対象は従業員と家庭の主婦ですが、こつちの指導者はこういうことをやり、こつちの指導者はこうと意見が違つて喧嘩ばかりして居りましては困るわけです。そこではつきり、目標を決めて実務担当の人も相互に協力することが望ましいので申した次第です。

(C) 新生活運動の方策、組織、運営になりますと、これを進めるには人の問題が重要になります。というのは家庭の中でやる運動でなく、グループ集団を作つて皆でやる運動であるからです。かように云えますのは、私は厚生省の職員組合委員長を二度もやつたことがあり、多少の経験があるので申すのですが、だからといつてプラカードやスローガンを掲げてやれというわけではありませぬ。然しどうしても、この方策、組織、運営を考えなければならぬわけです。そういう企画を立てる時に何を実施項目と考えるかということです。皆さんは御存知のことと思いますが日本鋼管は8項目をもつています。これ等は御自分の会社で実施したいということを全部決めることが大切であります、これが、(1)の実施項目の設立であります。厚生労務を中心としてやるか、どちらがやるか、その手続きや順序はどうでもいいと思いますけれども、双方が納得した協力の下に実施項目を決めるということ、そして、これをマネジメントする担当者を置くということです。それが(2)の担当事務局の設置です。担当事務者を決定して置くということです。誰かチャンと握つている人がいなければ駄目であります。そこに事務局の設置ということが必要になつて来るのです。担当者は兼任でもいいのですから、是非担当者を置いて欲しいのです。そうしないとわれわれも連絡上困るわけで、労務課長か、厚生課長か、それとも係長か、誰に連絡していいか分らないでは困るのであります。

そこで今度は事務局が設定されますと、(3)地区別の主婦の組織化の問題となるわけです。どういう地区にブロックを分けたいかということですが、その分け方は、500世帯ぐらいを単位に分けたらいいと思います。東西南北にしますと相当なものになると思いますけれども、500乃至1,000世帯を単位として区切り、順々に組織作りをして行くといいと思います。これにつきまして

は、今日皆さんにお願いして置きます。次に地区に分けますと、それぞれの地区に御世話役になる委員さんを主婦の方々に御願いしなければなりません。そして地区委員相互に、皆が一緒に顔を合わすことが出来るようにしなければなりませんと思います。今までの経験によりますと、ブロックによつて違いますけれども、10乃至15世帯を受け持つ世話役の人を決めないと組織がうまくいかない。この点については労働組合の協力を得ても一向差支えないと思います。何も対立する必要はないのですから、そして主婦を中心として、労働組合のような網を通すこともいいことだと思います。とにかくこういう点に、地区別の委員は最小限度必要であり、その他中央委員又は評議員といったような組織をいろいろな地区の工場立地条件によつて決めればいわけです、

準備がこうして出来ますと、それをどういうふうに展開していくかといった運営委員会が問題となりますが、これが(4)の運営委員会の設置であります。地区委員を運営委員に参加させるか、或は地区委員の代表者をもつて組織するか、会社の特性に応じて、部長をそこに推すか、この点については、各々実情があることですが、労働組合の幹部の人も入れるといいと思います。又診療所の医師を入れるとかいつたことも考えるべきことですが、運営がマイナスになるような矛盾を解決していくことが出来るようにすることが大切であると思います。運営委員会は必ず1ヶ月に一度は必要であると思います。主婦、労働者、会社側、医者立場からも意見を聞くなど必要なことです。メンバーのことは会社の実情によつてやればいと思います。10名でも、20名でもいいと思います。大きな会社では、更にいろいろな段階をもうけることも必要でしょう。

(5)の人口問題研究会との連絡方式、これは会社側だけがやつていくということは極めて面白くないことが起り勝ちです。今回政府が新生活運動協会を作り、そこに専門の委員の方々が入っていますが、社会的な意味に於いて各企業体を中心にした新生活運動は人口問題研究会がこれに当ることが最も実績があつて当を得たものと思つております。現に人口問題研究会には新生活指導委員会というものが出来ており、各関係専門家がこれに入つていようなわけです。そこで会社としてはどうにもならない問題が起ることもあると思いますが、実施

中に予想以上の大きな問題が起つた場合、人口問題研究会が動くわけですから連絡方式を考えねばならないと思うのです。個別的にはいろいろあると思いますけれども、日本鋼管の例では、月一回の指導合同研究会を利用して連絡をとっています。恐らく皆さん方が調査しましても、細い点までやることは困難ですし、扱ひ方に於いても、集計や結果をどこでやつていいか各企業体で問題がありましよう。次に今申した合同研究会に於いて常に新しいものを考え、そして実践するといつた形もいいと思います。こうしたことも各企業体に於いて十分にお考え願いたい次第です。

こういうアウトラインが出来て来ますと、(D)の新生活運動の推進方法として、(1)上層幹部と人口問題研究会、(2)労働組合幹部と人口問題研究会との打ち合せ懇談会開催、(3)予算の作成となります。皆さん方中堅幹部だけでなく、上層重役陣もこの運動を認識して貰わねばならない。ただでは出来ないわけで、予算が必要です。日立造船にしても、日本鋼管にしても相当の予算を獲得していますが、これは全部上層重役陣の認識と理解を得てのことです。予算をとる場合、われわれ人口問題研究会の者が伺いまして、この趣旨を詳しく納得して頂くようお話します。そうしますと非常に早い。それから、労働組合の幹部とも会つてわれわれの人口問題研究会と懇談する、こうして議論すべきは議論して、われわれの意のあるところを皆に伝え、そして始めて予算の編成をするわけです。日本鋼管の例は、資料を貰っていると思いますけれども、懇談会で話し合つては如何かと思います。私が申したいことは、具体的な取りやすい予算を決めることは自由ですけれども、とかく忘れがちな点は、主婦が10人ぐらい集つて会合する費用を見るということです。勿論助産婦の費用交通費説明の準備費一定の器具、薬品の購買の費用、年何回かの調査費用といつたものは組んで置かなければ動きがとれなくなります。後は皆さんの御都合で組んでいいと思いますけれども、今云いましたことは是非組んで貰わないと困ると思います。そこで、そういうものが出来て、重役陣や上層部も承認したとなると発会式をやることです。各企業体の従業員つまり御主人方ですがその方々に運動の趣旨を理解してもらうために発会の式をやります。われわれも出来るだけ

出席しますが、今まで聴かれた講師の中で、一番ピッタリする人を選んでやつて貰つてもいいと思います。次に主婦の人々に集つて貰つて発会式をやり、趣旨の徹底を計ります。そして全体の従業員に伝えるようにするわけですが、各企業体によつては機関誌なり、パンフレットをもつていると思います。これを活用して流すことも結構だと思います。そしてこうした運動を皆に知らしめるのです。こういった形を考へて充分費用の点について計算して頂かねば思わないところに出費があつて行きづまつては困りますから、十分研究願ひたいと思います。これがいわゆる(4)であります。会社全体が趣旨を理解し、係も決まり、そして労働組合の幹部もそういうことなら協力しようということになつて来ますと、始める前にこの運動に必要な基礎調査をすることになります。新生活運動の基礎調査についてはサンプルを作つて、お目にかけたいと思つています。次に事務局ではブロックに分けた基礎資料、それから助産婦と生活指導に廻る人に新生活運動の戸籍簿が必要です。こうして各家庭に配分して研究し、なお、実施しようとする項目について事務的なものを用意する。これは一人や二人でなく多勢で出発する場合に必要であります。調査表が出来て一般に広める場合は、地区委員に願う。1ヶ月ぐらいかかると思いますがけれども、それから助産婦の問題になるわけですが、政府の認定講習を受けているものは6万ぐらい配陣されているわけですが、更に特別に再教育しなければなりません。すなわち企業体に向くように再教育するのです。そして一つの企業体内の助産婦は統一するようになければなりません。日本鋼管が成功しているのは、二週間の講習を行い、嚴重に再教育して行つたからです。そうしないと、五、六人の助産婦を集めた場合、意見がまちまちでバラバラになり、主婦はどの意見を採用していいか分からないことになります。どの助産婦も基本的な点については一致しなければならぬのです。そしてその地区の主婦と非常に親しくしなければならぬ。何んでも相談するようにならないといけないのです。ですから二、三年はどうしても持続して置かねばならない。助産婦と主人助産婦と奥さん、こういったものがしつくりしないと駄目です。しかしそういう点が、非常に難しいのです。従つて再教育がどうしても必要だと思います。

こういう考え方でやつて戴き、皆さん方でスケジュールを組んで欲しいのです。認定試験をやっているからいいと云いまして採用するようなことは私個人としては反対です。必ず研究会の責任のある十分な再教育を受けさせることが必要だと思います。われわれはこの運動が重要な意義を持つているだけに確固たる態度をとらねばならないし又とりたいと思つて居るのです。従つて直接にやるよりはやはり人口問題研究会を通してやつた方がいいと思います。実施項目についても、性教育、育児の問題などいろいろありますし、特別講師のプランも実行して行かねばなりません。予算に応じた計画をしている問題点を連絡下されば、その解決のために講師の派遣等も考えて居るのであります。それから事務局に於いて、日誌を作つて頂くということです。事務当局は一週間の期間を単位としても結構ですが、具体的行動のスケジュールを作つて頂きたいと思つて居ます。

次に(E)の新生活運動の具体的な方法論に入るわけですがけれども、今までは方法論としては(1)の段階的方法で、これは、日本軽金属にしましても、日本鋼管に於いてもそうですがこれを採用していますが、この段階的な方法というのはやり易いのです。各企業体の特殊性を考えながら、ある地区をモデル地区としてやつていく。そこに必ずや問題が出て来る。この問題を助産婦に聞いて先程の日誌に記録して置き、そして問題点を集約して「これはこうしたらいい」「これはいかん」といつたように半期づつでいいわけですが、次々と解決しつつ進むのです。そして次ぎの年からは年々規模を伸して行き全体に及ぼすという段階的なすすめ方です。次に(2)の重点的方法ですが、この行き方は実施項目が沢山ある時、基礎調査の実状結果に基づいて、ある事項、たとえば紙屑清掃運動とか、蠅と蚊の撲滅運動とか、ある事項をある地区に集中して行い、全部で徹底的にやつて、全体的にやつて行く、こうして講師を呼び、指導担当者が地区委員と協力して、ある事項を重点的にやつて、出来れば、次の課題に移つていくやり方です。(3)は全一的方法で、これはモデル地区を作らないで、やる方法です。一斉にある事項についてやろうということで、これはかなり難しい問題ですがけれども、どれがいいかということは各企業体によつて違ふと思

います。

それから、(F)の指導委員会の設置及び運営であります。助産婦や生活指導員とわれわれと合同研究会をもつわけですけれども、大きな指導委員会をもつ必要があります。これにはわれわれは、専門家を置いて応えています。助産婦や生活指導員も何か刺激がないと動きませんし、定期的にこれを開催することは、具体的な合同研究会とは別に、助産婦や生活指導員に刺激を与え、そして、具体的な問題に対しては統一していくことが出来るのです。こう言う上部構造の合同研究会や指導委員会がありませんと、指導を受ける主婦の方としてはバラバラに聞え、信用の程度が違って来るのです。そしてどの助産婦が云つても統一された意見が出るようにしなければならぬと思います。指導委員会の構成というのは、先程の合同研究会の方法と同様ですが、専門々々に応じて人口問題研究会の人を呼んだり、或は会社の重役も出てもらうこともあります。又ゲストを置いて指導していく。そして問題点を解決していくことにつとめていくということです。これと同時にこの場合この解決の参考として必要なことは指導調査の企画、実施、集計をすることです。(D)の(6)の問題、つまり、実施項目に応じて、助産婦の再教育、並びに特別講師の準備の問題はこの指導委員会で決めます。その他生活相談所の設置や又新しい事業を行う時もここで検討して決定することになります。従つて規約を必要とするようにもなつて来ると思います。外国の例にもよくありますが、規約はお互いが無理なく実行して行けるような守れる規約を作ることが大切です。それから各地区別の座談会、懇談会その他の講習会の開催などについてスケジュールを決定します。

(G)実施経過報告は、半年或是一年毎にその実績を事務局が責任をもつてやつて頂かねばなりません。全国の地域的な居住人口にマッチしたものでなければなりません、何れ見本が出来ますれば、皆さんに知らせたいと思つています。出生率、妊娠率、欠勤率、罹災率、健康保険等の推移経過についても、事務局は一年及び一ヶ月毎に記録を作つておくことが望ましいのです。こういうことは、一つの会社でなく、多くの会社がやるということになると、互

いに資料実績等を交換していい点を互いに採用していくことが必要になつて来るからであります。

最後に、各企業体がやるわけでありませうけれども、井戸の中の蛙であつては仕方がない。そこで新生活運動連絡協議会の結成を行う必要があります。東芝電気、日本軽金属、常磐炭鉄、日立造船、日本鋼管が集つて協議を、しよつちゆうやるということも出来ませんから、定期的集つて、そこでやる。打ち合せてやれば合理的だと思います。新生活運動の協議会を作らねばならないと私が考えるのも以上の理由からであります。また共通の目標を達成していくためにも、協力体制を作ることは結構なことで経済的でもあります。例えば日本鋼管は清水にも分工場がありますが、そういう場合当然日本軽金属と協力してやる事が出来ます、又ある地区に講師が来る場合は、その地区の会社が合同してやるといつた具合に、連絡協議会をもてばそれがスラスラと出来るのではないかと思います。私はそうした体制でやつていきたいと思つております。このために専門の担当者を研究会にも置こうと思つて居ります。

わが社の新生活運動の実際

日本鋼管株式会社労務部厚生課長 朴 秀 雄

当社川崎製鉄所に於いては、従業員家族を対象とした新生活運動を昭和28年4月より社宅地区1,000世帯につき展開し、続いて昭和29年4月より川崎市居住の従業員世帯約6,000名につき実施し、従業員並に家庭主婦より歓迎を受け、その効果も除々に現れ一般の注目を集めるに至つた。世上、新生活運動なる言葉はよく耳にする事であるが、当所に於ける運動とは如何なるものか、以下概要を述べてみよう。

従来、事業場に於ける従業員の勤労管理は、従業員にのみ主眼を向けた結果、兎角その家庭を軽視しがちであつたが、従業員の退職後の家庭生活、寮生活にまで立入ると云う言葉は適当でないにしても、明日の生産の労働力を最も有効に蓄積させるべく、温かい手を差しのべることまで併せて考える必要があると思う。

寮に於ける所謂寮生の管理については戦前戦後を通じ各社とも相当程度には考えて居り、又実際に諸種の施策が持たれて来て居るが、一般家庭を持つ従業員に対しては放置して居るのが比較的多い。

安全運動に於いて「安全は家庭から」等の標語はあるが、安全、衛生、能率、生産等何れもその家庭に於ける生活の如何が翌日の労働に大きな影響を及ぼすものであることを深く考えるべきである。

職場と家庭とは表裏一体、不即不離の關係に置かれて居り、家庭に於ける生活は、翌日の生活のバロメーターと言つても過言でなからう。

扨て、家庭に於ける生活とは、衣、食、住、休養、教育、文化、娯楽、衛生、育児等であり、この大部分が原則として主婦の主動性により毎日を過して居り、従業員たる主人は、その生活の中で育まれて居ると見るべきである。

そこで、この主動力となる主婦の向上を計り、幸福な明るい家庭をつくり、

ひいては明るい社会を築く基とし、翻つては夫を安んじて生産に邁進せしめようとするのが本運動の主眼である。

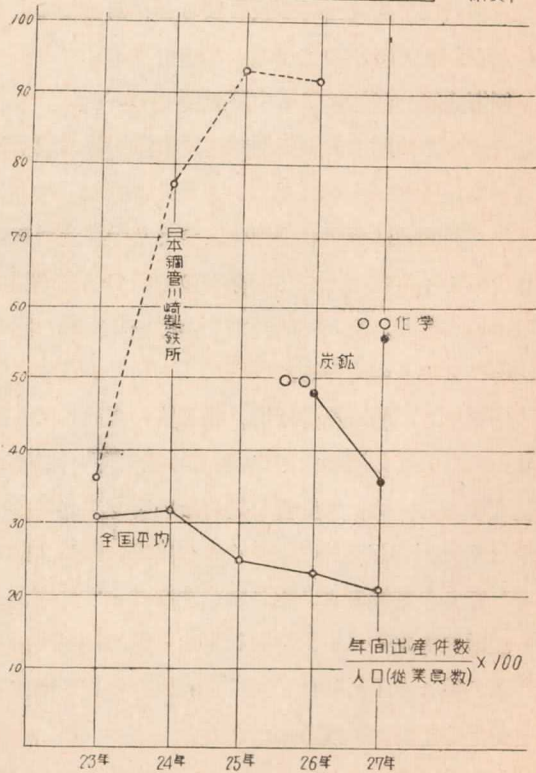
本運動の一部である産児制限に就いては、遠隔の炭鉄地区に於いては既に採り上げて居るが、全国事業場に於いては当所が嚆矢で、第一に採り上げた問題は計画産児である。これは当所の出生率が極めて高率で全国平均の約3倍になつて居り、又全国事業場と比較すると、その平均の倍以上となつて居る。(出生率比較表参照)

全国平均より高いのは、当所を構成する単位が成人であり、世帯持ちが多いと言うことから当然であるが、他に比較して倍以上高いと云うことは、終戦後急激に青壮年層の従業員が増加したと云う特殊事情があるとしても、尙他社に比較して高率であるのではないかと云うことが窺えるので、この調査と対策を講ずる必要性が生じた訳である。

言うまでもなく多産の影響は前述した通り、夫に取つては生活の疲労度を増し、ひいては勤勞意

慾の減退ならびに安全管理上不良な環境を招く結果となる。一方主婦にとつては、欲しくない子供を無自覚に、次から次へ産み続けることは、肉体的にも精神

出生率対比 附表1



的にも相当の犠牲が強いられるばかりでなく、その子供を一人前に育て上げ、教育を施して行く事は容易な事ではない。これでは婦人の向上も、文化的生活も、到底望むべくもなく、又生れる子供にとつても甚だ不幸なものと云わなければならない。ここに夫々の能力に応じて子供を産む、所謂計画産児の必要が生れて来るのである。

即ち、結婚生活に入り第一子を生む時から、自己の経済的見地より計画的に産児制限を行い、第二子、第三子と設けて行くことが望ましいのである。

一面、戦後、人工妊娠中絶の実施件数が年々増加の一途をたどつて居り、当所に於いても病院当局の談に依ると、相当数に上つて居るとのことで、その深刻さを如実に物語つて居ると言えよう。

妊娠中絶の母体に及ぼす悪影響を考える時、これは看過することの出来ない、大きな問題で本運動が真先に啓蒙指導に乗り出した所以のものも当然と云えよう。

第二の問題は生活の合理化、つまり予算生活を普及し無駄を排除する事である。給料生活者にとつて一ヶ月の生活すべき金額は一定して居り、その全額を如何に有意義、有効に消費するかは一に主婦の家庭経済の切盛りの手腕如何にかかつて居るのである。

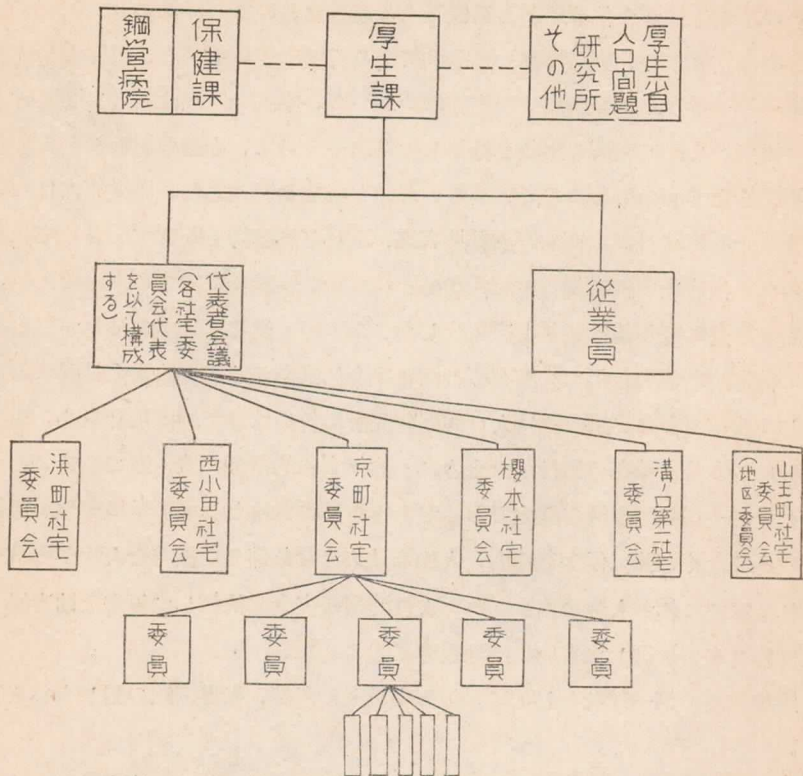
例えば、品物の見分け方、物の買い方にしても時期のはしりを買わず、出盛期のものを買えば価格の点、栄養の点に於いて一段と向上を見るであろう。尙、調理に際しては、栄養価を失わないよう工夫すれば、一寸した心使いで家庭を明るく経済的な家計のやりくりが出来、楽に2割～3割の削減は可能であり、そしてこの削減により生じた余剰を貯蓄すれば、不時の出費、ひいては退職後の生活の安定等、一大福音をもたらすであろう。

其の他、本運動に於いては、育児、教育、衛生、娯楽等、広範且つ具体的活動が多く望まれて居るのである。

先ず第一段階として、3月1日より社宅1,000世帯を対象に具体的活動を展開したのであるが、広い地域に亘り隅々まで浸透させるには組織が必要となつて来る。(運営組織図参照)

新生活運動運営系統図

(昭和28年度)



先ず新生活運動推進の足がかりとなる委員を5人に1人の割合で152名，地区代表の中央委員50名の推薦を得て，4月4日発会式開催の運びとなつたのである。会場は川崎労働会館とし，開催時間は主婦の最も手すきの時間である，午後1時より3時迄とし，子供連れの主婦に対しては別室に臨時保育所を開設し，保母に依り人形芝居，紙芝居等を見せて遊ばせ，又溝の口集合社宅等遠隔地に対してはバスを用意してやる等，細心の心遣いを払つたので出席率は99%であつた。

今後の運動に際しても出来るだけ，主婦の立場に立つて考え，会合を持つにも

家庭の縁先とか洗濯場、台所等を考え、時間も主婦の最も手すきの時を選び、短時間に終る等、家事の妨げとならね様工夫する考えである。

この様な工夫が今後本運動を發展させる基となるのである。

尙発会式終了後、直ちに第一の目的である計画産児に着手し、産児調節普及指導の第一歩として実態調査の実施にかかつた。本調査は厚生省人口問題研究所の指定のものに当所の実状を勘案した精密のもので、今後産児調節普及指導の指針をなすものであるので、調査の正確と啓蒙を図る為に、厚生省人口問題研究所より篠崎科長、青木、小林技官等、それぞれ講師となつて、各社宅の主婦の会へ出席願ひ実態調査の記入指導を行つた。本調査に対する主婦の声は、「斯る運動は数年前に採り上げて欲しかつた」等、遅きに失する憾みがあつた程で積極的な協力を得て、調査票の回収率も病臥中の4名を除き全員回収を完了した次第である。調査票は人口問題研究所に於いて専門的に集計され、要素区分に依り技術指導の指針が決定され、愈々本格的活動に入る訳である。

先ず第一番に指導員の選定であるが、指導員の資格としては単に医学的な技術のみでなく、強い信念を持ち、人格識見共に兼ね備えた優秀な人物が要求せられる訳でこれが人選に当つては、人口問題研究会に依頼して優秀な助産婦と保健婦2名を推選して貰ひ、実地指導に当らせた。

実地指導の第一段階としては、地区委員との懇談、指導方法の話し合いを行う。

第二段階としてグループ単位(10~20世帯)に主婦を集め、家庭計画を中心とした、受胎調節の必要性を説き、模型、掛図等により、女性及び男性の特徴、受胎調節に必要な器具、薬品の種類並びに使用法、その効果等を説明し、諸種のスライドにより計画的な受胎調節を慫慂し、妊娠中絶によつて生ずる弊害等の認識を深める。

第三段階は個々の家庭を訪問し希望により、その家庭の実情に即した実地指導を行う。

これで一応の指導は終つた訳であるが、なお第四段階として指導の余暇を見ても前記の家庭(実地指導の終つた)を巡回訪問して指導の跡を見、使用法の

間違っている場合は、指導しなおすとか、又夫婦間の感想等を尋ねて再確認して完了する訳である。

以上受胎調節について述べて来たが、従来本運動は展開動機が偶々計画産児にあつたので世間一般では、新生活運動と云うと直観的に、ああ産児制限運動だ、と考える向きがあるが、これは、大きな誤りで、前にも述べた通り、会社が従業員の家庭管理に暖かい手を差しのべ、文化、教養、娯楽、慰安等巾の広い、文化活動を強力に展開して、主婦の文化性の自覚を高めつつ、平和にして幸福な家庭生活を構成することが、本運動の目的である。従つて本運動には次の要領と実施項目が掲げられ、産児制限の普及指導は其の中の一項目に過ぎない。

新生活運動要領

1. 新生活運動は、日夜生産に従事する夫の留守を守る家庭婦人が、誇りを以つて、幸福な家庭と、明るく秩序正しい社会を築くための礎となる運動です。
2. 新生活運動は、隣人愛と相互扶助を基として、互に教養を高め、文化的、社会的地位の向上を図つて行く運動です。
3. 新生活運動は、日本鋼管川崎製鉄所従業員の家庭を対象として、厚生課を中心として、この仕事に当つて行くものです。

新生活運動実施項目

1. 教養に関すること。
 - 1) 講座、講演、懇談会を開くこと。
 - 2) 各種講習会（和洋裁、編物、染色、料理等）
2. 保健衛生に関すること。
3. 生活の合理化に関すること。
 - 1) 衣食住改善のこと。
 - 2) 貯蓄奨励のこと。

- 3) 相互扶助のこと。
- 4) 習慣簡素化のこと。
4. 産児調節普及に関すること。
5. 育児並びに子女の教育に関すること。
 - (1) 児童教育及び不良化防止のこと。
6. 社会道徳に関すること。
7. 家族の慰安に関すること。
 - (1) 幻燈、演芸、おはなし、その他。
 - (2) レクリエーション奨励のこと。
8. 親睦、見学、その他。

以上は本運動の実施項目であるが、これらの総べては一ヶ処に主婦を集めるとか、又一定期日に実施すると言うことでなく、飽くまでも主婦のグループ活動により、会社は主婦の希望により、希望する項目を、希望する場所（主婦の家庭）に、主婦の家庭生活に不便を来たさない時間に実施すると言うのが原則になっているので運営については、相当の配慮を要する訳である。

教養としては、NHK婦人問題の解説者である西清子女史にお願いして、各地区に出向いて30名位を単位として時局解説を行い、そのあと忌憚のない懇談に移り主婦が日頃、知りたい、聞きたい問題について語り合う、こうすることにより主婦の視野が広くなり、時局に対する認識が深まり、自己の生活を反省し、新しい生活態度が培かわれることになる。このような講座は各地区で大歓迎であつた。

又、講座としては、文部省純潔教育審議会委員の大塚二郎先生にお願いして、親と子の正しい愛情関係の探求を基盤に、人間全般の問題としての道徳の在り方、特に性道徳を中心として、平易に講話するので、これ又、大歓迎されて、殆んど全地区に亘つて開催した次第である。

次に講習としては、季節により、編物、和洋裁、生花、料理等を地区毎に開催した。

生活の合理化では、第一に予算生活の普及に主眼をおいて、「生活を豊かにす

る主婦日記」と名づけて、家計簿と日記を兼ねたものを会社で作成して全従業員の家庭に配布した。これは現在、雑誌社等で発行しているものの粋を集めて、会社の状況、日常生活に知っておきたい便利帖等集めて作成されたもので、初めて家計簿を記入する者には、一寸むづかしい点もあるが、これは指導で補うとして、理想的であると思われるものを作った。なお、編集に当つては主婦の希望、意見も採入れた。

保健衛生としては、梅雨期に衛生管理者(医師)が各地を巡廻して家庭衛生、幼児の疾病について衛生講座を開催し、又指導員が看護婦、保健婦の資格を兼ねているので、地区委員会とかグループの会合の際、又は、家庭訪問に当つて、家庭衛生、特に育児を中心とした問題については実地指導も出来て、一石二鳥である。

次に子女教育及び不良化防止としては、前述した、大塚先生の教養講座があり、社会道德については固くるしいものでなく日常一般のエチケットに類する程度のものを採り上げ、家族の慰安としては、暑中休暇中に、会社が優秀な紙芝居屋と契約して、娯楽物と併せて児童教育向けのものと、安全衛生を加味したもの等を用意して、各地区毎に巡廻して、緑蔭等で観せるとか、又、新生活運動慰安納涼の夕として、劇映画とか、ニュース、漫画、文北映画等を同じく各地区毎に巡廻して上映する。最後に、親睦会、見学であるが、従来、同じ会社の従業員の集団生活は、兎角、隣近所のつきあいが悪く、生活しにくいと言うことは、一般の通弊であり、特に社宅地区においては、一層甚しいと言うのが実状である。そこで本運動を展開することにより、お互の親睦は、深まり相互扶助の精神が高まると言うことになる。

今、その实例を一つ取上げると、本運動推進に当つて種々指導を願つている人口問題研究所の篠崎科長が、アマミ大島学術調査団長として、行かれ、その時の島の生活状況を地区の懇談会席上で、一寸話した処、主婦の同情が澎湃として集まり、期せずして慰問袋運動となつて、各家庭より、衣類、学用品、菓子、食料等が慰問袋に詰められ、それらがトラック1台によつて東京都を經由して送られた事もあつた。

見学としては、各自バス代等を出し合つて地区毎にNHK、裁判所、新聞社、国会等を見学して見聞を広めた。

以上述べ来たつた如くは、第一段階として社宅1,000世帯に対して実施した新生活運動の概要であつて、直にその効果を論ずるのは時期尙早であるが、これを計画産児の面について見ても、実施一年後の実態調査の結果、統計上からも相当の効果が見らるし、又その他の面においても例えば衛生指導の結果、夏中、社宅地区の伝染病患者発生が皆無であつたとか、遅刻が減少するとか、会社取扱いの従業員の貯蓄高が上昇するとか、災害が減少する等の企業として歓迎される傾向を示して来たので、第二段階として、昭和29年度より川崎市在住の従業員5,366世帯を対象として展開する世帯数の再調査、指導員の養成、地区の育成等に着手した。

指導員の養成に当つては、前述した通り、本運動の推進母体をなすものであるから、特に「新生活運動指導員養成講座」を川崎製鉄所主催、人口問題研究会後援の下に昭和29年2月共済会館において、東京都下における受胎調節指導員検定証を所持する助産婦中、人口問題研究会にて推薦された約50名に対し、約2週間に亘り実施し、その中より35才以上の適格者20名を選出、指導員に任命した。

養成講座としては、斯界の権威者をお願いし、次の計画によつて実施された。

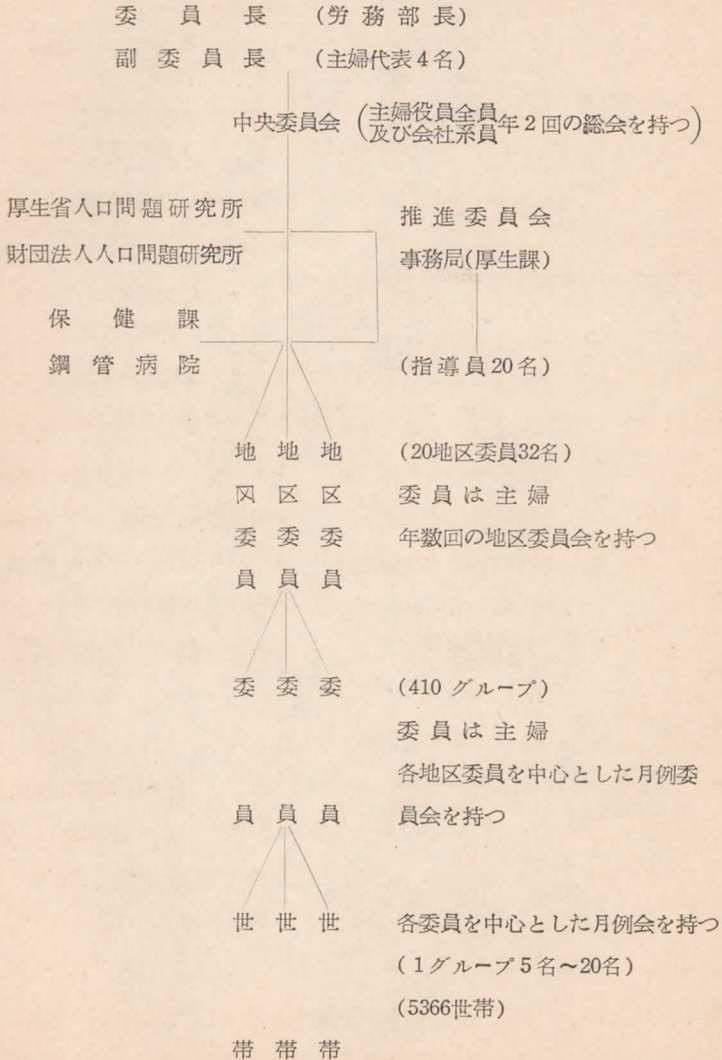
新生活運動指導員養成講座日程表

期日	場 所	演 題	講 師
2/3	共 済 会 館	発 会 式	
5	公 衆 衛 生 院	性生活と産児調節 健康生活とエンチーム	厚生省人口問題研究所科長 篠崎信男 国際福祉協会理事 脇田政孝 医博
6	〃	人口問題から見た家族計画 産児調節指導の実際	厚生省人口問題研究所部長 館 稔 都立墨田病院医長 古沢嘉夫
8	〃	家庭生活と衛生犯罪 公衆衛生と産児調節	警視庁衛生技師 小野常德 国立公衆衛生院長 古屋芳雄

10	公衆衛生院	人口問題と新生活運動 日本の人口現象	人口問題研究会理事 長 厚生省人口問題研究 所長	永井 亨 岡崎文規
13	読売ホール	日本性学会大会傍聴 研究発表8題・学術映画 2巻 特別講演シムポジウム		
15	共済会館	会社の現況と機構について 新生活運動の概略	日本鋼管株式会社 川崎製鉄所厚生課員	
17	公衆衛生院	乳幼児死亡とその対策 性教育の実際	国立公衆衛生院次長 世田谷区砦中学校長	斉藤 潔 大塚二郎
19	"	日本の生活改善 人生案内に出る家庭問題	読売新聞社編集委員 " 人生案内担当	渡辺智多雄 山本 杉
22	厚生省	優生保護法の活用について 避妊薬と薬事法	厚生省公衆衛生局庶 務課長 " 業務局薬事課 技官	小沢辰男 久万楽也
23	"	家庭における栄養改善 家庭における性病問題	厚生省公衆衛生局栄 養課技官 " 防疫課技官	岩田昌一 中原龍之助
3/3	共済会館	家庭生活の合理化 家庭争議とその解決法	早稲田大学教授 最高裁判所家庭局判 事	今和次男 内藤文質
5	"	家庭生活の科学的見方 実態調査と統計 指導員の心構え	厚生省人口問題研究 所技官 " 科長	小林和正 青木尙雄 篠崎信男
8	日本鋼管川鉄	工場見学(社宅・病院・保 育所) グループデイスカツション		
9	向島保健所	モデル地区座談会列席	古沢嘉夫博士	{ 地区指導員 被指導主婦約50名
12	厚生次官々舎	閉 会 式	終了証書交附 討 論 会	

指導方法は先づ、川崎市を従業員世帯密度を勘案して、地区を大体200世帯から300世帯を原則として20地区に分割して第一段階に準じて下記の通り組織づくりをした。

新生活運動組織系統図



組織造りが出来ると、次に指導員の配置であるが、これには、地区の生活状

況、環境等を考慮に入れて、適格な指導員を選定した事は言うまでもない。

指導要領は、社宅の場合と同様であるから、ここでは略すことにするが、20名の指導員がそれぞれ各地区に進出して行くと、色々生活上、悩みを持っている家庭に遭遇することが、ままあるので、これらを解決して、安心して、職場で働けるようにするには、それらを解決してやる生活相談所と言うものが必要となつて来るので、本運動においても、採り上げて生活相談所を設置した。即ち、法律相談として、弁護士の高米愛先生、身上相談として山本杉、山室民子先生に依頼して、会社厚生課内に相談所を設置して、面接、通信による二つの方法を以つて、自由に応ずるようにした。この相談所は大歓迎を受けて、既に解決を見たものは、数拾件に上り、家庭主婦から多大の期待を寄せられている。

然し、実施経過を見ると、生活相談所に来所する多くは、考えに考えぬいた末、始めて来所する者が大部分であり、この様な状況の時には、終局の線に来ているため、解決する場合も相当な困難が伴つてきているので、これは家庭のためにも不幸なことであり、この様な終局の状態にならぬ以前に相談に応じ、初期の間に解決を与えるためには、常に地区に進出して、この状態を把握するのが必要である。この必要性から、今後は、社会福祉主事の資格を持つた生活指導員を各地区に派遣し、生活相談所の先生と密接な連絡の下に相談に応ずるように計画している。

次に、教養、保健、衛生、生活の合理化、育児、教育、慰安、娯楽、レクリエーション、親睦、見学等は第一段階の社宅を対象とした実施要領に基き、更にこれを拡大実施した。今この実施一覧表を参考までに記してみよう。

教養慰安関係実施一覽表 (昭和29年度並びに昭和30年10月末まで)

実施項目		1	2	3	4	5	6	7
		編物講習	洋裁	料理講習	ふとん 綿入講習	活花	講座	巡回映画、紙芝居
実施 回数	昭和 29年度	62会場 1,499名	5会場 144名	65会場 1,563名	/	/	14会場 577名	29会場 映画のみ 14,000名
	昭和 30年度	22会場 589名	27会場 484名	48会場 1,886名	27会場 2,592名	25会場 1,264名	21会場 1,180名	映画のみ15回、 紙芝居、幻燈は 20地区各家庭持 廻りで実施 映画のみ 15,100名
期 間		毛糸 2ヶ月 ビニール 1週間	2ヶ月	1日 (1ヶ月間)	4時間	3ヶ月	3時間	映画1日 紙芝居、幻燈常時

実施後3年でこれが効果を数字的に求めるのは困難事であるが、家族計画による実績と見られる傾向が調査されたので次に記してみる。

家族計画による実績表 (参考)

調査 項目 年度	妊 娠 数			出 産 数				人工妊娠中絶数			家族計画実行率		
	指導 以前	指導 以後	低下の 度合	指導 以前	指導 以後	低下の 度合	指導 以前	指導 以後	低下の 度合	指導 以前	指導 以後	上昇の 度合 増	
昭和 28年	238	67	71.8%減	154	25	83.8%減	59	33	44.1%減	39.7%	56.0%	41.1%	
" 29年	1,506	525	34.9%減	605	317	47.6%減	751	152	79.8%減	40.7%	73.8%	81.3% 増	

即ち、実績表に示す如く、昭和28年度の調査においては、杜宅803世帯を対象としたが、家族計画の実行率は41.1%の上昇率に対して、妊娠数において71.8%減、出産数83.8%、中絶数44.1%減とそれぞれ低下の度合を示しており、昭和29年度指導開始5ヶ月後においては、2,908世帯を調査対象として、家族計画の実行率81.3%の上昇率に対して、妊娠数において65.1%減、出産数47.6%減、中絶数79.8%減とそれぞれ低下の度合を示している。

この比較は何れも指導以前における一年間と指導以後における一年間(但し昭和29年は5月間)を考察したものであつて、前述した通り適格なる成果は今

後の全般的な調査に俟たねばならないが、本運動に対する従業員の深い理解と熱意を看取することが出来る。以上本運動の概要について述べ来たつたが、世上一般に新生活運動と言うと直に産児制限運動と考える向きがあるが、発足以来、まだ3年目を迎えたに過ぎないが、ただ、そのスタート期において、計画産児に重点も置いたが、一応軌道に乗つた今日、平行して実施して来た本来の目的である教養、保健、衛生、生活の合理化、教育、社会道德、家族の慰安、娯楽、レクリエーション、見学等、文化的生活向上の運動を一層活発且つ広汎に展開し、幸福な家庭と明るく秩序正しい社会を築くための礎となる運動とし、健全な親子関係を基調とした新道德を培養し、延いては社会道德建設の基盤とするのが本来の目的であることを特筆しておきたい。

新生活運動

昭和 31 年 11 月 25 日 印刷

昭和 31 年 11 月 20 日 發行

編集兼發行者 財團
法人 人口問題研究会

東京・霞ヶ関厚生省内

印刷所 宮嶋印刷株式会社

